

平成 23 年

# 小樽市議会会議録(2)

第 2 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成23年 第2回定例会 会期及び会議日程  
小樽市議会

会期 6月28日～7月15日（18日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
6月28日（火）	提案説明	
29日（水）	休 会	政治資金規正法違反問題に関する調査 特別委員会
30日（木）	”	
7月 1日（金）	”	
2日（土）	”	
3日（日）	”	
4日（月）	会派代表質問	
5日（火）	会派代表質問	
6日（水）	一般質問	
7日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
8日（金）	”	”（総務・経済所管）
9日（土）	”	
10日（日）	”	
11日（月）	”	予算特別委員会（厚生・建設所管）
12日（火）	”	”（総括質疑）
13日（水）	”	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
14日（木）	”	
15日（金）	討論・採決等	

平成23年  
第2回定例会会議録目次  
小樽市議会

○ 6月28日（火曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
	予算特別委員会を6日間にすることを求める動議 中島議員	3
	○討 論 北野議員	4
	採 決（動議）	5
	採 決（会期）	5
1	日程第2 議案第1号ないし第11号及び報告第1号	6
	○市長提案説明（議1～10、報1）	6
	○議事進行について 北野議員	11
	○議事進行について 北野議員	11
	○議事進行について 北野議員	12
	○議事進行について 北野議員	12
	○教育行政執行方針 教育長	13
	○提案説明（議11 中島議員）	17
	採 決（議10）	17
1	日程第3 決議案第1号	18
	採 決	18
1	日程第4 休会の決定	18
1	散 会	18

○ 7月4日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	21
1	欠席議員	21

1	出席説明員	21
1	議事参与事務局職員	22
1	開 議	23
1	会議録署名議員の指名	23
1	日程第1 議案第1号ないし第9号及び第11号並びに報告第1号	23
	○会派代表質問 新谷議員	23
	○会派代表質問 山田議員	42
1	散 会	51

○ 7月5日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	53
1	欠席議員	53
1	出席説明員	53
1	議事参与事務局職員	54
1	開 議	55
1	会議録署名議員の指名	55
1	日程第1 議案第1号ないし第9号及び第11号並びに報告第1号	55
	○会派代表質問 秋元議員	55
	○会派代表質問 斎藤（博）議員	72
	○会派代表質問 成田（祐）議員	86
	採 決（議5、6）	100
1	散 会	100

○ 7月6日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	101
1	欠席議員	101
1	出席説明員	101
1	議事参与事務局職員	102
1	開 議	103
1	会議録署名議員の指名	103
1	日程第1 議案第1号ないし第4号、第7号ないし第9号及び第11号並びに報告第1号	103
	○一般質問 千葉議員	103
	○一般質問 小貫議員	112
	○一般質問 川畑議員	118

○一般質問	山口議員	124
○一般質問	安斎議員	130
○一般質問	佐々木（茂）議員	140
	予算特別委員会設置・付託	144
	常任委員会付託	144
1	日程第2 陳情	144
1	日程第3 休会の決定	145
1	散 会	145

○ 7月15日（金曜日） 第5日目

1	出席議員	147
1	欠席議員	147
1	出席説明員	147
1	議事参与事務局職員	148
1	開 議	149
1	会議録署名議員の指名	149
1	日程第1 議案第1号ないし第4号、第7号ないし第9号及び第11号並びに報告第1号並びに陳情及び調査	149
	予算特別委員長報告	149
○討 論	中島議員	154
○討 論	安斎議員	155
	採 決	156
	総務常任委員長報告	156
○討 論	秋元議員	158
○討 論	小貫議員	159
○討 論	成田（祐）議員	160
○討 論	佐々木（秩）議員	161
	採 決	162
	経済常任委員長報告	163
	採 決	164
	厚生常任委員長報告	164
○討 論	川畑議員	166
○討 論	千葉議員	167
	採 決	167
	建設常任委員長報告	167

採 決	169
1 日程第2 議案第12号及び第13号	169
○市長提案説明(議12、13)	169
採 決	169
1 日程第3 意見書案第1号ないし第17号	169
○提案説明 (意1 中島議員)	170
○提案説明 (意2 林下議員)	170
○提案説明 (意3、4 酒井議員)	171
○討 論 山口議員	173
○討 論 新谷議員	175
○討 論 鈴木議員	177
○討 論 松田議員	179
○討 論 成田(祐)議員	179
採 決	180
1 閉 会	180

## 議事事件一覧表

議案					
議案	案	第	1	号	平成23年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第	2	号	平成23年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	案	第	3	号	平成23年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	案	第	4	号	平成23年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算
議案	案	第	5	号	工事請負契約について
議案	案	第	6	号	工事請負契約について
議案	案	第	7	号	不動産の取得について
議案	案	第	8	号	訴えの提起について
議案	案	第	9	号	小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案	案	第	10	号	小樽市監査委員の選任について
議案	案	第	11	号	小樽市非核港湾条例案
議案	案	第	12	号	小樽市職員懲戒審査委員会委員の任命について
議案	案	第	13	号	人権擁護委員候補者の推薦について
報告					
報告	報	告	第	1	号 専決処分報告[平成23年度小樽市一般会計補正予算]
意見書案					
意見書案	意	見	書	案	第 1 号 介護保険の軽度者への給付削減をやめ、公費負担の大幅拡大を求める意見書(案)
意見書案	意	見	書	案	第 2 号 北海道地域防災計画(原子力防災編)の早期見直しと北海道電力泊原子力発電所の段階的運転停止・計画的廃炉・3号機プルサーマル発電計画の撤回を求める要望意見書(案)
意見書案	意	見	書	案	第 3 号 地方における公共事業の執行に必要な財源の確保を求める意見書
意見書案	意	見	書	案	第 4 号 道路の整備に関する意見書(案)
意見書案	意	見	書	案	第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)
意見書案	意	見	書	案	第 6 号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書(案)
意見書案	意	見	書	案	第 7 号 義務教育費国庫負担制度の堅持等を求める意見書(案)
意見書案	意	見	書	案	第 8 号 母子家庭自立対策の充実を求める意見書(案)
意見書案	意	見	書	案	第 9 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書(案)
意見書案	意	見	書	案	第 10 号 地方消費者行政の充実・強化を求める意見書(案)
意見書案	意	見	書	案	第 11 号 軽油引取税等に関する意見書(案)
意見書案	意	見	書	案	第 12 号 TPP交渉への参加を行わないよう求める意見書(案)
意見書案	意	見	書	案	第 13 号 米の先物取引試験上場の認可の撤回を求める意見書(案)
意見書案	意	見	書	案	第 14 号 原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書(案)
意見書案	意	見	書	案	第 15 号 東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書(案)
意見書案	意	見	書	案	第 16 号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書(案)
意見書案	意	見	書	案	第 17 号 原発に依存しないエネルギー政策への転換を求める意見書(案)
決議案					
決議案	決	議	案	第	1 号 石狩湾新港地域におけるLNG火力発電所の建設実現についての要望決議(案)
陳情					
陳情	陳	情	第	1	号 天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について
陳情	陳	情	第	2	号 新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について
陳情	陳	情	第	145	号 北海道電力泊原子力発電所の廃止に向けた段階的運転停止及び3号機プルサーマル発電計画の撤回要請方について
陳情	陳	情	第	146	号

## 質 問 要 旨

### ○会派代表質問

#### 新谷議員（7月4日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
- 2 財政問題について
- 3 防災について
- 4 原子力発電について
- 5 東日本大震災の市内経済への影響について
- 6 その他

#### 山田議員（7月4日2番目）

答弁を求める理事者 市長、監査委員、教育長及び関係理事者

- 1 三つの基本姿勢について
- 2 七つの重点公約について
- 3 財政について
- 4 監査について
- 5 防災計画について
- 6 東日本大震災による本市経済への影響について
- 7 小樽市教育行政執行方針について
- 8 その他

#### 秋元議員（7月5日1番目）

答弁を求める理事者 市長、選挙管理委員会委員長、教育長及び関係理事者

- 1 市政運営について
- 2 財政と補正予算について
- 3 市立病院について
- 4 防災対策について
- 5 その他



**斎藤（博）議員（7月5日2番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
  - (1) 泊原発防災等
  - (2) 米艦船入港時の「小樽方式」について
- 2 公約について
  - (1) 新幹線と並行在来線について
  - (2) 国際観光都市とカジノについて
- 3 予算について
  - (1) 消防広域化と消防無線のデジタル化について
  - (2) N B C災害対応資機材について
  - (3) ファミリーサポートセンターについて
- 4 その他

**成田（祐）議員（7月5日3番目）**

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 新共同調理場の土地取得について
- 2 エネルギー政策について
- 3 市立病院と市内の医療体制について
- 4 政治資金規正法違反について
- 5 防災について
- 6 地デジ化について
- 7 教育について
- 8 その他

**○一般質問**

**千葉議員（7月6日1番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市営墓地について
- 2 介護予防について
- 3 精神障がい者等の支援について
- 4 ペットの飼い主のモラル向上について
- 5 その他

**小貫議員（7月6日2番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 南小樽駅へのエスカレーター・エレベーターの設置を
- 2 耐震改修促進計画に基づく市の施設の耐震工事状況について
- 3 市の防災体制について
- 4 公の施設でのインターネット回線を利用可能に
- 5 その他

**川畑議員（7月6日3番目）**

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市営住宅環境の改善について
- 2 「ふれあいパス」について
- 3 文学碑について
- 4 その他

**山口議員（7月6日4番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 本市再生への展望 ー都市の魅力の再構築ー
  - (1) 旧国鉄手宮線とその沿線の活用整備について
  - (2) 天狗山観光のリニューアルについて
  - (3) 港湾利用の将来展望について
  - (4) 緑の再生について
  - (5) 移住・交流促進事業に関連して
  - (6) 秋以降の観光経済対策について
- 2 その他

**安斎議員（7月6日5番目）**

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 中松市長の公約について
  - (1) 商店街づくりと稲一再開発ビルの再生
  - (2) 小樽港について
  - (3) 雪対策について
  - (4) 文化芸術・スポーツ振興について
  - (5) 市民共調の街づくりについて

(6) 市民力とは？

- 2 庁内専用ホームページ「よもやま掲示板」について
- 3 北運河周辺の観光計画について
- 4 その他

**佐々木（茂）議員（7月6日6番目）**

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 行財政の状況について
- 2 まちづくりのテーマと施策の体系について
- 3 地方公会計制度改革と対応について
- 4 防災対策（災害に強い地域づくり）について
- 5 中心市街地活性化対策について
- 6 教育基本法の改正（生涯学習関係）について
- 7 教育振興基本計画について
- 8 学校図書館の充実について
- 9 その他

平成23年  
第2回定例会会議録 第1日目  
小樽市議会

平成23年6月28日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（1名）

26番 成 田 晃 司

出席説明員

市 長	中 松 義 治	教 育 長	上 林 猛
病 院 局 長	並 木 昭 義	水 道 局 長	原 田 憲 男
総 務 部 長	迫 俊 哉	財 政 部 長	貞 原 正 夫
産 業 港 湾 部 長	工 藤 裕 司	産 業 港 湾 部 参 事	鈴 木 勇 三
生 活 環 境 部 長	明 井 隆 生	医 療 保 険 部 長	志 久 旭
福 祉 部 長	中 村 浩	保 健 所 長	秋 野 恵 美 子
建 設 部 長	竹 田 文 隆	会 計 管 理 者	白 岩 宏
消 防 長	会 田 泰 規	病 院 局 長	小 山 秀 昭
教 育 部 長	大 野 博 幸	経 営 管 理 部 長	
総 務 部 総 務 課 長	中 田 克 浩	総 務 部 企 画 政 策 室 長	渡 辺 章
		財 政 部 財 政 課 長	黒 澤 政 之

議事参与事務局職員

事務局長 佐藤 誠一  
庶務係長 伝里 純也  
調査係長 沼田 晃司  
書 記 木戸 智恵子  
書 記 柳谷 昌和

事務局次長 佐藤 正樹  
議事係長 中村 弘二  
書 記 相澤 幸  
書 記 佐藤 誠  
書 記 高野 香織

**開会 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、平成23年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、新谷とし議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 20番、中島麗子議員。

**○20番（中島麗子議員）** 予算特別委員会を6日間にすることを求める動議を提出します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** ただいまの動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

**○20番（中島麗子議員）** 予算特別委員会を6日間にすることを求める動議の提案趣旨説明を行います。

今年度は、統一地方選挙が実施され、新しい議会体制になりました。これまで選挙時の第1回定例会に提案される予算は骨格予算で、選挙後に改めて肉づけ予算としてきました。過去の統一地方選挙時の予算特別委員会の日程を見ると、平成11年、15年、19年ともに第1回定例会の予算特別委員会は4日間、第2回定例会の予算特別委員会は6日間、開催されています。ただ、平成19年は、7月に参議院議員選挙があったためと思われるが、4日間になっています。参議院議員選挙がなければ、通常どおり6日間、開催されたと思われる。

今回、議会運営委員会委員長提案によりますと、提出議案件数が10件、そのうち先議分が3件、補正予算総額を見ても4日間で十分審議できるとのことです。しかし、これまで予算特別委員会の日数は、議案件数や補正予算額で決められた経過があったのでしょうか。今回は、前回の平成19年に従って4回にしたとしか考えられません。

とりわけ今回は、東日本大震災の影響で3月の宿泊数が4,000泊もキャンセルになるなど、小樽市観光に大きなマイナスが出ました。臨時会では、緊急経済対策として10,000人ウエルカム事業と観光振興券交付事業が提案され、可決しています。本定例会にも災害対策、観光振興にかかわる提案が多く、十分な審議日程が必要です。

また、平成16年度以来、赤字決算を続けてきた一般会計は、22年度で実質収支が黒字に転化しています。平成21年度3,100万円の赤字分を解消して、11億8,000万円の単年度黒字決算見込みです。黒字転化の要因を明らかにし、長年にわたる市民サービスと職員給与削減の回復についても、審議を開始する必要があります。

他会派の皆さんからは、「4日間で十分審議できる」「日程を延ばすことも一つの方法だが、質を充実させることで対応できる」との意見もありました。しかし、本定例会は、中松義治新市長のパーティー券問題で、現職総務部長をはじめ10人の幹部職員が政治資金規正法違反で罰金刑と公民権停止処分を受け、市民からは厳しい批判が集中している中で開催される定例会です。

6月7日に小樽市民センターで開かれた緊急講演会では、北大公共政策大学院の宮脇教授からは、「会派ごとの対応にとどまらず、議会としてこの重大問題にどう対応するのか問われる」と指摘がありまし

た。また、市民からは「選挙のときだけお願いしますと言うけれど、今の小樽の議員で市民のことを本気で考えている議員は一人もない」と厳しい発言があり、賛同のどよめきが起こる事態でした。

市民は、議会が本気で市役所ぐるみの政治資金規正法違反の問題を追及し、市民の信頼できる市役所にしていこうとしているのか、強く注目をしています。このときに予算特別委員会の日程を通年よりも縮小して提案することは、到底理解が得られないと思います。小樽市議会が市民の期待にこたえた議会運営を進めることを願って、提案趣旨説明といたします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

**○22番（北野義紀議員）** 日本共産党を代表し、ただいま提案されました予算特別委員会を6日間にすることを求める動議に賛成の討論を行います。

議会運営委員会の議論の話を聞きました。統一地方選挙後、初めての定例会で、予算額は少なくとも新市長の下で初めての定例会であり、予算特別委員会は通常どおり6日間とすることは、これまでも行われてきたことですから、ぜひ本定例会でも6日間をとって十分な審議をすることが求められています。

4年前4日間だという例を引いた方がいるようですが、これは直後に参議院議員選挙が予定されていたことから、そこと日程がダブるということもあって、特例として予算特別委員会は4日間の合意で行われ、前例にはしないということでありました。この経過に照らしても、本定例会の後に国政選挙が予定されているということではありませんから、予算特別委員会は6日間をとってしっかり審議することは当然求められているわけです。

統一地方選挙後の定例会で予算特別委員会を4日間とすることは、明らかに審議日程の削減にほかなりません。先ほども提案説明で指摘をしているように、今、市民はパーティー券の政治資金規正法違反問題で市議会がどう対応するか、大いに注目をしているところであります。

今回のパーティー券問題で、その背景に相乗り市政、議会ではオール与党体制の問題があることが指摘されているところですが、この相乗り市政、オール与党体制になってから、議会の審議日程が本当に少なくなり削減されてきたのが、この間の事実であります。繰上充用のときもオール与党相乗りで、予算特別委員会が開かれなくなっています。結局、オール与党、相乗り市政ができ上がってから十分な審議がやられてきていないというこの事実こそ、議会としてパーティー券問題の教訓から何を学んでいくか、どう改善していくかということが強く求められるし、市民の願いにこたえることこそ、議会のあり方だと考えているわけです。

今回、市長の予算執行にチェックすることの弱まりと重なって、今回のパーティー券問題を引き起こしていると私は考えています。市長をはじめ理事者に議会として猛省を促すのが、市民の代表である議員の役目だというふうに自覚をしているわけです。しかし、オール与党の皆さんは、議会の審議日数を削減してきたことが今回の原因とはちっとも考えていないと受け取れるわけです。

今回、北海道新聞では、パーティー券の問題を5回にわたって連載した特集「緩みの構造」の3回目で何と書いているか。6月23日付けの報道ですが、賛成討論がないという問題について、こう書いています。「与党のベテラン市議は、『どのような討論をしても、野党の共産党が揚げ足取りの材料に使うだけだ』と説明していると。こんな事実無根の情けない話を道新に語った与党のベテラン議員とは、一体だれですか。名乗り出たらいかがですか。ベテラン議員といえ、通常4期以上を指すのです。そうすると、与党の中で4期以上となれば、正副議長を除けば、保守系無所属の久末恵子議員、自由民主

党の成田晃司議員、前田清貴議員、それに公明党の高橋議員しかおりません。このうちのどれかであることは明らかですが、恐らく自由民主党のどれかが語ったのではないかと私は思うのですよ。名乗り出て、堂々とそのわけを説明していただきたい。

道新の記事の中でベテラン市議の揚げ足取りの発言の後、こう書いています。「市民に議会論議をわかりやすく示そうという意識は、残念ながらない」と批判しているのです。そのとおりで思うのです。賛成、反対はあっていいのです。議会ですから考え方が違う人が大勢集まっているから、一つの議案に対して賛成、反対はあってしかるべきです。しかし、自分はなぜ賛成なのか、なぜ反対なのかを市民の前に堂々と明らかにするということが、市民から選ばれた議員の責任ではないでしょうか。それとも、賛成討論をしたら、市民の前で申し開き立たない、市民からいろいろと批判されるから、それが恐ろしいから賛成討論をしないということなのでしょう。いずれにしても、はっきりさせていただきたい。だから、賛成するという与党の議員が、自分が賛成することに満々たる自信あるいは大義がない、こういうふうには批判されても言いわけのしようがないと思うのです。

それこそベテラン議員だったらおわかりかと思うのですが、よく議論された赤字続きのときの繰上充用のとき、志村市長以前、稲垣市長のときもそうですが、繰上充用のときは必ず本会議で与野党問わず質疑が交わされていた。それだけにとどまらないで、予算特別委員会を構成して赤字の原因を徹底審議していたのです。それがオール与党になってから、共産党の要求にもかかわらず、やらなくなっているのですよ。私は、こういう議会として審議日数を短くして十分な審議を行わない、ここに議会側のパーティー券の問題を許した、そういう構造があると考えているわけです。

ですから、ぜひとも皆さん、小樽の今回の場合、予算額が少ないなどと言っていますが、平成22年度の決算見込みで12億円の黒字を出しているのです。13億9,000万円あった赤字を何年にもわたって少なくしてきたけれども、22年度は一挙に12億円の黒字ですよ。市民にいろいろな犠牲あるいはサービスの低下を押しつけておいて、大幅な黒字を出した。なぜこういう黒字が出たのか、しっかりと審議して市民の前に明らかにする責任があるのではありませんか。こういうことをわずか4日間でやれと、そんな無理なことを共産党以外の皆さんは言っているのです。こんなことでどうして議会の審議を十分保障する、市長の予算執行をチェックする、こういう役目を果たすことができるでしょうか。

私は、議会というのは地方自治法の第96条で、条例、予算、決算、こういう議決権が定められているわけで、この議決権は議会の中の権限中、最も基本的な本質的なものなのです。本条の議決によって小樽市という普通公共団体としての意思が決定するのです。さらに第98条では、議会が小樽市の事務の執行に対する監視権を規定しています。このような地方自治法の規定精神に照らして、市民の負託を受けた議員がその役割を果たす上でも、予算特別委員会は6日間とって十分な審議を行うことを強く要求し、各位の賛同をお願いして討論を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより採決いたします。

本動議に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立少数。

よって、本動議は否決されました。

次に、会期の決定についてお諮りいたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

本定例会の会期につきましては、本日から7月15日までの18日間とすることに、賛成の議員の起立を求めます。



(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第11号及び報告第1号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第10号及び報告第1号について、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

○市長(中松義治) 本日、平成23年第2回定例会が開会されるに当たり、今後4年間の市政運営、まちづくりについての考え方の一端を述べさせていただき、議員の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

私にとって初めての定例会となりますが、この本会議場に立ち、今、改めて歴史のある小樽市政の運営について負託を受けた重責を感じており、私の持てる力をすべて傾注し、こよなく愛する「小樽」のまちづくりに一身を投げ打って取り組む覚悟であります。

さて、我が国の経済は東日本大震災の影響等により、かつてなく厳しい状況にあり、電力不足のほか雇用情勢の悪化などについても懸念されているところであります。

本市におきましても、この震災による国内消費の自粛や国外における風評などから、観光客が大幅に減少しております。このため、さきの臨時会では、緊急的な経済対策として「10,000人ウエルカム事業」と「観光振興券交付事業」を新たに予算措置するなど、現在、観光客の回帰に全力を尽くしているところであります。

本市を取り巻く社会経済情勢については、人口減少の深刻化や超高齢化社会の到来、そして厳しい財政状況、さらには社会資本の老朽化など、大変厳しいものがあります。

一方で、4月28日には地域主権関連3法が成立するなど、「地域のことは地域に住む住民が決める」という「地域主権」の取組が再び動き始めました。地域主権改革は、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本としており、国に頼らない自立した都市経営の確立に向けて、他の自治体と連携して取り組むことはもとより、市民、地域、行政が何にも増して、それぞれの役割に自覚と責任を持って行動に移していくことが重要と考えております。

このため私は、これからの4年間、本市の抱えるさまざまな課題を解決しながら、市政運営やまちづくりを進めるに当たって、市民の皆様と行政が協働し「市民力を生かした『活力あるおたる』の創造」を目指すこととし、次の「三つの基本姿勢」を掲げました。

まず第1は、この「市民力の活用」であります。市民参加の市政運営を進め、「市民力」によるまちづくりを目指してまいります。

まちづくりの原点は「市民の幸せ」であります。これからの都市経営は市民の参画なくしてはあり得ません。ですから、「まちづくりの主役は、市民」であると言えます。私は、この歴史ある小樽に住む市民の皆様が、まちづくりの可能性やヒントとなる多くの知識や斬新なアイデアをたくさん持っておられ、これらは私たちが日ごろ気づかない小樽のポテンシャルを引き出すための大きな力になると思うのであります。

一方、住民生活に直結する地域のさまざまな問題については、住民が互いに協力し、助け合いながら、地域みずからの手で解決していくことが求められています。しかしながら、都市化が進み、価値観が多様化するとともに少子高齢化が進展する中で、これまでコミュニティの中核として地域活動を支えてき

た町会は担い手不足に陥っております。

このため、町会など地域自治組織の活性化に向けた前向きな検討を促し、自主的・自発的活動を支援するなど、市民の皆様がその持てる力、「市民力」を最大限に発揮し、地域の課題解決や個性豊かな新しい地域づくりに参画していただけますよう、地域と行政とのしっかりとした協力関係を築いてまいります。

第2は、「安心・安全なまちづくり」であります。

申し上げるまでもなく、市民生活と最もかかわり合いが深く市民満足の基本となるのが、生活の安心と安全の確保です。子供からお年寄りまで、だれもが健康で心豊かに、安心・安全で健康に暮らせる地域社会の実現を目指すものであります。

後ほど、重点公約でも説明申し上げますが、特に市立病院の統合新築については着実に事業を推進してまいります。あわせて、関係機関などと連携を図る中で救急医療体制を整備していくなど、市民の皆様の命と健康を守ってまいります。

また、これまで本市は比較的災害の少ないまちと考えられてきましたが、今般の「千年に一度」と言われ、津波による被害も甚大であった「東日本大震災」の影響から、「防災」に対する市民の関心が急速に高まっており、「防災」についてはできる限り速やかに対応していかなければならない課題であると認識しております。

これらを踏まえまして、小・中学校の耐震化を計画的に実施していくほか、現行の「地域防災計画」をしっかりと点検・検証し、必要な見直しを行うとともに、津波を想定した「ハザードマップ」を新たに策定するなど、防災対策の強化や充実を図ります。

そして第3は、「魅力ある生活都市の創造」であります。

本市は、北海道の開拓とともに発展する中で、昭和の初期までに築かれた貴重な歴史的文化的遺産を有し、豊かな自然環境とともに情緒あふれるまち並みは、そこに住む人はもとより、訪れる人々を魅了してきました。

このような小樽特有の財産を守りはぐくみ、市民一人一人が一層、愛着を深め、さらに誇りを持って暮らすことができるまちづくりを進めるとともに、他の都市にはない小樽の魅力を幅広く効果的に情報発信していくことにより、小樽を訪れる人、さらには新しく移り住む人々を増やすなどし、「魅力ある生活都市の創造」を進め、まちの活力を高めながら地域経済の活性化へとつなげてまいります。

先ごろ、平成22年度本市の観光入込客数の概要を公表しました。残念ながら、東日本大震災の影響もあり、年間入込客数は約668万人と、昨年度に引き続き700万人を割り込み、対前年度比で2.8パーセント減少しました。ところが、宿泊客数全体も減少する中であって、特に東アジア圏の宿泊客数は増加傾向にあり、小樽の食文化や観光資源などの財産は、海外においても十分魅力的であり、現地の人々を引きつけていると推測されるものであります。

本市は、国際貿易港として長い歴史を有するほか、大都市札幌市と隣接し、空港や他都市との交通アクセスも良好です。アジアの時代と言われる今日、小樽特有のこの財産を最大限に活用するとともに、こうした交通ネットワークの優位性を発揮し、北海道とアジアを結ぶ「国際観光都市」として躍進を遂げる必要があると考えます。国内はもとより海外からの観光客の皆様を温かく迎え入れ、多彩なまちの魅力を感じていただくため、観光基盤や受入れ態勢の整備を図っていき、「小樽に行ってみたい、人と触れ合いたい」と思ってもらえることにより、さらなる交流の拡大に努めてまいります。

一方、本市は、かつてニシン漁で栄えた「水産都市」という側面を持ってありますが、近年、漁業就業者の減少、高齢化など、漁業経営を取り巻く環境は厳しい状況にあります。しかしながら、数年前か

ら、ニシンの回帰に伴い、春の「おたる祝津にしん祭り」がスタートしたほか、秋には「おたる産しゃこ祭り」が開催されるなど、市内関係機関が連携し、小樽の水産物のブランド化、観光資源の発掘といった新たな取組が進められております。また、小樽に水揚げされる「ホッケ」を原材料とした練り製品や「ホタテの稚貝」は道内外に広く出荷されるなど、オンリーワンを目指すための隠れた資源も有しております。

このため、イベントの推進はもとより、水産資源の有効活用を図り、1次産業である漁業と2次産業である水産加工業の融合を目指すなど、食を中心とした新たな商品開発やブランド化、国内外への販路の拡大を進めることで「水産都市おたる」として、産業の振興や雇用の拡大を図ってまいります。

次に、施策を推進するに当たっての七つの重点公約について、その概要を申し上げます。

まず一つ目は、全国的に知名度を持つようになった小樽観光の充実、グローバル化時代の国際観光への挑戦であります。

先ほど「三つの基本姿勢」の中でも「国際観光都市」としての躍進について申し上げましたが、経済成長が続く東アジア圏などをターゲットとした外国人観光客の誘致と国際観光の推進を図りつつ、経済波及効果を高めていくものであります。また、開港以来100年以上の歴史を有する小樽港については、フェリー航路やコンテナ航路の利用促進など商業港としての振興を図るとともに、国内外のクルーズ客船の寄港増に向けて積極的な誘致活動を展開します。

あわせて、後志など広域連携による商工業の振興など、地域経済活性化を推進するとともに、新たな雇用創出による若者の定着を目指すことであります。定住自立圏構想に基づく「北しりべし圏」などとの交流や産業間の連携を強化するとともに、本市の恵まれた地域資源や知名度など「強み」を最大限に活用します。

二つ目は、まちづくりの核となる、丸井今井小樽店跡地付近の再開発であります「稲一再開発」を商工団体と連携し、道筋をつけることであります。

本市の経済を支えている中小企業の振興なくして、経済の活性化を考えることはできません。このため、商業環境の変化に対応した商店街づくりを支援していくほか、経済団体との相互連携によって中心市街地の活性化を図るとともに、稲一再開発ビルの再生に向けて積極的な取組を進めます。

三つ目は、二つの病院を統合し、新市立病院の建設を進め、平成26年度の開業を目指すことであります。だれもが安心して暮らせる地域医療体制の充実を図るため、新市立病院の建設は本年度中に実施設計を終え、その後、建設工事に着手する予定であり、現病院におきましても着実に新市立病院へ向けての準備を進めております。

四つ目は、学校再編を進め、校舎改築や給食環境など、教育環境の整備を進めることであります。

少子化への対応と教育環境の整備充実を図るため、「小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画」に基づき、小・中学校の再編を進めるとともに、校舎などの耐震化や改修を進めてまいります。

また、安全・安心な学校給食を提供するため、新共同調理場の建設に着手します。

五つ目は、保育所施設や民間の保育への支援などの子育て環境の整備に努めることであります。

すべての子供が健やかに育ち、安心して子供を産み育てることができる社会を目指し、「おたる子育てプラン」をベースに、子育て世代の皆様のニーズに応じた子育てに関する相談や助言、情報提供などに努めるほか、保育環境の整備や支援サービスの充実など、総合的な子育て支援を進めてまいります。

六つ目は、高齢者や障害者の方が安心して暮らせる施設整備などの支援体制をつくることであります。

高齢者や障害を持った方々が安心して自立生活を送ることのできる支援体制を強化してまいります。

また、市民の皆様が安全に暮らせるよう、生活基盤の整備として、雪対策や自然災害に向けた体制を

強化し、安心・安全なまちづくりを進めるとともに、公営住宅の建替え、公園や道路の計画的な整備など、社会資本の整備により市民生活における利便性の向上を目指します。

七つ目は、小樽市の真の財政再建を成し遂げることであります。

山田前市長の12年間は、一般会計の累積赤字が最大で14億円に達するなど厳しい財政状況が続きましたが、「選択と集中」による事務事業の見直しなどの行財政改革を推進され、その結果、財政健全化計画を2年前倒して、平成22年度決算をもって累積赤字が解消される見込みとなっております。

しかしながら、地域経済の低迷などにより市税収入は減少傾向にあり、他会計や基金からの借入れにより収支の均衡を図るなど、引き続き厳しい財政状況であることに変わりはありません。今後、新市立病院の建設のほか、学校再編に伴う校舎の耐震化・改築など、大規模な建設事業が集中することから、事業の平準化なども念頭に置きながら進めていく必要もあると考えております。

また、市民など多くの皆様の意見を取り入れて策定した「第6次小樽市総合計画」が平成21年度からスタートしており、総合計画の推進とあわせ、「真の財政健全化」に向けて、さらなる収支の改善に努めてまいります。

中小企業を中心とする本市の経済は、依然として厳しい状況であります。また、人口減少が進むとともに超高齢化社会へと突入し、財政問題とも相まって、多くの困難に直面しております。しかしながら、私は、長い歴史と伝統を持ち、多くの先輩方が築き上げてきた、この小樽が限りない潜在力と可能性を秘めていると確信しております。また、この可能性に向かって進んでいくための新しい「風」を感じております。これからの4年間、公約の実現はもとより、先ほど来申し上げてきた「国際観光都市」と「水産都市」につながっていく活力向上に向けた施策を着実に進めていくこととし、この愛する小樽が次の時代へと羽ばたくため、私がこれまで民間で培ってきた経験と感覚を生かしながら、市民の皆様とともに職員と一丸となって市政運営に邁進してまいります。

議員各位及び市民の皆様のお理解、御協力を重ねてお願い申し上げます。

それでは、今議会に上程されました各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第4号までの各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものとしては、一般会計では、まず当面の最大の課題であります経済対策について、雇用の面からは、このたび北海道から追加の補助内示がありました「重点分野雇用創出事業」として、「津波ハザードマップ作成基礎調査事業」などを計上するとともに、「地域人材育成事業」として、「若年者就職支援雇用プログラム推進事業」を計上したほか、市独自の雇用対策事業といたしまして、小・中学校の側溝清掃など屋外環境整備や、街路樹の剪定などに要する経費を計上いたしました。

また、既に説明をさせていただいております「東日本大震災に係る経済対策」を具体化するための第2弾の予算措置として、中国と台湾をそれぞれ訪問し、観光プロモーションを実施する「東アジア圏観光客誘致事業費補助金」のほか、国内外のマスメディアを活用した宣伝や海外からのメディア関係者の招聘などを実施する「観光プロモーション推進事業費補助金」、FMラジオを通じて道内向けに本市の観光PRを実施する「観光情報発信事業」などに要する経費を計上いたしました。

さらに、道道小樽港線、通称「臨港線」沿いの観光バス駐車場のうち、現在閉鎖されている余市側部分につきましては、本市の観光施策において大変重要な施設でありますことから、市が駐車場の開設者となって再開するため、国有地の借上料など、所要の経費を計上いたしました。

このほかの経済対策といたしまして、「『小樽で買物』キャンペーンセール助成事業費」や「商店街年末年始大売出し支援事業費補助金」などにつきましては、厳しい市内経済の活性化への一助となるよ

う、本年度も引き続き実施することとし、所要の経費を計上いたしました。

子育て支援対策といたしましては、子育て中の保護者の育児負担の軽減を図るため、NPO法人に委託して地域の中で子育てをする会員制の援助活動を行う「ファミリーサポートセンター事業費」や、民間保育所の改築等に対する補助金を計上し、その他の新規事業といたしましては、国の補助制度を活用して、特定の年齢層を対象に無料の大腸がん検診を実施する「働く世代への大腸がん検診推進事業費」などを計上いたしました。

また、「災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車」の購入に要する経費を計上したほか、教育関係では、学校給食共同調理場の建設のための実施設計や地質調査に要する経費を計上するとともに、手宮小学校についての「校舎等耐力度調査事業費」を計上いたしました。

そのほか、当初予算で一部計上を保留しておりました「除雪費」につきましては、当初予算計上分と合わせて、例年並みの事業費を確保するため、所要の補正をいたしました。

一方、歳出に対応する財源といたしまして、使用料、国庫支出金、道支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入及び市債を計上するとともに、当初予算で計上を保留しておりました特別交付税を計上し、なお不足する財源につきましては、前年度繰越金を計上いたしました。

これらの結果、一般会計におきましては、補正額は歳入歳出ともに17億3,834万円の増となり、財政規模は569億8,869万円となりました。

次に、特別会計の主なものといたしましては、住宅事業で「道営若竹団地1号棟」の耐震・リモデル設計に要する経費などを計上いたしました。

次に、議案第5号から議案第10号までについて説明申し上げます。

議案第5号工事請負契約につきましては、長橋中学校校舎耐震補強ほか改修工事の請負契約を、契約金額3億6,102万7,800円をもって西條・小杉共同企業体と締結するものであります。

議案第6号工事請負契約につきましては、桜町中学校校舎耐震補強ほか改修工事の請負契約を、契約金額2億4,780万円をもって福島・小杉共同企業体と締結するものであります。

議案第7号不動産の取得につきましては、学校給食共同調理場の敷地として、真栄1丁目の1万163.79平方メートルの土地を取得価格1億9,200万円をもって、株式会社北のたまゆらから取得するものであります。

議案第8号訴えの提起につきましては、市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払の請求について、訴えを提起するものであります。

議案第9号過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するものであります。

議案第10号監査委員の選任につきましては、木野下智哉氏の任期が平成23年5月31日をもって満了しておりますので、後任として菊池洋一氏を選任するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成23年度一般会計において石狩後志海区漁業調整委員会委員選挙執行経費に係る予算を措置するため、同会計の補正予算について平成23年6月20日、専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げますが、なにとぞ原案どおり御可決、御同意、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

（「議長、22番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 議事進行の申出がありましたので、これを許可します。

22番、北野義紀議員。

**〇22番（北野義紀議員）** 本会議における教育行政執行方針について、これから教育長が方針の報告を行うわけですが、6月23日に開かれた教育委員会では、教育行政執行方針案についての審議を市民の傍聴を排除して、小樽市教育委員会会議規則に反して非公開で行いました。はるか昔は知りませんが、私が市議会に議席を置くことになった1971年以降、本会議で教育委員会の教育行政執行方針の報告は初めてのことであります。

ところが、なぜ非公開で行ったか。議会運営委員会の議論を聞いていましたら、議会におもんばかって非公開にしたとの説明であったようです。議会としても、規則違反までして配慮していただく筋合いは全くありません。一体議会のどの会派に遠慮して、こんな規則違反をやったのですか。議長として、規則違反で審議された教育行政執行方針の報告を淡々と認めるのか。私は、教育長の報告の前に教育委員会として規則違反を謝罪し、議会との関係でもけじめをつけて報告をしていただく、このことを要求するわけですが、議長の見解を求めます。

**〇議長（横田久俊）** ただいま北野議員から議事進行に関する発言がございましたが、これにつきましては、まず本会議の進行につきましては議会運営委員会で決定したものでありますので、このまま進めさせていただきます。

それから、6月23日の教育委員会では教育行政執行方針の審議を非公開で行ったことについて、規則違反ではないのかと。私へのお尋ねだと思いますので、私の見解を申させていただきますが、小樽市教育委員会がみずから作成しました小樽市教育委員会会議規則の第18条第1項第5号には、公開しないことができる旨の規定があります。これにつきまして、私がここで独立した行政委員会であります教育委員会の決定がだめだったとか、それは規則に違反しているとかというふうには思っておりません。当然、出席委員の3分の2の合意に基づいて公開をされなかったということでありますから、それは特に瑕疵のあることではないと思っておりますので、このまま議事を進行させていただきます。

（「議長、22番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

**〇議長（横田久俊）** 同一内容でしょうか。

（「違います」と呼ぶ者あり）

**〇議長（横田久俊）** 発言を許します、どうぞ。

**〇22番（北野義紀議員）** 今、議長の話の聞いてみると、教育委員会は独立した行政機関だとおっしゃいました。それはそのとおりです。しかし、それであれば、なぜ市長からも独立している行政機関である教育委員会が、議会に卑屈におもねなければならないのか。おかしい話でしょう。非公開にしたというのは、本日の本会議で、教育長が審議された教育行政執行方針を説明する前に市民が傍聴するところでやったら議会より先に知る人がいると、市民がです。そういうことにおもねて規則に違反してやった行為なのです。

聞くところによれば、これからは毎年、2月の定例会でその年度の教育委員会の教育行政執行方針の報告あるようですが、そのたびに市民を排除したところで議会に報告する方針案を審議するというのを議会としても認めるということになるのです。こういう法令違反を認めてはならないというのが私の見解です。

とりわけ今回パーティー券の問題で、庁舎内で法令に違反して堂々とパーティー券が売買されていると。これが市民の怒りを買っているのです。そういうときに、また議会として規則に違反して非公開で行った方針を、ここで淡々と聞くというようなことを許せば、一体どういうことになりますか。私は、パーティー券の問題で法令違反の問題があるというときに与党が、そんなこと構わないと、続ける続け

ろというようにやるから、パーティー券のようなああいふ法令違反がまかり通るような市役所になってしまったというふうに思っていますから、私はこの点では妥協できません。再度議長の見解を求めるものです。

**○議長（横田久俊）** 再度、北野議員にお答えをいたします。

繰り返しになりますが、教育委員会は地方自治法上、独立した執行機関でありますから、その機関が会議規則にのっとって決定したことに議会が、それはけしからん、やってはだめだという話にはならないと思いますので……

（「それは違うよ」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** もし御疑義があれば、代表質問あるいはその他の委員会の質問で、その辺をしつかりと主張されて明確にさせていただければと思います。

（「冗談でないですよ。議長、22番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 同一内容ですと、これ以上お受けすることはできません。

（「同一内容ではありません。議長のただいまの説明にかかわって、本日の本会議の運営にかかわることですから発言を求めているのです」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 22番、北野義紀議員。

**○22番（北野義紀議員）** ただいまの議長の説明は、議会のチェック機能を放棄した発言だととらざるを得ません。市長部局であれ、市長から独立している教育委員会であれ、行政機関の間違えば、与党、野党の違いを超えて議会としてただすのは当たり前でないですか。

（発言する者あり）

**○22番（北野義紀議員）** いやいや、恐ろしいことを言う議員が現れましたね。教育委員会の会議規則第18条に会議の公開というのがあります、山口さん。この中で「会議は、公開とする」とあるのです。「ただし」ということで、先ほど議長がおっしゃった5項目があるのですが、議会に配慮して非公開にするとは、どこの項目にも書かれていませんよ。こういう規則違反を堂々とやってきた教育委員会に対して、議会として当然チェック機能を発揮するのが当たり前のことです。市長と教育委員会は、それぞれ行政機関として独立し、別のものかもしれませんが、議会としては、両方に対して間違いがあれば間違いだと言うのは当たり前のことです。見解を求めます。

**○議長（横田久俊）** 私には同一内容での質問のように聞こえますが、お答えを申し上げます。

何度も言いますが、第18条第1項第5号に記載がありまして、教育委員会が独自の判断といいましょうか、手続にのっとった判断でこの会議を公開しないと決めたことでもありますから、それを今ここで直ちに議題として取り上げて、それに違反しているから執行方針を聞けないというお話でありますから、それについては……

（「聞けないとは言っていない」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** お聞きください。それについては、このまま教育長の方針を行っていただくということで打ち切らせていただきますが、御理解をいただきたいと思います。

（「理解できません。議長、22番、最後の議事進行です」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 最後にしていただきたいと思いますが、22番、北野義紀議員。

**○22番（北野義紀議員）** ただいま議長がおっしゃったことを認めるということになりますと、会議規則第18条第1号から第5号まであるのですが、ここでどこにも、先ほど言ったように議会に配慮して非公開にするとは書いていないのです。それで、恐らく……

(発言する者あり)

**〇22番(北野義紀議員)** もしですね、いや、いろいろ意見があるのなら、きちんと正式に発言してください。私は、議長の許可を得て発言しているのですから。

(発言する者あり)

**〇22番(北野義紀議員)** 今回の第5号に「公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれのある事項」とあるのです。何か関連あるとすれば、文言上はここしかないのですよ。そうすると、これから教育長が平成23年度の教育行政執行方針をそこで説明するということになる、どういうことになりますか。教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を来すおそれのある報告をするということになるのですよ。笑い話にもならないですよ。だから、私は、教育委員会に、始まる前に教育長の判断ではじめをつけて報告に入っていたきたいということを強く要望し、内容によっては議長のおっしゃるとおりしかるべきところで対応します。

**〇議長(横田久俊)** 議事を進めます。

次に、平成23年度小樽市教育行政執行方針について説明するため、教育長から発言の申出がありますので、これを許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**〇議長(横田久俊)** 教育長。

(上林 猛教育長登壇)

**〇教育長(上林 猛)** 教育委員会として、初めて小樽市議会の場で教育行政執行方針を説明できることになりましたことを心より感謝申し上げます。

本年度は改選期でございますが、平成23年度の教育行政全般にわたり主要な取組を中心に述べさせていただきますと存じます。

まず、学校教育の分野においてであります。平成21年度から5か年計画で推し進めている「小樽市学校教育推進計画(2次計画)」は、本年3年目を迎えており、「心豊かに学び ふるさとに夢と誇りをもち たくましく生きる 小樽の子どもの育成」を基本理念としております。具体的な展開といたしましては、五つの重点目標を定めておりますので、この目標に沿いながら述べていきたいと思っております。

まず、重点目標の一つ目は、「確かな学力の育成」についてであります。

基礎的・基本的な知識の習得と課題を解決する思考力や判断力を養うために、学習状況の把握や指導方法の改善を図ってまいります。

そのため、本市では、これまで「全国学力・学習状況調査」にすべての小・中学校が参加をしてまいりました。昨年度の本市の結果は、全国的には下位に位置しており、子供たちの学力の向上を図るためには、授業改善を進めるとともに、家庭での学習習慣の確立が不可欠であります。本市では、「学力向上検討委員会」を設置し、さまざまな視点から学力などの分析を行っており、各学校の改善プランに活用するなど、学校現場での取組を進めてまいります。

また、本年度の「全国学力・学習状況調査」は、震災の影響で昨年度までとは異なる形態となりますが、北海道教育委員会では本調査の採点、集計、分析等に係る経費を負担することとしており、今後、示される実施要領等の内容を踏まえ、全小・中学校の参加を考えてまいります。

小学校では、4月から新しい学習指導要領に基づいた授業を行っておりますが、とりわけ小学校で必修化された5年生、6年生の外国語活動では、教材として子供たちに配布されている「英語ノート」やALT、地域人材を積極的に活用し、新たな取組を進めております。

また、来年度の中学校学習指導要領の全面実施に向けて、検討委員会を立ち上げ、各学校に配布する



「小樽市中学校教育課程編成の手引」を作成します。さらに、改正内容等について徹底を図り、授業力を向上させるための教職員の研修会を実施します。

また、家庭における学習時間や携帯電話などの使用について改善を促すリーフレットを配布し、基本的な生活習慣の育成について啓発してまいります。

特別支援教育につきましては、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、個別の指導計画や教育支援計画に基づいた適切な指導のため、就学指導や相談体制の充実を図り、必要に応じて学級を開設するなど、個の能力や適性に応じたきめ細かな教育を進めてまいります。

また、本年度は、小学校における特別支援教育支援員を10名から15名に増員を図っており、教育現場での一層きめ細かな対応ができるように努めてまいります。

重点目標の二つ目は、「豊かな心の育成」であります。

生命（いのち）を大切にする心や思いやりの心、規範意識などを育てるため、新学習指導要領に示されている道徳教育推進教師を中心とした道徳教育の充実を図ります。

また、本市の地域人材や伝統文化等の豊かな教育資源、美術館・文学館、総合博物館などの社会教育施設を活用した情操教育に力を注いでまいります。

さらに、いじめ、不登校、暴力行為などは、依然として課題が見られることから、児童・生徒への標語の募集や各種研修会などに取り組んでいる「子どもたちの安全・安心を守るキャンペーン」について、引き続き実施してまいります。

また、中1ギャップによる不登校やいじめの未然防止、早期対応に向け、広報誌等による教育相談窓口の周知を行うとともに、スクールカウンセラーの積極的な活用を図り、スピード感を持った対応に努めてまいります。

重点目標の三つ目は、「健やかな体の育成」についてであります。

小・中学校の平成21年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、本市の子供は、身長、体重などの体格や握力などの筋力については全国平均を上回っているものの、日常的な運動量が少ないことから、持久力に欠けるという傾向が見られました。

そのため、特に小学校においては、日常的な運動習慣の形成や体育の授業における発達段階に応じた「体づくり運動」の指導の充実を図ってまいります。

また、中学校では、来年度から必修化される武道について、本市のすべての中学校で柔道を予定しており、そのための設備整備と教員の指導力向上及び安全指導の徹底に努めてまいります。

学校給食につきましては、安全・安心な給食を提供するため、2か所の共同調理場の統合・新築計画を進めておりますが、今議会では用地取得議案と施設の基本・実施設計予算などにつきまして提案をしているところであります。改めて申すまでもなく、新共同調理場の供用開始により、国の定めている「学校給食衛生管理基準」に適合した施設の下で、安全・安心な学校給食の提供を行ってまいりたいと考えております。

その間、日常の給食につきましては、岩見沢市や滝川市の事故の例などもあり、共同調理場及び単独調理校において、日常の衛生管理マニュアルの見直しや衛生検査機材の常備など行ってまいります。

このたびの大震災で多くの子供たちのとうとい命が失われたことは、まことに残念でなりません。被災し小樽に転校してきた児童・生徒もおりますが、災害発生時に教職員や子供たちが的確に行動することができるよう、各学校長に対し、改めて危機管理対策のチェックを行うよう指示したところであります。

重点目標の四つ目は、「社会の変化に対応した教育の推進」についてであります。

子供たちが社会の変化に対応し、新しい時代をたくましく生きていくためのさまざまな実践力の育成に取り組んでまいります。

各学校では、子供たちが将来、社会人、職業人として自立していくことができるよう、本市のすばらしい歴史、伝統、文化、産業等について学習し、地元企業の方々の協力を得ながら小樽ならではの職場体験等に取り組んでおります。今後も、小学校から中学校へのつながりを大切にしたキャリア教育の充実に努めてまいります。

また、情報教育の推進につきましては、高度に発達する情報社会に対応するため、コンピュータの基本操作の習得はもちろん、情報活用能力を高める指導を進めます。同時に、市P連など保護者と連携して、子供たちを有害情報等から守るためのフィルタリングの設定やインターネットの不正アクセスや画像の流布などに対する注意喚起を行い、情報モラルの育成に重点的に取り組んでまいります。

重点目標の五つ目は、「信頼に応える学校づくり」についてであります。

各学校では、日ごろから、保護者や地域の声に耳を傾け、学校評価を経営の改善に生かし、日々の教育活動を着実に積み上げることが重要であります。

そのためには、子供たちの「生きる力」を確実にほぐくむための教員の指導力向上の取組が緊要であり、教育委員会が主催する研修会の充実と教員の参加促進に努めるとともに、小樽市教育研究所の調査研究活動を推進し、各学校独自の研修や研究団体の活動の充実を図ってまいります。

また、教育公務員として法令を厳に遵守し、保護者や市民の信頼を損なうことのないよう、服務規律の徹底を図るよう指導に努めてまいります。

あわせて、信頼にこたえる学校づくりを進めるには、保護者や地域の方々に説明責任を果たしながら、学校評議員制度の活用や保護者や地域の声を学校の経営改善に生かすことが必要であります。自己評価はもとより、外部からの学校評価の積極的な取組及びその公表の指導に努めます。また、教育委員や指導主事の学校訪問などを通じ、学校への指導・助言などを行ってまいります。

学校教育の分野の最後になりますが、少子化による学校の小規模化と校舎の老朽化に対応するため、学校再編を推進し、教育環境の向上を図ってまいります。

現在、平成21年度に策定した「小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画」に基づいて取組を進めており、南小樽地区においては、再編に伴って子供に過度な負担を与えないため、協議する統合協議会が量徳小学校と潮見台小学校、花園小学校の関係者で既に設置され、平成24年4月に向けて統合の準備が進んでおりますが、その所要の経費についての提案をいたしているところであります。

本年度は、そのほか、特に施設の老朽化が進む手宮地区と山手地区など、再編の前期のブロックにおいて地区別懇談会などを開催し、地域の理解を得ながら計画を推進してまいります。

再編に合わせた施設整備では、現在、工事を進めていますが、統合校となる潮見台小学校の大規模改修を実施し、花園小学校についても、大規模改修の実施と耐震補強の実施設計を行います。

また、今議会では、手宮地区の統合校の場所となる手宮小学校の建替えに向けて、耐力度調査に関する経費についても提案させていただいているところであります。

中学校では、長橋中学校と桜町中学校の耐震補強工事に着手してまいります。

学校再編は、長期に及ぶ事業でありますので、これからも地域住民の理解を得ながら着実に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、社会教育の推進について説明いたします。

教育委員会では、平成21年3月に「小樽市社会教育推進計画」を策定し、心豊かに健康で生きがいのある生活を送ることができる生涯学習社会の実現を目指し、文化・芸術・スポーツの各分野での学習機

会の充実、情報の提供、活動団体への支援に努めているところであります。

本市は、明治に建てられた重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店、大正末期に建設された能楽堂など多くの文化財や歴史的遺産、さらに総合博物館、文学館・美術館など多様な教育施設を有しており、これらを生かして、市民はもとより本市を訪れる多くの観光客にも喜んでいただける事業に取り組んでおります。

今年度の特徴的な事業について説明いたしますが、文学館・美術館では、昨年度、一原有徳記念ホールの新設や市民ギャラリーなど大きな再整備を行い、早速多くの市民の皆様に御利用いただいております。現在、世田谷美術館コレクションによる特別展Ⅰ「アンリ・ルソーと素朴な画家たち」を開催しております。

さらに、一原有徳の没後1年となる10月からは、一原氏の第2のピークと言われるモノタイプ大型組作品を中心に、特別展Ⅱ「終わりなき版への挑戦 一原有徳大判モノタイプ展」を開催いたします。

次に、小樽商科大学開学100周年と連携をし、二つの企画を実施いたします。

文学館では、7月2日から「小樽高商・商大ゆかりの文人経済学者たち」を開催いたします。この特別展では、経済学の範疇にとどまらず、文学・芸術を含めた広い視野に立ち、当時の青年たちに強い影響を与えた3人の文人経済学者に新たな光を当てる特別展であります。

総合博物館においては、同じく7月2日から小樽の街と高商・商大をテーマとした企画展を開催し、商大の歩みを主に市民の視線で振り返り、高商の誘致運動にかかわる展示などを行います。これら企画展は、商大附属図書館史料展示室とも連携をして、3館共同企画として開催いたします。

次に、図書館についてであります。昨年、図書館バス購入費用に多額の御寄附をいただき、新しい移動図書館バス「わくわくブック号」が4月5日からスタートいたしました。バスには2,300冊の図書を載せ、38か所を巡回しておりますが、多くの市民の方々に御利用いただいております。今後、さらに、レファレンス機能の向上や他の図書館とのネットワークによる情報提供を充実させ、市民に親しまれる図書館づくりに努めてまいります。

次に、スポーツ振興についてであります。先日、第23回おたる運河ロードレースが開催され、過去最高の2,541名の参加がありました。健康やスポーツへの関心の高まりを感じており、多くの市民がスポーツに親しむ環境づくりや情報提供に努めてまいります。

また、新・市民プールの建設につきましては、引き続き建設予定地の調査を行うとともに、利用者の利便性を考え、民間施設の活用についても検討してまいります。

次に、教育分野でのボランティア活動の拡大についてであります。社会教育はもとより学校教育においても、多くのボランティアの皆様の方に支えられ、教育活動を展開しております。

とりわけ近年は、地域の教育力を学校教育に生かし、地域全体で子供を育てる環境づくりが求められております。

今年度、教育委員会では、「教育支援活動推進事業」を立ち上げ、5月12日に運営委員会設立総会を開催いたしました。この事業は、2年間行ってきた「学校支援地域本部事業」に「おたる地域子ども教室」を統合し、さらに各小学校で取り組まれている学校ボランティア活動とあわせて、学校支援活動の拡大を図るものであります。現在、ボランティア登録の作業を行っておりますが、これまでの教育支援活動を継続するとともに、地域の実情に応じた取組を充実させ、地域の教育力向上を図ってまいります。

以上、本年度の教育行政の主要な施策とねらいについて説明を申し上げましたが、私といたしましては、小樽の恵まれた教育資源を十分に活用し、子供たちの学力の向上と文化・スポーツの振興に全力を尽くしてまいりたいと考えております。市民の皆様並びに議員各位の一層の御支援と御協力を心からお

願ひ申し上げます。(拍手)

**○議長(横田久俊)** 次に、議案第11号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 20番、中島麗子議員。

(20番 中島麗子議員登壇) (拍手)

**○20番(中島麗子議員)** 日本共産党を代表して、議案第11号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原発事故は、3か月が経過しても被害が拡大し続け、日本の災害史上でも類を見ない深刻な災害となっています。事故は、日本と世界の人々に大きな衝撃を与え、原発からの撤退を求める声が急速に広がっています。福島第一原発事故では、いったん原発事故が発生し、放射性物質が外部に放出されると、もはやそれを抑える手段はなく、莫大な放射性物質を原子炉内に閉じ込める技術が確立していないこと、また使用済核燃料は、それぞれの原子力発電所内のプールに貯蔵されており、数年先には満杯になることが予測されているのに、これら进行处理する対策のめどがまだに立っていないことが明らかになっています。

政府は、今年度予定していた14基の原子力発電所の建設は中止し、東海地震の想定震源域の真上に建設した浜岡原発を一時停止させましたが、北海道の泊原発を含むその他の地域の原発が安全だと言いきれるのでしょうか。世界有数の地震国であり津波国である日本に、原子力発電所を集中的に建設すること自体が危険きわまりないことです。

日本で原子力発電が問題になったのは、1950年代の中ごろからで、当時、学者間では、被爆国日本でなぜ原子力の開発・研究なのかという議論がありました。しかし、「自主・民主・公開」、こういう三原則に基づいて開発を進めようと、実際には全く生かされませんでした。1960年代に原発の稼働が開始されています。

日本共産党は、現在の原発技術は未完成で危険なものだとして、その建設には当初からきっぱり反対してきました。本来、原子力エネルギーは、人類が発見してから戦争政策の下で研究・開発されてきた歴史があり、その第1号はアメリカが完成させた原子力爆弾として広島、長崎に落とされたものです。その後、莫大なエネルギーを利用して原子力潜水艦が開発された後、商業原発として利用されるようになりましたが、戦争政策の下で開発してきたものですから、安全性などを重視されてこなかった経過があります。わずか30年間の間に、1979年、スリーマイル島原発事故、1986年、チェルノブイリ原発事故、2011年、福島第一原発事故と、3回も重大な事故を体験した事実でも明白です。

小樽市は、1982年6月に核兵器廃絶平和都市宣言を行い、さらに平成21年10月には平和市長会議にも参加しています。非核港湾条例案は、平成12年第3回定例会に初めて提出されてから、今回で43回目の提案になります。福島第一原発の事故で原子力エネルギーを安全に操作できず、深刻な放射能汚染を拡大し、改めて核・原子力エネルギーが安心・安全な国民生活と相入れない実態を認識しました。発電という社会資源としての利用においても、事故となればこのような深刻な実態ですから、戦争兵器としての核爆弾の存在について、明確な態度を求めるのは当然です。

小樽の港に寄港するすべての外国船に対して核兵器を搭載していない証明書を求める本条例案は、非核三原則を国是とする日本で何の矛盾もないはずで、各党派、議員各位の賛同をお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。(拍手)

**○議長(横田久俊)** ただいま上程中の案件のうち、議案第10号については先議いたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

同意することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「決議案第1号」を議題といたします。

本件につきましては、提案説明等を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明6月29日から7月3日まで5日間、休会いたしたいと思いをます。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 2時29分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 秋 元 智 憲

議 員 新 谷 と し

平成23年  
第2回定例会会議録 第2日目  
小樽市議会

平成23年7月4日

出席議員（27名）

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	中村岩雄	4番	吹田友三郎
5番	成田祐樹	6番	安斎哲也
7番	小貫元	8番	川畑正美
9番	松田優子	10番	高橋克幸
11番	斉藤陽一良	12番	鈴木喜明
13番	酒井隆行	14番	上野智真
15番	濱本進	16番	林下孤芳
17番	佐々木秩	18番	山口保
19番	斎藤博行	20番	中島麗子
21番	新谷とし	22番	北野義紀
23番	佐々木茂	24番	山田雅敏
25番	横田久俊	27番	前田清貴
28番	久末恵子		

欠席議員（1名）

26番 成田晃司

出席説明員

市長	中松義治	監査委員	菊池洋一
教育長	上林猛	病院局長	並木昭義
水道局長	原田憲男	総務部長	迫俊哉
財政部長	貞原正夫	産業港湾部長	工藤裕司
産業港湾部参事	鈴木勇三	生活環境部長	明井隆生
医療保険部長	志久旭	福祉部長	中村浩
保健所長	秋野恵美子	建設部長	竹田文隆
会計管理者	白岩宏	消防長	会田泰規
病院局長 経営管理部長	小山秀昭	教育部長	大野博幸
総務部 企画政策室長	渡辺章	監査委員 事務局長	小鷹孝一
総務部総務課長	中田克浩	財政部財政課長	黒澤政之

議事参与事務局職員

事務局長 佐藤 誠一  
庶務係長 伝里 純也  
調査係長 沼田 晃司  
書記 木戸 智恵子  
書記 柳谷 昌和

事務局次長 佐藤 正樹  
議事係長 中村 弘二  
書記 相澤 幸  
書記 佐藤 誠  
書記 高野 香織



**開議 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、佐々木秩議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第9号及び第11号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**○21番（新谷とし議員）** 日本共産党を代表して質問します。

初めに、市長の政治姿勢について伺います。

市長選の後援会のパーティー券売買で小樽市総務部長が政治資金規正法違反で逮捕され、ほかに10名の部長が罰金刑と公民権停止処分を受けたことで、市民の大きな怒りを買っています。市長は市長給料の3か月間、10パーセント削減をみずから提案しましたが、市民はこれでは軽すぎるという声と同時に、この事件にかかわった部長を留任させたことや登用していることに対しても怒りはおさまっていません。市長はやめるべきだ、小樽市が嫌になった、引っ越したい、税金を納めたくない等々、市民の怒りが次々寄せられ、夕張では30歳の市長が誕生した、小樽市役所も思い切って若い人を登用させたいのではないかという意見もあります。

市長はこの事件の全容解明、再発防止に向けては、外部委員会に任せてみずから解明に乗り出すという積極的姿勢や今後市民の信頼を回復する小樽市役所をどうつくっていくかという市民に向けた発信が見られません。この点で市長はどのようにしようとしているのか、積極的見解を伺います。

この事件で略式起訴された部長は、今後、小樽市職員分限懲戒審査委員会の審議を経て、市長が処分することになりますが、この委員会の最終結論はいつごろになる見込みか、お聞きします。

市長は、市民が怒っている事件に関係した部長の留任に対し、どうしようとしているのか、見解をお聞きします。

6月3日に開かれた政治資金規正法違反問題に関する調査特別委員会では、北野議員の質問に対して、パーティー券を購入した課長の中に、だれ1人として指摘をする人がいなかったと、大変驚くべき実態が浮き彫りになりました。たとえ政治資金規正法違反の法律自体を知らなかったとしても、公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないという認識があれば、こういうことをしてはいけないのではないかという意見を言ってしかるべきです。上司に対して自由に物を言えない職場、職員で、どうして住民の福祉の向上という自治体の役割を果たすことができるのでしょうか。課長の中には部長から頼まれて仕方なく買った自分は被害者と言わんばかりの弁解をしている人も複数いますが、政治的、道義的責任は問われると思います。

また、5月30日付け北海道新聞によれば、市役所内には今も券を販売した部長らが違法性を認識したわけではないとの擁護論がある。相乗りの一角を占める市職員労働組合の幹部は、個人的見解としながらも、パーティー券販売は大した問題ではないと話すという報道がありました。こうした擁護論は法律や事件の重みと市民の怒りがわかっていないからだと思います。小樽市職員労働組合の幹部が市の幹部職員になっていく例が多く見られますが、このような慣例をやめ、札幌市のように幹部登用には試験を行うなどの改革を行うべきです。職場内の民主主義を徹底し、市民の奉仕者となるべく市役所をつくっていくために、市長の考えとそのための方策をお示しください。

市長は、広報おたる6月号で、市職員の政治資金規正法違反問題について市民におわびをし、公務員倫理の確立と服務規律の確保について徹底してまいりますとともに、再発の防止に全力で取り組みますと述べていますが、いつからどのように取り組むのか、お答えください。

次に、市長みずからの律し方について伺います。

第2回臨時会にみずからの給料を10パーセントカット、3か月間の減給を提案しましたが、市民の納得を得られるものではなかったため、我が党は棄権の態度をとりました。しかし、日本共産党の事件の重みを考えない市長みずからの律し方との指摘に対し、市長は今後事件の全容が明らかになる中で、必要であればその時点でみずからの責任について判断すると、追加処分をにおわせ、6月29日の特別委員会で他会派の質問にこうした考えに変わりないことを答弁しています。どのような律し方を考えているのか、お聞きします。

次に、財政問題についてお聞きします。

平成22年度の一般会計決算見込みでは、実質収支は11億8,400万円の黒字、累積赤字は21年度で3,100万円でしたから、単年度収支で12億1,500万円もの大幅な黒字になるとのことです。22年度の黒字理由は市税収入が予算を上回ったこと、特別交付税が多く配分されたこと、不用額が出たことと説明を受けましたが、市税収入と不用額について詳しく説明してください。

市税収入が予定より上回ったとのことですが、22年度の市税収入の当初予算を前年度比約9億4,000万円減で組んでおります。三位一体改革後の平成16年度以降の各年度当初予算を対前年度比で見ると、19年度は個人市民税において所得税からの税源移譲などで10億1,104万円増で予算を組んだ以外は、16年度は2億1,325万円、17年度は4,060万円、18年度は4億1,724万円、20年度は3億7,540万円、21年度4億6,670万円と、それぞれマイナスで予算を組んでいます。しかし、なぜ22年度当初予算を対前年度比9億4,000万円も少なく組んだのでしょうか。22年度で黒字に転じ、23年度の繰上充用をやめるためだったのではありませんか。累積赤字は、財政健全化計画に比べ2年前倒しで解消でき、一気にこれだけの黒字になった一番の要因は何かお知らせください。

また、財政健全化計画は平成22年3月に収支見直しを行いました。平成24年度の最終予定額を大きく超えたことで、健全化計画は達成されたと考えますが、これまでの議会議論で新たな健全化計画を策定するとの答弁でした。公表時期はいつになるのか、また新たな市民負担を考えているのか、伺います。

当初の財政健全化計画に比べ、2年前倒しで累積赤字解消ができたとはいえ、他会計と基金からの借入残高は平成23年度予算ベースで39億円です。

平成23年第1回定例会での北野議員の質問で、他会計からの借入れは平成38年度までに返済するとの答弁でした。他会計からの借入れのうち、一番多い下水道からの借入残高は平成23年度末で32億3,300万円になる見込みです。下水道管は50年以上経たものは10キロメートル程度あり、東日本大震災の教訓から耐震化整備が必要です。重要路線については点検するよう国の指示が出されています。小樽市の上下水道ビジョンによると、下水道施設の耐震化率は平成21年3月末で、10.3パーセントにしか過ぎません。耐震化率の引き上げをもっと急ぐ必要があり、そのためにも一般会計が予定を大きく超えて黒字になったのであれば、他会計からの借入金を繰り上げて返済すべきと思います。見解を伺います。

市長は広報おたる6月号で七つの重点公約を上げ、七つ目の公約で、小樽市の真の財政再建をなし遂げますと述べています。真の財政再建のためにどのようなことをするのか、地方自治体の役割である住民の福祉の向上を図ることとどう整合性をとるのか、伺います。

また、市長は企業経営における経験と感覚を生かし、効率的な行財政運営を進めることで、市民サービスの質を高めていきますと述べていますが、具体的な中身についてお聞かせください。

本市の財政危機は、マイカルの失政で固定資産税滞納が20億円にもなっていることや、平成16年度から3年間にわたり小泉内閣の三位一体改革で、地方交付税が大幅に削減されたことが要因で、累積赤字は最大で14億円になり、それを各種市民サービス削減と市職員給与削減で乗り切ってきました。また、財政赤字を理由に市民要望も抑制してきました。市民要望はさまざまありますが、大きなものは新・市民プール建設です。議会には前期4年間で873件の陳情が寄せられました。そのうち、新室内水泳プールの早期建設を求める陳情が最も多く、平成18年から始まった小樽市室内水泳プールの存続方についての陳情を合わせると、合計3,115件、署名総数は4万8,362筆に達しています。

本年2月、室内水泳プールの存続を求める会は、市長に会見を申し入れ、プール建設方を明確にすることを要望し、新市長にも申送りをきちんとすると約束をしています。市長は山田前市長からの申し送りを受けていると思いますが、早急に場所を確保し、早期建設をして、市民要望にこたえていただきたいと思いますが、いかがですか。

次に、特別交付税について伺います。

第177回国会の5月2日、地方交付税の総額の特例等に関する法律案が全会一致で可決、成立しました。特別交付税の総額を1,200億円増額し、災害弔慰金や財政上必要となった経費、被災者支援のための応急対応経費などを地方自治体へ交付することが決まりました。小樽市は被災地支援に職員と業者を派遣していますが、小樽市の派遣経費について、特別交付税がどの程度交付されるのか、見直しをお聞かせください。

さて、政府与党は、6月30日、社会保障改革検討本部の会合を開き、税と社会保障の一体改革案を決定し、まずは2010年代半ばまでに段階的に消費税率を10パーセントまで引き上げると明記しました。社会保障の一体改革というものの、中身は低年金者への加算など、若干の弱者対策を盛り込みながら、社会保障の抑制、負担案を示しています。70から74歳の窓口負担は1割から2割に、年金は支給開始年齢を最大70歳まで遅らせる、介護保険料の負担を39歳以下に拡大、要支援者など軽度者の介護保険外し、保育への公的責任を放棄する新システム推進、生活保護の改悪など、実質は社会保障の切捨てです。消費税増税と負担増は市民負担増と営業を壊し、一層の景気悪化を招くのは必至です。また、東日本大震災の救援と復興活動に全国民挙げて取り組まなければならないときに、こうした方針を出すこと自体問題です。この案に対する市長の見解を伺います。

次に、防災について伺います。

東日本大震災の教訓から、住民の命をどう守るのか、また市民にも防災の知識や避難の仕方を身につけてもらわなければならないなど、自治体の役割は大きくなりました。

最近のNHKで東日本大震災では5分から10分後に10.4メートルの津波が来、入り江では遡上が40メートルを超えたところもあり、海拔10メートルまで逃げるには20分から30分かかった。より早く、高く、遠いところに逃げるのが大事な教訓だと放映されていました。

この間、共産党市議団は3月31日、市長に対し、災害から住民の命を守る小樽市政の確立を求める緊急要請を行い、道外、道内の被災者の救援と被災地の復興が最優先であることを前提とした上で、1、地震・津波に強い小樽にすること、2、災害弱者らを日常的にサポートする福祉のまちづくりを進めること、3、原発災害から住民の命を守ることとあわせて、小樽市地域防災計画の抜本的見直しを行うことを求めました。

小樽市は、広報で防災についてシリーズで掲載していくということで、6月号では津波が発生した場

合の小樽市の災害指定避難場所一覧と標高が載っています。その中で、特に海岸に近い場所での強い地震や揺れが弱くても長い時間揺れて津波地震の可能性が考えられる場合、すぐに海岸から離れ、安全な高台に避難しましょうと書かれていますが、避難場所が標高10.5メートルの塩谷サービスセンターや標高12.1メートルの小樽市民センターは、避難場所として問題はないのですか。

次に、津波高潮警戒区域での避難場所についてですが、それぞれ問題があります。第1区の蘭島1丁目のフゴppetunnelから忍路中学校までは徒歩で約20分、しかも避難道路の国道は海岸に平行していますから、この道路を避難することは津波にのまれるおそれがあります。蘭島地域は平坦で鉄筋の高い建物もありません。この付近の住民はモチヤ沢のほうに向かって逃げれば、小高い畑があるからよいが、蘭島川に津波が上ってきて、川がはらんしたらどうしようもないと話しています。この場合の避難場所をどのように確保するのでしょうか。

第2区では、塩谷海岸から塩谷小学校までは、高齢者の足で15分くらいかかり、しかも避難路は海岸に沿っていますから、ここでも蘭島同様の問題があり、これをどう解決するのでしょうか。

第3区の高島小学校は、海岸から1,200メートルの位置にあり、健康な人でも徒歩で20分ほどかかります。避難所として現実的でしょうか。

第4区の朝里海岸では、高い場所に通じる道はあるものの整備されていないため、避難路に使用できるようにしなければなりません。急傾斜地の整備は北海道が行うことになっていますから、北海道とも協議をして進めていただきたいですが、いかがですか。

第5区の銭函地域も平坦な地域が広がっています。避難場所に指定されている銭函市民センターの標高は13.4メートル、海岸から600メートルのところであり、北海道職業能力開発大学校は標高6.2メートル、海岸から450メートル、それぞれ避難所として適しているのか、伺います。

地域防災計画の見直しでは、津波の避難計画をメインにするということですが、本定例会で津波災害ハザードマップ作成の基礎調査事業費が予算化されていますが、事業の進め方と策定時期、また避難対象人数についてお知らせください。

説明ではマップ作成データを基に、海岸から1キロメートルくらいを適切な避難場所、避難経路を地図上に表示し、ホームページで公表するとしています。住民からはさまざまな不安、要望が出ています。

和歌山県では、平成19年6月、津波避難困難地域の公開を行い、避難場所は市、町が指定し、避難目標地点は避難対象地点地域外の安全な場所で、ハザードマップ作成に当たり、住民のワークショップを開催するなどして、住民全体で設定することとしています。どこの道を通ったらもっと早く避難できるのか、地域住民のほうがよく知っていますから、まず第1区から第5区の地域住民へ説明会を開き、住民の声を取り入れて進めるべきです。いかがですか。

広報おたる7月号で、作成したハザードマップは海岸付近の町会に配布するなどして周知を図っています。和歌山県のように津波対策が進んでいるところでも、東日本大震災で沿岸に大津波警報が出され、約19万7,000人に避難指示や勧告が出されたにもかかわらず、指定の場所に避難した人の割合は3.2パーセントにとどまったことから、県では最寄りの避難所を知らないケースや津波は来ないという思い込みで避難しなかったケースが考えられ、住民の意識の向上のため、住民自身が最寄りの避難所を書き込む避難カードをすべての県民に配る方針とのこと。小樽市としても和歌山県に倣い、市民に徹底する方法を検討すべきです。見解を伺います。

次に、避難所の耐震化について伺います。

小樽市の小・中学校や手宮、奥沢、銭函、赤岩、長橋の各保育所が避難所に指定されています。本定

例会で提案された長橋中学校と桜町中学校の耐震化予算が先議されましたが、まだ多くの小・中学校が耐震化されていません。避難先となっている学校が地震で壊れる危険性はないのか。災害から住民の命と安全を守るために耐震化を進めなければなりません。現在、学校統廃合が進められていますが、残す学校のみ耐震化をするのか、お聞きします。

5月24日、文部科学省は公立小・中学校の耐震化について、今後5年間のできるだけ早い時期に完了させるために、施設整備基本方針と施設整備基本計画の改正内容、公立学校施設整備に対する国庫補助の内容を発表しています。その内容と基本方針に基づく今後の小樽市の計画について御説明ください。

幼い子供たちの命を守るためにも、保育所の耐震化も急がれます。避難所に指定されている保育所で耐震化されていない保育所と耐震化の計画についてお知らせください。

次に、災害時要援護者支援計画について伺います。

現在、災害時要援護者の支援者の把握は、総務部防災担当が行っています。しかし、対象は65歳以上の高齢者です。災害時要援護者はほかに乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、妊産婦、外国人等となっています。要援護者支援の全体計画は、どこが責任を持っていつまでに策定するのか、伺います。

要援護者支援は地域のネットワークづくりが大きな役割を果たすと思いますが、まだまだ進んでいない状況では、行政の後押しが必要です。この点についての考えや計画をお示してください。

北見市や釧路市、石狩市などでは、福祉避難所が整備されています。厚生労働省から福祉避難所設置・運営に関するガイドラインも出されており、小樽市でも福祉避難所をつくる必要があります。いつまでに何か所設置の計画ですか。

次に、防災教育についてです。

何度も報道されおわかりのように、津波から子供たちの命を救ったのは、日ごろからの教育や訓練にあったといえます。小樽市の学校教育の中で、どのように取り組まれているのか、あわせて学校教育の中にしっかり取り入れるように求めます。

災害弱者を援助する公的分野の職員の増員も必要です。とりわけ災害時に大きな役割を果たすのは、消防職員ですが、現在の小樽市の消防職員の充足率は96パーセントです。100パーセントに引き上げるべきです。お答えください。

次に、原子力発電について伺います。

今、国内の各種世論調査で原発の縮小、廃止を求める声が増しに大きくなっています。6月11日、12日に、日本世論調査会は全国世論調査を実施しています。それによると、原発に対する国民の不安は、事故前、大いに不安を感じていた、ある程度感じていたは49パーセントだったのに対し、事故後は不安が94パーセントに上り、原発廃炉を望む声は82パーセント、新設増設するべきではないという声が68パーセントにもなっています。

日本共産党は、6月13日、「原発からの速やかな撤退、自然エネルギーの本格的導入を」の提言を発表し、国民的討論と合意を呼びかけ、反響を呼んでいるところです。市長に提言をお読みいただきましたが、感想をお聞かせください。

問題の福島第一原発事故はなかなか収束の見通しがついていない上、放射能汚染が岩手、宮城、群馬、栃木、埼玉、千葉、神奈川、静岡の各県や東京都など広範囲にわたり、校庭の土壌、水道水、農産物、水産物などに被害を及ぼしている上、海底の土壌から高濃度の放射能が検出されています。25年前に起きたチェルノブイリ原発事故の影響は現在でも進行中で、事故による死亡者は9,000人も増加しています。とりわけ放射能被害を受けやすい小さな子供たちの健康が大変心配されます。

原発は、一たび重大な事故が発生し、放射性物質が外部に放出されると、それを抑える手段がないという他の事故に見られない異質の危険があります。現在の原発の技術は未完なもので、今、開発されているどんな形の原子炉も、核エネルギーを取り出す過程で莫大な死の灰を生み出し、100万キロワットの原発が1年間稼働すると、広島型原爆1,000発を超える死の灰がたまり、それを原子炉内部に完全に閉じこめる手段を持っていない上、使用済み核燃料を後始末する方法も見つけ出されていません。

青森県六ヶ所村の再処理工場は多くの事故を起こし、稼働のめどが立たず、そのため再処理工場内の貯蔵プールはほぼ満杯、ほとんどの原発の貯蔵プールもあと数年で満杯になる状況で、先の見通しが立っていません。しかも、日本列島は非常に活発な地震活動地帯の中にあり、地球の全地震の10パーセントが集中しています。世界有数の地震国であり、世界一、二の津波国でもあります。市長はこのような日本で原発が54基も建設されている危険性について、どのような見解をお持ちですか。

泊原発に関しては、積丹半島の沖合約15キロメートルの西方海域で、水深200メートルほどのところに長さ60キロメートルから70キロメートルの活断層があり、この断層が地震を引き起こした場合、マグニチュード7.5から7.6程度、10メートル超の津波が発生する可能性があるという学説があります。こうした危険性に加え、北海道電力は5月20日、福島第一原発事故で問題となっているプルサーマル発電で使用するプルトニウム、ウラン混合のMOX燃料製造に向けた検査申請を、経済産業省に申請しました。福島第一原発事故以来、全国で最も早い申請です。プルトニウムは発がん性が高く、制御がウラン燃料より困難で、しかも日本のMOX燃料に含まれるプルトニウム含有量は13パーセント以下ですが、ベルギーやフランスの7から8パーセントに比べると高いものです。

福島第一原発事故後、日本原子力発電株式会社は東海第二原発のプルサーマル計画の今年度中の申請を見送りました。札幌市の上田市長は、6月16日、定例市議会本会議で、市民から多くの心配の声が寄せられているとして、泊原発のプルサーマル計画凍結を明確にし、6月中に北電や国などに計画凍結を申し入れることを打ち出しました。高橋はるみ知事は、6月21日、定例道議会本会議で、泊原発で計画しているプルサーマル発電について、福島第一原発事故でMOX燃料がどう影響したのか、国の検証により問題がないことが確認される必要がある。原発は何より安全性確保が不可欠であり、安全対策に万全を期す必要があると指摘して、国の検証結果に基づき適切に対応するよう北電に求めていくと答弁しています。

6月29日からは原発を抱える電力5社の株主総会が開かれました。原発からの撤退を求める株主が相次ぎ、関西電力の総会には、筆頭株主である大阪市の平松市長が出席し、新エネルギーの開発に取り組み、原子力からの転換が企業の社会的責任だと新エネルギー推進を提案しています。

このように原発に対する首長の懸念や批判が強まっている中、北電はプルサーマル発電について地元の意向を尊重する考えを示したことが報道されています。

市長は改めて市民の安全を守るため、福島第一原発事故に及ぼしたMOX燃料の影響やプルトニウムが環境に放出された影響について何ら検証されていない中で、泊原発のプルサーマル計画は中止するよう、北電や国に申し入れるべきではないでしょうか。

同時に、定期点検で停止中の泊原発1号機についても福島の事故の検証と新たな安全基準の策定、さらに新安全基準に基づく総点検と安全性の再検討が実施され、その結果と対策が明らかにされないまま、再稼働しないよう申し入れていただきたいと思えます。見解を伺います。

3月、共産党市議団が市長に、小樽市は泊原発から40キロメートルの地点にあり、原発の危険性から小樽市民の命と健康を守るため、小樽市を原発災害の対象区域に指定することを申し入れた際、9月の防災計画見直しの際に検討すると答えております。検討は進められているのでしょうか。

あわせて、放射能測定器や沃素剤の確保を求めます。お答えください。

原発からの撤退と並行して、自然エネルギーへの本格的導入は可能です。ドイツやスイスは福島第一原発事故を受け、原発から撤退することを決定し、イタリアでも国民投票で原発復活反対派が圧勝しました。ドイツは自然エネルギーを現在の16パーセントから2020年までに35パーセントに、2050年までに80パーセントに拡大する計画です。国内でもさきの全国世論調査では83.6パーセントの国民が太陽光などの再生可能エネルギーへの転換を求めており、6月14日、北海道漁業協同組合長会議も原発政策の転換、自然エネルギーへの転換、福島第一原発の放射能汚染水の流出を食いとめること、国内すべての原発の安全対策を特別決議しました。小樽市でも長橋小学校で太陽光発電を設置し、効果を上げていますから、可能な市の施設に太陽光発電を取り入れるよう求めます。いかがですか。

大分県大野市では、地域の特性を生かし、小水力発電を行い、毎年300万円の売電収入を得ていて、発電所の維持・管理で雇用を創出しています。小樽の企業は優れたものづくりの技術を持っています。このような小水力発電を参考、研究し、勝納川など小樽の豊富な水や魚留の滝の落差を利用した小水力発電を進めていくことができるのではないのでしょうか。

北海道も自然エネルギーの開発に取り組んでいる町村も多く、自然エネルギー自給率100パーセント以上のまちに苫前町の535.8パーセント、壮瞥町の200.6パーセント、ニセコ町186パーセント、蘭越町164.3パーセントなどがあります。小樽市でも自然エネルギー導入の調査研究事業を立ち上げてはいかがですか。見解を求めます。

次に、東日本大震災の市内経済への影響についてお聞きします。

この間、震災特別委員会は堺町にぎわいづくり協議会と小樽観光協会と懇談しましたが、幾つかの点で関係者の共通した意見が見られました。

その一つに外国人観光客の落ち込みの大きな理由は、放射能汚染のおそれとされています。とりわけ韓国の人々の不安は大きいようです。冬の小樽雪あかりの路では、多くの韓国の方々の協力も得ていますから、早急に小樽の安全性を裏づけたPRが必要です。しかし、中国と台湾への観光プロモーションの実施の予算は計上されていますが、韓国に対しての予算がつけられていません。会派説明のとき、市長は9月に姉妹都市であるソウル特別市の江西区に使節団で訪問するので、そのときPRしたいと述べていましたが、それとは別に今後韓国に対してはどのような施策で臨むのかお聞きします。

小樽の安全を示すためにも、札幌市やニセコ町のような放射能測定器を購入し、市内での放射能測定を行い、数値を示すことで説得力を持ったPRができるのではないのでしょうか。また、直接、震災に関係しないが、札幌市民をはじめ道内客など身近な人たちに小樽観光に来てもらうことも重要ですが、小樽市民がみずから小樽のよさを知り発信することの要望もありました。そのために行政としてどのような支援ができるのか、お聞きします。

震災に対応する小樽市の金融支援について伺います。

災害対応の経営安定短期特別資金は、対象が直前2か月の売上げが前年比20パーセント以上減少で、条件も融資期間1年以内、利率1パーセント以内、期間は9月30日までです。業者から市長と小樽市議会あてに要望されているのは、売上げ10パーセント減、融資期間2年、利率0.5パーセントで、大きな開きがあります。6月1日開かれた震災特別委員会では、利用者は1件のみでしたが、その後、何件になりましたか。

札幌市の震災対応の復興支援資金の融資対象は、最近3か月の平均売上高が前年同期比5パーセント以上減少している中小企業もその対象になっており、融資限度額5,000万円、融資期間は2年以内据え置きを含む10年以内、利率は年1パーセント以内となっています。小樽市も業者の要望にこたえて融資

条件や期間を緩和すべきではないでしょうか。

特別委員会で、我が党の川畑議員が、事業者の希望に応じられるよう、国など関係機関へ働きかけるよう質問しましたが、その後どのようになったか、お知らせください。

雇用調整助成金制度も小規模事業者では活用しづらいとお聞きしていますが、現在どの程度の相談があるのか、また最近の観光関連の雇用状況はどのようになっているか、お聞きします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私の政治姿勢についてお尋ねがありました。

まず、政治資金規正法違反事件への対応についてであります。

今回の事件には多くの職員がかかわっていることから、中立性、独立性を持った外部委員による調査委員会に全容の把握、原因の調査、再発防止策について調査検討をお願いすることといたしました。今後この外部委員会での検討結果と議会の特別委員会の審議を踏まえて、職員の意識改革を含め、具体的な再発防止策を取りまとめ、市民の皆様からの信頼回復に向け、全庁挙げて取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

次に、職員の処分についてであります。職員の懲戒処分につきましては、現在、職員分限懲戒審査委員会の中で審査を進め、審査の対象としている関係者約130人、刑事事件として成立している8人の部長について、先行して答申がなされるものと考えており、その結論がいつになるかは現時点でははっきりとしたことは申し上げられませんが、答申がありましたら、速やかに対応したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

また、事件に関係した部長の処遇につきましては、処分の結果が出た時点で、私なりに判断をしてみたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、幹部職員の登用に関する考え方についてであります。これまで幹部職員の登用につきましては、職員の能力や実績あるいは仕事に対する基本姿勢などを適正に判断し、有能な人材が登用されてきたと考えており、決して慣習や慣例などにとらわれているとは思っておりません。したがって、幹部職員の登用につきましては、これまでの考えを基本に、今後とも適正に行ってまいりたいと考えております。

次に、公務員倫理等の徹底と再発防止に関する取組についてであります。私はこの事件が発生した直後、初登庁早々の部長会議の中で、まずは職員に対し、法令遵守を徹底するよう指示をしており、同日夕方の職員に対する就任あいさつにおいても、同様の呼びかけをしております。現時点では、事件の全容解明を優先していることから、再発防止策の具体的な取組はしておりませんが、今後、議会の特別委員会での議論や外部委員による調査委員会での御意見を参考にしながら、できるだけ早期に取組を進めたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、今後のみずからの律し方についてであります。一般的にはこのような問題が発生した場合の市長の責任のとり方としては、給料の減額措置で行うものと考えておりますので、今後、職員の処分が決まり、また事件の全容が明らかになった時点で、改めて減額措置についての判断をしてみたいと考えております。



次に、財政問題に関して、初めに平成22年度決算見込みにおける黒字の理由についてであります。最終予算額との比較で申し上げますと、市税収入では個人市民税が納税義務者数や個人所得の減少により、約3,100万円程度予算を下回る見込みであるものの、リーマンショックによる影響を考慮し、低調に見積もっていた法人市民税では、製造業を中心とした業績の回復により約1億9,600万円、固定資産税や都市計画税では収入率の上昇により約3,500万円それぞれ上回る見込みであり、市税収入全体では約2億円程度予算を上回る見込みであります。

また、歳出における科目別で申し上げますと、職員給与費で約1億8,800万円、民生費では生活保護費や私立保育所運営費負担金で約3億7,600万円、土木費では住宅事業特別会計や港湾整備事業特別会計への繰出金で約3,500万円、公債費では一時借入金の利子などで約3,600万円ほどそれぞれ予算額より減少する見込みであります。

次に、平成22年度の市税収入当初予算を前年度に比べて約9億4,000万円少なく計上した理由についてであります。予算の見積りに当たりましては、前年度の決算見込みや経済動向などを勘案し積算しておりますが、市民税につきましては、納税義務者数や所得額の減少などにより、対前年度当初と比べて約4億8,000万円の減と見込み、固定資産税につきましては、地価の下落傾向などを踏まえ約4億5,000万円の減と見込んだことが主な要因であります。

なお、これらの結果、22年度市税収入予算全体では、対前年度当初に比べて6.3パーセントのマイナスとなりましたが、これは22年度の地方財政計画上の市町村税の対前年度伸び率とほぼ同様であり、その意味からもおおむね妥当な見積りであったと考えております。

次に、当初の財政健全化計画を2年前倒して、一般会計の実質収支が黒字となる見込みであることについて、その要因であります。平成16年度決算において、実質収支が赤字に転じて以来、これまで財政再建推進プランや財政健全化計画に基づく事務事業の見直しなど、さまざまな取組を進めてきたほか、他会計や基金からの借入れといった財源対策を講じるとともに、平成20年度から緊急避難的な措置として期末手当削減なども行ってきたところであります。

また、三位一体の改革により、平成16年度以降、地方交付税の大幅な削減が続いておりましたが、地方からの強い要望もあり、国の地方財政対策において一定の配慮がなされ、平成20年度以降、地方交付税が増加に転じてきたことも本市の財政にとっては収支改善につながる大きな要因であったと考えております。

このように、市民の皆様の協力を得ながら、本市として取り得るさまざまな収支改善策を講じ、全庁が一丸となって累積赤字の解消に努めてきたことと、国における地方財政対策の改善が相まったことが平成22年度決算での黒字化につながる大きな要因であると考えております。

次に、新たな財政健全化計画の策定についてであります。平成22年度の決算見込みにおいて、一般会計の累積赤字の解消が確実になったことから、現在の財政健全化計画上の収支目標は一応達成したものと考えております。

しかしながら、財政調整基金や減債基金の残高がない現状で、他会計からの借入れなどの財源対策を行った上での赤字解消であり、今後につきましては、こうした借入金に依存しない実質的な収支均衡に向け、健全化の取組を継続していくことが重要であると考えており、今年度の収支状況をよく見極めた上で、来年度予算の編成と合わせて平成24年度を初年度とする新たな財政健全化計画を策定していきたいと考えております。

また、新たな市民負担についても御質問がございましたが、ただいまも申し上げたとおり、今後どの程度の収支や地方交付税が見込めるかを含めて、総体的な収支見通しを検討する中で必要に応じ、慎重に

判断してまいりたいと考えております。

次に、下水道施設の耐震化整備と一般会計における下水道会計からの借入金の返済についてであります。まず下水道施設の耐震化につきましては、根幹的な施設である下水終末処理場や汚水中継ポンプ場など、29か所の建築物を計画に位置づけており、施設の老朽化に伴う更新に合わせて耐震診断を行い、順次耐震性の向上を図っているところであります。

一方、一般会計においては、22年度決算見込みにおける剰余金の一部が新たな財源として活用できることとなりますので、今後ともこのように黒字が確保できることとなれば、新たな借入れは徐々にではあっても減額できるものと考えておりますが、現状では下水道会計などからの借入金を繰り上げて返済することは難しい状況にあり、計画的な返済を実施していきたいと考えております。

次に、真の財政再建と住民福祉の向上との整合性についてであります。まず私の考える真の財政再建とは、基本的にはこれまでの市の考え方と同様であります。みずからの歳入に見合った歳出構造の下、年度間の不測の財政需要にも柔軟に対応し得る財政体質をつくり上げることであり、一般会計がまだ本来の意味での収支バランスがとれていない状況の中では、さらなる努力が必要と考えております。

そのため、職員にも積極的な取組を求めたいと思いますが、私自身も民間の感覚と市民視線を大切にしながら、まずはこの年度内、これまでの市の施策がこの財政状況下にあって効果的であるか、また効率的であるか、できる限り検証してみたいと思っております。

また、財政再建と住民福祉の向上の整合性についての御質問もありましたが、安定した行政運営を進めていくためには、安定した財政基盤は必要不可欠でありますので、そのためにもなるべく早期に真の意味での財政再建をなし遂げることがやはり重要ではないかと考えており、私といたしましても、職員と一緒に最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、広報誌の中で、企業経営の経験と感覚を生かし、効率的な行財政運営を進め、市民サービスの質を高めるとした具体的な中身についてであります。まず私にとっての企業経営感覚とは、顧客第一主義の下、いかに顧客の満足度を高められるかということであり、そのことをこの行政に置きかえた場合、顧客とは市民であろうと考えております。

また、私たち公務員はそのために全力を尽くし、地域社会の発展と市民生活の向上のために奉仕する立場にありますが、さらに市民の皆さんが求めているのは、無駄のない効率的でスピード感を持った行政の推進であると思っております。今後の行政運営の中で、それらのことが可能となれば、組織の中に何がしかの財源と時間が生まれることにもつながり、ひいては市民サービスの向上や新たな創出へもつなげることができるのではないかと考えており、私自身先頭になって職員と一緒に知恵を絞っていききたいと考えております。

次に、新・市民プールの建設についてですが、市民の皆様や水泳の関係団体から多くの要望が出されていることは承知しております。早急に建設場所を確保せよとのことですが、公共交通機関の利便性にすぐれ、なおかつ5,000平方メートルの土地を確保することはなかなか容易なことではありません。教育委員会だけでなく、私のほうでも適地について検討しているところであります。

また、現在、教育委員会では新共同調理場の建設、学校の建替え、耐震化などの建設事業を抱えており、事業予算の平準化も考えながら進めていかなければならないと考えております。

次に、東日本大震災にかかわる本市職員の派遣経費に対する特別交付税措置についてであります。本市におきましては東日本大震災の発生直後から被災地の依頼にこたえ、速やかに保健師や医師、看護師を派遣し、被災者の心身のケアに当たるとともに、消防職員や応急危険度判定士の資格を持つ職員のほか、民間業者を含む上下水道技術者を派遣し、消防活動や行方不明者の捜索、インフラの復旧に当た

るなどの人的支援を行ってきたところであります。

これらの支援に要した経費のうち、消防職員や市立病院の医師、看護師の派遣分につきましては、国庫補助金の交付が予定されておりますので、そのほかの職員の派遣に要した経費約1,200万円を特別交付税の交付対象として申請しており、現時点においてはまだ一部しか交付されておきませんが、特別交付税の増額1,200億円のうち、430億円が応援団体の経費に充てられますことから、今後残りにつきましても一定程度交付されるものと考えております。

次に、社会保障と税の一体改革案についての御質問ですが、このたびの社会保障改革は社会経済諸事情の変化を踏まえ、必要な社会保障の機能強化の実施と持続可能性の確保を図り、あわせて社会保障改革の財源確保を通じて財政健全化を同時に実現していくものであると認識しております。今後、少子高齢化に伴って、社会保障費が増大することや国の財政悪化に歯止めをかけなければならないことについては理解できますが、今回の改革案は増税と負担増が検討されていることから、国民の理解と協力を十分に得ながら、進められなければならないものと考えております。

次に、防災についての質問がございました。

初めに、塩谷サービスセンターなど、比較的標高の低いところにある避難所についてですが、本市が現在指定している避難所については、対応できる災害の分類ごとの指定は行っておりませんでした。御質問の避難所については、いずれも標高が比較的低いところに位置しており、大津波の場合とそれ以外の場合など、災害の種類に応じて使い分ける必要があると考えておりますので、今後の見直しの中で災害の分類に応じた指定などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、蘭島川に津波が上がってきた場合の避難場所についてですが、既に津波が到達し、蘭島川の堤防を越え、周辺が浸水した場合には、既に避難場所へ移動できる状況ではないと考えますので、今後、策定する津波避難計画の中で最善の方法を考えてまいります。

次に、塩谷海岸からの避難についてですが、塩谷の海岸の背後に高台がありますので、避難可能な道路について町会からの情報もいただき、調査してまいりたいと考えております。

次に、高島地区についてですが、海岸から高島小学校へ避難する場合、遠距離となりますが、途中に高島会館があり、この時点で標高は30メートルは超えておりますので、一時避難所とすることも可能と考えます。

また、高島会館を中継地点として、さらに高島小学校へ移動し避難することも今後の見直しの中で考えてまいりたいと考えております。

次に、朝里海岸での高い場所に通じる道についてのお尋ねですが、朝里地区の斜面については、北海道が急傾斜地の指定を行っているところですので、状況を調査し、北海道と避難路の確保に向けて協議をしてまいりたいと考えております。

次に、銭函地区の避難場所についてですが、北海道職業能力開発大学校、銭函市民センターについては、津波高潮警戒区域第5区の避難場所としておりますが、比較的標高が低いところに位置しておりますので、津波の避難計画を策定する中で、避難所に適しているかも含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、津波ハザードマップの作成基礎調査事業についてのお尋ねですが、この事業は緊急雇用創出推進事業によって行います。本定例会での議決を経て、北海道に交付申請を行い、交付決定後、委託業者の選定、契約を予定しております。契約後はハザードマップの作成に必要な現地調査を行い、地形や避難所又は避難する高台などに関する情報を収集整理し、ホームページの公開や印刷に必要なデータを来年1月末ごろをめどに作成し、避難対象人数につきましては、本年度に北海道から示される津波浸水予

想図などの資料を基に調査してまいりたいと考えております。

次に、ハザードマップ作成に当たり、住民の声を取り入れて進めるべきとの御指摘がありました。

ハザードマップの作成及び津波避難計画の策定に際しましては、それぞれの地域の状況を把握し、作業を進めることが重要ですので、各地域の町会、自主防災組織などに協力をいただき、住民説明会などを通じて地域の情報や住民の声を取り入れてまいりたいと考えております。

次に、避難場所や避難の重要性を市民に徹底する方法を検討すべきとの御指摘ですが、津波による避難指示や勧告が出されても、避難する人の割合が低いということが新聞等でも報道されておりました。津波の襲来に際しましては、まず高台へ避難することが重要ですので、避難訓練の実施など市民の意識の向上に役立つ方法については、今後、町会や自主防災組織の意見などを参考に検討してまいりたいと考えております。

次に、避難所に指定されている保育所の耐震化についてであります。耐震化されていない保育所は手宮、奥沢、銭函、長橋の4か所です。また、耐震化の計画ですけれども、市立保育所の規模・配置に関する計画に基づいて施設整備を進めておりますので、その中で耐震化も進められるものであります。

次に、要援護者支援の全体計画についてのお尋ねですが、これまで総務部防災担当、福祉部、生活環境部、消防本部など関係部局で内容の検討、調整を進めておりました。今後、北海道が示す津波避難計画策定指針による検討調整を行い、防災担当が中心となって今年度中をめどに策定する予定であります。

次に、要援護者支援のための地域のネットワークづくりについてであります。災害時要援護者支援に限らず、地域での見守りや助け合い、支え合いに取り組む体制づくりは大変重要であると考えております。それぞれの町会や自治会などでの状況はさまざまだと思いますので、各地域で自主的に取組を進めるために、行政としてどのような後押しをするのがいいのか、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、福祉避難所についてであります。現在のところ、福祉避難所は未整備の状況にありますので、民間の社会福祉施設の協力や医療機関との連携、さらには要援護者の支援員の確保など、各方面との協議を行いながら、できるだけ早期に整備をまいりたいと考えております。

次に、消防職員の充足率についてですが、小樽市職員定数条例では消防職員の定数は252人となっております。本年7月1日における消防職員数は241人であり、条例定数と比較して11人の減員となっております。災害時における市民の安全・安心を守るために必要な消防体制の充実が重要であり、今後とも適正な消防職員数の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、災害発生時には、消防職員のみならず、日ごろから地域に密着した活動を行っている消防団員が重要な役割を担うものと考えており、消防職員と消防団員が一致協力し、災害発生時における防災体制の向上に努めてまいります。

次に、原子力発電についての御質問がありました。

初めに、提言についての感想ですが、今回の福島第一原発事故は日本と世界の人々に大きな衝撃を与えるとともに、これまでの日本の原子力行政及びエネルギー政策のあり方についても、根本から見直さざるを得ない状況を生み出しました。

提言の内容につきましても、参考とすべき部分は多々あるものと考えております。将来の方向性としては原子力への依存を減らし、自然エネルギーの推進、普及に期待することになると考えますが、現在、原子力発電が基幹電源として一定の役割を果たしていることも事実でありますので、今後の我が国のエネルギー政策について、国民的な議論を深めていかなければならないと考えております。

次に、日本で54基の原発が建設されている危険性についての見解ということですが、今回の千年に1度ともいわれる規模の大震災が発生し、原子力発電の安全神話が崩れたという現実を目を向ければ、絶対的安全性というものはないのではないかと思います。しかしながら、直ちにすべての原発を停止するという事は現実的ではありませんので、現在、日本や世界が持っている英知を結集して、安全対策を検討し、少しでも危険性を低減させることが必要ではないかと考えております。

次に、泊原発のプルサーマル計画についてですが、福島第一原発3号機はプルサーマル発電を行ってまいりましたことから、今回の事故でプルサーマル発電がどのような影響を及ぼしたのか、国にしっかりと検証していただき、その後、開示される情報を基に判断したいと考えておりますので、現時点で北電や国にプルサーマル計画の中止について申し入れる考えはございません。

次に、泊原発1号機の再稼働についてですが、国は電力会社の安全対策に関する報告や立入検査の結果から、原発の再稼働は安全上支障はないとの評価結果を発表していることから、現時点で泊原発1号機を再稼働しないように申し入れる考えはございませんが、現在、国において原子力発電所の安全基準の見直しを行っているところでありますので、国の動向を注視していきたいと考えております。

次に、小樽市を原発災害の対象区域に指定することについてですが、原発災害の対象区域につきましては、北海道地域防災計画の原子力防災計画編において規定されております。現在は泊原発を中心として半径10キロメートル以内の地域とされておりますので、現時点において本市は該当しておりませんが、このたびの東京電力福島第一原発事故を受け、国の原子力安全委員会が範囲拡大に向けて検討されております。範囲が拡大になった場合には、まず北海道の計画が変更となりますので、それに基づいて本市の防災計画も見直していきたいと考えております。

次に、放射能測定器についてのお尋ねであります。本市では環境大気中の放射線量を測定することができる機器がありますので、災害発生時等に活用してまいりたいと考えております。

また、沃素剤につきましては、今後、北海道とも十分に協議しながら必要性の有無等について検討してまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電の導入についてですが、太陽光発電については二酸化炭素の排出量を削減できるなど低炭素社会へ向けた取組として注目されております。このため、長橋小学校において環境教育の教材として活用するため、平成22年度に設置したところでありますが、太陽光発電については初期投資が多額であり、本市は道東や太平洋側と比べ日照時間が短いこともあり、恵まれた環境ではないことから、行政負担がかさむものと考えられます。現在、市の施設に設置する予定はありませんが、今後は国の補助制度や国が検討している再生可能エネルギー法案の動向などを注視してまいりたいというふうに思っております。

次に、自然エネルギー導入の調査研究事業についてであります。本市については太陽光や風力発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギーの賦存量が他都市に比べ恵まれている状況にはないことから、調査研究を行ってまいりませんが、低炭素社会に向けた取組は推進していく必要があることから、今後、他都市の事例を研究してまいりたいと考えております。

次に、東日本大震災の市内経済への影響について何点かお尋ねがありました。

初めに、韓国に対する観光施策についてであります。6月から韓国の旅行会社やマスコミの方々が来道し、北海道が安全・安心であることを確認されております。本市にも6月28日に視察団が来樽されましたので、出迎えをする中で、小樽と福島の原子力発電所との距離や放射線量などを具体的に示し、小樽観光の安全性と、これまでと変わらず観光客の皆さんをお迎えしていることをPRしているところであります。

また、韓国国内への正確な情報の提供が極めて重要との認識から、小樽商科大学の韓国人留学生などの協力を得て、小樽で生活しているという立場からの信頼度の高い小樽の今をブログなどで情報発信してもらう事業に取り組むほか、現在、韓国の旅行会社と風評被害の払拭に向けた方策や本市への誘客に向けたキャンペーンについて話し合いをしているところであります。

さらに、私が9月に韓国を訪問する際には、姉妹都市であるソウル特別市江西区の皆さんに、小樽観光がこれまでと同様に楽しめることを市民レベルでも周知していただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

次に、市内での放射能測定についてであります。測定を行い安全であることを市民、観光に訪れる方々に示すことは重要であると考えております。先ほども答弁させていただきましたとおり、本市では環境大気中の放射線量を測定することができる機器を保有しております。この機器の活用にあたっては、測定場所、測定時間のほか、収集したデータの分析、さらには公表の方法についても検討する必要がありますので、関係各部と協議の上、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市民がみずから小樽のよさを知り発信するための行政支援についてであります。本市においては、都市景観に対する意識を高めるための小樽八区八景めぐりや歴史的建造物の保全に対する理解を深めていただく歴史的建造物めぐり、文学作家と作品ゆかりの場所を訪ねる文学散歩など、さまざまな事業を実施しておりますが、市民の皆さんに小樽のよさを理解し、発信していただけるよう、継続と内容の充実に努めてまいりたいと思っております。

次に、震災対応の金融支援について何点か御質問がありました。

まず、本市が4月1日から行っております震災対応の制度融資につきまして、北海道の震災対応融資とのすみ分けを図り、融資額を1,000万円以内、利率を1パーセント以内、返済期間を1年以内としたところであります。この制度の利用状況につきましては、6月1日に開催された調査特別委員会で報告した1件から増えておりませんが、その要因といたしましては、3月末の緊急保証制度の利用増により、市内中小企業の資金繰りが一定程度円滑になったことによるものと判断しております。

次に、震災対応融資の条件等の緩和についてであります。国や北海道の震災対応融資の状況、市内の中小企業の資金繰りなどの経営動向等を見極めながら、判断してまいりたいと考えております。

次に、国等への要請についてであります。本市といたしましても、市内中小企業からの要望を受け、直ちに北海道市長会において、私から融資要件の緩和などを強く訴え、東日本大震災に関する決議の中に、要望として取りまとめられることとなったものであります。この要望書により関係省庁等への要望のほか、6月7日、8日の中央要望に私も参加し、北海道選出の国会議員ほか関係機関に対して、直接要請活動を行ってまいったところであります。

次に、雇用調整助成金についてであります。ハローワーク小樽によりますと、管内の相談件数は震災直後は週に二、三件の相談がありました。6月に入ってからほとんどないと聞いております。また、観光関連施設の最近の雇用状況についてであります。ハローワーク小樽の5月の産業別の新規求人状況によりますと、宿泊、飲食サービス業の新規求人数が前年同月比でマイナス42.9パーセントと大幅に減少しております。このほか観光施設に聞き取りを行ったところ、震災直後に比べ、観光客も増え、にぎわいを取り戻しつつあるも、売上げも回復してきたが、前年と同じ水準には至っておらず、パートの自宅待機者もまだ完全に戻せていない店もあることから、いまだ厳しい雇用状況にあるものと認識しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

**○教育長（上林 猛）** 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、学校の耐震化についてでございますが、教育委員会では平成21年に適正化基本計画を策定し、市内を6ブロックに分け、現在、保護者や地域の方々との懇談会を重ねながら、学校再編を進めており、それとあわせて校舎等の耐震診断、耐震補強工事など、11校で耐震化などに取り組んでいるところでございます。学校施設の耐震化には、多額の事業費が必要となりますことから、市長部局と十分協議し、学校再編とあわせ、計画的に学校の耐震化、建替えを進めてまいりたいと考えております。

次に、国が定めた施設整備基本方針などについてでございますが、この方針の改正の主なものは、1点目は公立学校の耐震化は平成27年度までに完了させることを目標としたこと、2点目は非構造部分の耐震化を推進すること、3点目は応急避難場所としての防災機能を強化すること、4点目は老朽化した施設の再生を推進すること、5点目は環境に考慮した施設整備を推進することとなっております。

このたびの改正で、国は学校耐震化の完了を平成27年度までとする目標を掲げましたが、教育委員会といたしましては、前段でも申し上げましたとおり、市長部局と協議し、学校再編とあわせ、計画的に学校の耐震化、建替えを進めてまいりたいと考えております。

次に、本市の各学校における防災教育についてであります。小学校では社会科の授業で地域での震災への備えについて調べる学習を行ったり、中学校の保健体育科では自然災害によるけがの防止や応急措置などについて学ぶなど、各教科において防災教育を行っております。また、各学校においては、毎年、火災や地震を想定した避難訓練を実施し、教職員の役割や子供たちの避難経路などの検証を行っているところでございます。

教育委員会では今回の震災を踏まえ、校長会議において、各学校の防災対策の見直しを指示するとともに、管理職研修の中で教職員の災害時の心構えや子供の誘導の仕方などの具体的な対応にかかわる研修を実施し、災害時の子供たちの安全確保の充実に努めてまいりたいと考えております。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 21番、新谷とし議員。

**○21番（新谷とし議員）** 再質問を行います。

初めに、市長の政治姿勢についてですが、これまで市長が特別委員会などで述べてきたことからの前進があるとは思えない答弁でした。市民が怒っている事件に関係して、公民権停止を受けた部長を留任させたことは、市長は間違いだったというふうには考えていないのでしょうか。

広報おたる7月号で関係職員の行政処分については、厳正に処分しますと載せていますけれども、それも分限懲戒審査委員会の結論が出てからとか、あるいは外部調査委員会の結論を経てということで、今までと同じような答弁なのですけれども、その結論が出てそれに任せてしまうのか、あるいは市長自身が一番厳しい処分にするのか、その辺はどうですか。

また、今言いました公民権停止を受けた部長の留任を続けるのですか、これを伺います。

それから、公務員倫理の確立と服務規律の確保については、先ほども外部委員による調査委員会の検討結果と市議会の特別委員会の審議を踏まえてと言いますけれども、できるところから早く始めることが市民へ本当に小樽市が生まれ変わっていくのだという決意を示すことになるのではないのでしょうか。こういうことは早く始められるもので、別に1回だけで終わるというものではない。何回やってもいいものですから、やはりそういう姿勢を見せていくことが大事だと思います。

次に、幹部の登用についてですが、6月29日の特別委員会で、民間並みの成果主義を取り入れて仕事をする人をきちんと評価したいというふうに言うておりました。仕事をする人をきちんと評価するというのは、これは当然でいいことですが、成果主義とは何を基準にするのでしょうか。

例えば保険収納課です。これは私たち何度も言うておりますが、市民からの相談は、国民健康保険料の問題が一番多いのです。生活保護基準以下の収入しかない、この前来た方もそうです。不景気で営業収入が上がらない。慢性的に低収入で保険料が払えず滞納してしまう。保険収納課からは生活困難、生活状況はどうあれ、何としても払ってもらわなければならないと大変厳しく責め立てられる。払わなければならないのはわかっているのだけれども、払えない。そうですよね。五、六万円しか収入がない人は、もう本当に厳しい状況です。そもそも高すぎる保険料が問題ですけれども、そうした市民の生活実態を顧みず、とにかく保険料の収納率を上げた、成績を上げた、こういうことを判断して幹部に登用していくのでしょうか。成果主義とは何を基準にするのか、伺いたいと思います。

それから、市長自身の律し方ですけれども、減給を考えているということはお聞きしております。市民には辞任して選挙をやり直すべきだという声がありますけれども、そのおつもりはないのか、お聞きしたいと思います。

それから、職員の懲戒処分ですけれども、審査委員会の答申が出ても、その懲戒処分が軽いと市長が判断した場合、再答申するのか、それもお聞きしたいと思います。

それから、財政問題ですが、新しい健全化計画は平成24年度を初年度として進めていきたいということですが、新たな市民負担は考えていないというような答弁ではありませんでした。前山田市長はもうこれ以上市民に負担をかぶせるものはないというふうにおっしゃっていましたが、中松市長は場合によっては市民に負担をもっと求めていく、そういうお考えですか。

財政がこの22年度大幅に黒字になったのですから、新市立病院の建設やいろいろな施策があると思えますけれども、しかしこれまで補助金を削ってきたり、市民にいろいろな負担をかぶせてきたわけですから、黒字になったということで、よかったねという市民もたくさんおりますけれども、やはり削られた補助金の復活とか市民生活を応援していくものを取り入れていく、それを施策にしていくということが市民にも本当に喜ばれますし、地方自治体の役割を果たしていくことになると思えます。市長は市民との協働ということをおっしゃっておりますけれども、負担だけ押しつけて協働と言っても、それは納得できないと思えますので、その辺でできる限りたくさん市民生活を応援する施策を取り入れていってほしいと思います。

それから、新・市民プールの建設ですけれども、これは道理があることなのです。なぜかといいますと、もともと室内水泳プールは市民の寄附金などが集まって強い要望で駅前の第三ビルにできました。それを駅前の再々開発で売り飛ばしてしまったのです。補償金が6億数千万円入りしましたし、それからプールの補助金などもありますから、そういうものを活用すれば、すぐにでも代替のプールができたはずなのです。それをやらないから、市民がこんなに署名を集めて、何回も議会に陳情しておりますけれども、これは道理のあるものなのです。ですから、先ほど市長部局としても一緒に場所の設定を考えていきたいと言っていましたけれども、早く進めていただきたいと思えます。プールは災害のときに水をくみ上げ、避難所の水洗トイレにも使えるということで、そうした活用方法なども今、専門家から出されておりますので、大変役に立つものですから、ぜひ早く進めるようお願いいたします。

それから、防災についてですが、私は和歌山県の避難カードについて例を出して言いました。今、小樽市で進めている高齢者の安心カード、これはたしか朝里川温泉の民生委員の方が提案して広まったもので、大変有効だということで、全道的にも広がっております。やはりこういうものも必要ではないかというふうに思えます。

それから、福祉避難所ですが、めどができるだけ早期にということでしたけれども、いつごろまでに、という、そういうめどぐらい立てるべきではないかと思えます。



それから、小・中学校の耐震化ですが、先ほど文部科学省の新しい施設整備の基本方針の内容をお聞かせいただきました。ちょっと足りないところがあったと思いますが、私の知り得る範囲でのことなのですが、避難所としての役割を果たすというところで、学校と公民館など社会福祉施設との複合化ができるということも書かれております。今、学校統廃合との関係で、例えば塩谷、忍路の学校がなくなって、長橋だけになってしまうとしたら、これは子供たちにとっても通学が大変なだけではなくて、地域の避難所もなくなってしまいます。ですから、やはり学校統廃合を優先しないで、学校と公民館など社会福祉施設の複合化ができるのであれば、住民が安心して暮らせる災害に強いまちにするためにも、地域の核となる学校を中心としたまちのあり方を検討し、統廃合に関係なく耐震化を進めていただきたいと思います。

次に、原発についてです。

市長からもう少し前向きな答弁をいただけたらと思っておりました。上田市長も、高橋はるみ知事も、福島第一原発事故の検証がきちんと行われていない中で、再稼働を認めない方針です。経済産業省が地元自治体に原子力発電の運転再開を求めていますけれども、何をもちいて安全に運転再開できるのか、根拠が不明確です。北電は泊原発は加圧式で福島第一原発の沸騰式と違うから大丈夫だと言っているようですけれども、軽水炉型には変わりなくて、加圧式で事故を起こしたのがアメリカのスリーマイル島の原発事故です。福島第一原発事故の検証も行われておりません。MOX燃料の安全性も確認されていない中で、これを使うということは非常に危険ですので、ぜひ国や北電に申し入れるつもりはないということ撤回して、市民の安全を考えて申し入れていただきたいと思います。

昨日の北海道新聞に載っておりましたけれども、泊原発から30キロメートル圏内の後志13町村で行った泊原発に対する世論調査の結果が報道されております。市長も読んで御承知のとおりだと思いますけれども、1号機についてですが、運転再開は安全対策が十分にとられない限り反対だとの声が82パーセントにも上っております。小樽市は、この世論調査の対象ではなかったけれども、福島第一原発事故では30キロメートルを超して放射能が飛散しておりますから、市民も不安を持っているわけです。ぜひ泊原発1号機は安全対策が絶対大丈夫だとわかるまで再稼働しないように申し入れていただきたい。以上について再質問いたします。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 最初に、部長の処遇についてお話がありました。

今、職員分限懲戒審査委員会の中でいろいろと進めておりますので、その結果を見て、私としては適正に判断をしていきたいというふうに思っております。

それから、公務員の倫理等については、今、外部委員会のほうにいろいろとその原因、それから今後の再発防止についてお諮りをさせていただいており、また、議会の特別委員会でも審議いただいておりますので、そういったことを踏まえた上で考えていきたいというふうに思っております。

それから、成果主義とは何ぞやというようなお話がありましたけれども、これは先ほど行政というのは企業経営と同じだというようなお話をさせていただきました。企業経営であれば、やはり顧客第一主義ということで、顧客はだれなのかという市民であろうというふうに思っておりますので、市民の皆さんに満足度を与えるような仕事をした職員、これが成果主義というふうに置きかえていくのかと思っております。

それから、市長自身の律し方ということでもありますけれども、他都市の例、その他を含めても、市長

についてはやはり減給ということでされているということでございます。現状の中で言うと、辞任というつもりはございません。

それから、財政健全化の中で市民に負担を求めていくのかどうかというようなお話がありました。これも先ほどの成果主義と同じように、やはり市民はお客様であるという観点からいうと、できるだけそういう負担を求めるようなことのないように努力していかなければいけないだろうというふうに思っております。

それから、新・市民プールの問題でありますけれども、先ほども答弁させていただいたように、やはり公共交通機関の利便性あるいは5,000平方メートルという面積が必要でございますので、そういったことも踏まえて、前向きに検討はしていきますけれども、現時点でいつというようなことはなかなか申し上げられないところでございます。

それから、原発につきましては、私自身何もしていないということではなくて、5月12日に北海道市長会の席上で、私の口から北海道というのは泊原子力発電所があるわけですから、安全性の問題、安心して暮らせる、こういったことについて北海道市長会としても道と北電に要請してほしいということでお話をし、実際にそういうふうに行いました。

それから、あとは今プルサーマルの問題であるとか、いろいろなことがありますけれども、これらにつきましては、今、国や道やいろいろなところで安全性の問題であるとか、いろいろな計画であるとかを進めておりますので、そういったことを注視した上で、小樽市としてどうするのか考えていきたいということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 総務部長。

**○総務部長(迫 俊哉)** 防災の関係で和歌山県の事例がございまして、お示しをいただいたところで、あるいは福祉避難所のことについて、二つほどお尋ねがあったかと思えます。

私どもいろいろな防災の計画は持っておりますけれども、やはり東日本大震災においては、とりわけ津波の被害が大変大きかったわけですから、一定程度いろいろなものを市として見直していかなければならない状況になっておりますので、先ほど安心カードのようなものというお話もございましたけれども、そういったものについても検討させていただきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 財政部長。

**○財政部長(貞原正夫)** 健全化計画の関係で若干補足説明をさせていただきます。

新たな市民負担に関しましては、先ほど市長から答弁があったとおりでございます。私どもとしてもできることであれば、新たな御負担というのは避けたいというのはそのとおりでございます。ただ、税金なり地方交付税なり、やはりその辺の財源の動向を見ていかなければなかなか難しい面もあろうかということで、答弁をさせていただきました。

それから、黒字についてはできる限り市民生活を取り戻すといいますか、サービス復元という御趣旨だと思いますけれども、現在まだ一般会計の収支は、本来の意味でもバランスがとれておりませんので、まずはこういう黒字を続けることによりまして、毎年度の予算編成上の借入れといいますか、財源手当をなくしていきたいと。その辺が見えた段階で新たな市民サービスあたりもまた慎重に拡大を含めて考えていく時期に入っていくのではないかとこのように思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 福祉部長。

**○福祉部長（中村 浩）** 福祉避難所についてのお尋ねでございますけれども、今回6月21日の道議会の本会議でも、福祉避難所についての御質問がありまして、高橋知事のほうからすべての市町村で指定されるべきと答弁されております。

具体的には、北海道がつくる支援対策マニュアルを、既に平成18年から施行されていますけれども、8月までに改訂されるということでございます。

中身としましては、福祉避難所につきましては、建物だけではなくて、援護者といえますか、介護をしてくださる方が必要になりますので、主に例えば特別養護老人ホームですとか、老人保健施設とか、そういう施設との協力といえますか、支援の協定の締結が必要になります。そのことについての指定権者である北海道から社会福祉法人あるいは医療法人への通知が出て、それを基に小樽市の中で現在既にある特別養護老人ホーム、それに付随するデイサービス、老人保健施設に付随するデイケア、こういうところとどれだけの福祉避難所の指定ができるかについて協議を進めてまいりたいと思います。

実際のめどでございますけれども、現在、策定をしております介護保険事業計画あるいは高齢福祉計画等の策定年次が本年度中、実際の施行が来年度からでございますから、来年度中には福祉避難所の指定ができるように取組を進めてまいりたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 先ほど新谷議員の質問にもう一つ、職員の懲戒の中で軽い答申をされたときにどうするかという質問がありました。それは実際にそういう答申が出されたときに、私なりに判断をしていきたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 教育長。

**○教育長（上林 猛）** 学校の耐震化などについてであります。学校校舎の避難所等への利活用については、市全体の防災計画との関係もありますことから、市長部局とも相談しながら進めてまいりたいと考えております。

なお、稲穂小学校など比較的新しい学校では、地域連携室も設置しており、新たに改築する学校では今後検討してまいりたいと考えております。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 21番、新谷とし議員。

**○21番（新谷とし議員）** 再々質問いたします。

市長の政治姿勢ということで、公民権停止を受けた部長の留任なのですけれども、あまり明快なお答えがありませんでしたが、どうするおつもりでしょうか、もう一度お伺いします。

それから、原発に対して、5月22日の市長会で安全性を確保するように申し入れたということで、それはそれでよかったと思いますけれども、市長は先ほどこの原発について、安全神話が崩れて、絶対安全なものはないのだというふうにおっしゃってました。それで、これだけ周りの町村でも原発に対しての不安が高まっておりますし、高橋知事がこのMOX燃料について、プルサーマル計画についてまだはっきりした返事をしていないのです。しっかりと国の責任ある説明をしていただく必要があると、その内容を踏まえた対応を検討していきたいというふうに言っているのですけれども、小樽は泊から近いところにありますから、やはりこれについてももう少し積極的に発言していただきたいと思うのです。

それから、ちょっと前後しますけれども、公務員倫理服務規律の勉強会なのですが、なぜ結論が出ないといけないのか、そこはどうでしょうか。

その2点について伺います。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** まず一つは、公民権停止の部長の処遇ということでもありますけれども、今、外部調査委員会などで、原因であるとかいろいろなことを議論していただいて、答申をいただこうと思っております。そして、さらには再発防止をどのようにしていったらいいのか、そういったことを見た上で判断をしていきたいというふうに思っております。したがって、今、職員分限懲戒審査委員会も同様にそれぞれやっておりますので、そういった結論を見た上で判断していきたいというふうに私は思っておりますのでございます。

それから、プルサーマルを含めた泊原発の話でありますけれども、先ほども答弁をさせていただいたように、私は申し入れないというつもりはありません。ただ、現在、中止について申し入れる考えはないということをお知らせしました。これは一つには、現在の置かれている状況など、国にしっかりとした検証をしていただき、その後、国から開示される情報を基にそのときに判断をしたいということでございます。

それから、北電についていいますと、現在もLNGの火力発電所の問題であるとか、あるいは京極町における水力発電所の建設だとか、要するに脱原発に向けて、脱というのか、他の自然エネルギーと言ったほうがいいのか、いろいろな取組を行っているところではありますので、そういったことも踏まえて、そのときにはしっかりと申入れをしていきたいと思っておりますのでございます。

**○議長（横田久俊）** 新谷議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時46分**

**再開 午後 3時14分**

**○議長（横田久俊）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 24番、山田雅敏議員。

（24番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

**○24番（山田雅敏議員）** 自由民主党を代表して質問をいたします。

最初に、市政執行方針についてお伺いいたします。

6月28日の本会議で市長は三つの基本姿勢と七つの重点公約をお示しになりました。小樽経済の振興が急務な中、建て直しに邁進し、これからが民間で培った経営手腕の発揮どころと期待しております。

民間企業であれば、強い指導力や経営方針の明確化、短・中・長期の目標や計画、従前政策の継続などがあり、これを実現するためには、職員に研修や取組を促すことも、当然、市長には求められています。

市政執行方針の最初に、地域主権の取組について述べられています。市民、地域、行政がそれぞれの役割と自覚と責任を持って行動に移していくことが重要と考えを示しています。前市長からさらに前に進めた協働のあり方についてお聞かせください。

次に、第1の項目の中で、知識や知恵が市民力として大きな力になると示しています。市長にとっては、大きな糧になる市民力をどのような方法で活用するのか、御所見をお聞かせください。

次に、第2の項目の中で、新市立病院の統合新築とともに救急医療体制について述べられていました。

本年6月俱知安厚生病院は、医師数の減少や観光客などの時間外利用者の増加などにより、医師の負担が増大し、一般診療への影響が大きくなることから、救急医療については当番病院体制にしたと聞きます。このことを聞き、私は俱知安厚生病院で行われているこのような当番病院体制では、本市の市民の命と健康を守ることはできないと考えています。

本市では済生会小樽病院に夜間急病センターが併設され、救急医療体制が整備されていますが、今後、移転も予定されています。この夜間急病センターが活動するための経費は、本市や市民にとっては必要なコストと考えています。これからは利便性や効率などが求められますが、過去3年間の利用実態や時間帯別利用者数はどのようになっているのか、また経費、収益の収支はどうか、その点をお聞かせください。

次に、第3の項目の中で、市長は魅力のある生活都市の創造を基に一つの切り口として、国際観光都市として躍進を遂げる必要があると述べられ、国内はもとより海外からの観光客に多彩な魅力の発信とともに、観光基盤や受入れ態勢の整備を図り、小樽に行きたい、人と触れ合いたいという思いを述べられ、施策の充実に努められると聞きます。観光客の誘致に向け重点施策についてお聞かせください。

市長選で示された時点の政策公約では、まちづくりに当たっての基本姿勢が三つ示され、基本的な五つの柱を示していたと認識しています。今回示された七つの重点公約は、より具体的に的を絞った市長の決意の表れだと思います。この中から何点かお聞きいたします。

最初に、一つ目の重点公約では、小樽観光の充実と国際観光への挑戦とあわせて、後志など広域連携による商工業の振興や地域経済の活性化などが掲げられています。本市の恵まれた地域資源や知名度など、強みを最大限に活用すると述べられていますが、この強みを産業振興の中でどのように生かすのか、お示してください。

次に、六つ目の重点公約の中で、市民が安全に暮らせるよう、生活基盤の整備として、雪対策を強化し、安心安全なまちづくりを進めるとしていますが、最初に昨年度の6ステーション制を含め、雪対策の取組について特徴や重点などお聞かせください。

今後、市民の要望に沿った雪対策の取組について、本年はいつを目途に策定をするのか、お示してください。

さらに、小樽市次世代育成支援行動計画の後期計画策定に向けたアンケート調査でも、多くの要望が寄せられている通学路の除排雪について、より積極的な対応が必要と考えます。市長のお考えをお聞かせください。

以上、市長が提案説明で触れられた国際観光都市、水産都市につながっていく活力向上に向けた施策を、着実に実行されるようお願いいたします。

次に、財政についてお伺いいたします。

平成21年度末時点で、国債や借入金などを含む国の借金が前年同期に比べ36兆4,265億円増え、882兆9,235億円になったと発表されました。原因は景気後退に伴う相次ぐ補正予算の計上で、全体の約7割を占める普通国債の残高が8.8パーセント増の593兆9,717億円に膨らんだことです。国民1人当たりでは693万円となり、過去最高と聞きます。本市では市民、職員の協力の下、平成22年度決算で一般会計の黒字化がほぼ達成の見込みと聞いています。

そこで、お聞きいたします。

現時点での一般会計の平成22年度決算における実質収支と単年度収支の見込額、さらに実質収支が黒字となった要因についてお示してください。

次に、累積赤字の解消はほぼ確実とのことですが、市債残高はどのようになっているのか。平成22

年度末における全会計の市債残高の見込みとその動向について、また残高を市民1人当たりで換算した場合の金額についてお示しください。

次に、市税収入が落ち込む中、累積赤字が解消され、今後生じる余剰金について、基金への積立てなどがあるとは思いますが、今後どのように活用されるのか、お聞かせください。

この項最後に、本市の社会資本整備では、市立病院の統合新築をはじめ、小・中学校の耐震化や新・市民プール、新共同調理場の建設などを控えた中、今回の震災による防災対策や消防設備の整備なども想定されます。今後予算の限りある中、どの部門に重点を置くのか、第6次総合計画の中から施設整備の考え方についてお考えをお聞かせください。

次に、監査についてお伺いいたします。

地方公共団体の監査委員は、行政の適法性、妥当性の確保のため、財務に関する事務の執行、経営する事業の管理、公共団体の出納などを監査するものです。本市平成22年度の定期監査報告では、予算執行事務における補助金に係る事務処理に重点を置いて行うとともに、職員及び職場の意識改革をはじめ、事務全般についての改善やチェック体制の見直しがこれまで以上に問われた年と報告しています。また、行政監査報告では契約の締結において、指名競争入札や随意契約による方法は、地方自治法や地方公営企業法上、特例的なものとされており、これらの方式で締結できる場合は、一定の要件に該当した場合に限定され厳正な運用が求められ、さらに契約事務の執行は公正さや経済性が確保される必要があるが、依然として不適切な事務処理が多くされていると報告されています。

最初に、監査報告書では、契約事務全般の考え方の整理と統一性のある事務処理について、マニュアルの導入や各種書類の簡素化や、記載例、様式の改善について言及されています。市長から提出された監査報告に基づく措置状況を見ると、検討や周知していくとのことですが、その後、これらについて改善等の報告がされている点があれば、お聞かせください。

次に、指摘事項や措置状況の内容を見ると、うっかりミスや人的ミスが目立ち、改めてチェックや確認が必要と思います。どのような取組が必要と考えているのか、お聞かせください。

全国的に自治体財務会計上の不正経理や地方行財政の執行に対する住民意識の向上から、監査委員に対する要望、権限、機能強化についての声が高まっています。このような声の中、全国初の監査委員補助員制度が小松市で実施されていると聞きます。

この項最後に、このような公正であり、厳正な監査委員補助員制度の経緯やその効果について、御所見をお聞かせください。

次に、東日本大震災による本市経済の影響についてお伺いいたします。

東京電力福島第一原子力発電所の事故で、各国が日本の農水産物や食品に対し、放射性物質の検査結果の証明書を求めるなどの輸入規制を受け、各自治体には輸出品検査体制の確立や風評被害への対応が求められています。本市でも寄港する外国船への飲料水や食料の供給について、放射性物質の検査証明書の提出が要求され、本市の業者に経済的な負担が出ていると聞きます。また、6月27日には微量の放射線が検出された中古車がロシアのサハリン州から送り返され、小樽市が管理する埠頭内の指定保税地域に移されました。ちなみに、積卸業者が放射線を測定したところ、自然界と同じレベルであったと聞いています。

そこで、お伺いいたします。

現在、小樽港からさまざまな品が輸出されていますが、輸出に向け、どのような規制があるのか、国別、地域、内容についてお聞かせください。

横浜港では、4月28日、国土交通省の指導により、輸出コンテナの放射線量の測定が始まり、東京港

や川崎港でも同様に測定がスタート、工業製品などあらゆる輸出品に広がっていると聞きます。

そこで、お聞きいたします。

テフズード試験認証機関など、安全性確立に関する検査認証試験などを行う機関についてお示してください。

また、本市での検査実績などお聞かせください。

次に、道では3月から5月にかけて、観光消費額が前年同期より339億円減少したとの試算を出しております。今回、観光対策の一環として、7月から道内観光地5か所程度で新たに放射性物質の測定調査を行い、国内外に安全性をPRする方針と聞きます。現在、北海道が行っている観光に関して、どのような風評被害対策などがあるのか、お聞かせください。

この項最後に、横浜商工会議所では工業製品を中心に水産品や食品に非放射能汚染証明書を発給していますが、この概要についてお聞かせの上、あわせて本市商工会議所の対応についてお聞かせください。

次に、本市の防災計画などについてお聞きいたします。

各地の自治体が津波や原発事故など、想定を超える被害に備え、地域防災計画の見直しや計画の根本的な練り直しを検討していると聞きます。

最初に、市町村は防災対策の一次的責務を負うとあります。市町村長はどのような権限が付与され、住民を守るのか、特徴的な事項をお聞かせください。

次に、東日本大震災による本市への被害者の受入れについて、国からの周知事項や受入れの対応、現在の状況についてお聞かせください。

次に、今回の地震被害で本市職員の現地への支援や物資、義援金、民間の支援などについてお聞かせください。

この項最後に、本市でも今後見直されると聞いている防災計画について、予防事前対策や応急対策、さらに復旧、復興対策などがありますが、見直しの中心となる点や内容をお聞かせください。

また、被害にあった場合、対処するための各種制度などの住民への周知方法など、お聞かせください。

平成23年度小樽市教育行政執行方針からお伺いいたします。

本定例会では、市長提案とは別に小樽市議会初となる、本市の教育行政執行方針を教育長みずから登壇し、説明されました。

教育行政執行方針の説明実施にかかわる取組については、平成20年第1回定例会代表質問の中で、我が党の前田議員が財源を伴わない施策として取り上げ、検討してまいりたいとの答弁を教育長から得たことから、平成22年第1回定例会一般質問の中で、再度同問題を取り上げ、改選期を迎えることから、本年6月議会から行ってまいりたいとの教育委員会委員長の答弁を引き出し、実現したものと認識しています。このたび教育長は、教育委員会の考え方や決意並びに五つの教育目標を説明いたしました。学力の向上や心と体の育成など、今後の取組に期待するものです。

この中で、来年度の中学校で必修化される武道についてお聞きいたします。

市内のすべての中学校で柔道を実施する予定と聞いております。この話題の話合いの中で、他の種目について要望や議論はなかったのか、お聞かせください。

最後の質問になりますが、社会体育施設である望洋サッカー・ラグビー場についてお伺いいたします。

近年、市民のスポーツ多様化で、市内外から多くの人が集まり、評判のよい施設に注目が集まっています。この施設の利用方法について、競技開催で多くの選手や観客が集まったときなど、トイレや応接席、駐車場など利用者から不便との声が出ています。

そこで、お伺いいたします。

選手、役員室のスペースはあると聞いておりますが、道内はもとより、国内外から多く集まる観客の応援席についてはどのような状況にあるのか、附帯設備を含め概要をお聞かせください。

最後に、これからの議論になりますが、北京オリンピック後からスポーツ省構想などが浮上してきております。今の子供たちの持久力など、体力向上と国民のだれもがスポーツに参加し親しむ環境づくりが理念と聞いております。本市でも健康やスポーツへの関心の高まりを受け、情報提供など、スポーツ振興に御尽力をいただきますよう、お願いいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

済みません。今回の5番と6番が後先になっておりましたので、その点を訂正いたします。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 山田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、三つの基本姿勢について何点か御質問がございました。

まず、協働についての御質問ですが、市民と行政の信頼の下、お互いの特性や能力を発揮し、効果的にまちづくりを進めていく上では、市民と行政との協働の取組は欠くことのできないものと認識しております。

現在、市民と行政と一緒に考え、協力してまちづくりを進めるための協働のルールを定める自治基本条例の策定に取り組んでいるところであります。この条例で行政だけではなく、市民、まちづくり団体、事業者などのまちづくりに係る役割と責任を明確にし、市民との協働を推進することにより自治意識の醸成や地域力の向上につなげていきたい、このように考えております。

次に、市民力を活用するための方法についてですが、市民ニーズが多様化する中、地域の課題にこたえていくためには、その課題を知る市民の皆さんの知識やアイデアを市民力として活用していくことが必要です。この市民力を活用するに当たっては、市長への手紙やまち育てふれあいトーク、懇談会や説明会の開催など、市民の皆さんとの情報の共有に努めながら、パブリックコメント制度の活用や審議会等の委員公募など、市民の市政参加を進めていかなければならないものと考えております。

さらには、市民団体等の自主的なまちづくり活動を促し、市民と行政との確かな信頼関係を築きながら、さまざまな分野において市民力を生かしたまちづくりを進めてまいります。

次に、本市の夜間急病センターの利用実態や経費等についてであります。過去3年間の利用者数は平成20年度7,603人、21年度8,334人、22年度7,616人となっており、時間帯別の利用者数については全利用者数の6割近くが午後6時から10時までの時間帯に集中しております。

また、夜間急病センターの収支につきましては、平成22年度ベースで1億4,800万円の負担が生じており、第1次救急体制を維持していくための必要な経費であると考えております。なお、経費削減を含めた運営体制の見直しについて、指定管理者である小樽市医師会と協議を進めているところであります。

次に、国際観光都市としての観光客誘致施策についてであります。本市は東アジア圏の香港、韓国、そして台湾といった国々に加え、近年は経済成長が著しい中国本土からの入込客が個人ビザの発給要件緩和なども追い風となって増加してきたところです。

3月の東日本大震災以降、外国人観光客は全国的に見ましても昨年の半分以上となっておりますが、最近では回復傾向にあることが実感されており、東アジア圏をターゲットに据えた外国人観光客誘致の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。



具体的な施策といたしましては、9月上旬に中国の旅行会社やメディアを招き、観光説明会を開催するほか、本定例会には台湾、そして中国でトップセールスを行うための事業として、東アジア圏観光客誘致事業費補助金を提案しております。さらに、9月にも姉妹都市であるソウル特別市江西区を訪問しますので、その際にも小樽観光がこれまでと同様に安心して安全に楽しめることをPRしてまいりたいと考えております。

また、受入れ態勢の整備として、観光案内所では昨年度の英語、中国語に続いて、今年度は韓国語の通訳スタッフを配置し、多言語化の推進を図っているほか、観光事業者を対象とした外国人観光客受入れのための勉強会や語学研修を開催いたします。今後とも海外からの観光客の皆さんを温かく迎え入れることにより、さらなる交流の拡大を図りたいと考えております。

次に、地域資源や知名度など強みの生かし方ではありますが、本市には古くから港町ならではの水産加工業のほか、機械金属関係やガラスなど、ものづくりの多様な技術が蓄積されているほか、高等教育機関として小樽商科大学や北海道職業能力開発大学校などが立地し、高度な情報や専門的な人材の集積といった強みがあります。特に、水産加工業はその品質への評価も高く、全国の品評会でさまざまな表彰を受けており、全国の物産展からの引き合いも増え、出荷額も増加しております。このため、今年度は本市の強みである水産加工業のPR用冊子を作成するなど、新たな商品開発やブランド化、国内外への販路拡大に向けて支援していきたいと考えております。

さらに、ものづくりの支援として、水産加工業と機械金属加工業との連携やビジネスマッチングなどにより、企業間や異業種間交流を促進し、新たな受発注の創出に向けた支援を実施してまいりたいと考えております。

次に、昨年度の雪対策の取組についてであります。除排雪凍結路面管理などを一括して委託する地域総合除雪を市内6地域に分けて実施したほか、除雪弱者を対象とした間口の置き雪対策について、建設部と福祉部が連携しながら、約130世帯に対して試行いたしました。さらには、除雪作業の有無にかかわらず、地域総合除雪業務については当初契約額の70パーセント、その他の除雪業務については60パーセントの支払を保障する最低保障制度の導入などにも取り組んだところであります。

また、本年度の雪対策の取組についてであります。現在、今後の除排雪計画策定の参考とさせていただくため、初めての試みとして、各町会役員の皆様にアンケートをお願いしておりますので、その御意見や御要望を踏まえて、第3回定例会までに計画を作成してまいりたいと考えております。

次に、通学路の除排雪についてであります。例年、降雪前に通学路などの除排雪に関して、各小・中学校から要望をお聞きし、通学路の除排雪作業に反映させております。今後につきましても、学校や地域からの御意見などを伺いながら、歩道や交差点を重点に通学路のより細かな除排雪作業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、財政問題に関して、初めに一般会計の平成22年度決算見込みについてであります。歳入では約579億2,700万円、歳出では約567億2,700万円となり、平成23年度への繰越事業の財源に充てる約1,600万円を考慮した実質収支は約11億8,400万円の黒字、単年度収支は約12億1,500万円の黒字と見込んでおります。

実質収支が黒字となる要因につきましては、最終予算との比較で申し上げますと、歳入では市民税や固定資産税などの市税収入が合わせて約2億400万円程度上回る見込みであり、また地方消費税交付金や特別交付税などが合わせて約1億400万円程度、そのほか諸収入や寄附金が合わせて1億800万円程度、それぞれ予算額を上回る見込みであります。

また、歳出における科目別で申し上げますと、職員給与費で約1億8,800万円、民生費では生活保護

費や私立保育所運営費負担金で約3億7,600万円、土木費では住宅事業会計や港湾整備事業会計への繰出金で約3,500万円、公債費では一時借入金の利子などで約3,600万円ほどそれぞれ予算額より減少する見込みとなったことが主な要因であると考えております。

次に、平成22年度末における市債残高の見込みなどについてであります。一般会計では約498億2,000万円、特別会計合計では約93億6,400万円、企業会計合計では約462億6,300万円、これらを合わせた全会計では約1,054億4,700万円となり、平成21年度末より約40億円減少する見込みであります。この市債残高を平成23年3月末時点の住民基本台帳人口である13万1,744人で割り返して、市民1人当たりの金額に換算しますと、約80万円となります。

次に、平成22年度の一般会計の決算で見込まれる剰余金の今後の活用についてであります。地方財政法では剰余金のうち、2分の1を下らない金額はこれを剰余金を生じた翌々年度までに積み立て、又は地方債の繰上償還の財源に充てなければならないとされており、後年度における財政運営の円滑化を図るため、決算上の剰余金については財源留保の措置を講じるよう、地方公共団体に義務づけているところであります。このため、本市といたしましては、平成22年度の決算剰余金約11億8,400万円のうち、その2分の1以上を第3回定例会以降において、財政調整基金に積み立てたいと考えておりますが、具体的な積立額につきましては、本定例会の補正予算の財源として充当した額や今後の財政需要なども勘案して判断してまいりたいと考えております。

次に、施設整備の考え方などについてであります。これまでも前期実施計画を策定するなどして、第6次総合計画で示した主要施策について具体的な事業を可能な限り明らかとし、これらの計画的かつ効率的な推進を図ってきたと認識しております。

一方、本市においては、今後、大規模な建設事業が集中するとともに、東日本大震災の発生を機に、新たな防災対策への対応が求められるなど、情勢が大きく変化していることから、引き続き厳しい本市の財政状況を踏まえ、後年度に集中して財政負担の生じないよう、事業の平準化なども念頭に置きながら、重点とする分野をしっかりと整理するなどし、円滑な対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、防災計画についての御質問がございました。

初めに、市町村長の権限についてですが、防災に関しましては、災害対策基本法に市町村の責務として、防災に関する計画を作成し、法令に基づき実施する責務を有すると規定されております。市町村長はその責務を遂行するために、避難の立ち退き勧告、立ち退き指示及び警戒区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる権利などが認められております。

次に、東日本大震災による被災者の受入れについて幾つか御質問がありました。

まず、国からの通知事項の主なものとして、被災した児童・生徒の速やかな受入れ、被災により保険証を紛失した場合での医療機関での受診、被災地域からの転出証明書が提出できない方の転入をそれぞれ可能とさせる通知などがあります。これらについては、ホームページなどを通じて周知に努めるとともに、各担当部署で適切に対応しております。

また、被災者受入れの対応については、3月17日に市営住宅15戸と旧福寿荘の35戸を最長1年間家賃と光熱費を御負担いただくことなく被災者へ提供することを公表し、4月1日から受入れを始めております。

7月4日現在、被災者の市営住宅への入居者数は3世帯8名ですが、市内の道営住宅や親戚の家などに避難された方を含めると、16世帯45名の方が市内に避難されております。なお、原子力発電所の事故の影響により、母親と幼児又は小学生の世帯を中心に、今月中旬以降、福島県や宮城県から7世帯22名が市営住宅へ入居する予定になっております。

次に、このたびの東日本大震災に対する本市の支援状況についてですが、人的支援では緊急消防援助隊として、救急隊と後方支援隊を宮城県石巻地区に、水道関係職員について、水道施設の応急復旧に宮城県石巻市に、下水道関係職員について、下水道施設の被害状況調査に岩手県久慈市及び宮城県岩沼市に、保健師について、被災者の健康相談、健康チェック、避難所の衛生対策に当たるため岩手県大船渡市に、医療救護班として小樽病院の医師、看護師、薬剤師などが災害拠点病院の救護班として、宮城県気仙沼市及び岩手県陸前高田市に、建設部からは応急危険度判定士を宮城県多賀城市へそれぞれ派遣をいたしました。

物資の支援については、ペットボトル小樽の水9,600本を岩手県及び宮城県へ、ろうそく約1万本のほか、アルファ米、クラッカーを宮城県などへ、ティッシュペーパー約1,800箱を南三陸町へ送りました。義援金については、市の呼びかけにより、6月末までに集まった約960万円のほか、小樽市として1,000万円を日本赤十字社北海道支部小樽市地区に寄贈いたしました。民間の支援といたしましては、市内の葬儀会社が霊柩車を岩手県に派遣し、葬祭業務の支援に当たったほか、小樽商工会議所、小樽青年会議所が支援物資の集約、輸送などを行いました。

次に、本市の防災計画の見直しについてですが、東日本大震災におきましても、津波により壊滅的な被害が発生したことから、津波対策の見直しが中心になるものと考えております。本年度中に北海道の津波シミュレーションが見直され、津波浸水予想図が示されることになっておりますので、これに基づいた津波避難計画や避難所の運営などについて、防災計画に追加してまいりたいと考えております。また、被害にあった場合の各種制度を住民に対して周知する方法につきましては、市のホームページや広報おたるに掲載するほか、地域で開催しております防災講習会等において周知してまいりたいと考えております。

次に、東日本大震災による本市経済への影響について何点かお尋ねがありました。

まず、小樽港の輸出相手国における輸入規制についてであります。現在、小樽港からはコンテナ貨物が中国に、中古車や中古の重機等がロシアに輸出されております。これらの国の放射線に関する規制は、国土交通省が収集した情報によりますと、中国ではガンマ線量率がバックグラウンド値の3倍以下、ロシアではガンマ線量が1時間当たりバックグラウンド値を除いて0.3マイクロシーベルトを超えないこととなっております。

次に、放射線検査機関や本市での検査実績などについてであります。日本からの輸出品の放射線検査をする機関については、日本貿易振興機構の調査によれば、全国対応している国内の放射線検査機関として、6月末現在で、一般社団法人日本海事検定協会、財団法人新日本検定協会など、全国で47の機関が上げられております。小樽港からの一般貨物については、こういった機関で検査を受けた事例はないと聞いておりますが、6月11日に入港した客船に小樽港で積み込んだ食材と飲料水については、川崎市にある民間の検査機関で事前に検査を受けており、飲料水についてはさらに船舶給水の前にも、日本海事検定協会の検査を受けた後に本船に積み込まれております。

次に、北海道の観光にかかわる風評被害等の対策についてであります。これまで道内各地の放射性物質モニタリング調査の結果を英語、中国語などに多言語化して、ホームページで公表しているほか、5月下旬には高橋はるみ知事による中国でのトップセールスなどを実施し、北海道の安全性のPRに努めていると承知しております。今後も北海道に対する震災被災のイメージを払拭し、激減した外国人観光客の回復を図るため、国内外でのプロモーションやメディアを活用しての宣伝活動をはじめ、特に東アジアを中心にしたキャンペーン事業に集中して取り組むとお聞きしております。

次に、非放射能汚染証明書についてであります。福島第一原発事故を受け、輸出者から日本からの

貨物が放射能に汚染されていないことに関する証明書を求められた場合に対応するため、日本商工会議所が各地商工会議所に示したものであります。内容につきましては、輸出者が作成する放射能の調査データなどを付した非汚染の申請書に対して、商工会議所が認定し、サイン証明として発給しているものであります。

本市商工会議所におきましても、同様の対応が行われており、これまで3件の実績があると伺っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 山田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、来年度から中学校で必修化される武道についてでございますが、平成24年度からの新しい学習指導要領では、体育の授業において柔道、剣道、相撲の中から1種目を選択して実施することとなっております。各学校においては種目の選定に当たって、指導者の体制や保護者の負担、市内の高校の授業の状況などについて議論をした結果、柔道が適切と判断したものであります。

教育委員会では、この結果を基に、畳マットなどの施設設備の整備を進めることとし、本定例会に予算措置を提案させていただいております。

なお、今後、教員の指導力の向上や生徒への安全指導の徹底にも努めてまいりたいと考えております。

次に、望洋サッカー・ラグビー場についてでございますが、コートは3面あり、芝が2面、クレーコートが1面あり、面積はそれぞれ1万5,000平方メートルあります。また、附帯施設として運営ハウスがあり、更衣室、会議室、休憩ホール、シャワー、トイレなどの設備を備えており、そのほかに、約80台収容可能な駐車場を確保しております。

このサッカー・ラグビー場は、開設当時、サッカー・ラグビーの協会関係者と協議をし、芝の良好なコンディションを保つ必要があることから、コート内には観覧者の入場はさせないとの申合せがありますので、今後ともコート外で応援していただくということで御理解をいただきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 監査委員。

**○監査委員(菊池洋一)** このたび、議会の同意をいただき、監査委員に選任されました菊池洋一でございます。市政のチェック役として監査委員という重責を担うこととなり、身が引き締まる思いでございます。監査業務に当たりましては、公正不偏という立場を堅持し、職務を遂行してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、山田議員の質問にお答えします。

初めに、平成22年度監査報告に基づく措置状況における契約事務全般についての改善点についてでございますが、市の契約事務につきましては、委託契約や賃貸借契約など、その大半が年度当初の4月に集中しますことから、それに間に合うように契約担当課に対し、契約方法等をはじめとして契約事務全般についての留意事項をマニュアルなどを通じ、全庁的な周知をお願いしております。

特に、随意契約においては、合規性や公平性などの観点からの基本的な考え方、あわせて様式や記載例等についても全庁的に配布がされております。また、指名競争入札への移行などにつきましては明らかとなった問題点等を踏まえ、マニュアル等の作成が検討されていると聞いております。

このようなことから、本年度実施予定の行政監査におきましては、これらマニュアル等に基づき、契約事務が適正に執行されているかどうかについて検証してまいりたいと考えております。

次に、いわゆるうっかりミスをなくすための取組についてでございますが、指摘事項の大半が不注意

によるミスであり、このことはあらゆる業務分野においてパソコンによる事務処理が進み、業務本来の目的や内容をよく理解しないまま前例を踏襲するという業務体質、いわゆるルーチンワーク上の心構えに根本的な原因があるのではないかと考えております。

このようなことから、職員一人一人がみずから業務の目的やその内容を再認識し、自己研さんに努められること、職員の資質向上のための職員研修の実施と職場単位の研修の充実、同僚や上司のチェック体制の強化のほか、牽制体制の見直しに取り組みられることなどが、より適正な事務処理を進める上で重要なことではないかと考えております。

最後に、いわゆる小松市における監査委員補助員制度導入の経緯とその効果についてでございますが、制度の概要について申し上げますと、主として公募方式により、監査委員の助言者となるべき市民を募集し、応募の動機に関する小論文等による選考を経た上で、市民数名を代表監査委員が委嘱するものです。

制度導入の経緯についてであります。4期15年間にわたり監査業務を務めてきました監査委員が長年同じような手順で監査を続けることで、監査の視点などが市民感覚から離れていくのではないかとという不安を抱いたことから、例えば定期監査等の執行に際し、広く市民の目線に立った意見を聞き、監査のさらなる充実を図ることを目的として、平成22年同市の監査委員が全国に先駆けて独自に導入したものであります。

制度導入の効果につきましては、市民目線を監査に取り入れるという当面の目標は達成できたのではないかとしながらも、あくまでも試行段階でもあり、効果の検証には至っていないと聞いております。

こうした中で、現行制度上、地方公共団体の適正な行財政運営を確保するためのチェック、牽制体制としては、議会の監視機能に加え、監査委員制度が設けられておりますが、とりわけ昨今の厳しい財政状況の下で適正に財政運営がなされているかを検証するために、住民の理解を得なければならないという風潮の高まりを考えますと、当制度につきましても、市民に開かれた監査という面においては、時代のニーズに沿った新しい試みの一つであるとは感じております。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 24番、山田雅敏議員。

**○24番（山田雅敏議員）** 今回の市長の答弁、また教育長、監査委員の本当に的を射た御回答をいただきました。委細については各予算委員会また常任委員会で行っていきたいと思います。

監査委員には、これからもよろしく願いいたします。

以上で終わります。

**○議長（横田久俊）** 以上をもって、本日の会派代表質問を終了し、本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 4時13分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 千 葉 美 幸

議 員 佐 々 木 秩

平成23年  
第2回定例会会議録 第3日目  
小樽市議会

平成23年7月5日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（1名）

26番 成 田 晃 司

出席説明員

市 長	中 松 義 治	選挙管理委員会 委員長	大 渊 勝 敏
教 育 長	上 林 猛	病院局長	並 木 昭 義
水道局長	原 田 憲 男	総務部長	迫 俊 哉
財政部長	貞 原 正 夫	産業港湾部長	工 藤 裕 司
産業港湾部参事	鈴 木 勇 三	生活環境部長	明 井 隆 生
医療保険部長	志 久 旭	福祉部長	中 村 浩
保健所長	秋 野 恵美子	建設部長	竹 田 文 隆
会計管理者	白 岩 宏	消防長	会 田 泰 規
病院局長 経営管理部長	小 山 秀 昭	教育部長	大 野 博 幸
総務部 企画政策室長	渡 辺 章	選挙管理委員会 事務局長	長 瀬 幸 一
総務部総務課長	中 田 克 浩	財政部財政課長	黒 澤 政 之

議事参与事務局職員

事務局 長	佐藤 誠一
庶務係 長	伝里 純也
調査係 長	沼田 晃司
書 記	木戸 智恵子
書 記	柳谷 昌和

事務局 次長	佐藤 正樹
議事係 長	中村 弘二
書 記	相澤 幸
書 記	佐藤 誠
書 記	高野 香織



**開議 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、川畑正美議員、濱本進議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第9号及び第11号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

**○1番（秋元智憲議員）** 平成23年第2回定例会に当たり、公明党を代表し、質問いたします。

初めに、中松市長の市政運営について伺います。

4月に行われました統一地方選挙で、中松市長は小樽市民に対し、まちづくりの三つの基本姿勢と4年間の七つの重点公約を掲げ、初当選されました。小樽市の抱える課題が山積している現在、少子高齢化問題、人口減、長引く景気の低迷による市内企業への影響、雇用の確保、どの課題、問題も優先事項であり、その対策はどれ一つ将来に先送りできないものであります。

そこで、中松市長が掲げた七つの重点公約について伺いたいと思いますが、その前に、既に本市では第6次小樽市総合計画が実施されており、今年度は前期5か年の中間に当たります。これまで進めてきた第6次小樽市総合計画のまちづくり五つのテーマのうち、特徴的な事業と事業費についてお知らせください。

重点公約の一つ目は、小樽観光の充実、後志など広域連携による商工業の振興、そして地域経済の活性化と雇用創出による若者の定着、二つ目はまちづくりの核をつくる、三つ目は新市立病院建設を計画どおり進め、平成26年度開院を目指す、四つ目は、学校の統廃合を進め、校舎改築や給食環境など教育環境の整備を進める、五つ目は保育所施設や民間の保育への支援などの子育て環境の整備に努める、六つ目は高齢者や障害者の方が安心して暮らせる施設整備などの支援体制をつくる、そして七つ目は小樽市の真の財政再建をなし遂げるといふものです。

特に七つ目の真の財政再建をなし遂げるといふ部分では、真の財政再建達成までの問題点、課題について、どのような見解をお持ちなのか伺います。その上で、今後見込まれる主な大規模事業名と事業計画年度、第6次小樽市総合計画前期実施計画とも整合性を図った形で御説明ください。

今回の東日本大震災を経験し、実施計画の見直しや事業の優先順位の変更などは考えられるのか。もし見直し、変更の事業がありましたら、その変更理由と事業内容についてお知らせください。

統一地方選後、いよいよ山積するこれらの課題解決に向けスタートするはずであったわけですが、市民の信頼を失う大きな問題が浮き彫りになりました。

一つは、市長選に伴い、中松市長の後援会事務局長より受け取った150枚中135枚を管理職以上で購入、販売し、政治資金規正法第22条の9第1項及び第2項に違反し、前総務部長と後援会事務局長が罰金30万円と公民権停止5年、前総務部長から券を購入して部下らに売った退職者3人を含む部長職10人が罰金15万円、公民権停止4年の略式命令を受けました。現在では、議会でも、政治資金規正法違反問題に関する調査特別委員会、また第三者委員会も設置され、全容解明と再発防止に向けて議論されております。市長も速やかにみずからの責任を明らかにするため、平成23年6月、7月、8月の3か月の間、給料月額10パーセント削減をしております。

事件発覚後、既に2か月を経過しましたが、市長は職員の処分について、職員分限懲戒審査委員会に

諮問しており、現在、審議が進められていると聞いておりますが、その審査結果によっては、市長みずからの処分についても再考する必要があると考えますが、市長のお考えを伺います。

市長が基本姿勢として掲げた3点の中には、市民参加の市政運営を進め、市民力によるまちづくりを目指すとありますが、市民の信頼を回復し、市民との協働をしていくには何が必要とお考えか、お答えください。

次に、今回の統一地方選挙では選挙管理委員会のミスが相次ぎ、民主主義の根幹にかかわる選挙事務のミスということで、市民の信頼を損ねる事態になったわけであります。一つは知事選、道議選において、知事選の期日前投票をした方が後日道議選の投票に行き、知事選に二重投票をした件、もう一つは、市議選の開票作業の際に、候補ごとに100枚の束にした投票用紙に別の候補者の用紙がまざっていたというものです。あってはならないミスであり、今後の再発防止のために何をどう改善していくのか、これらの問題解決に向けどのような議論がなされたのか、選挙に携わる人に今後どう周知していくのか、お答えください。

次に、財政と補正予算について質問いたします。

平成22年度一般会計決算見込みの収支見込額では、11億8,400万円の黒字となる見込みでありますが、大幅に黒字見込みとなった理由をお示しください。

また、歳出での不用額はすべての項目で見られ、特に総務費では1億1,500万円、民生費で12億2,400万円、土木費で1億800万円、職員給与費では1億8,800万円の不用額が出ていますが、その理由、原因について御説明願います。

職員給与費について、これまで職員数の削減を行ってきておりますが、今後の見通しはどのように考えているのか、お答えください。

これまで決算時には不用額の不用理由の分析についてどのように行ってきたのか、また予算へ反映されてきたのかについても伺います。

今定例会に上程された補正予算は18億6,407万9,000円で、そのうち一般会計では17億3,834万円です。特に小樽管内の雇用状況は5月の有効求人倍率で0.39倍、4月の0.43倍より0.04ポイント下降、前年同月の0.38倍より0.01ポイント上昇するという大変厳しい状況が続いている中、雇用に関連する予算として重点分野雇用創出事業費が4,501万1,000円で、6事業、新規雇用者25名であります。当初予算では8事業を予定しておりました。今回の補正予算では6事業を提案されておりますが、雇用の創出効果は当初とあわせどのようになっているのか、お答えください。

地域人材育成事業は、若年者就職支援雇用プログラム推進事業費として2,237万円で、新規雇用者16名となっておりますが、この事業についても効果についてお知らせください。

市独自の雇用対策事業については、事業費1,794万3,000円の9事業、新規雇用者80名となっております。この事業に対する今後の見通しとこれまでの効果についての見解を伺います。

次に、新市立病院について伺います。

新市立病院について、本年第1回定例会において実施設計予算を可決し、去る4月20日には、株式会社久米設計札幌支社と1億1,970万円で業務委託契約を締結、先月23日に開かれた市立病院調査特別委員会では、建設工事の発注方法について説明がありました。起債計画については既に道との協議を終えて、道を通じ総務省へ提出されたとの報告を受け、経営管理部長より、このことは起債計画の内容は道に認められたことだという認識を確認いたしました。引き続き両病院の経営努力と収支の改善、何より市民に選ばれる病院を目指して努力していただきたいと思います。

そこで、医師確保について、何点か確認、質問させていただきます。

これまで並木局長はじめ両院長は、医師確保に向けて並々ならない努力と御苦勞を重ねてきたことと思います。先日の委員会の場では、そのかいもあって医師が1名増えるとのことのお話も伺いまして、大変にうれしく思っております。今後も医師確保に向けて努力をされるとは思いますが、具体的内容について伺います。

また、医師数の現状維持について、取り組む内容、課題をお知らせください。

研修医にあっても近年増えてきているとのことではありますが、その経過と今後の対策についてもお答えください。

最後に、並木局長の描いている新市立病院のイメージについて、診療科はもちろん、今後の市立病院が目指すべき、取り組むべき医療の方向性についてお考えを伺います。

次に、災害防災対策について質問いたします。細部にわたる質問もありますが、よろしくお願ひいたします。

3月11日午後2時46分、東北・関東地方を襲った地震は国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録、最大震度は7を示しました。この地震は、すべてがこれまでの想定を覆し、あわせて津波被害、福島第一原子力発電所の事故と、まさに前代未聞の大災害となったわけであります。発災より既に100日を過ぎていますが、いまだ避難生活を送る人は12万人以上と、現在も不自由な生活を強いられています。

政府は6月24日、東日本大震災の地震や津波による住宅や社会基盤施設などの直接的な被害額が16.9兆円に達するとの試算を公表いたしました。1995年の阪神・淡路大震災の被害額は9.6兆円であり、今回の試算には、福島第一原発事故による放射性物質の飛散による影響額は含まれていません。この被害の状況を考えて、改めて地方公共団体の根本の使命は、住民の生命と生活を守ることだと強く感じております。

内閣府より発表されている地震防災マップ作成のすすめでは、阪神・淡路大震災では犠牲者の約8割以上が住宅等の倒壊による圧死だったことを踏まえ、このような大きな被害をもたらす地震から人命、財産を守るためには住宅等の耐震化が重要であり、これを進めていくことが急務となっているとしています。しかし、新耐震基準以前の住宅・建築物の約6割が耐震性に問題があるにもかかわらず、耐震化への第一歩である耐震診断についてもなかなか行われていないのが現状とあります。

平成17年9月の中央防災会議において建築物の耐震化緊急対策方針が決定され、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割にするという目標が示され、この目標を達成するため、各自治体による耐震改修促進計画の策定などを盛り込んだ耐震改修促進法の改正が平成17年11月に行われました。このことを受けて、私も平成20年5月に会派視察をした和歌山県和歌山市を例とし、この年の第2回定例会で、小樽市においても早急に耐震計画を策定すべきと主張してまいりましたが、本市にあつては平成21年3月に小樽市耐震改修促進計画が策定されました。この計画の計画期間は平成21年度から平成27年度までの7年間とし、社会情勢が大きく変化した場合には本計画も適宜見直すこととなっておりますが、現在、小樽市耐震改修促進計画の見直しは考えているのか、見直すとすれば作業スケジュールについてお知らせください。

また、市内特定公共建築物157棟の耐震化の現状を建物用途別に、耐震化を有する建築物数と耐震化率をお知らせください。

その上で、今後、耐震化を進めるに当たり、用途別の課題と進め方をお示しください。

計画では平成27年度までに耐震化率90パーセントを目標としておりますが、住宅総数6万4,300戸のうち、自然更新により耐震を有する建物は4万8,600戸、耐震化率75.6パーセントとしており、目標

の90パーセント達成には、戸数で9,300戸の差が生じております。目標達成に向けた取組を具体的にお答えください。

また、住宅・土地統計調査のデータを基に算出した市内の耐震化率は、どういう結果にあるのかもお知らせください。

小樽市耐震改修促進計画では、市民の地震に対する不安解消と人的被害の軽減を図るため、戸建ての木造住宅を対象とした無料耐震診断を実施することとしております。まず、この制度の市民への周知状況と診断件数をお知らせください。

小樽市では、この計画策定以前より、住宅の耐震改修工事に伴う固定資産税の減額措置の取組を行ってきたと承知していますが、この利用状況と効果、また今後の制度周知についての考え方をお知らせください。

次に、防災拠点施設と避難所について伺います。

東日本大震災では市役所庁舎や役場、病院、学校などの施設がことごとく破壊されたことでもわかるように、防災拠点施設はたとえ周辺地域の建物が被災しても、初動対応及び応急対応が支障なく開始できることが重要であり、その機能確保が求められ、建物や設備が損傷を受けないことが最も大切な条件だと思います。防災拠点の被災は復旧活動に支障を及ぼすだけでなく、被災者の生活支援にも大きな影響を及ぼし、今回のような想定を超える災害がいつ起こるかもしれないということでは、本市にあっては災害時に防災拠点施設となる建物の選定と改修が当然必要になるわけであり、この点を踏まえると早急に計画を進めることが求められます。

そこで、市施設の耐震優先順位の考えをお答えください。

また、庁内体制として設置された耐震改修促進会議の開催状況と話し合われてきた内容、その効果についてもお答えください。

次に、防災公園の整備についてですが、平成21年度から2ヘクタール以上の公園を防災拠点として整備する自治体に対して補助制度が設けられていますけれども、例えば今後、公園整備とか防災対策という部分で、小樽市としてこういう補助制度を使いながら、防災拠点としての公園を整備していくような考えはあるのか伺います。

次に、揺れやすさマップについて質問します。

本市ホームページには、「石狩地震」「増毛山地東縁断層帯の地震」「全国どこでも起こりうる直下の地震」の3種類の揺れやすさマップが公表されています。まずこのマップを作成するに当たり、用いられた基礎データはどのようなものか、お知らせください。

基礎データの収集は、揺れやすさマップの精度を決める上で重要な作業項目であり、揺れやすさマップについては、表層地盤、震源にかかわるデータを収集する必要があると思います。現在のマップはあまりにも大まかなものであると感じますが、メッシュの大きさはどういう設定になっているのか、お知らせください。

また、今後、本市のハザードマップを作成、更新するに当たり、震度、津波、土砂災害、液状化等を考慮し、防災拠点施設、救急救助施設、避難施設も含め検討すべきと思いますが、このようなたくさんの情報を管理できる消防防災GISというシステムもありますが、こういうシステムの導入などは考えられるのか、市長の御見解をお聞きいたします。

現在、指定されている避難所は市内66か所になりますが、今後、揺れやすさマップや各ハザードマップ作成に当たり、土砂災害、津波被害等を考慮し、変更するようなことも考えられるのか、お答えください。

以前、建設常任委員会で、緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラムに関連し、質問しましたが、このプログラムは被災時の円滑な救急救援活動や救急物資の輸送、復旧活動の支援において重要な役割を果たす緊急輸送道路の耐震補強を重点的に実施するものです。平成21年第1回定例会時点では、橋梁の点検をしているということでありました。この点検状況と、その結果、緊急性が高いと判断され、対応した橋梁についてお答えください。

今後、橋梁については長寿命化修繕計画を策定するとのことでしたが、この計画の策定状況と進捗状況、課題があれば、その課題と対策についてお知らせください。

私はこれまでの議会で、環境対策、財政の負担軽減との観点で、道路照明と公園の照明の省エネ化を訴えてまいりました。市所管の街路灯がナトリウム灯へと改修が進められていますが、今回の震災で電線の寸断等により停電が続き、被災地の多くの国民が不安に陥りました。

そこで、避難所の緊急時の光源として、太陽光発電ができるLED照明灯の設置を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、災害時要援護者避難支援プランに関連し、質問します。

平成20年第1回定例会の一般質問で、災害時要援護者名簿の作成と避難支援プランの策定を求め、質問いたしました。災害時、一人で避難することが困難な人を災害時要援護者と呼び、既に本市においても平成20年5月より基礎調査を開始し、同6月には作成作業が開始されました。

まず、本市の対象としている災害時要援護者の定義を確認いたします。

また、市内の対象者数と現時点での名簿登録者数、避難支援プラン作成人数をお答えください。

当初は緊急雇用創出事業臨時交付金から約1,000万円が予算づけされ、10名の臨時雇用がありました。その後、民生委員が中心に登録を進めていると認識していますが、民生委員の方の中にも、この制度を知らないという方もおり、ましてや対象となる市民の多くの方にも認識されていないという現状があると感じますが、名簿登録の推進と避難支援プラン作成の課題と対策について伺います。

現在、そして今後登録していただく支援員の方には、詳細について説明しなければ名ばかりのプランとなってしまう、万が一のときに機能しないことは明白で、何よりたくさんの人命にかかわることですので、しっかりと対応が必要です。この点でのお考えをお示しください。

今定例会には、災害時要援護者避難支援プラン整備事業費として376万1,000円が上程されています。この事業費の内訳と新規雇用者が行う作業、取りまとめ期間についてお知らせください。

避難支援プランの関係機関での共有については現在どのようにされているのか、関係機関名と連携の仕方についてお答えください。

次に、被災者支援システムについて伺います。

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた西宮市の情報システム担当職員は、震災発生直後から被災者台帳、被災者証明書発行、義援金の交付、避難所の管理、仮設住宅の管理等を管理する画期的なシステムを次々と短期間に開発し、救済、復旧・復興業務において大きな力を発揮いたしました。この被災者支援システムは汎用ウェブシステムとして発展し、被災地ならでの経験、教訓を生かしたシステムとして、公明党の山本香苗参議院議員が国会の中で何度も取り上げ、現在、総務省から全国の自治体に無償で提供されています。このシステム導入に当たっても、私は以前に議会で取り上げましたが、今回の震災後、東北3県で30近くの自治体が導入し、全国各地でも、約140の自治体が既に導入あるいは準備を進めております。災害時、情報や仕事、人が錯綜する中で、現場の職員が開発したこの画期的なシステムを本市でも導入するべきではないかと考えますが、市長の御見解を求めます。

次に、災害通信計画について質問いたします。

災害時におけるインフラ等の状況を知る上で欠かせないのが通信計画ですが、本市においても万が一上下水道管の破損や道路の破損等々があった場合には、この状況をいち早く掌握し、2次被害が出ることも考えると早急な対応が必要であり、この通信体制について、まず現状のシステムと各部局や指揮系統との連絡、連携についてお知らせください。

今回の東日本大震災でも有線の回線が切断され、携帯電話も基地局が破壊されたり、回線がパンク状態に陥り、まさに緊急時に使用不能になったわけです。このような状況を考えますと、災害時はもちろんですが、日常的な業務遂行にも利便性がよく、かつ費用負担も少ない地域振興通信システムがありますが、このシステムについての認識と導入について、市長の御見解を伺います。

次に、自主防災組織の取組と立ち上げについて質問します。

自主防災組織については、災害対策基本法第5条で、「市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない」と定められています。同法第8条では、国及び地方公共団体に「自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項」の実施に努めることとし、地域内で中心となって、みずからの身を守るための防災活動を行うことを求めています。

そこで、市内の自主防災組織の数、活動内容と今後取り組む課題についてお知らせください。

高齢化が進む本市では、なかなか自発的ということとは難しいと感じます。前山田市長時代に、市の幹部職員を中心に町会活動支援員制度をスタートしていますが、なかなか機能できていないという状況です。これから防災計画を策定していくに当たり、市民のかかわりは非常に重要になってきますし、市民との協働ということを考えても、市民にどう協力をいただくのかが問題です。

そこで、この支援員制度を活用し、市職員が地域の自主防災組織に入るなど、みずから居住する地域を支えることはできないものか、職員を勤務時間外に拘束することはできないものと思いますが、支援員制度を効果的なものとするために検討できないものか、市長の御見解を伺います。

次に、今定例会では、市教育委員会として初めて小樽市教育行政執行方針が教育長より述べられました。その中の「健やかな体の育成」では、各学校長に危機管理対策のチェックを指示したとのことですが、今回の東日本大震災において、市内小・中学生約3,000人のうち99.8パーセントが難を逃れ、「釜石の奇跡」と呼ばれた釜石市の防災教育の認識と、本市での必要性について御見解を伺います。

次に、業務継続計画、いわゆるBCPについてであります。この件に関しても、私は平成21年第3回定例会の代表質問で、新型インフルエンザのパンデミック時の取組として取り上げました。BCPは非常事態の発生時に企業や自治体が重要業務をできるだけ中断せずに継続させるための計画であります。厚生労働省はパンデミック期間中、最大で欠勤者が40パーセントになる可能性を指摘しております。限られた人員で必要最低限の業務を実施するためには、職員の感染防止はもちろんのこと、拡大防止や業務の継続、中断、再開といった計画をつくることが求められておりますが、まさに非常事態という意味では、災害発生時も同じような状態が考えられます。

前市長の答弁では、「BCP、業務継続計画につきましては、危機管理体制の一つの有効な手段であると考えられますので、今後、研究してまいりたいと思います」とのことでしたが、その後、本市の業務体制はどのようになっているのか、また、BCP業務継続計画を本市として策定するお考えはあるのか、お知らせください。

次に、北海道電力株式会社泊原子力発電所について何点か質問いたします。

今回の震災における東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を受け、今後の安全管理と対策について注目が集まるところであります。泊原子力発電所の3基のうち、現在1号機は停止中であり、2号機も8月下旬には検査入りし、3号機については試験運転中であります。国が定める指針では、防災対策を重点的に充実すべき地域、いわゆるEPZを原発から半径約8キロから10キロと規定されていることから、道の計画でも周辺4町村が対象になっています。

しかし、福島第一原発事故では、半径20キロ圏内に避難指示が出され、その後、20キロから30キロ圏内にも屋内退避との指示が出るなど、被害が広範囲に広がっている現状を考えますと、本市は泊原発より50キロ圏内に位置していますが、安全対策の見直しや公表を求めていくことはもちろんのこと、EPZの範囲の拡大を求める必要があると考えますが、市長の御見解を求めます。

また、モニタリングポストは泊原発周辺22か所に設置され、放射線量の計測をしています。このモニタリングポストの設置については、道が放射線監視等交付金を活用し、設置してきたと思いますが、今後、内外に本市の安全性を訴えていくためにも、市内での放射線量を計測していくべきと考えますが、市長の御見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 秋元議員の御質問にお答えします。

まず、市政運営についてですが、初めに第6次小樽市総合計画により進めてきた事業のうち特徴的な事業についてであります。山田前市長におかれては、財政再建を最優先に取り組む課題として掲げ、厳しい制約を伴った予算編成が続いたものと認識しておりますが、その中であっても、まちづくり五つのテーマとして体系づけた生涯学習、市民福祉、生活基盤、産業振興、環境保全という市政の各分野について一定の行政サービスを維持するとともに、それぞれ道筋をつけられたものと考えております。

総合計画のスタートした平成21年度以降で特徴的な事業について、分野を絞って幾つか申し上げますと、市民福祉の分野においては、平成22年度に新しく開設した成年後見センターが挙げられ、事業費の実績見込額は約770万円となっております。

生活基盤の分野においては、公共賃貸住宅長寿命化計画に基づいて、オタモイ地区など老朽化した市営住宅の建替え事業や改修事業なども実施しております。実績見込額は、平成21年度と22年度の2か年度計で約13億4,000万円となっております。

最後に、産業振興の分野であります。本市の基幹産業である観光について申し上げます。

まず、平成21年度に実施した小樽ショートフィルムセッション開催事業が挙げられ、これは本市のすぐれたロケーションを広く発信するなど、フィルムコミッション活動による地域の活性化を目的に行ったものであり、事業実績額は約100万円となっております。

また、平成22年度には東アジア圏観光客誘致推進事業を予算措置し、中国をはじめとする東アジア諸国へのPR活動を展開しており、その実績見込額は約450万円などとなっております。

次に、私の重点公約のうち、真の財政再建をなし遂げるということについての問題点や課題についてありますが、まず私の考える真の財政再建とは、基本的にはこれまでの市の考え方と同様ですが、みずからの歳入に見合った歳出構造の下、年度間の不測の財政需要にも柔軟に対応し得る財政体質

をつくり上げることであり、問題点といたしましては、一般会計がまだ本来の意味での収支バランスがとれていない状況であることと認識しております。

したがいまして、今後の課題といたしましては、一般会計の収支が他会計からの借入れなどに依存しない、そのような本来の意味での収支バランスをまずはいかに早くつくり上げるかであり、さらには年度間調整のための財源の確保をいかに図るかということであると考えております。

次に、今後見込まれる主な大規模事業名と事業計画年度についてであります。前期実施計画の体系に沿って、主要な事業に絞ってお答えいたします。

まず、生涯学習の分野では、小・中学校の再編や校舎の耐震化改修関連事業が挙げられ、学校規模・学校配置適正化基本計画を踏まえる中、地域と協議を進めながら実施してまいります。

また、学校給食共同調理場統合・新築事業については、本年度から用地買収などに着手し、前期実施計画期間内での完了を目指しております。

市民福祉の分野では、市立保育所の規模・配置に関する計画に沿って、銭函保育所や奥沢保育所など老朽化した市立保育所の整備を進めてまいります。

また、市立病院の統合新築については、平成26年度の開院を目指し取り組んでいるところであります。

生活基盤の分野では、引き続き老朽化した市営住宅の建替え事業や整備改善事業を進めるとともに、雪対策の充実強化に関連してロードヒーティングの更新を進めているほか、市民や観光客の回遊の向上を目指す旧国鉄手宮線活用事業について積極的に取り組んでまいります。

消防においては、本年度から3か年度で実施していく高機能消防指令センター整備事業のほか、消防救急無線デジタル化事業などを進めてまいります。

次に、実施計画の見直しや事業の優先順位の変更などについてであります。先ほど答弁いたしましたように、本市においては、今後、市立病院の統合新築をはじめ、小・中学校の再編整備など大規模な建設事業が集中するとともに、東日本大震災の発生を機に新たな防災対策への対応も求められるなど、地域を取り巻く情勢が大きく変化しているところであります。

なお、現時点では実施計画の見直しといった事案はございませんが、引き続き厳しい本市の財政状況を踏まえ、後年度に集中して財政負担の生じることのないよう、事業の平準化なども念頭に置きながら、重点とする分野をしっかりと整理するなど、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、政治資金規正法違反問題に関する私の責任の考え方についてでありますけれども、本年第2回臨時会で御提案いたしました10分の1、3か月の給料減額措置につきましては、その時点での私の責任を明らかにする措置として提案させていただいたものでございます。今後、職員の処分が決まり、また事件の全容が明らかになった時点で、改めて判断をしてまいりたいと考えております。

次に、市民の信頼を回復し、市民との協働をしていくには何が必要かという御質問がありましたが、私がまちづくりの基本姿勢として掲げている市民力によるまちづくりを進めるためには、市民の皆さんとの良好な関係の確立が必要です。そのためには、今回の事件で損なうことになった市民の皆さんからの信頼を回復するため、まずは議会の特別委員会や外部委員による調査委員会での御審議いただいた内容や御提言などを真摯に受け止め、早急に市として職員の意識改革を含めた再発防止策を取りまとめて実行に移すことが必要であり、道のりは決して平坦ではないと思われましても、私が先頭に立って、職員とともにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、財政問題に関して、初めに平成22年度の一般会計の決算見込みが黒字となる理由についてでありますけれども、最終予算額との比較で申し上げますと、歳入では、市民税や固定資産税などの市税収入が合わせて2億400万円程度上回る見込みであり、また、地方消費税交付金や特別交付税などが合わ



せて1億400万円程度、そのほか諸収入や寄付金が合わせて1億800万円程度、それぞれ予算額を上回る見込みであります。

また一方で、歳出における不用額の発生もその大きな要因であります、その主なものについて発生理由を申し上げます。

まず、総務費では、全体で約1億1,000万円の不用額が生じる見込みであります、税等の過誤納金還付金で想定したより実際の還付額が少なかったために、約3,600万円の不用額が見込まれるほかは、入札差金や予算の節約、効率的な執行に努めた結果生じたものであると考えております。

民生費では、全体で約12億2,000万円の不用額が生じる見込みであります、主なものとしては、生活保護費で約3億円、私立保育所運営費負担金で約7,600万円が見込まれ、これらにつきましては、予算の見積りに比べて制度の利用が少なかったことや、保育所入所者数及び補助単価が減少したことなどによるものであります。

また、介護基盤緊急整備特別対策事業交付金で約2億5,300万円、介護職員処遇改善等臨時特例交付金で約6,600万円の不用額が生じております、これらはいずれも国の方針に沿って介護療養病床を廃止し、グループホーム等への転換を図るため、その整備に要する経費を予算措置しましたが、年度途中において国がその方針を凍結し、第4期介護保険事業計画を抜本的に見直したため、全額が不用額となったものであります。

また、土木費では全体で約1億円の不用額が見込まれますが、住宅事業特別会計や港湾整備事業特別会計への繰出金で約3,500万円の不用額が生じており、これはそれぞれの会計において使用料や土地賃付料などの収入が増え、一方で管理費や公債費などの支出が減ったことなどによるものであります。

最後に、職員給与費では約1億8,800万円の不用額が見込まれ、主なものとしては退職手当で約1億1,300万円、その他の手当で約5,900万円が見込まれ、これらについてはいずれも予算の見積りに比べて支給対象者数や支給額が減少したことによるものであります。

次に、職員給与費の見通しでありますけれども、職員給与費につきましては、これまで財政健全化の一環として、給与の独自削減に加えて大規模な機構改革や退職者不補充あるいは業務委託の拡大など、さまざまな抑制措置を講じてまいりましたが、今後につきましても、業務量に見合った職員配置に努める中で組織のスリム化を進めるとともに、国の給与の動向なども勘案しながら、職員給与費の総額抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、不用額の理由の分析をどのように行ってきたのか、また、その結果を予算へ反映してきたのかとのお尋ねについてであります、まず不用額の分析につきましては、各部において、年度開始後の予算執行の段階で明らかに不用額の見込みが立てられるものと、年度終了後の総体の執行状況を分析する中で不用額の理由を整理するものなどがありますが、いずれにいたしましても基本的には各部において決算資料の作成にあわせ、それらの理由をまとめているところであります。

また、毎年度の不用額を次の予算編成へどのように反映させてきたのかということについてありますが、歳出予算の見積りに当たりましては、前々年度の決算における不用額や前年度の決算見込みのほか、国や道の制度などをできる限り見極めながら積算しておりますが、国全体の景気動向や年度途中での制度改正のほか、執行してみなければ把握が難しい経費などもあり、一定程度の不用額の発生はやむを得ないものと考えております。

しかしながら、平成23年度予算の編成時に通知した予算要求に当たっての基本的事項の中では、改めて近年、決算時において多額の不用額が生じていることを踏まえ、各事業ごとの毎年度の不用額についてもよく分析した上で、予算要求額を見積もるよう求めたところであり、今後におきましても、できる

限り適正な予算の計上に努めてまいりたいと考えております。

次に、重点分野雇用創出事業についてであります。今回の補正予算では、津波ハザードマップに必要な基礎データを作成することを目的とした津波ハザードマップ作成基礎調査事業やFMラジオを活用し、道内からの観光客の誘致を積極的に進めることを目的とした観光情報発信事業など、6事業で25名の新規雇用者を見込んで予算計上したところであります。当初予算に計上した8事業の新規雇用者数33名と合わせ、14事業で58名の新規雇用創出効果を見込んでおります。

次に、地域人材育成事業についてであります。今回の補正予算では若年層の雇用を確保するため、社会人に必要なスキルを習得させることを目的とした若年者就職支援雇用プログラム推進事業として、1事業で16名の新規雇用者を見込んで予算計上したところであります。当初予算に計上した2事業の新規雇用者数32名と合わせ、3事業で48名の新規雇用創出効果を見込んでおります。

次に、市独自の雇用対策事業のこれまでの効果についてであります。平成21年度は7事業で34名、22年度は7事業で79名の雇用が創出され、23年度におきましても9事業で80名の雇用創出を見込んでいることから、雇用状況が厳しい中、一定の成果があったものと考えております。

また、今後の見通しについてであります。現下の雇用環境は改善の動きが見られているとはいうものの、いまだに厳しい状況にあることから、今後もその動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、防災対策について何点か御質問がありました。初めに、小樽市耐震改修促進計画の見直しについてであります。当該計画は平成21年3月に策定し、現在、目標達成に向けた取組を進めております。この計画は耐震改修促進法に基づき策定したものであり、今後国の動向も見ながら、必要があれば見直すことも考えております。

次に、特定公共建築物の耐震化された棟数と耐震化率についてでありますけれども、計画では、対象となる特定公共建築物を学校、市営住宅、その他の一般公共施設の三つに分類してあります。この特定公共建築物の棟数であります。計画策定段階では157棟でしたが、現在は5棟増え、162棟になっております。

耐震化を有する棟数と耐震化率であります。学校の対象棟数は58棟、耐震性を有するものはそのうち26棟、耐震化率は45パーセント、市営住宅の対象棟数は77棟で、耐震性を有するものはそのうち74棟、耐震化率は96パーセント、一般公共施設の対象棟数は27棟、耐震性を有するものはそのうち3棟、耐震化率は11パーセントであります。

また、耐震化の課題と進め方についてであります。特定公共建築物で耐震性を確認できない建物が59棟もあることから、調査や改修などに多額の費用や年月を要することが課題と考えております。当面、学校や市営住宅について優先的に改修工事を進めることとしており、一般公共施設については、今後、庁内関係部局と対応について協議してまいりたいと考えております。

次に、耐震改修計画の目標達成に向けた取組についてであります。平成21年度から、耐震基準が改正された昭和56年以前に建築され、図面等資料のそろっている木造住宅については、無料の耐震診断を市で実施しており、平成22年度からは、同じく昭和56年以前の木造住宅で図面等資料のないものについて、耐震診断に要する費用の一部を助成する制度を設け、目標達成に努めているところであります。

次に、住宅・土地統計調査による住宅の耐震化率についてでありますけれども、計画策定時に利用した平成15年の統計調査では耐震化率は64.7パーセントであり、直近の平成20年の統計調査では66.8パーセントとなっております。

次に、木造住宅無料耐震診断の周知と診断件数についてであります。無料診断につきましては市の

ホームページや広報を活用し、広く市民の皆様様に周知を図っているところであります。また、無料耐震診断の利用件数については、平成21年度4件、平成22年度2件となっております。

次に、住宅の耐震改修工事に伴う固定資産税の減額措置の実績についてであります。平成18年度の制度開始以来、平成22年度までに申請はなく、この制度があることによる効果についての判断は難しいものと考えておりますが、この制度につきましては引き続きホームページに掲載するなど、その周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、市の施設の耐震化についての考え方ですが、耐震改修計画では、対象となる特定建築物については用途や規模、利用状況を勘案しながら、計画的に耐震改修など耐震化に努めていくこととしております。当面小・中学校の再編や市営住宅の用途廃止も視野に入れながら、これらの建築物について優先的に耐震化を進めてまいりたいと考えております。

次に、耐震改修促進会議の開催状況などについてであります。会議は計画策定後、昨年度に1回開催し、小・中学校の耐震化の進捗状況の確認や耐震改修助成制度などについて話し合いを行ったところであり、会議の開催により、計画の推進に向け、庁内の施設管理者が耐震化の必要性について改めて共通認識を持たせたものと考えております。

次に、防災拠点としての公園整備についてであります。積雪寒冷地である本市では冬期間の公園の使用は困難であることから、現状では防災拠点としての公園整備は難しいものと考えております。

次に、揺れやすさマップについてであります。当該マップは北海道が北海道全域について揺れやすさマップを作成したことから、このうちの小樽市域分を本市のホームページに掲載しているものであります。このマップの基礎となるデータは、地震調査研究推進本部や中央防災会議で作成したデータなどを参考にしたと聞いております。

次に、マップのメッシュの設定ですが、地震の揺れの大きさを計算する単位としては500メートルメッシュを用いていると北海道から聞いております。

次に、ハザードマップを作成するに当たり、GISシステムなどの導入を考えているかとの御質問ですが、本市には建設部が使用しているGISシステムがあり、この中には既に市内の現況図や地形図などの情報が入力されておりますので、このシステムを活用して津波ハザードマップを作成していきたいと考えております。

次に、避難所の変更についてですが、本市が指定している避難所については、これまで対応できる災害の種類による分類がされておりました。避難所の状況によっては災害の種類によって使い分けが必要になると考えておりますので、今後の見直しの中で変更することもあると考えております。

次に、橋梁の点検状況と緊急に対応が必要であった橋梁についてであります。橋梁の点検は、平成22年度末までに全橋梁135橋のうち94橋を実施しております。その結果、於古発川にかかる高島橋についてはコンクリートの劣化が著しいことから、平成22年度にかけ替えを行い、旧蘭島川にかかる曙橋については木橋であり、けたの腐食が激しいことから、今年度に整備を予定しております。

次に、橋梁の長寿命化修繕計画についてであります。今年度41橋の橋梁点検を行い、全135橋の点検を終了することから、平成24年度と25年度の2か年で橋梁の長寿命化修繕計画を策定する予定であります。

また、課題としては、架設年次の古い老朽化した橋梁が多く、修繕には多大な事業費が予想されることから、長寿命化修繕計画において優先順位を決定し、事業費の平準化を図ってまいりたいと考えております。

次に、避難所に太陽光発電等のLED照明を設置してはどうかの御提案ですが、確かに停電時に太

太陽光発電の照明により、被災者の不安を少しでも解消することができればと思います。実際に太陽光発電のLED照明などについて、どのような機種があるのか、十分な明るさが保てるのか、整備費用等につきましても関係部で調査させたいと考えております。

次に、災害時要援護者の定義ですが、小樽市地域防災計画において、「乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、高齢者、妊産婦、外国人等、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々」と定義しております。

また、市内の対象者数ですが、避難支援プランを作成するために調査した65歳以上の高齢者を中心とした人数は約4万1,000人で、そのうち名簿に登録し、避難支援プランを作成している人数は8,937人となっております。

次に、名簿登録の推進と避難支援プラン作成の課題と対策について御質問がありました。現在、避難支援プランの名簿登録については、民生委員が世帯調査で担当地区の世帯を訪問した際に、避難支援の必要がある方に制度の内容を説明し、登録を希望された方については、本人の状況や緊急連絡先など必要な情報を登録届に記載して、市に提出していただき、避難支援プランを作成しております。

制度の周知につきましては、市民向けには広報おたるに掲載し、民生委員につきましては正副会長会や地区会に職員が出席し、説明をしまいましたが、今後につきましても同様に周知を図ってまいりたいと考えております。

課題と対策につきましては、これまで登録された方の中には、避難する際の手助けをしていただく近隣に住む支援者が決まっていなかった方もおり、この支援者の選定が避難支援プラン作成の課題となっておりますので、本年度臨時職員を雇用し、支援者の決まっていなかった方について訪問調査を行い、町会や民生委員の協力をいただきながら、支援者の選定をしまいたいと考えております。

次に、災害時要援護者の支援員として登録していただく方に避難方法などを詳細に説明する必要があるのではないかと御質問でございますが、支援員として登録いただく方には、形式的な説明ではなく実際に避難訓練を実施するなど、避難支援要領を詳細に説明していきたいと考えております。

次に、災害時要援護者避難支援プラン整備事業費の内訳ですが、新規雇用者5人の人件費が314万5,000円、車両借上料が27万3,000円、複写機借上料が6万3,000円、燃料費が8万円、その他の経費が20万円となっております。新規雇用者の作業は、災害時要援護者として登録されている世帯のうち、避難支援者が定められていない世帯を訪問して、支援者の選定と支援に関する情報の調査・整理を行うものであり、その取りまとめ期間は4か月を予定しております。

次に、避難支援プランの関係機関での共有についてですが、登録されている内容は電子データとして保管しておりますので、民生委員の方については、要援護者の方が登録されている内容を紙に印刷し、それぞれの担当地区ごとに民生委員の方に保管していただき、新規の登録や登録内容に変更があった場合、住所などに異動があった場合は新しく登録内容を印刷、配付し、情報の共有を行っております。福祉部や消防本部などの本市の関係部局については、要援護者のデータの利用が可能となっておりますので、非常時や世帯調査を行う際には役立つものと考えております。

次に、被災者支援システムを導入すべきではないかと御提案でございますが、大規模災害が発生した場合には、被災者や避難所の状況、情報を管理していくことが当然必要となってまいります。本市におきましては、昨年の5月に、被災者支援システム全国サポートセンターから当該システムを利用するための許可を受けましたので、現在、防災担当と情報システム課で導入に向けた準備をしているところでございます。

次に、災害通信計画についての御質問ですが、災害時に水道や道路の破損状況など、インフラ状況を

掌握して早急に対応するためには、速やかな通信手段が必要となります。現在の災害時における通信システムは、NTTの一般加入電話、携帯電話、庁内専用電話といった電話回線によるものと、水道局、建設部、産業港湾部、生活環境部、消防本部が設置している専用無線施設によるものですが、専用無線施設は各部局内での交信しかできませんので、部局間や災害対策本部との通信は電話回線を使用することになります。

次に、地域振興通信システムについての認識と導入についてであります。当該システムは、地域産業の振興を通じて地域住民の生活向上を図ることを目的とした、法人や団体が開設する陸上移動業務用の無線通信システムと認識しております。また、このシステムは、地域振興、活性化という本来の目的以外にも、非常時における緊急通信手段としても活用できるとのことですが、また一方では、緊急時には通信がふくそうして有効な使用ができなくなるおそれがあるとも言われておりますので、導入につきましては、システムについて十分に研究してから検討したいと考えております。

次に、自主防災組織の数、活動内容、今後の課題についてですが、自主防災組織として結成されておりますのは現在2か所で、活動内容は地域内の安全点検、地域住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施などであり、実際の災害発生時には初期消火活動、救出救護、避難誘導などを行います。

また、今後の課題につきましては、自主防災組織として結成はされていない町会でも、積極的に防災訓練などを実施しているところもありますので、自主防災組織としての結成に向け、町会に積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、町会活動支援員制度の活用についてであります。支援員はこれまで、町会行事や地域でのイベント等における支援、町会の課題に対する相談、助言及び関係部との連絡調整、市に対する町会の要望等の受付などを行ってきておりますが、この制度は町会からの要請を受けて職員を派遣しているものであり、全町会に配置されていないことや、その地域に職員が居住していない町会もあることから、現在の制度のままでは、地域の自主防災組織にかかわっていくことは難しいものと考えております。しかしながら、市と市民との協働の観点から、自主防災組織への協力は必要でありますので、今後、市や市の職員がどのような形でかかわっていくことができるのか、町会の意見も聞きながら、関係部局間で調整させてまいりたいと考えております。

次に、業務継続計画についてであります。本市については、現時点では業務継続計画は策定しておりませんが、仮に災害が発生した場合の対応につきましては、従前同様、市民の生命を守る業務を最優先するのはもちろんのこと、適宜業務の優先順位を判断し、臨機応変に迅速な対応をしてみたいと考えております。

また、同計画につきましては、危機管理体制の一つの有効な手段であると思っておりますので、その実効性について、他都市での策定状況等も参考にしながら考えていきたいと思っております。

次に、泊原子力発電所について御質問がございました。

初めに、国が定めている、防災対策を重点的に充実すべき地域の拡大を求める必要があるのではないかと御質問ですが、このたびの福島第一原発での事故では半径20キロ圏内が警戒区域に指定されるなど、今までの範囲を超えて被害が及んでおります。

先日、北海道市長会と北海道町村会が連名で、道と北海道電力株式会社に対して要望した際、道には国の防災指針と道の防災計画の早期の抜本的な見直しを意見として提出させていただいたところでございますが、現在、国の原子力安全委員会において、範囲拡大等に向けた検討がされておりますので、国の見解として示されるものと考えております。

次に、市内での放射線測定についてであります。測定を行い、安全であることを示すことは重要で

あると考えております。本市では、環境大気中の放射線量を測定することができる機器を保有しております。この機器の活用にあたっては、測定場所、測定時間のほか、収集したデータの分析、さらには公表の方法についても検討する必要がありますので、関係各部で協議の上、準備を進めてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 病院局長。

**○病院局長（並木昭義）** それでは、秋元議員の市立病院についての御質問にお答えいたします。

初めに、今後の医師確保に向けた具体的な内容と医師数の現状維持について、取り組む内容、課題についてのお尋ねがありました。

まず、医師確保については、これまで道内外の大学医局を積極的に回って派遣要請をしてきましたが、新市立病院の基本設計の概要ができ上がり、さらに今年度は実施設計に入りましたので、そうした動きも説明し、これまで以上に働きかけを強めているところであります。

そのかいもありまして、4月に市立小樽病院の整形外科に嘱託医2名、7月には市立小樽病院の内科に常勤医1名、嘱託医1名の計2名が勤務することになりました。

また、各種学会等における研究発表などの活動実績を含めた広報活動にも力を入れ、両病院のアピールを積極的に展開し、両病院長と協同して働きかけをしてまいりたいと考えております。

また、現在勤務しておられる医師数の現状維持についてですが、医師が働きやすくスキルアップにつながる環境を整えることが重要な課題であると考えております。そのため、従前から各医師と個別に面談を行い、率直な意見や要望など生の声を聞いて、必要な改善に努めているところであります。特に、新たに勤務されることになった医師たちとはよく話し合っており、安心して診療に従事できるよう配慮しているところであります。

次に、研修医が増えている経過と今後の対策についてのお尋ねがありました。市立小樽病院は、平成17年度に研修医期間を2年とする臨床研修病院として指定を受け、研修医を受け入れることになりました。平成19年度まで実績はありませんでしたが、平成20年度に1名、平成21年度に2名、平成22年度には3名の研修医を受け入れております。今年度は新たな研修医2名、2年目の研修医2名を受け入れ、さらに札幌医科大学の研修協力病院として研修医1名を受け入れることになり、合わせて5名になったものであります。これは院長はじめ研修指導医の努力の結果であると考えております。

また、研修協力病院として、市内の医療機関をはじめ、小樽市保健所長や市立脳・循環器・心の医療センターの指導医にも御協力をいただいているところであります。

来年度以降につきましても、引き続き研修医の受入れに向けて、各方面にも御支援、御協力をいただくとともに、研修医を指導する指導医の養成にも力を入れていきたいと考えております。

次に、今後の市立病院が目指すべき医療の方向性などについてであります。新市立病院では、昨年6月に策定いたしました新市立病院計画概要に示しましたとおり、現在の両市立病院の機能を統合し、より高度で専門的な医療を提供することとしており、特にがん診療、脳・神経疾患診療、心・血管疾患診療を診療の三つの柱とし、また、他の医療機関で対応の難しい疾患の診療のほか、地域における医療連携についても中心的な役割を担ってまいりたいと考えております。

また、このたびの東日本大震災で、改めて災害時の拠点病院の重要性を再認識したところであります。新市立病院は地震などの大災害が発生した際にも継続的に病院機能を保持するため、免震構造やヘリポートを設置するなど、十分な防災機能を備えた強い病院を目指してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 教育長。

**○教育長（上林 猛）** 秋元議員の御質問にお答えいたします。

釜石市の防災教育への認識と本市での必要性についてでございますが、報道によりますと、釜石市では平成18年の千島列島沖地震の際に、津波を警戒して避難をする人があまりにも少なかったことを教訓として、徹底した防災教育に取り組んできた結果、想定にとらわれない、最善を尽くす、率先して避難するという三つの原則に基づいて行動し、ほとんどの児童・生徒が無事避難できたとのことでございます。釜石市では津波の脅威を学ぶ授業も相当行われてきたと聞いておりますが、何よりも臨機応変に、みずからの安全はみずからが守る教育が実践されていたのではないかと承知しております。今後、防災教育に対する情報収集に努めてまいりたいと考えております。

本市におきましても、みずからの安全はみずからが守る教育が必要と考えておりますので、各教科などでの授業や避難訓練を行いながら、防災意識の啓発を図るとともに、各学校の避難マニュアルの見直しを進め、防災体制の整備充実に努めてまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 選挙管理委員会委員長。

**○選挙管理委員会委員長（大淵勝敏）** 秋元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、このたびの統一地方選挙においてたび重なる不手際があり、市民の皆様にも多大なる御迷惑をおかけし、選挙への信頼を損ねる結果となりましたことにつきまして、深くおわび申し上げます。

今回のミスが発生を受け、選挙管理委員会におきましても、何ゆえこのようなことが生じたのか、それぞれの業務においてチェック体制はどうであったのか、また今後防止するためにはどのような方法が考えられるかなど、事務局職員とも意見を重ねたところでございます。

次の選挙に向けて、選挙人名簿抄本の確認や、より一層の慎重な点検などを選挙事務従事者の説明会で重点的に指導するほか、特に注意すべき事項などを文書にして配付し、注意を強く喚起するなどの対策を講じてまいりたいと考えております。今後、さらに議論を深め、市民の皆様からの信頼を回復するよう努めてまいりたいと考えております。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 1番、秋元議員。

**○1番（秋元智憲議員）** 何点か再質問させていただきます。

初めに、選挙管理委員会の答弁につきまして、今回は政治資金規正法の問題と選挙管理委員会のミスの問題がありました。非常に政治資金規正法の問題が大きく報道されておまして、選挙管理委員会のミスについては、忘れ去られたというわけではないですけれども、なかなか取り上げられなくなってきていますが、この問題も非常に大きな問題だというふうに思っております。これまで何度もいろいろな選挙を経てきた選挙管理委員会ですから、ぜひ再発防止に向けては、再度見直しも含めて議論していただき、本当に市民の皆さんの信頼を失わないように努力をしていただきたいというふうに要望いたします。

続きまして、教育委員会の釜石の奇跡に対する認識を伺いました。教育行政執行方針の中でも、各学校長に対して危機管理対策の点検ですとかも指示したということでしたけれども、執行方針の文章を読むと、今も教育長からお話いただきましたけれども、各学校の避難マニュアルに何か見直しなければならないような点があるのかということをちょっと心配に思ったのですが、このような点があったのかどうか、お答えいただきたいと思っております。

続きまして、防災関係についてですが、市施設の耐震化の優先順位の答弁の中で、学校や市営住宅の

お話を聞きましたけれども、私は小樽市庁舎の問題が非常に大事な部分だと思うのです。被災した場合に一体どこで災害の対策や復旧の指揮をとるのかということに対して答弁いただきたかったと思うのですけれども、この部分は先日新聞でも報道されておりましたが、市庁舎が被災した場合の代替施設についても議論されてきたのか、この辺を伺いたいと思います。

続きまして、消防防災GISなのですけれども、先ほどGISは小樽市にもあるということで、これは我が党の高橋議員がGISのことについては何度も議会で取り上げてまいりましたけれども、GISがあるのはわかっているのですけれども、消防防災GISという形で導入を検討するのか、ハザードマップをつくっていくのかということを確認しておきたいと思います。

それと、災害時要援護者避難支援プランの定義について伺いました。乳幼児ですとか身体障害を持った方、病人や高齢者の方ということでしたけれども、この文言はわかっているのですけれども、本当に対象となっている方、例えばお母さんお一人でお子さんを抱えている方、また外国人でなかなか日本語がうまく話せないという方にも周知はされているのか、先ほど4万1,000人の対象になっている方がいるということで、8,937名登録いただいているということでしたけれども、高齢者や障害者のみならず乳幼児や外国人に対しての周知はどういうふうになっているのか、また登録者がいればお答えをいただきたいと思います。

被災者支援システムの導入について、先日、代表質問にかかわりまして、担当の方とお話しをさせていただきましたが、既にインストールキーを入手していて使えるような状況になっているけれども、システムの問題がまだまだあるということでしたが、以前にも質問をさせてもらったのですけれども、非常に安価で予算の負担が少ないということ、それと被災された市の職員の方が被災されたときにつくってきたシステムということで、今回被災した東北の30の自治体の方も既に導入しているという話をさせていただいたので、これはぜひスピード感を持って取り組んでいただきたい。これは非常に問題があってできないというのであればまた別なのですが、今回も導入に向けて議論しているということなので、ぜひその辺スピード感を持って進めていただきたいと思います。

それと、小樽市で取り組んでいる町会の支援員なのですが、以前、千葉議員のほうから何度も議会の中で議論させていただきましたけれども、なかなかうまくこの制度が活用されていないということで、先ほど市長からも町会からの要請がないと行けないのだということがありましたけれども、市長が再三言われています市民との協働という部分で考えれば、町会から要請があってから行くのではなく、また町会に住んでいる方がいないからということではなくて、どういう不便があるのか、各町会に聞きながら、市のほうから積極的に働きかけていくことが重要なのではないかというふうに思います。大部分の町会でこの支援員制度を活用されていないということで、要請を待っているのではなくて、しっかりと周知し、こちらからの働きかけをぜひやっていただきたいというふうに思います。

最後に、福島第一原発の問題で、放射線量を計測する機械が小樽市にもあるということなのですけれども、何台あって、どういうふうに、だれが計測していくのか、わかればお答えいただきたいと思います。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。市長部局からお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** まず、私のほうから市庁舎の防災について、これはおっしゃるとおり耐震化されていないものですから、今後、早急に見直しをして、そしてそれについてどう対応していくのかやろうと、こういう話はしております。できるだけ早急にそれを踏まえた対策、本部をどこに置くのかとか耐



震化をどうするのかとか、いろんなことをトータル的に考えていきたいというふうに思っております。

それから、ちょっと細かいことは部長に答弁をさせますけれども、先ほどの被災者の問題でございます。被災者の支援システムについては、これは無料ということなのですが、許可をもらわないと利用できないということなものですから、私も昨年の5月に被災者支援システム全国サポートセンターから、許可をちょうだいしまして、早速これを進めていきたいというふうに思っております。

それから、町会の支援員の関係でございますが、これは職員にも話しておりますが、市民力ということを私はよく使わせていただいているのですが、この市民力というのは、我々職員も町会に入っている、町会の皆さんと一緒に活動することが市民力の一つであるということも申し上げております。今、町会が全部で153あって、四十幾つに支援員が所属しているのですが、さらにこれを広げていきたいというふうには思っております。

そこで、実際にネックになっているのは何なのかという問題、これはこちらのほうから一方的にやることではなくて、やっぱり町会といろいろなコミュニケーションを踏まえた上で対策をしていかなければいけないということでございますので、そんなことも早急にやっていきたいというふうに思っております。

防災については、本当にいろいろと見直しをしなければいけないことが実はたくさんあるわけがございますけれども、一つ一つスピード感を持ってやっていきたいというふうに思っております。ただ、現状、今回の東日本大震災の状況を踏まえたときに、やはりもうちょっときちっとやっていかなければいけない問題がたくさんございますので、それについては今後スピードを持ってやっていきたいと思っております。

それから、原発の放射線量の件でございますけれども、放射線量を測定する機器は、現在、消防本部に3基、それから保健所に1基あります。合計4基ございますので、これらをどういう形でやるかというのは早急に決めていきたいと思っております。現在、だれが、いつ、どこでという、そのところまで決めておりませんので、それはできるだけ早く検討していきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 総務部長。

**○総務部長(迫 俊哉)** それでは、私のほうからは、ハザードマップの作成に当たってのGISの活用についてお答えさせていただきたいと思っております。

市では消防防災GISというのは保有していませんけれども、現在、保有しておりますGIS、そのうち幾つかのデータを使えることになっておりますけれども、今考えられるのは現況図ですとか地形図、これは市長の答弁にもありましたけれども、そういったものを活用しながら、ハザードマップを作成していきたいと思っておりますけれども、今後、道庁から示される津波の浸水予測図を見ながら、現行のGISを活用して、ハザードマップを作成していきたいと考えております。

それから、災害時の要援護者避難支援の考え方についてですが、先ほど市長も答弁申し上げましたけれども、今回の震災の関係で、いろいろなことを市として考えていかなければならない状況になっておりますので、実際に行いますこの災害時要援護者プランにつきましても、十分周知徹底が図られるよう努めていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育部長。

**○教育部長(大野博幸)** 秋元議員の再質問で、学校防災の関係についての御質問がございました。実は教育委員会のほうでは、毎年それぞれの学校でどういった避難訓練を行っているかということについて

て調査しております。大体小学校では年間2回から3回、中学校では1回から2回の避難訓練を行っています。ただ、その中でこういった災害を想定しての訓練を行っているのかという回答項目があるのですけれども、41校すべてが火災、地震を想定しての避難訓練という結果になっております。

御承知のとおり、小樽の小・中学校は比較的高い場所にあるところが多いのですが、学校によっては川沿いにある学校もありますので、今後、防災のほうで津波に係る防災マップを策定することになりますので、私どももその策定、見直しの状況とあわせて、それぞれの学校の立地条件に合った避難経路、防災の指針計画の見直し検討をしていかなければならないというふうに思っております。

**○議長（横田久俊）** 秋元議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時37分**

**再開 午後 3時00分**

**○議長（横田久俊）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 19番、斎藤博行議員。

（19番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

**○19番（斎藤博行議員）** 平成23年第2回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問します。

初めに、4月に行われました統一地方選挙後半戦、小樽市議会議員選挙において厳しい選挙戦を勝ち抜き、この議事堂において再会できた皆さん、そして初めてお会いする皆さん、心より敬意を表します。もちろん思想信条や主義主張の違いもありますので、これからいろいろあると思いますけれども、まずはよろしく願いいたします。

次に、中松市長、短期決戦であった市長選を、出馬を要請した5団体の一翼に属し、ともに候補者として戦った一人として、その勝利にお祝いを申し上げます。

市長選挙に関しては、当初から市長候補の決め方をめぐりいろいろな議論がありました。私は、選挙戦の前半では、中松氏の経験・経歴を生かし、旧マイカルや丸井今井小樽店の跡利用など小樽市の長年の課題を解決し、中松新市長を先頭に小樽に元気を取り戻そうと訴えました。そして、後半戦に入ってから、3月の東日本大震災もありましたが、今回の選挙の争点は、5団体が推薦する候補がいいのかどうか、そういった枠組みの問題ではなく、本当の争点は、3年後に新しい市立病院のオープンができるのか、それとも市立病院が深刻な存続の危機に直面するのか、それをかけた選挙戦だと訴えました。結果は、大変厳しいものでしたが、他の陣営のネガティブキャンペーンに打ち勝ち、中松氏が訴えた政策が最終的に支持されたものだと私は考えております。

政治資金規正法違反事件をめぐる調査や議論が続いています。議会では、調査特別委員会が設置され、審議が続けられています。市長は、この問題に関して、二つの委員会を立ち上げたと思います。一つは、関係した職員の行政処分を検討する職員分限懲戒審査委員会です。委員会は、先入観を持たず、提出された資料に基づき事件を把握し、懲戒処分が適当と判断された場合には、その処分内容を協議し、その結果を市長に答申します。このように、職員分限懲戒審査委員会の答申は、市長が任命し、扱いを委嘱した委員により議論された結果であり、大変重いものであると考えます。職員分限懲戒審査委員会の答申に基づく適正な判断が求められております。このことは、2,000人からなる組織の運営上のルールの一つだと考えております。

そしてもう一つは、外部の委員による真相と原因の解明、そして再発防止策を検討する委員会です。調査が進んでいると聞いております。市長は、この委員会の調査結果を真摯に受けとめ、何よりも提起される再発防止策の制度化などに全力で取り組まなければならないと考えております。もちろん議会としても、この間の議論を踏まえ、再発防止策の確立に向けた議論について積極的に取り組んでいきたいと思っております。一度失った信頼は、時間をかけ、改めて築いていかなければなりません。市長をはじめ市の職員の皆さんの、それを行うフィールドは市の行政執行の場であると考えます。

市長は、五つの団体の推薦を受けています。このことは、一つの課題に結集したときには、幅広いウイングから大変大きな力を得ることができます。しかし一方で、この構造は、あるときには五つの角度から求心力が働き、またあるときには五つの方向への遠心力が働くことを意味します。こうした中で、小樽市、そして小樽市民のため、市職員の先頭に立ち、各部長をはじめ各部の職員が十分にその力が発揮できるような環境を整備しつつ、民間での経験に裏づけされたバランス感覚と力強いリーダーシップを期待していることを申し上げて、以下、市長の基本的政治姿勢について質問を行います。

初めに、市民の安心・安全に関する問題です。

本年3月11日午後2時46分、東日本大震災が発生しました。マグニチュード9.0という巨大地震と、それによる大津波が東北地方を襲いました。亡くなられた方1万5,000人以上、行方不明の方7,000人以上、そして今なお困難な避難所生活を続けている方が約9万人と報道されています。

そして、福島県の東京電力株式会社福島第一原子力発電所で重大事故が発生し、今なお収拾のめどが立たない状況が続いています。大津波によって電力がすべて失われたのが原因ともされていますが、地震の揺れで原発プラントの一部に損傷が生じていたとも言われています。それは、原発の耐震設計自体の問題でもあると思います。また、原発の事故発生後に続けられている事故収拾作業の過程では、懸命な作業が続けられていると思いますが、重大事故対応技術の不十分さも証明しました。もともと日本の原発事故対策に、原発の燃料が溶け出し、原子炉の底にたまるメルトダウンとなったり、原子炉の底を突き破り、原子炉格納容器まで溶け出すメルトスルーなどとなったときの収拾策が準備されていたとは思えません。

泊村にある北海道電力株式会社泊原子力発電所は、1986年4月26日に起きたソ連のチェルノブイリ原発事故の後、世界で最初に稼働した原発です。私は、かつて北海道に一基の原発もなかったころ、北の大地に原発は要らないと主張して、泊原発の建設工事の差止めを求める裁判に参加しました。そのときの私たちの訴えの理由は、第1に、高温高圧の原発における重大事故の危険性、第2に、日々増え続ける核廃棄物の処理技術の未完成、第3に、原発の運転停止後から廃炉までの費用を計算に入れていない原発のコスト計算、そして第4に、日々行われる原発の修理や事故処理による被曝労働者の発生などについてでした。裁判は、私たちの敗訴に終わり、泊原発は完成し、そして稼働を開始しました。今日では、泊原発3号機で、プルトニウムを混ぜたMOX燃料を使用するプルサーマル計画が進められています。

日本における原発政策は、その安全性を高めるため、想定できる事故に対し、安全対策を二重三重に重ねてきました。そして、想定できない事故、これには対策が準備できませんが、そのような事故は起き得ないという仮定の下で原発神話がつくり出され、強化されてきたと思います。

今回の東京電力福島第一原発の事故では、半径3キロ以内は一時帰宅禁止区域、半径20キロ以内が警戒区域となり、立入禁止となっています。さらに、原発から半径20キロから30キロ内では、緊急時避難準備区域や計画的避難区域が設定され、市民生活に深刻な影響が生じています。そして、実際には、半径30キロ以上離れた市町村の一部から、地形や風向き、天候により高い放射線が測定されています。

今なお微量の放射性物質が放出され続けており、それが地上に降り注ぎ、雨などによって側溝に集積されていることも報告されています。そして、最近になってからは、原発から48キロも離れた伊達市の一部に、特定避難勧奨地域の指定がなされています。

1979年3月28日に起きたアメリカ・スリーマイル島原発2号炉の事故、この事故自体の原因は運転員の操作ミスにありますが、直面した危機は、原子炉の冷却材喪失、メルtdownと、今回の福島第一原発の事故と同じです。この事故を受けて、1980年に国の防災指針が決定されました。国は、これにより半径10キロ以内を原発防災対策重点実施区域と指定しています。

その後、1986年のチェルノブイリ原発4号炉の暴走事故が起きました。この事故では、半径30キロ圏内の住民が避難しましたが、日本政府は、チェルノブイリ原発事故は安全性が十分でない原発で起きた事故として例外扱いし、半径10キロの防災指針の見直しをしませんでした。

その後、1999年9月に起きたJCOウラン燃料加工施設での臨界事故では、日本で初めて住民避難や屋内退避が行われました。この事故の初期段階では、原子力事故であることが伝えられませんでした。しかし、実際には、町の真ん中の工場に放射線遮断の全くない裸の原子炉が突然出現していたのです。東海村消防本部には防護服などが用意されていたにもかかわらず、知らずに救助に駆けつけた救急隊員が被曝してしまいました。また、JCOから住民避難を要請された東海村村長は、国や県からの助言が得られない中、独自の判断で事故発生から3時間後に住民の避難を指示しました。このときも情報不足から、東海村職員は平服で避難誘導に従事しておりました。このときには、半径10キロ圏内の31万人が18時間、屋内退避となりました。この事故を受けて、原子力災害対策特別措置法がつけられました。しかし、こうした経過がありましたが、半径10キロの防災指針の見直しはされてきませんでした。そして、今回の福島第一原発事故が起きました。

北海道原子力防災計画による町村の原発防災計画は、泊村、神恵内村、岩内町、共和町の4町村だけで作成されています。現在、後志管内で北海道原子力防災計画の対象地域から外れている倶知安町やニセコ町など9町村が、原発の安全協定の枠組みの拡大を北海道と北電に要請しています。

全国的には、宮城県では、県の防災指針で定める範囲に半径16キロ離れた地域を対象に加えています。また、最も近い原発から約40キロも離れている兵庫県も、原子力防災計画を策定しています。さらに、鳥取県も18キロ離れた島根原発を対象とした原子力防災計画を持っています。

政府の「直ちに健康に影響が出る数値ではない」という発言は、国民に耐えられるだけのぎりぎりの微量被曝を長期間にわたって我慢しろと言っているようなもので、計算上や統計上はそれでいいのかもしれませんが、国民の健康や日々の生活の不安を考えたとき、ゼロ被曝対策、つまり被曝は極力ゼロを目指すという考えに立つべきであり、責任や補償の問題とは分けて考えるべきだと思います。

泊原発と小樽市の中心部、小樽駅前、直線距離は約40キロです。東京電力福島第一原発事故の被害の広がりを見聞きした小樽市民が、泊原発について心配するのは当然です。市長は、こうした市民の不安にこたえなければなりません。そして、何よりも市民の安心と安全を守らなければなりません。

初めに、今回の東京電力福島第一原発事故に対する見解をお示しください。

次に、100日以上にわたり放射性物質が放出され続けている現実と、その影響が40キロ以上離れた地域にも及んでいることについての御見解をお示しください。

次に、国に対して、原子力施設等から半径10キロの防災対策の見直しと、対象地域の拡大を要請してください。北海道に対しては、後志管内の9町村と連携し、北海道地域防災計画の中の原子力防災計画の見直しを要請してください。また、現在、定期検査で運転停止中の泊原発1号機は、福島第一原発事故の收拾が付き、高度の安全対策が構築されるまで、運転を再開しないことを要請してください。さら

に、泊原発3号機で予定されているプルトニウムを含むMOX燃料を使用するプルサーマル計画の事前了解を撤回し、凍結するよう知事に求めてください。

また、福島第一原発事故を受け、泊原発の事故を想定した小樽市地域防災計画の見直しを行ってください。

質問を変えます。

小樽市は、1997年9月の空母インディペンデンス入港を前に、入港接岸許可の3条件を設定しました。これは小樽港に、米空母が日本で初めて民間商業港への入港・接岸を求めてきたとき、外交・防衛は国の専権事項というだけでは、多くの市民の不安や入港反対の声にこたえることができないばかりか、議会の理解も得にくい状況を前に、戦後制定された港湾法の港湾管理者である小樽市長が接岸を許可する権限を活用し、日米安保条約を楯に無条件で入港接岸を認めるよう迫る政府・外務省に対して対置した条件でした。3条件の一つは、巨大空母が湾内でうまく回転して接岸できるのか、接岸により岸壁は破損しないのかという安全性の確認、第2は、小樽港は民間商業港なので、米艦入港より商船を優先するという港湾機能の優先であります。そして、第3は、核兵器廃絶平和都市宣言を持つ小樽市として、小樽港への核兵器搭載艦の入港は認めないという非核の確認であります。

第1の安全性の問題は、1997年に空母インディペンデンスが小樽港内を半周して勝納埠頭に接岸し、米艦船の運動性能の優秀さを見せつけられてからはあまり議論されなくなったと思っています。

2番目の港湾機能優先の問題は、最初はあまり重視されておりました。ところが、後日、空母などの大型艦船が接岸できるふ頭は限られており、そのバースは穀物運搬船などにとっても、接岸できる限られたバースであることが明らかとなります。2000年10月の空母キティホーク入港時には、一時貨物船のバース使用が既に決まっているとの情報が流れ、慌てて有名な総合商社が貨物船の入港予定の変更を、米国での穀物積込みの遅れによると発表する事態になりました。結果的には、貨物船が入港しなくなり、空いているバースに空母が接岸することができました。しかし、ブルーリッジの接岸要請のときは違いました。2008年1月25日のバース会議では、接岸可能なバースの利用が予定されていて、ブルーリッジの手配依頼期間の2月7日から11日まではバースが空いてないことが明らかになり、それを理由に小樽市はブルーリッジの接岸を許可しませんでした。小樽市の不許可発表から1週間後、穀物運搬船が日本で立ち寄る港の順番を変更したため、バースが空き、改めて接岸申請をしたブルーリッジは接岸を許可されました。「港湾機能を損なわないこと」という第2の条件は、商業港小樽の意地だけでなく、港湾関係者の根拠ある危惧であったわけであります。

第3の核搭載問題については、小樽市は米艦入港ごとに外務省とアメリカ総領事館に核搭載の有無を文書で照会してきました。2000年のキティホークのときのアメリカ総領事館の回答は、「米国海軍の水陸両用艦、攻撃潜水艦、及び海軍航空機には核兵器を搭載しないことが米国政府の一般的な方針です。しかしながら、特定の艦船、潜水艦、航空機に関して、核兵器の搭載の有無については、論議しない。」というものでした。また、そのときの外務省の回答は、「従来から、国会における答弁等において表明しているとおり、日米安全保障条約上、いかなる核の持ち込みも事前協議の対象であり、核の持ち込みについての事前協議が行われた場合には、政府としては、常にこれを拒否する所存であるので、非核三原則を堅持するとの我が国の立場は確保されております。米国にとって事前協議に関する約束を履行することは安保条約及びその関連取極上の義務であり、米軍艦船が我が国に寄港する場合においても、米国より核持ち込みについて事前協議が行われない以上、米国による核持ち込みがないことについては政府として疑いを有しておりません。また、米国も核持ち込み問題に関連して安保条約及びその関連取極上の義務を誠実に履行する旨累次述べているところです。」でした。小樽市は、外務省からの正式な回答

文書を頭から信用する立場に立ち、接岸を許可してきました。その後の政権交代により表面化した日米安保条約に関する密約の問題では、この事前協議制そのものの信憑性が問題となり、実際には機能していなかったことが明らかになりました。小樽市の核搭載の有無に関する外務省に対する照会の仕方が大きく変わりました。

本年2月に、ミサイル駆逐艦フィッツジェラルドが入港した際の小樽市の外務省に対する照会では、「本市では、米国海軍艦船の寄港に当たっては、入出港及び接岸時の安全性及び商業港としての港湾機能への影響、核兵器の搭載の有無について、慎重に確認し、判断を行ってきました。平成23年1月5日に小樽港長から米国海軍艦船フィッツジェラルドが2月5日に小樽港へ寄港を予定している旨、通知がありましたので、当該艦船の核兵器搭載の有無について照会いたします。なお、市民の平和と安全を守る立場から慎重に判断しなければならないと考えており、小樽港長から1月20日までに岸壁の手配について回答を求められておりますので、それまでに文書による明確な回答をお願いいたします。」となっております。これに対して、外務省北米局日米安全保障条約課長の回答では、従来と変わって、「1991年の水上艦船及び攻撃型潜水艦を含む米国海軍の艦船及び航空機から戦術核兵器を撤去する旨の発表、1994年の水上艦船及び空母艦載機から戦術核兵器の搭載能力を撤去する旨の発表、2010年4月の核トマホーク(TLAM/N)を退役させる旨の発表等、これまでに公にされた米国の核政策に基づけば、我が国政府としては、現時点において、核兵器を搭載する米国艦船の我が国への寄港はないと判断しています。また、御照会のあった米軍艦船「FITZGERALD (DDG62)」については、搭載能力がない以上、核兵器を搭載していないことにつき、我が国政府として疑いを有していません。」というものでした。小樽市は、この回答などを検討し、最終的にフィッツジェラルドの入港を認めました。

小樽市の3条件は、もともとアメリカ海軍艦船の入港受入れを判断する条件であることによる限界は当然あります。しかし、そうであっても、一定の判断基準が定められ、公の議論がされると、自治体は、必然的に憲法や地方自治法、港湾法を意識して動かざるを得ません。市民の監視があり、議会でも議論になります。そして、何よりも自治体の潜在的な平和力が機能すると思います。なぜなら、たとえ港が閑散としていても、憲法も地方自治法も港湾法も、商業港に軍艦が入港する場面では、高いハードルである商船優先の原則が機能するからです。その効力は、日米安保条約の地位協定や米軍の民間港優先使用のねらいを食いとめるにも有効なものだと思います。

小樽港は、米軍の優先使用が求められている港です。1997年のインディペンデンス入港以来、小樽市が外務省に核兵器搭載の有無を照会した件数は何件になりますか、お示してください。

また、市長として、この小樽方式に対する御見解をお示してください。

質問を変えます。

次に、新幹線札幌延伸に関連して質問します。

北海道新幹線の札幌までの延伸を求める運動が続いております。私たち民主党・市民連合は、北海道新幹線について、基本的には全国的高速大量輸送手段としての評価をしております。ただし、1点だけ条件があります。それは、並行在来線の問題です。平成16年12月16日の政府・与党合意、「整備新幹線の取扱いについて」や、政権交代後の平成21年12月24日の整備新幹線問題検討会議で決められた整備新幹線の整備に関する基本方針や当面の整備新幹線の整備方針では、新幹線開業後には並行在来線はJRから経営分離することになっています。実際に本州や九州では、新幹線開業に伴い、並行在来線は地元自治体が出資する第三セクター化や廃線によるバス運行化が進んでいます。

平成19年12月21日の小樽市議会第4回定例会における意見書では、まず新幹線の札幌延伸を取りつけて、その後に並行在来線の議論をすべきという意見と、全国の動きを見ると、新幹線延伸の前提条件

として並行在来線の存続を明記すべきとの考えとの間で調整がつかず、並行在来線には触れない意見書が可決されました。しかし、そのときの議会での賛成は15、反対は12で、この数字が、新幹線と並行在来線に対する小樽市民の気持ちの表れだったと思います。そして、その思いは今も変わっておりません。小樽市民の間には、地域の足として並行在来線の存続を求める声が今もあります。さらには、残される室蘭本線での地震や津波、火山の噴火などの災害時の輸送手段確保という観点からも、函館本線は重要と考えます。並行在来線存続についての見解を求めます。

また、新幹線開業と小樽市の関係については、その経済効果などに疑問もあります。改めて九州新幹線や東北新幹線が開業した後の問題点や課題などについて、小樽と条件の似ている新幹線が停車するまちを調査する必要があると考えます。御見解をお示しください。

質問を変えます。

平成20年10月2日、小樽市議会第3回定例会で、全会一致により小樽観光都市宣言を決議しました。宣言では、我がまち「小樽」は、海と山に囲まれた美しい自然、四季が織りなす多彩な風景、そして明治・大正・昭和の面影をしのばせ、かつての栄華を今に伝える運河や歴史的建造物など、多様な観光資源に恵まれた魅力のある都市ですと小樽を位置づけ、そして、「今や、観光はまちの基幹産業にまで成長しました」と、小樽経済と観光産業のつながりを述べています。さらに、「「小樽観光」が更なる発展を遂げるためには、観光に対する市民意識の向上をはじめ、新たな観光資源の発掘や滞在時間の延長など、いくつかの課題を克服する必要があります。」、「市民一人一人が観光まちづくりの主役となり」、より質の高い時間消費型観光のまちを目指すと、今後の方向性を示しています。

私は、小樽観光が滞在時間の延長や宿泊客の増加を考え、時間消費型観光都市を目指す方向は賛成です。しかし、その手段としてカジノを選ぶことについては賛成できません。カジノは、ギャンブルの持つ興奮を売り物にし、さらに射幸心、つまり偶然を当てにして利益を得ようとする心を増幅させるものです。山田前市長は、カジノは複合エンターテインメントで観光資源、などと飾っていましたが、いかに飾っても、とても質の高い観光資源とは言えませんし、そのような場所では市民一人一人が小樽観光の主役などにはなりようもありません。市長の御見解を求めます。

市長は、選挙時に明らかにした五つの決意の中で、豊かな自然と歴史的建造物やまち並みを生かした観光振興を図るとともに、海を生かしたまちづくりを推進し、国際観光客の誘致に努め魅力ある国際観光都市小樽の創造に努めますと訴えております。国際観光都市小樽は、今後の小樽観光を考えるとき、国内での新規の観光客開発、そしてリピーター客の拡大とともに重要な柱です。しかし、国際観光都市小樽は、3月の東日本大震災後に見られたように、大変厳しい面も持っております。改めて、国際観光都市小樽の創造に向けた戦略をお示しください。

次に、提案されております議案に関連して何点か質問します。

消防の広域化は、平成18年に消防組織法の一部改正が行われ、同じ年に市町村の消防の広域化に関する基本指針が示されました。北海道は、平成20年に北海道消防広域化推進計画を定めております。その計画では、北海道を政令都市札幌を含め21の地域に統合する広域化の検討を進めることになっております。後志地区においては、小樽市、岩内・寿都、北後志、羊蹄山ろくの1単独3組合消防の4消防本部において、広域化の協議が進められております。

初めに、国や道が示している広域化の目的などをお示しください。

私は、かつて実際に救急車や消防自動車の行き来がある札幌市や石狩市を除いた後志地区だけの広域化の議論は、市民生活の安心・安全の向上という観点から問題を指摘させていただきました。昨今、一部には、後志地域における広域化の協議は不調に終わったとの話もあります。改めて、現在までの協議

の経過をお示してください。

いずれにしても、平成24年度末までには整理しておかなければならない課題です。今後の消防の広域化の見通しやスケジュールをお示してください。

一方、消防行政分野では、消防救急活動等における個人情報の保護の観点や、消防救急車両の位置情報、水利情報、画像情報伝達など、通信の高度化が求められ、消防救急無線のアナログ周波数の使用を平成28年5月末までとし、それまでにデジタル無線への移行が求められています。

今回の消防施設費の委託料として予算計上されております高機能消防指令センター整備事業費590万円の内容をお示してください。

この予算は、先ほど述べました消防救急無線のデジタル化の第一歩と考えていいのでしょうか。今後のデジタル化のスケジュールとあわせてお示してください。

また一方で、消防広域化に関連して、通信指令室などを整備する際には、特別交付税により一定の財政措置が受けられるとも聞いております。後志地区での消防広域化との関連と、交付税について説明を願います。

次に、常備消防費の備品購入費として、NBC災害対応資機材整備事業費2万5,000円が計上され、今後、平成24年度から27年度までの4年間で558万9,000円が予定されています。どのようなものを整備されるのか、全体像をお示してください。

普通、NBCと言われますと、それらを兵器とした戦争、テロという言葉が続いて出てくるわけなのですが、小樽市では、市内でどのような状況を想定して、今この時期に予算計上したのか、理由をお聞かせください。

また、現在、消防が所有している放射線の個人線量計と線量率計は何台なのか、また、それらはどのようなときに使用されることになっているのか、あわせてお示してください。

また、こうした装備を用意する以上は、小樽市地域防災計画や小樽市国民保護計画の整理も必要になるかと思えます。御見解をお示してください。

最後に、こうしたものを使用し、現場に向かう消防職員には、今以上に安全に関する使用基準やマニュアルが必要と考えますが、御見解をお示してください。

最後の質問です。

ファミリーサポートセンターについては、平成22年3月に出示された小樽市次世代育成支援行動計画、いわゆるおたる子育てプラン後期実施計画の中で、市民の意識と意向調査結果が述べられています。その中では、就学前児童では、ファミリーサポートセンターの認知度は8.2パーセントと低いが、制度説明後の利用希望では、67.9パーセントがいずれかのサービス利用を希望しており、また、小学校児童では、その認知度は8.6パーセントと就学前児童と変わらず、制度説明後の利用希望は、26.2パーセントと就学前児童の半分以下でした。この調査の際、行われた制度説明についてお聞かせください。

また、先ほどの調査結果では、1年間に36.1パーセントが家族以外に子供を預けたと回答しています。その回答の中で、一時預かり利用希望を有しているのは32.6パーセントで、その利用希望日数は、月に1日から5日までが91.1パーセント、また1回当たりの希望時間は、5時間から7時間が42.9パーセント、3時間から4時間が29.1パーセント、8時間以上が23.6パーセントとなっております。また、預かり先としては、保育所・幼稚園などの施設が76.2パーセント、子供の自宅などが15.5パーセント、近所の知り合いが4.6パーセントでした。これらの調査結果について、どのような分析が行われて小樽市におけるファミリーサポートセンター事業開始を判断されたのか、お示してください。

次に、ファミリーサポートセンターの役割や、利用する保護者の条件や預ける子供の条件、預ける期



間、また預かる側の資格や条件について、さらには現在、保育所で提供されているサービスとの違いなど、システムについてお聞かせください。

次に、料金設定の問題ですが、ファミリーサポートセンターの利用者をどのような市民と考えて今回の料金を設定したのか、お示してください。

また、料金設定の中に、病児を預かるときの記載がありました。小樽市における病児・病後児保育の導入については、「小樽市保育所の在り方検討委員会」の報告においても、「病児・病後児保育を希望する方が延長保育や一時保育を希望する方に比べ多い状況にある。保育サービスを利用している子どもが病気になったときに、どちらかの親が仕事を休んだという方が約9割おり、その半数以上の方ができれば施設に預けたいと希望していることから、病児・病後児保育事業についての対応が求められている」と、その早期導入を求めています。

私たち民主党・市民連合は、昨年11月に会派として岐阜県の郡上市市民病院での院内保育室を利用した病児・病後児保育事業と、岐阜県羽島市がNPOに委託して行っている病児・病後児保育事業の視察を行いました。郡上市市民病院は、郡上市の少子化問題に市民病院として何ができるのかという問題意識から議論を重ね、市民に開かれた病児・病後児保育室を開設したと聞いております。また、羽島市のNPO法人ぎふ羽島ボランティア協会では、ふだんから子供のかかりつけ医療機関と病児・病後児保育に理解のある医療機関との連携が安心・安全な病児・病後児保育に不可欠であること、保護者とNPOと医療機関との連携システムについて大変参考になる現場を見せていただきました。今回、導入されるファミリーサポートセンターは、病児の預け入れについて、どのようなシステムを考えているのか、お示してください。

最後に、予算化されております事業費357万2,000円の内容をお示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、東日本大震災に関連した御質問が何点かございました。

まず、東京電力福島第一原子力発電所事故に対する見解でございますが、今回の原発事故は、マグニチュード9.0という巨大地震と、それに伴う大津波に襲われ、原発事故として未曾有の大災害となったもので、全世界に大きな衝撃を与えるとともに、これまでの日本の原子力行政及びエネルギー政策のあり方についても根本から見直さざるを得ない状況となったものでございます。

報道では、安全神話が崩れたという表現がされておりますが、原子力発電は万全の安全対策が求められておりますので、国による原因の究明と安全基準の見直しが今後の課題であり、将来的には原子力への依存を減らし、自然エネルギーを含む代替エネルギーの推進、普及に取り組むなど、これからのエネルギー政策について国民的な議論を深めていかなければならないものと、このように考えております。

次に、100日以上にわたり放射性物質が放出され続けている現実と、その影響が40キロ以上離れた地域にも及んでいることについてですが、今回の事故では、警戒区域に設定され、避難指示が出ている半径20キロ圏の外側の地域でも、計画的避難区域や緊急時避難準備区域に指定されるなど、半径20キロから30キロ圏内、一部地域では30キロを超えた地域にも影響が出ております。また、100日を超えた今もなお、収束していない状況であり、避難の長期化も予想されておりますが、国において一刻も早い

事態の収束に全力で取り組むとともに、原因の究明と安全基準の見直しを早急に行っていただきたいと考えております。

次に、国や道に対する要請に関する御質問が何点かございました。

初めに、国に対する防災対策などの見直しと、北海道に対する原子力防災計画の見直しについてでございますが、このたびの事故では、半径20キロ圏内が警戒区域に指定されるなど、今までの範囲を越えて被害が及んでおります。

先日、北海道市長会と北海道町村会が連名で、道と北海道電力株式会社に対して要望した際、道には、国の防災指針と道の防災計画の早期の抜本的な見直しを意見として提出させていただいたところでございますが、現在、国の原子力安全委員会において、範囲拡大等に向けた検討がされておりますので、国の見解として示されるものと考えております。

次に、現在、定期検査で運転停止中の泊原発1号機の運転再開についてですが、国は、電力会社の安全対策に関する報告や立入検査の結果から、原発の再稼働は安全上支障がないとの評価結果を発表していることから、現時点では、泊原発1号機を再稼働しないよう申し入れる考えはございませんが、現在、国において原子力発電所の安全基準の見直しを行っているところでありますので、国の動向を注視していきたいと考えております。

次に、泊原発3号機のプルサーマル計画についてですが、福島第一原発3号機は、プルサーマル発電を行ってまいりましたことから、今回の事故にプルサーマル発電がどのような影響を及ぼしたのか、国にしっかりと検証していただき、その後、開示される情報を基に判断したいと考えておりますので、現時点で道にプルサーマル計画の凍結などを求めていく考えはございません。

次に、泊原発事故を想定した小樽市地域防災計画の見直しについてですが、原子力防災計画を作成しなければならない市町村は、北海道地域防災計画の原子力防災計画編において、泊原発を中心として半径10キロ以内の4町村とされておりますので、本市では作成しておりませんが、このたびの東京電力福島第一原発の事故を受け、国の原子力安全委員会が範囲拡大に向けて検討しております。範囲が拡大になった場合には、まず北海道の計画が変更となりますので、それに基づいて本市の防災計画も見直しをしてみたいと考えております。

次に、米国艦船の小樽港入港についてであります。

まず、1997年の空母インディペンデンス入港以来、小樽港に入港した米国艦船に関し、外務省に核兵器搭載の有無を照会した件数につきましては、14件となります。

次に、米国艦船入港の判断基準に対する見解であります。これまで、いわゆる小樽方式として入出港及び接岸時の安全性、商業港としての港湾機能への影響、核兵器搭載の有無についての3点を、パス手配の要請があった際の判断基準としてまいりました。

私といたしましても、小樽港は商業港であるとの立場から、港湾機能への影響を最大限考慮しなければならぬと考えておりますし、市民の平和と安全を守る立場から、核兵器搭載の有無につきましても確認が必要であると考えておりますので、米国艦船の入港に際しては、これまでと同様の考えの下、慎重に判断してみたいと考えております。

次に、北海道新幹線の札幌延伸について何点かお尋ねがありました。

初めに、並行在来線の存続についてですが、並行在来線の経営分離についての沿線自治体の同意は、整備新幹線認可・着工に当たっての基本的な条件の一つになっております。

私といたしましては、在来線は、地域住民の足の確保、災害発生時等の代替路線として残していただきたいという思いはありますが、札幌延伸が現実のものとなる段階では、一定の判断をする時期が来る

ものと考えております。

いずれにいたしましても、並行在来線の対応につきまして、認可・着工後に、北海道が中心となり、沿線の自治体で構成する地域対策協議会が設立されると聞いておりますので、その中で地域住民の足の確保を第一に協議されるものと考えております。

次に、新幹線開業後の課題の調査についてですが、新幹線効果を最大限に生かしたまちづくりを進めていくためには、他都市での新幹線駅を含めたまちづくりについて調査することも大事なことでありと考えております。

後志管内におきましては、昨年の4月、北海道新幹線の関連情報の収集や広域的な地域振興のあり方などの調査・研究を行うため、北海道や後志管内の函館本線沿線自治体により、北海道新幹線後志沿線自治体調査研究会が設置されましたので、その会での調査・研究も含め、情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

次に、カジノについての御質問ですが、現在、国においては超党派で結成された国際観光産業振興議員連盟が、カジノ法案の作成に向けて取り組んでいると聞いております。また、小樽市内においては、経済界を中心に、小樽にカジノを誘致する会が結成され、将来、小樽へのカジノを中心としたエンターテインメント性を持つ複合施設の導入が地域振興や国際観光振興にどのように寄与するのか、また、どのような問題や課題があるのかなど、市民の意見を聞きながら調査・検討を行っているところであります。

市といたしましても、北海道をはじめ、経済団体や研究団体との情報交換の場に参加して情報の共有を図るとともに、市民の皆さんの幅広い意見を聞きながら、誘致の是非について慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、国際観光都市の創造に向けた戦略についてであります。本市は、東アジア圏の香港、韓国、そして台湾といった国々に加え、近年は経済成長が著しい中国本土からの入り込み客が、個人ビザの発給要件緩和なども追い風となって増加してきており、引き続き東アジア圏をターゲットにした外国人観光客の誘致を進めてまいりたいと考えております。また、小樽港へのクルーズ客船寄港に向けて積極的な誘致活動を展開するほか、3月11日には、札幌市との間でMICE（マイス）誘致の覚書を締結しており、国際会議などの誘致にも連携して取り組むこととしております。

一方、市内における受入れ体制の整備も重要な取組と考えており、観光案内所では、昨年度の英語、中国語に続いて、今年度は韓国語の通訳スタッフを配置いたしました。さらに、小樽雪あかりの路では、韓国から数多くのボランティアが運営スタッフとして参加されており、市民レベルでの国際交流が図られているほか、小樽商科大学では各国の留学生を受入れ、友好親善や対日理解の促進に寄与しているところでございます。今後とも、これらの人的資源なども活用しながら、北海道とアジアを結ぶ国際観光都市としての躍進に努めてまいりたいと考えております。

次に、消防広域化と消防無線のデジタル化について御質問がありました。

まず、国や道が示している消防の広域化の目的についてですが、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、火災原因調査などの専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での難しさがあり、消防の体制として必ずしも十分ではない場合があることから、それを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上のさまざまなスケールメリットを実現することが極めて有効であるとしております。さらには、広域化に伴う消防力の強化による市民サービスの向上や、防災基盤の強化が期待されているところであります。

次に、後志における広域化協議の経過についてですが、本市を含む後志管内の4消防本部では、平成20年9月30日に消防事務担当者で構成する担当者会議を設置し、これまで計8回の会議を開催してま

いました。主な協議内容は、国や道が示す消防の広域化の考え方や、広域化に向けての課題及び広域化後の消防体制を想定したメリット・デメリットなどであり、この広域化は、平成24年度末までがめどとされていることから、現在、協議を継続しているところであります。

次に、消防の広域化協議の今後の見通しやスケジュールについてですが、広域化協議の見通しにつきましては、今後さらに数回の会議を開催した上で、担当国会議として広域化の可否について一定の整理がなされるものと考えております。

また、広域化協議のスケジュールについてですが、広域化は、平成24年度末までがめどとされていることから、担当国会議の協議結果を踏まえ、庁内において検討を行い、本市としての方向性をお示ししたいと考えております。

いずれにいたしましても、広域化につきましては、さまざまな御意見がございますので、多くの意見に耳を傾け、消防力の低下を招かないよう、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、高機能消防指令センター整備事業費590万円の内容についてですが、現在、消防本部に設置されている消防緊急通信指令施設の老朽化に伴い、平成24年度に新たに導入を計画しております高機能消防指令センターの設計委託料となっております。この高機能消防指令センターは、平成28年6月から実施される消防救急無線のデジタル化に対応するものであり、デジタル化に向けての第一歩と考えております。

また、今後のデジタル化のスケジュールについてですが、平成24年度、基本設計、平成25年度、実施設計、平成26年度及び27年度は、無線基地局設置工事を計画しております。

次に、消防の広域化に関連して、通信指令室などを整備する際の特別交付税による財政措置についてですが、この財政措置が受けられるのは、消防の広域化に伴い必要となる経費であります。仮に後志管内で消防の広域化が行われた場合は、消防本部の統合などによる通信施設等の整備に要する経費の一般財源所要額の2分の1が、特別交付税において措置されることとなります。

次に、NBC災害対応資機材についての御質問がありました。

まず、NBC災害対応資機材の整備内容についてですが、危険な有毒物質などから隊員を保護する化学防護服5着を整備するとともに、傷病者や活動した隊員の防護服などに付着した有毒物質を災害現場で洗浄する除染シャワー一式と除染剤散布器2台をあわせて整備することにしております。

次に、小樽市内でのNBC災害の想定についてですが、過去には、地下鉄サリン事件や炭疽菌事件など、今まで起こり得なかった多種多様な災害が他都市でも発生しているため、そのような災害を想定しているものであります。

また、この時期に予算計上した理由についてですが、本年3月11日に発生いたしました東日本大震災においては、本市の消防職員も現地で緊急消防援助隊として活動を行ったところであります。この震災では、福島第一原子力発電所における放射能事故が発生し、隊員に対する放射能対策の重要性を改めて認識したところであります。したがって、今後の職員の安全管理の観点から、今回の整備に至ったものであります。

次に、現在、消防が保有している個人線量計と線量率計についてであります。個人線量計は10台、線量率計を3台保有しております。なお、個人線量計につきましては、放射線被曝の危険性がある現場で常時着用し、消防隊員の活動中における放射線総被曝量を測定するものであります。また、線量率計については、活動する区域の1時間当たりの放射線の強さを測定するものであります。

次に、NBC災害対応資機材を整備することに伴う小樽市地域防災計画や小樽市国民保護計画の見直しについてですが、今回、資機材を整備することにより、これらの計画を変更する必要はありませんが、

将来的に、国の防災指針等が見直され、本市においても変更が必要となった場合には、計画の整理等を行ってまいりたいと考えております。

次に、NBC災害に係る消防職員への安全に関するマニュアル等の作成についてですが、これまでも財団法人原子力安全技術センター主催による原子力防災研修講座を受講してきておりますので、この研修講座の受講を継続いたしますとともに、資機材の整備に合わせた取扱い訓練の充実や、NBC災害対応マニュアルの作成など、隊員の安全管理に配慮してまいりたいと考えております。

次に、ファミリーサポートセンターについてのお尋ねであります。初めに、おたる子育てプラン後期実施計画策定の際に行ったニーズ調査での制度説明であります。ファミリーサポートセンターについての設問の部分に注釈として、子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人とが地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする会員制の相互援助活動である旨を説明し、どのようなサービスを利用したいかとの設問の中で、保育所・幼稚園などの保育の開始前、終了後の子供の預かりや、これらの保育施設への送迎、急な残業のときの子供の預かり、さらには子供が軽度の病気の場合など、臨時的・突発的な子供の預かりなどのサービスのメニューを選択肢としたものであります。

次に、ファミリーサポートセンター事業の開始の判断についてであります。ニーズ調査により事業の開始を決めたものではなく、第6次小樽市総合計画前期実施計画の中で、平成23年度に実施することとしているものであります。

次に、ファミリーサポートセンターのシステムについてであります。援助を依頼する側の依頼会員は、市内に居住又は勤務しているゼロ歳から小学校6年生までの子供の保護者であること、援助を行う側の提供会員は20歳以上で、心身ともに健康で積極的に援助活動ができる方で、センターの実施する講習を受講していることなどが条件となり、それぞれセンターの承認を受けることで会員となります。センターは、依頼会員と提供会員との連絡調整を行い、双方の承諾を得た上でお互いを紹介し、会員同士で事前調整をした後に、子供の預かりなどの援助を実施することになります。預ける期間等は、援助の内容により異なるものと思われま。

また、保育所との関係であります。この事業は、保育所の保育時間以外の預かりとか、保育所への送迎、あるいはふだん保育所を利用していない子供も含めた緊急の預かりなどを想定しておりますので、保育所の提供するサービスで対応が困難な部分をこの事業により補っていくことになるものと考えております。

次に、料金設定であります。センターの会員については、先ほどの条件を満たしていればいいので、特定の市民を想定しているものではありません。既にこの事業を実施している道内他都市の状況を参考に設定しております。

次に、この事業による病児の預け入れであります。基本的には病児であっても、通常の場合と同様であります。病児の場合には、依頼会員が事前に医療機関を受診し、家庭で安静にしているよう明記された書類を提供会員に提出することや、また、受診をしていない場合は、医療機関への受診を委任し、提供会員は受診後にその結果を依頼会員に報告し、その後の援助内容の確認をすることとなります。この場合でも、保育所における病児・病後児保育にかわるものではなく、緊急時の対応と考えております。

次に、事業費の内訳であります。委託料の347万円のうち、援助の依頼の調整を行うアドバイザー等の人件費が164万8,000円、事務所の借上げ等に係る事務費が86万9,000円、援助会員の講習や制度の啓発に係る経費、通信費等の事業費を95万3,000円と算定しております。また、負担金補助及び交付金の10万2,000円は、低所得者等が病児や緊急の預かりを利用した場合に補助をすることとしており、その経費として算定したものであります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 19番、斎藤博行議員。

**○19番(斎藤博行議員)** 何点か再質問させていただきたいと思います。

まず、港に関する従来の小樽方式については、引き続き中松市長も堅持していくという考え方に立っているということをお聞きし、安心しているところであります。

また、今回の福島第一原発の事故を受けて原発神話の崩壊と、エネルギー政策について見直していく必要があるのではないかという見解についても、了解していきたいと思います。ただ、それを受けても、特に小樽市長という立場でやっぱり何点か発信させていただきたい部分があるので、再質問させていただきたいと思います。

北海道は、北海道原子力防災計画については、やはり見直す必要があるのではないかという立場に立っております。それを国に要求しておりますし、あわせて国が動いたときのために論点整理をするという、そういうところまで踏み込んでいるわけでありまして。ですから、北海道市長会の形で、市長としても道や国に対して、10キロの半径の見直しなりを求めているというのは、そうだと思うのですが、今、私が、この本会議場で聞いているのは、小樽市長という立場でどういうふうにお考えになっているのかということをお聞きしたいということなのです。

それともう一つ、プルサーマル計画についても、高橋北海道知事は、プルサーマル用の燃料作製について事前の了解をできてしまっているのですよね。その後に今回の事故が起きて、非常にじくじたる思いがあるのではないかという報道もあるわけです。そういった意味で、高橋はるみ知事も、自分が事前了解した部分と、状況が変わっているのだということを感じておっしゃっているわけでありまして。そういったことを受けて、国に検討を求め、その後、状況が変わったらということも筋かもしれませんが、やはりこの部分についても、市長としてどのようにお考えになっているかということをお聞かせいただきたいなと思います。

それから、3番目には、消防で個人線量計10台と線量率計3台がそれぞれ用意されているということをお話いただきました。当然、原子力災害を想定しているのではないかというふうにしか思えないわけです。小樽・後志管内に原子力にかかわるような工場とか産業があるとは聞いていませんので、当然、泊原発での何かを意識して準備をしているのではないかというふうに思うわけなのですけれども、その辺について、改めて御説明をいただきたいと思います。

新幹線の問題やカジノの問題については、別の場所でじっくりやらせていただきたいと思いますので、まずはその部分についてお願いしたいと思います。

**○議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(中松義治)** プルサーマル計画についてでございますけれども、これについては、先ほども答弁させていただいたように、道に対して全く申し上げるつもりはないとか、そういうのではなく、現在、国のほうでしっかりとした検証をしていただき、そしてその検証した結果、開示される情報を見て、市長として、私として判断をしていきたい、このように思っているところでございます。

それから、先ほどの個人線量計と線量率計の問題でございましょうか。これは、確かに泊原発という問題もあろうかと思いますが、しかし、今回の東日本大震災があったときに、やはり人的支援というようなことが行われます。そのときに、やはりこういったものを設置しておくことが必要であろうと、このように思っております。

それから、実は保健所のほうでも1台持っているのですけれども、この保健所の機械は、今回、東日本大震災に、道が人的支援をやったときにお貸ししたということもございます。ですから、そういったいろいろなことを含めて設置しておく必要があるということで、単に泊原発だけだからということでは決してないというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 19番、斎藤博行議員。

**○19番(斎藤博行議員)** 個人線量計とか線量率計をいつ購入したのかということについては、予算措置がいつされたのかなと今、一生懸命思い出そうとしているのですけれども、わからないものですから、改めて予算特別委員会の中で聞きたいと思います。

最後に、先ほど、私、自分の質問の中でも使っているのですが、枝野官房長官がよくテレビで言っていたのですけれども、今、福島第一原発の近隣で測定されている放射線の数値について、「直ちに健康に影響する数値ではない」ということを繰り返しているわけでありまして。だんだん言いにくくなってきてはいますけれども、あのせりふは、国民が今の政権に対して、どれほど私たちの命を守ってくれるつもりがあるのだろうかという不信感を持ったせりふではないかと私は思っています。間違いなく、耐えられる範囲で頑張れと言っているわけですから。何でもないかもしれないから、頑張れと言われたら、子供を持っている母親の気持ちというのは、非常に傷つけられたというふうに私は思っているわけなのです。そういう意味で、改めて市長として小樽市民を守る立場で、政府がよく言っている「直ちに健康に影響するような数値ではない」というような見解に対して、市長してはどういう感想をお持ちなのかというのを、最後にお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

**○議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(中松義治)** やはり小樽市としても、事前にいろいろと検討やら準備やらしておく必要があるのではないかと御指摘だと思います。

先ほどのEPZとの関係で少しお話をさせていただきたいと思うのですけれども、今、国の防災指針の見直しの中で、その範囲をどうするかということが議論されているというふうに思っております。仮に半径30キロというようなことになってくると、小樽市は30キロより離れてはおりますけれども、30キロというのは余市町、赤井川村など、この小樽市とまさに隣り合わせになっているところでございますので、そういったようなことが仮になったとしたときには、当然市としても速やかにいろいろと対応していかなければいけないだろうという思いはしております。何よりも今、御質問あったように、私といたしましても、市民の安全・安心ということは大前提でございますので、そういったことには、これから必要となる対応についてはやはり検討していかなければいけない、このようには思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

**○議長(横田久俊)** 若干かみ合っていないといましようか、私としては、斎藤博行議員の再々質問は、「直ちに健康に影響を与えるものではない」という政府の答弁について、市長はどう思われているかという御質問であったかなと思っております。よろしいですか、市長のほうからは。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(中松義治)** 実は、今回事故があつて初めて、マイクロシーベルトなどの単位を聞いて、それが実際にどの程度の数値なのかというのは、大変申しわけありませんが、私、勉強しておらず、知識と

してないわけでごさいます、今回、おっしゃるように、枝野官房長官がいろいろと基準の何倍だとかとよく話しておりますが、それが極めて、2倍とかではなくて、もっと高いということであれば、その数値というのは何なのだというふうに、正直なところ思っております。ですから、安心するというところからいうと、やはりその基準というものがしっかりしたものがあって、それに対して今どうなのかということをしっかり国民に知らせてもらうべきだろうというふうに思っております。ですから、現在は、小樽市には、特にそういう問題で心配している市民の方はいらっしゃらないと思いますけれども、将来、何かそういうようなことがあったときには、やはり市民の皆さんが安心していただけるような、きちっとした発表をすべきだというふうに私は思っております。

**○議長（横田久俊）** 斎藤博行議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 4時18分**

**再開 午後 4時40分**

**○議長（横田久俊）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 5番、成田祐樹議員。

（5番 成田祐樹議員登壇）（拍手）

**○5番（成田祐樹議員）** 第2回定例会に当たり、一新小樽を代表して会派代表質問をいたします。

最初に、議案第7号新共同調理場の土地取得についてお伺いします。

本市は、旧雪の花酒造跡地である真栄1丁目8番地10の宅地1万163.73平方メートル、坪に直しますと約3,074坪を1億9,200万円で取得すると議案を提出してきました。しかし、この土地の売買に関しては、非常に注意しなければならない点があります。なぜなら、この土地は一度雪の花酒造から株式会社北のたまゆらに売却されており、しかもその土地の登記がされたのが昨年7月23日であり、北のたまゆらが所有してからまだ1年も経過していない土地を本市が購入しようとしているからです。いわゆる短期間での転売に当たるので、本市が北のたまゆらが購入した金額よりもはるかに上をいく金額で購入するというのは、特定の会社に利益享受をすることとなり、道義的に許されるものではありません。

まずここで、お伺いいたします。北のたまゆらは、旧雪の花酒造跡地の約4,000坪と合わせて、隣接の土地も1,000坪ほど購入しており、合計で5,000坪近い土地を取得したとされています。この北のたまゆらにおける2か所の土地取得額は確認しているのでしょうか。2か所の土地取得額について、それぞれお答えをお願いします。

2点目に短期間での転売についてお伺いします。先ほども申し上げましたが、北のたまゆらが土地取得をしたのは昨年7月23日で、1年もたっていない土地です。もし、土地取得額より利益が出るようであれば、市が転売に加担したことになり、1社に対して不当な利益を与えたことになると思われまます。これに関する見解をお聞かせください。

今回、北のたまゆらが購入した約5,000坪の土地全体の抵当権が、極度額2億7,600万円で設定されています。一般的に、抵当権の極度額設定は、土地取得費用だけでなく、撤去費用も含めての上限でわかり得る金額だというふうに言われています。この2億7,600万円の抵当権極度額を5,000坪で割って坪単価に直すと、約5万5,200円になりますが、今回の議案に対して土地取得予定額は、1億9,200万円です。これを3,074坪で割って坪単価にすると、これは1坪当たり6万2,500円であり、明らかに高くなっております。なぜ本市は、抵当権極度額よりも高い坪単価でこの土地を買わなければならないの



か、見解をお聞かせください。

雪の花酒造から北のたまゆらへ売却された土地約4,000坪は、平成22年6月23年に1億2,500万円で売却されたとの情報があります。もし、この金額で北のたまゆらが取得している場合は、隣接の土地約1,000坪を含めた約5,000坪を約1億5,000万円程度ですべて取得している可能性があり、今回の議案第7号による取得価格であると、旧雪の花酒造部分での撤去費用を含めても1億9,000万円ほどで、この5,000坪の土地の取得と撤去を全部賄ってしまうのです。それで同じような金額で、今度は本市に3,074坪売るとなってしまうえば、結果的には、2,000坪を北のたまゆらにただでくれてやるようなものなのです。明らかにこの話はおかしいと思いませんか。

話をもっと単純に説明します。これは隣接地とのセット購入を考慮しなくても、単純に雪の花酒造が北のたまゆらに4,000坪の土地を1億2,500万円で売った。今度は、1億2,500万円で買った4,000坪の土地のうち、3,074坪を本市が1億9,200万円で買うということなのです。撤去費用を考慮しても、どう考えても高いと。7,000万円近く高い金額で、しかも坪数は4,000坪から3,000坪に下がったものを買うというのは、明らかにおかしいです。撤去費用は、およそ3,000万円若しくは4,000万円程度とされています。そういったことを踏まえても、この土地を7,000万円近く上乗せして購入しようと本市がしている、このような行為は到底許されることではありませんが、本市の見解をお聞かせください。

次に、本市におけるエネルギー政策についてお伺いします。

ソフトバンク株式会社が、北海道内での自然エネルギーによる発電を計画しており、特に大規模太陽光発電所、いわゆるメガソーラーの設置候補地として、孫社長が北海道を候補地として、今、上げておられます。これに関しては、北海道が広大な土地を持っていることが、候補地として上げられた要因の一つであることは間違いありません。しかし、その陰に隠れがちになってしまうのですが、ソフトバンクは、太陽光発電だけではなく、地熱発電や洋上風力発電の建設も検討していると、北海道新聞6月28日夕刊での報道にもございました。

本市におきましては、広大な面積が必要である太陽光発電の誘致は難しい面があるかもしれませんが、洋上風力発電となれば十分可能性があるわけです。先進国の話を申し上げますと、イギリスでは、洋上風力発電に関して非常に大きなプロジェクトが進められており、イギリス政府は、2020年までに7,000基以上の洋上風力タービンを設置するとの方針を出して、計画が進められております。イギリスの例に限らず、世界各国が再生可能エネルギーへの注目度を上げており、世界的な流れにあわせて、同様にエネルギー政策がシフトする可能性が十分あり得るわけです。そしてまた、この再生可能エネルギーの中で最も採算がとりやすいと言われているのが、この風力発電と言われているのです。

ここで、お伺いします。本市は、ソフトバンクに対して自然エネルギー発電所の誘致に関するアプローチを行ったのか、お聞かせください。

また、本市にかかわるエネルギー政策において、今後、どのようにエネルギーと携わっていくのか、そういった発電所等には全く関与しないのか、それとも、先般、決議をしたLNGの発電所といった誘致もございます。既存の会社である北海道電力との新たなエネルギー政策を模索していくのか、また、他社と新たなチャンスをねらった誘致活動をしていくのか、本市が一体どのようなエネルギー政策を持つていくのか、その指針をお聞かせください。

6月22日に、出光興産と国際石油開発帝石が、赤井川村と札幌市にまたがる阿女鱒岳地域を地熱発電の事業化に向けて共同調査するとの発表がなされました。この地域には、地熱発電が可能な200度以上の地下温度があるそうです。赤井川村と札幌市をまたぐ地域といえば、朝里岳の南側に位置し、本市にも近接した区域だと思われます。

ここで広くお伺いしますが、小樽市における地熱発電の可能性はあるのでしょうか、お答えください。

また、この調査地域に関しては、住民に対する説明会がなされたということです。地熱発電の取組がなされたときに、温泉の泉量などに影響が出るといった報告もなされたりしております。ここで、朝里川温泉地域のさらに南側、いわゆる山側のほうで、地熱発電の開発された場合に温泉の泉量などに影響がないのか、こういった説明を受けているのか、お聞かせください。

次に、泊原子力発電所についてお伺いします。

北電の泊原発の1号機は、現在、定期検査で停止している状態ですが、営業運転中の2号機が8月下旬に定期検査に入り発電ができない場合は、北海道内で電力需要がピークとなる12月には需給が逼迫するとの答弁が、北海道議会で公明党の吉井道議に対してなされたそうです。12月に電力不足になってしまうといった可能性があるのであれば、本市も前もってその対応策を考えなければなりません。

冬季における家庭での節電は、少なからず室温などにも影響があると思われ、また工場などの操業に関しては大きな影響があると思われ。そのような節電が、この小樽市、そして北海道でも現実的になるのであれば、節電対策をしっかり考えなければならぬと思われ。当然ですが、詳しい話を聞くにはどうしても北海道電力の力が必要となってしまいますが、本市においても最低限の節電対策や電気使用状況を前もって調査する必要があるのではないのでしょうか。見解をお聞かせください。

続いて、防災についてお伺いします。

各会派の代表質問で防災に関する質問が相次いでおりますが、一新小樽は質問順が最後であるため、あまり重複にならないよう観点を改めて質問させていただきます。

全国各地で東日本大震災後の防災対策が見直される中、名古屋市は、6月20日に名古屋港の高潮防波堤が、1960年代の建設時と比べて最大で2メートル沈下しているとの発表をいたしました。これは、建設から50年以上が経過し、地盤が緩んだのが原因だと言われています。

ここで、小樽市の防波堤は経年の測定がなされているのか、沈下などの実態がないか、お聞かせください。

今回の震災で被災地においては、まずあらゆる情報が手に入らなかったと、そんな声が大きく上がっていたそうです。そんな中で、財団法人地方自治情報センターは、自治体に対して重要な情報はPDFやエクセルなどのファイルではなく、HTMLやCSVなどの形式で発信するのが望ましいとの呼びかけをしました。特に、災害時は、PDFなどの容量の大きいファイルであると、アクセスが集中した際に閲覧ができなくなり、またPDFやエクセルファイルを携帯で閲覧することは、対応していない機種があるため非常に難しくなります。

本市におけるホームページを使った情報提供も、すべてをすぐ行えという話にはなりません。しかしながら、災害など有事に必要な情報部分はHTMLなどを使い、情報端末に左右されない情報のバリアフリー化を行う必要があると考えます。特に、本市の今掲載されているハザードマップや地域別防災マップなどは、PDFファイルでアップされており、これに関する改善が必要であると思われ。見解をお聞かせください。

今回の大震災で津波が押し寄せ、被害のあった登別市では、震災後すぐに海拔5メートル、10メートルと海拔ごとに区分した世帯数などの調査、把握を行い、海拔に沿った等高線ごとに色分けした地図の作成を、職員の頑張りもあり、たったの3日で市全体の作成を終えたそうです。その努力の陰には、登別市の小笠原市長が、明日、いつ津波が来るやもしれない、そんなときに市民を救うことができるのかとの思いから、市における行政において最優先順位として取り組ませたと、直接、小笠原市長から話をお伺いしました。そのスピード感は大変頼もしく思えたものです。

たとえ、この小樽という土地が津波が少ないからといっても、本市において対策を練らないわけにはいきません。

ここで伺います。本市における海拔5メートル以下の世帯数、10メートル以下の世帯数は一体どのように把握されているのでしょうか。

また、その中に、避難所、避難場所として含まれている場所はあるのか、お答えください。

今回の震災後に被災された方が口々にお話をされていたのは、本当に大災害が起きたときは行政も何も頼りにはならない、自分で自分の命を守らなければならないという言葉でした。多くのまちが被災し、役所も役場も完全に水に浸かり、職員が被災し、中には町長がお亡くなりになられた、そういった自治体もございました。そのような中で、行政機能が崩壊してしまった自治体がたくさん出てしまったわけです。今回のような大規模災害が起きたときに、一から十まで行政の責任だということにはなり得ないと考えます。なぜなら、個々に避難指示を出してもらおうわけでもありません。結果的には、住民個人個人の判断が必ず必要になってしまうからです。

ここで、伺います。ハザードマップ作成に当たって、津波を想定した避難場所の策定に当たり、市による避難場所、避難所の一方的な策定ではなく、地域ごとの意見を十分聴取し、住民主体に避難場所、避難所を決定してもらい、住民自身に改めて自分自身で避難場所を自覚してもらおうという方法が必要ではないのでしょうか。物事は、指示されるよりも、自分たちで考えたほうが記憶に残るのは明白であり、また、自分たちのためなのだという責任と自覚も生まれると考えます。実際に地震が起きて、避難指示された場所ではなく、すぐ近くの裏山に避難したなど、緊急時には、やはり市の指定したところには行けそうにもないという事態になってしまえば、それはその地域に住まわれている住民にとっても、そして市にとっても不幸なことであると言わざるを得ません。ただいま申し上げました住民を主体としたハザードマップ作成に関して見解をお聞かせください。

また、町会単位や学校区域単位で避難場所を設定すると、明らかに遠い距離の世帯が出てくると思われます。特に、学校区域単位で設定すると、四、五キロメートル離れた場所に居住されている方などはどうするのでしょうか。津波は短時間でやってきます。徒歩で1時間かかるような避難場所、避難所にたどり着く以前に津波の被害を受けてしまいますことでしょう。よって、指定された避難場所と、現実的に避難する場所との相違が出てしまう可能性が高いと言わざるを得ません。先ほども同様のことを申し上げましたが、特に小さな集落では、近くの丘や建物に逃げたほうが良いという箇所も間違いなくあると思われます。

ここで、町会や学校ごとなど、大きな単位だけで避難場所、避難所を設定するのではなく、班ごとに避難場所を決定するなどの、世帯の分布状況に応じた柔軟な避難場所設定が必要ではないかと思われませんが、見解をお示してください。

また続けて伺います。古い建物が多く残る小樽市ですが、その中で、本市における耐震化された避難所、避難場所はどこにあるのでしょうか、お答えください。

ここで大変気になるのは、耐震化された建物までの避難する距離のことなのです。小樽の土地の形状からして、市街地が横長に大きく広がっている以上、耐震化された避難場所から離れた世帯の人が出てしまうわけです。

伺います。耐震化された避難所、避難場所から最も遠い住民が住んでいる地区は、どのくらいの距離が離れているのか、また、それにあわせて、5キロメートル以上離れた地域、10キロメートル以上離れた地域をそれぞれ把握しているのか、お答えください。

小樽市においては、塩谷、蘭島、そして銭函地区の一部である銭函4丁目、5丁目の石狩湾新港地区

といった場所には耐震化された避難場所が近くになく、また沿岸部に面している地理的要因から、非常に津波の影響を受けやすいと思われます。この地域における耐震化された避難場所、避難所を設置する必要があるのではないのでしょうか。もし、耐震化された避難場所を早急に考慮されないのであれば、これらの地域に津波災害があったとき、完全に見放してしまうことになってしまいますが、市長の見解をお聞かせください。

その場合、新規に耐震化された避難所だけを建設するという事は、非常に採算性が合わないと思われます。新たに土地取得もせねばならず、坂が多くて大きな土地が少ない小樽においては、極めて難しいことになると思います。そうすると、既存の学校を耐震化するのが一番手っ取り早いと思われます。ここで、耐震化された避難所が存在しない地域には、学校再編で閉校となる学校施設を耐震化して避難所として残すという方法もあると思いますが、市長の見解をお聞かせください。

市立病院と、市内の医療体制についてお伺いします。

済生会病院の移転に当たり、夜間急病センターの移転もあわせて行わなければならなくなりましたので、その設置場所については、早急に決めなければなりません。夜間急病センターを運営する医師会からは、現市立病院周辺地域というふうに要望が出されているそうです。その中には、築港地域も含まれているようです。しかし、私が考えている地理的な利益を考えると、本市の人口分布は花園地区を中心地として考えるという主張をかねてからさせてもらっております。少し離れた銭函地域などを除けば、市民にとって最も訪れる、負担が少ない地域が花園地区なのです。つまり花園地区から離れば離れるほど、市民にとって移動距離の総和が増え、負担が増すこととなります。よって、花園地区から離れ過ぎてしまう築港地区を含まずに、より花園地区に近い現市立病院周辺が夜間急病センターの適地であると私は考えておりますが、それに対する見解をお聞かせください。

また、今後、どのようなスケジュールで夜間急病センターの計画を策定していくのか、逆算すると、非常に時間が差し迫っているように思われますが、見解をお聞かせください。

新市立病院建設計画に対する収支計画は、改革プランを、今後、改定するという条件下で実施されていくものであると答弁がなされましたが、改革プランの目標値を後づけにして、公表もせずに、先に収支計画が出てくることに関しては違和感を覚えざるを得ません。普通であれば、目標として設定される改革プランの改定した値を公表してから、それに沿った収支計画が出てくるはずであります。なぜ先に収支計画だけが出てくるのでしょうか。このプランの改定というのは、いつ出るのか、お答えください。

また、改定した改革プランを出さずして病院建設計画を進行するのは、ガイドラインを無視したやり方であると思いますが、見解をお聞かせください。

また、今回の新市立病院建設の起債申請に当たり、道と国に提出した書類は一体どういった書類なのか、申請書類に合わせて添付した書類もあると思いますから、詳細にお答えください。

起債申請に当たり、小樽市は、起債にかかわる書類の一切の資料要求を、前回の市立病院調査特別委員会で拒否いたしました。なぜ拒否する必要があるのでしょうか。起債が通ると自信を持っているのであれば、病院の経営状況など、資料を自信を持って議会に出せばよいわけです。なぜ隠す必要があるのでしょうか。ここで考えられるのは、小樽市議会に提出した各書類と比べて、数値などに相違のある書類で起債申請が出されたのではないかということです。何も出さない、答えないというのであれば、疑いをかけられてもしょうがありません。議会に出した数値と相違がないというのであれば、ないという宣言を行ってください。

また、先月23日に行われた市立病院調査特別委員会において、資料要求した病院にかかわる起債申請

の書類を、小樽市独自の判断で拒否するとの答弁が小山部長からございました。一体どういう根拠で資料要求を拒否したのか、改めて説明をお聞かせください。また、どういった法的根拠に基づいて拒否しているのか、その点についてもお聞かせください。

新市立病院建設の発注方法について、共同企業体の構成員である地元業者に考慮された総合評価落札方式が導入されるとの市の見解が示されました。しかしながら、たとえ地元業者が請け負う割合が何パーセントと示されていても、裏で金銭授受などのキャッシュバックが行われていたり、また、本件とは別件で、非常に安価に労働力を提供しなければならなかったり、確実に地元業者が潤うという保証はどこにもないわけです。

お伺いします。この総合評価落札方式において、地元業者が確実に条件分の割合の工事費を受け取れるという保証は一体どのようなものになるのでしょうか。それについて説明をお願いいたします。

次に、政治資金規正法違反についてお伺いいたします。

今後の職員分限懲戒審査委員会について、どのような進行スケジュールになるのか、お聞かせください。

また、職員処分の結果が出るのはいつになるのでしょうか。全くめどがつかないという状態ではないと思いますから、見解をお聞かせください。

当然ながら、市職員の処分が決定した際には、さまざまな事態が想定されます。東京都町田市の市長選では、同様に横浜市職員によるパーティー券売買があり、その際には、職員の中に停職者も出ました。まだ今回の事件における処分は決定していませんが、市長が厳正に処分を行うというのですから、特定の部や課における幹部職員が一時的に不在になってしまう可能性も否定はできません。

ここで伺います。処分が出ることに合わせて人事異動を考えているのかどうか、お聞かせください。

また、本市は、政治資金規正法違反における全容解明に協力するとは言っておきながら、6月29日の政治資金規正法違反問題に関する調査特別委員会では、一新小樽の資料要求を拒否しました。市職員のパーティー出席率を各部ごとで出してほしいとの要求に対して、結果的には市全体での出席率しか出さなかったわけです。私がこの資料要求をした背景には、部ごとに偏りが生じていることによって市の体制がどういう形であったかを把握するための質問でしたが、それを拒否された形になったわけです。市が考えている全容解明とは一体何か、全容解明の定義を教えてください。

また、市が全容解明できていると考えていても、市民や議会ができていないと思えば、それは全容解明と言えるのか、市長の見解をお聞かせください。

今回の事件について、組織風土などが原因にあるのであれば、非常に屈折した考えや習慣で物事が進められている可能性があります。思想を変えろなどといった憲法に反することを申し上げるつもりはございませんが、現在、ある程度部内の職員の思想がどうであるか、わからなければ全容解明にならないと思いますので、市長の見解をお聞かせください。

次に、地デジ化について伺います。

地デジ化への移行も残り20日間を切り、テレビの左下には大きく残りの日数が出ていることを、まだアナログテレビを見ている方であると気づかれるというふうに思います。

ここで伺います。地デジ化完全移行に合わせるかのように、日々さまざまなところで地デジ電波の傍受が難しい地域が出たというような報道がされております。ここで、本市における地デジ電波傍受困難地域の解消は済んだのか、お聞かせください。

また、地デジ化によって視聴ができなくなる世帯の把握はできているのでしょうか。特に、高齢者や

障害を持たれている方などは、移行そのものをしっかりと理解されていない方も少なからず存在していると思われる。その対策はどうなっているのか、お聞かせください。

また、地デジ化により、全国にある3,000万台とも言われるアナログテレビの廃棄が問題になると言われております。特に、本市では、石狩湾新港を抱える銭函や、祝津などの沿岸部、また山間部など人通りの少ない地域でのテレビの不法投棄が急増する可能性があると思われませんが、近年のテレビなどの映像機器の不法投棄が増えていないか、状況をお伝えください。

また、地デジ移行後の不法投棄対策をどうするかも、あわせてお答えください。

最後に、教育について質問いたします。

教育長が、お話をされた教育行政執行方針の中では、教員自身が授業力を向上させるために、授業の上手な教員の模擬授業などの研修を受け、自身の指導力向上につながる発言という部分が深くは含まれておりませんでした。全国学力・学習状況調査の成績がよい秋田県においても、教員がよく学び、研修を受けるからこそその結果だとの報告がなされております。

ここで、新しい教育長にお伺いします。教員自身が学ばずして指導力の向上は非常に難しいと思うのですが、これに関する教育長の見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保して質問を終了いたします。

ただいま質問をさせていただいた中で、質問順が通告と異なっていた部分がございますが、答弁は順不同で構いませんので、お答えをいただければと思います。大変失礼いたしました。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 成田祐樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、このたびの新学校給食共同調理場の建設予定地の土地所有者である株式会社北のたまゆらが、2社から土地を取得した際の金額については、国土利用計画法に基づく届出書が市に対して提出されており、その金額は確認しておりますが、事業活動情報のため、金額の公表はいたしておりません。

次に、今回提出しております土地取得議案について、北のたまゆらの土地購入時の価格や抵当権など、何点かの御質問がありました。本市が土地を取得する場合は、事前に当該地の不動産鑑定評価を不動産鑑定士に依頼し、鑑定評価書を受領した後、市有財産等評価委員会で評価額を決定しております。このたびも、同様の手順により評価額を決定した後、土地所有者である北のたまゆらに対して、この評価額を基に協議を行い、1億9,200万円の売買価格で合意いたしましたので、土地売買の仮契約を5月31日に締結し、土地取得議案を提出したものであります。

次に、エネルギー政策について何点か御質問がありました。

まず、ソフトバンク株式会社に対するアプローチについてであります。北海道から事業提案についての照会がありましたが、太陽光発電につきましては、メガソーラーの計画ということで広大な用地が必要となることから、本市では現在のところ提案はいたしておりません。

また、洋上風力発電につきましては、具体的な内容が公表されていないため、特に問い合わせはいたしておりませんが、今後、これらについて情報の収集に努めてまいります。

次に、本市におけるエネルギー政策の指針についてであります。地球温暖化防止に寄与する低炭素社会の実現を目指す必要があると考えております。

先日、決議もいただきました北海道電力株式会社が計画しているLNG火力発電所については、化石

燃料の中では二酸化炭素の排出量が最も少なく、道内における電力の安定供給にもつながることから、石狩湾新港地域への誘致活動に努めます。

また、同地域で、銭函風力開発株式会社が計画している風力発電につきましても、本市として実現に向けて期待しているところであり、今後は再生可能エネルギーの推進に向けて情報収集や研究を行っていかねばならないと考えております。

次に、出光興産が発表した地熱発電についてであります。地質の構成や地下の鉱物密度などを約1億円かけて調査し、平成25年度末までに事業化ができるかどうか判断するとの報道がなされたところでありますが、調査事業者からの説明がないことから、本市における地熱発電の可能性については承知しておりません。

また、朝里川温泉への影響につきましても、現時点では事業者からの説明はありませんが、今後はこれらの情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市における節電対策等の必要性についてであります。北海道が道議会で示した見通しについては承知しておりますが、ピーク時にどの程度の電力不足が見込まれるのか、不明な点も多く、また、市は個々の電気使用量について把握できないこともあり、今後、北海道や電力会社から情報を得ながら、実際に電力が逼迫するような場合には、道内他都市とも連携して、市民、事業者に必要な節電対策の情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、市立病院と、市内の医療体制についてのお尋ねがありました。

私が答えさせていただいたもの以外は、後ほど、病院局の並木局長から答弁いたします。

夜間急病センターの設置場所についてであります。医師会では、本年2月に単独設置することを決定した以降、建設候補地について協議がなされており、6月22日には、その時点で医師会として急病センターは新市立病院のかわいが最適であると判断し、さらに協議を重ねるとの報告を受けました。今後の新急病センターの計画については、秋ごろをめどに固める必要があると考えており、建設場所について医師会の最終的なお考えを聞いた上で検討してまいります。

次に、政治資金規正法違反についての御質問であります。初めに職員の処分についてですが、職員の懲戒処分につきましては、現在、職員分限懲戒審査委員会の中で審査を進め、審査の対象としている関係者約130人のうち、刑事事件として成立している8人の部長について先行して答申がなされるものと考えており、その結論がいつになるかは、現時点でははっきりとしたことは申し上げられませんが、答申がありましたら、速やかに対応したいと考えております。

また、それに合わせた人事異動につきましては、処分の結果が出た時点で私なりに判断をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。

次に、事件の全容説明に関してですが、事件の内容については、警察や検察によって関係者の取調べなど、捜査が行われ、刑事処分がされています。司法当局の事件の把握は、刑事処分を行うためのものですが、本市で必要となる事件の全容の把握や原因の調査は、再発防止を検討するためのものであると考えております。議会や市民の皆様には、調査を行った事件の内容はできるだけ公開してまいりたいと考えておりますが、個人のプライバシーにかかわることなど一部お示しできない部分も出てくることにつきましては、御理解をいただきたいと考えております。

次に、事件に対する職員の意識がわからなければ全容説明にならないのではないかということについてですが、今回の事件は、法令順守の意識や違法性の認識の欠如が大きな要因であったと考えておりますが、原因の究明にはアンケートを行うなど、この事件に対する職員の意識についても調査を行う必要があると考えております。

次に、防災について何点かお尋ねがありました。

まず、小樽港の防波堤の沈下状況についてであります。小樽港の主要防波堤につきましては、大変古く整備されたこともあり、完成時の天端高の実測記録が残っておりませんので、現状との比較は困難であります。長年厳しい波浪にさらされてきていることを考えますと、完成時に比べてある程度の沈下は生じているものと思われまます。また、沈下の経年変化につきましての継続調査は行われておりませんが、北防波堤につきましては、小樽開発建設部の小樽港湾事務所が、平成10年、14年、20年に計測を行っており、この期間内での沈下はなかったと聞いております。なお、小樽港湾事務所では、これまで各防波堤について目視による定期的な点検を行っており、いずれの防波堤につきましても大きな沈下は確認されていないと聞いております。

次に、ホームページでの情報提供する際のファイルの種類についての御質問ですが、御指摘のとおり、改善の必要があると考えますので、ファイルを順次変換するなど、改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、海拔5メートル及び10メートル以下の世帯数と、その含まれている避難場所についてですが、標高別の世帯数は、現在、把握しておりませんが、本年度実施を予定しているハザードマップ作成の基礎調査の際に、沿岸地区の標高を調査いたしますので、その際に、住宅又は世帯の把握をできるものと考えております。なお、海拔5メートル以下に避難場所はありませんが、北海道職業能力開発大学校が、海拔10メートル以下にある避難場所となっております。

次に、ハザードマップ作成に当たって、市による避難場所の一方的な策定ではなく、地域ごとの意見を十分聴取し、住民主体に場所を決定してもらい、住民自身にも改めて避難場所を自覚してもらう方法が必要ではないかとの御指摘がありました。ハザードマップの作成及び津波避難計画の策定に際しましては、それぞれの地域の状況を調査しながら策定を進めてまいります。住民の方々にも地域の状況や避難場所を知ってもらう必要がありますので、各地域の町会や自主防災組織などに協力をいただき、説明会などを通じ、避難場所の選定や住民への周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、世帯分布の状況に応じた柔軟な避難場所設定が必要ではないかとの御指摘ですが、津波以外の土砂災害や、台風などによる災害に備えて避難する場合がありますので、地域の状況に応じて柔軟に考えていく必要があると考えております。

次に、耐震化された避難場所の数についてですが、避難場所の建物について、耐震性が判定されていないものもございませす。4月1日現在、小・中学校等耐震化が確認できている避難場所は、一部耐震化になっているものも含めて38か所ございませす。

耐震化された避難場所への距離についてですが、蘭島地区から最寄りの耐震化された塩谷小学校体育館までの距離が一番遠く、蘭島駅から塩谷小学校体育館までの道のりで、約6,800メートル離れております。なお、5キロメートル以上、10キロメートル以上、耐震化された避難所から離れた世帯の数については、現時点では把握いたしておりませす。

次に、塩谷、蘭島、銭函地区の一部について、耐震化された避難場所を早急に設定する必要があるのではないかとの御指摘ですが、塩谷、蘭島地区については、避難場所となっている学校の校舎又は体育館が新耐震基準になっていないところもあり、また、石狩市に近い銭函地区の一部については、避難可能な公共施設が近くにありませすので、今後、策定する津波避難計画の中で最善の方法を考えてまいりたいと思っております。

次に、学校施設しか避難場所が存在しない地域では、学校再編で使用しなくなる学校施設を耐震化して避難場所として残すという方法もあるとの考えに対する見解ですが、一定の地域で学校施設だけが避



難場所となっており、その学校が使用されなくなる場合には、避難所の確保の点から、一定程度配慮することが求められるものと考えております。ただし、建物の老朽度や、改修にかかる費用、建物の管理主体などの問題もありますので、地域の意向も踏まえ、総合的に考えていかなければならないものと考えております。

次に、地デジ化について幾つかの御質問がありました。

まず、市内の新たな難視地区の解消についてですが、市内で新たな難視地区に認定されている地区と世帯数は、16地区232世帯で、現在まで星野町や蘭島などの6地区208世帯が、ミニ中継所や共聴施設の新設により難視を解消し、地上デジタル放送を視聴できる環境になっています。残りの10地区24世帯は、本年7月24日までに対策が困難なことから、暫定的な措置として、衛星放送を利用して地上デジタル放送を視聴することになっており、遅くとも平成27年4月までに恒久的な対策により、地上デジタル放送の視聴できる環境を整えることになっております。

次に、地デジ化によってテレビを視聴できなくなる世帯の把握についてですが、市内で地デジ化への準備ができていない世帯数を把握することは困難であり、把握しておりませんが、先月24日の報道によると、道内世帯のデジタル受信機普及率は、95パーセント以上ではないかとのことであります。7月24日のアナログ波の停止まで、北海道総合通信局をはじめ、NHKや民放各局、デジサポなどが広報活動や戸別訪問を強化し、地デジへの移行がスムーズに進むよう準備を進めていますが、市といたしましても、広報おたるやテレビなどで市民周知を図るとともに、6月15日から市役所別館1階にデジサポ道央の地デジ臨時相談コーナーを設置し、地デジへの移行の周知に努めているところであります。

次に、テレビの不法投棄の状況についてであります。家電リサイクル法によるテレビのリサイクル処理が住民に周知されてきたことから、近年では、平成18年度275台、19年度164台、20年度132台、21年度60台と減少傾向にありましたが、平成22年度は117台と増加しており、地上デジタル放送の完全移行が間近になったことによるものと推察しております。不法投棄対策としては、昨年度から、日中の監視に加え、夜間パトロールも実施し、強化に努めているところであり、今後も監視パトロールや不法投棄防止用看板を設置するほか、広報やホームページなどを活用し、啓発に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 病院局長。

**○病院局長(並木昭義)** 成田祐樹議員の市立病院についての御質問にお答えします。

初めに、新市立病院の収支計画と改革プランの改訂についてであります。

起債は、年度ごとの手続になり、その際求められる収支計画につきましては、その時点での実態に基づいて、毎年見直して提出していくものであります。一方、改革プランにつきましては、この間、目標達成に向けて努力してまいりましたが、策定時に想定した医師数が確保できていないことなどから、平成21年度、22年度は、目標値と実績に乖離が生じており、収支計画を中心に、今後見直しが必要と認識しております。改訂する収支計画は、新市立病院の建設事業費も織り込むことになるため、今年度、北海道との起債協議に一定のめどがついた時点で、起債協議を行った収支計画をベースに見直したいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、新市立病院の起債計画の提出書類についてであります。

起債は、年度ごとの手続であり、今年度は実施設計について計画書を提出しましたが、あわせて新市立病院の全体計画についても示し、協議しております。主な書類としましては、10種類ほどあります。一つ目は、事業概要、財源内訳、本年度計画及び翌年度以降計画書などをまとめた起債計画書、二つ目

は、工事工程表、三つ目は、工事施工箇所を示した位置図・平面図、四つ目は、建物本体及び附帯施設の工事費内訳、設計監督費、外構工事費、事務費、解体撤去費などの内容を示した事業費算出表、五つ目は、現病院の閉院まで及び新市立病院開院後5年目の平成31年度までの収支計画とその積算内訳、六つ目は、現病院の看護基準や許可病床数、病床利用率、1日平均患者数、職員数などを示した現況調べ、七つ目は、平成20年度から平成27年度までの各年度の経常収支や医業収支比率などについて、これまでの実績と今後の見込みを示した年度別経営指標、八つ目は、平成18年度から新市立病院開院後5年目の平成31年度までの一般会計からの繰入れ状況及び繰入金通知に基づく繰入れ計画、九つ目は、現行の公立病院改革プランの概要、そして、公営企業経営健全化計画の実施状況などを提出しております。このほか、新市立病院計画概要、基本設計の概要、基本設計説明書などの参考資料も提出しております。

次に、起債申請書類について、議会に提出したものと数値などが相違しているのではないかという点についてであります。

北海道に起債計画書を提出したのは、4月25日という早い時期でしたので、その時点では、収支計画の平成22年度の決算見込みについては、その時点の見込み数値で計上し、平成22年度の決算値が確定した時点で修正し、再提出することにしており、あわせて協議過程における修正も、その時点で整理することとしております。

そのため、さきの市立病院調査特別委員会で報告した収支見込みでは、ほぼ確定値に近い数値を計上しましたので、現時点では、この決算部分の数値が若干相違しておりますが、北海道との起債協議についての影響はないものと考えております。

次に、市立病院調査特別委員会において、起債申請書の資料要求に応じなかった理由についてであります。

一つは、先ほど答弁しましたように、決算内容の置きかえなど、今後、数値の調整が出てくることであります。もう一つは、起債計画書類は北海道に提出し、協議を経て国に提出されるものですが、協議相手先の北海道では、現在、国と協議中で、意思形成過程にある文書であり、今後、数値等を調整する必要があるとの見解と聞いております。北海道がこのような考えていることから、計画書を提出し、協議をお願いした側の小樽市としても、書類をそのまま公表することは適当でないと判断し、現時点での提出を差し控えたものであり、御理解を願いたいと思います。

次に、地元業者が工事代金を前提条件の割合どおりに受け取れる保証はあるのかのお尋ねであります。小樽市が発注する工事等で、共同企業体が受注しようとする場合には、小樽市共同企業体取扱要綱の規定に基づき、構成員の合意の下に出資の割合等を定めた共同企業体協定書並びに利益及び欠損を生じた場合の利益の配当、欠損の負担等について定めた共同企業体附属協定書を市に提出することとされ、市ではこれを確認しているところであります。また、協定書で定められた事項につきましては、構成員の管理の下で適正に実施されるものと考えております。新市立病院の建設工事について、入札参加者を仮に共同企業体とした場合につきましても、同様の手続になるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 成田祐樹議員の御質問にお答えいたします。

教員の研修などについてでございますが、教員にはさまざまな研修を通して高い指導力を身につけ、教育の専門家としての資質・能力の向上を図ることが求められております。

教育委員会では、今年度、教員研修プログラムとして、小樽市学校教育推進計画2次計画の五つの重点目標に基づいて、33の研修講座の開設を予定しております。そのうち、参加した教員を児童に見立

て、ALTと指導主事が授業を行う外国語活動研修講座を1講座、実際の授業を参観して、指導方法などについて研修を深める内容のものを3講座実施することとしております。そのほか、各学校や小樽市教育研究会の部会においても、教員を対象とした公開での研究授業を行っております。今年度は、小学校において新学習指導要領が実施され、来年度には、中学校においても全面実施となりますことから、多くの教員に研修への参加を働きかけるとともに、研修内容の充実を図り、実践的な指導力の向上に努めてまいります。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 5番、成田祐樹議員。

**○5番(成田祐樹議員)** 再質問をします。

大項目4点、病院、共同調理場、政治資金規正法、防災についてお伺いします。

まず、病院についてですが、答弁漏れが1か所あります。

今回、資料要求したものが出なかったことについて、何の法的根拠に基づいて拒否したのかという部分が答弁されておられません。その部分をもう一度お願いいたします。

2点目ですが、防災についてお伺いします。

今、蘭島駅から塩谷小学校まで6.8キロメートルという御答弁がございました。この蘭島駅というのは、あくまでこの蘭島地区の中心を表しただけであり、当然ながら、この中には、駅よりもさらに西側に住まわれている方が必ずいらっしゃるはずで、山奥のほうに行き、蘭島駅から3キロメートル、4キロメートル離れた場所に住んでいるとなれば、塩谷小学校までおおよそ10キロメートルぐらい離れている方が実際に存在しているわけなのです。そんな中で、塩谷小学校、これもきちんと全部が耐震化されていないものだというふうに考えると、耐震化されているところまで非常に長い距離をかけて避難しなければならず、2時間以上かかるような道りになります。小樽市は、蘭島地区の防災面を本当に考えているのか、耐震化されたものを必要としていないのか、一体この地域で大震災が起きたらどうするのか、そういったことについて非常に危機感が薄いと思われませんが、改めてそういった部分についてお伺いします。

もう一点、同様に、銭函地域などで、特に石狩湾新港区域、ここには本市が所持している避難場所等はありません。では、今、企業誘致していくと小樽市が言っている中で、地震が起きたとき、逃げる場所がありません。このような状態で一体どこの会社に来ていただけるのかと、非常に疑問に思うわけなのです。では、どうするのか。民間企業の建物で非常に高い場所、若しくはそういった耐震化ができていところを借りて、一時的にそこを市の指定にするのであるといったことがなければ、今この御時世ですから、地震が起きても、小樽市の銭函地域は一切逃げ場がございませんという話では、企業誘致も何も滞ってしまうと思うのです。ぜひ、その点についても、どのようにお考えになっているか、お答えください。

また、防災に関する答弁全般については、これから考えますという答弁が非常に多く、市長が最初に主張しておられた「スピード感を持った防災計画」という部分には、ほど遠い答弁だったかというふうに思われます。前の市長とほとんど変わらないような答弁内容というふうに私は感じました。そんな中で、市長が、この部分だけはスピード感を持ってやるという防災計画を何か一つでもお持ちになられてはいいのか、そういった部分に関してお答えください。

政治資金規正法についてお伺いします。

公表できない個人のプライバシーという答弁がありました。公表できない個人のプライバシーというのは一体どの程度のものなのか、定義をお答えください。

そして、本市で定義した個人のプライバシーというのは、全容解明をするということよりもまさるといふことなのですか。それについてお答えください。

政治資金の部分の最後なのですが、人事案件に関して、他会派から質問がなかったのでお伺いしますが、副市長の任命が、私は、本定例会中ぐらいには出るのではないかといたったような話を伺っていたはずですが、全く音さがございません。副市長人事に関しては、一体いつごろ、こういった話が出てくるのか、お答えください。

最後に、新共同調理場の土地取得についてお伺いいたします。

土地取得額について、2か所の土地取得額をわかっているという話ですが、もうしゃべりたくない、隠したいわけですよ。私は、わかっているのですよ。

市長、ごらんください。これは、雪の花酒造が札幌地方裁判所小樽支部に出した財産状況報告書です。破産管財人の弁護士である清水彰さんが、雪の花酒造の処分について、裁判所に出しているのですよ。その中の5ページに、不動産の中で、工場及び敷地（小樽市真栄1丁目8番10号の所在の不動産）。破産会社は、平成22年6月23日、上記不動産を1億2,500万円で売却し、売却代金は第1ないし第4順位の各抵当権及び抵当権者に弁済したと書かれています。つまり1億2,500万円で売ったという確固たる証拠のコピーを持っているのですよ。1億2,500万円で4,000坪ぐらいを北のたまゆらが買ったというのは、事実なのです。小樽市は公表していませんけれども。その土地を、1,000坪減らした3,074坪を1億9,200万円で買うという、こんなおかしな話がどこにありますか。お答えください。

それともう一点、例えばその土地が、100万円、200万円で買った二束三文の土地であっても、土地評価額と合っていれば、その土地評価額の価格で本市は買い上げるのですか。その土地の出自がどんな経緯であっても、それを無視して、とにかく不動産鑑定士が評価した土地の価格といたったもので本市は買うというような方針なのですか。その部分をあわせてお答えください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 防災関係につきましては、蘭島、塩谷の問題もありました。それから、銭函方面の問題もありました。先ほど答弁させていただいたように、これから防災関係はいろいろと見直しをしていながら、あるいは計画をつくっていながら、スピードを持って対処していきたいと、このように思っておりますので、御理解をさせていただきたいと思っております。

それから、政治資金規正法の問題につきましては個人プライバシーということですが、これはその略式起訴を受けた個々の人間のことでございますので、その内容については、それぞれプライバシーがあるので申し上げられないということで話をさせていただいたところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、副市長の選任につきましては、現在も鋭意努力しているところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、新共同調理場の土地の取得についてでございますけれども、私どもは、この議会の中で、事業活動情報ということに抵触するということでございますので、金額の公表は申し上げられないということでございますので、これについては御理解いただきたいと思っております。

それから、売買契約の価格については、現在、今までも含めてルールで取り決めております、そういう状況の中で進めてございます。不動産鑑定士に依頼し、鑑定評価を受領した後、市の市有財産等評価委員会等で評価を決定し、そしてその価格にしているということでございますので、御理解をいただき

たいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 経営管理部長。

**○経営管理部長(小山秀昭)** 成田祐樹議員の再質問にお答えいたします。

答弁漏れということでございましたが、特段、法的な根拠に基づいて資料要求に応じなかったわけではございませんで、先ほどの答弁でもありましたように、まさに今、北海道と小樽市又は国とも協議中の文書でございまして、まだ完成していない文書、これから修正を前提として協議している文書でございまして、現時点での提出を差し控えさせていただいたところでございますので、御理解を願いたいと思います。

(「議長、5番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 5番、成田祐樹議員。

**○5番(成田祐樹議員)** 答弁漏れが一つありました。

私が申し上げたのは、市長は、土地評価額に関して、出自がどんなに安くても土地評価額で買うのかというふうに質問しましたが、その部分について触れられておりませんでした。その説明をお願いいたします。

**○議長(横田久俊)** 今、議事進行の発言がありましたが、改めて答弁はありますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(中松義治)** 先ほど来申し上げておりますように、本市が土地を取得する場合は、事前に当該地の不動産鑑定評価を不動産鑑定士に依頼し、鑑定評価を受理した後、市有財産等評価委員会で評価額を決定しているということでございます。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 5番、成田祐樹議員。

**○5番(成田祐樹議員)** 再々質問をいたします。

そういうことがまかり通って、それでどういった形でも不動産評価額に基づいて買うのであれば、その取得価格は全く関係ないと。これが、長年持っていた土地をその不動産評価額で買うのであれば、これはいたし方ないことだと思います。30年、50年持っていた土地を評価額で買う、これは極めて普通のことです。しかしながら、この土地は、取得してから1年もたっていないのです。1億2,500万円で買った土地を、1年もせずして、それでもこのルールの評価額に乗っ取ってれば幾らで買っていいと、そうなってしまえば、これは道義的にどの会社でもそうやって利益を与えることができちゃうのではないですか。それでも本市は、そういうのは全く関係ないと、それでもそのルールに乗っ取れば、たとえ安く買ったものであっても、そういった価格で買い取るのは極めて普通のことであると、そういうお考えなのでしょうか。まず、それが1点。

もう一点目が、この土地を買うために、しっかりと前もって価格調査をしていなかったのかと。価格調査をしていて買った金額ですよ、北のたまゆらが。買った金額を聞いていて、それでさらに1億9,200万円で買ったというのであれば、まだその元の金額がわかっているならば、それに見合った金額をつけるというのはわかるのですが、それはわからずして買ったのではないかと、前もって知っていたかどうか、きちんと調査したのか、そういった行動を行っていたか、この2点をお聞かせください。

**○議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 不動産の評価というのは、いろいろあると思います。私も元、金融機関におりましたので、土地の担保であるとか、先ほど抵当権というお話などもありましたけれども、そういったことについては十分知識としては承知しているつもりでございます。不動産の評価ですけれども、これは本市のことではなくて、一般論で聞いてほしいのですが、実際に、最終的には、やはり買いたいことと売りたい方の関係だというふうに、需要と供給だというふうに私は思っております。

しかし、本市の場合は、そういうことではなくて、先ほど来答弁しているように、不動産の鑑定をきっちりした形で、そしてその上でルールに乗っ取って購入させていただいたということです。

それから、価格の調査というのは、事前に知るかどうかということは別にいたしましても、基本的には不動産の評価に基づいて、そして本市が求めたと、こういうことでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（横田久俊） 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

この際、議員各位に申し上げますが、昨日の山田議員の代表質問、それからただいまの成田祐樹議員の代表質問では、質問通告と順番が違った部分があり、市長当局、理事者等の答弁に支障を与えますし、あるいは傍聴の方にも若干混乱を与えます。明日も一般質問ございますが、しっかりと事前に見ていただいて、間違わないようにしていただきたいと思っております。

ただいま上程中の案件のうち、議案第5号及び第6号について先議いたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

いずれも原案どおり可決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 6時00分**

---

## 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 川 畑 正 美

議 員 濱 本 進

平成23年  
第2回定例会会議録 第4日目  
小樽市議会

平成23年7月6日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（1名）

26番 成 田 晃 司

出席説明員

市 長	中 松 義 治	教 育 長	上 林 猛
病 院 局 長	並 木 昭 義	水 道 局 長	原 田 憲 男
総 務 部 長	迫 俊 哉	財 政 部 長	貞 原 正 夫
産 業 港 湾 部 長	工 藤 裕 司	産 業 港 湾 部 参 事	鈴 木 勇 三
生 活 環 境 部 長	明 井 隆 生	医 療 保 険 部 長	志 久 旭
福 祉 部 長	中 村 浩	保 健 所 長	秋 野 恵 美 子
建 設 部 長	竹 田 文 隆	会 計 管 理 者	白 岩 宏
消 防 長	会 田 泰 規	病 院 局 長	小 山 秀 昭
教 育 部 長	大 野 博 幸	経 営 管 理 部 長	
総 務 部 総 務 課 長	中 田 克 浩	総 務 部 企 画 政 策 室 長	渡 辺 章
		財 政 部 財 政 課 長	黒 澤 政 之

議事参与事務局職員

事務局長	佐藤誠一
庶務係長	伝里純也
調査係長	沼田晃司
書記	木戸智恵子
書記	柳谷昌和

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	佐藤誠
書記	高野香織



**開議 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中村岩雄議員、酒井隆行議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第4号、第7号ないし第9号及び第11号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

**○2番（千葉美幸議員）** 第2回定例会に当たり、一般質問をいたします。

昨年より、市営墓地について御相談があり、数か所の墓地に足を運んでみました。今ごろの季節は墓地内の草刈りなどが行われていないため、正直、雑然としている感があります。また、中にはお墓らしきものは見えますが、雑草が背丈ほど生い茂り、何年もの間放置されているように見受けられる区画がございました。

そこで、市営墓地の抱える問題や課題、管理や整備について、確認をしたいとの思いで質問をさせていただきます。

初めに、市営墓地の設置目的についてお聞かせ願います。

次に、市営墓地の現状について伺いますが、市が経営する墓地は14か所、区画数は現在1万5,651となっております。小樽市墓地は条例の制定年から推測しても、長い年月をかけ、区画が増設されてきたと思われま。市では区画増設がどのようなお考えで進められてきたのか、お聞かせ願います。

小樽市は高齢化が進んでおり、墓地のニーズは決して低くはないと思われま。市営墓地の空き区画数と待機者数について、過去5年間分をお示しいただき、小樽市の人口や民営墓地等の設置状況から、適正な区画数について、市長の御見解をお聞かせ願います。

小樽市墓地内を見回すと、草木がうっそうと生い茂り、長年お参りに来た形跡がないお墓が点在し、少子高齢化はお墓を守る承継者にも影響が出てきていると感じております。

小樽市墓地の使用についての遵守事項はどのようになっているのか、使用権の消滅について、決められている事項についてもお示し願います。

また、過去に使用権が消滅した件数とその理由をお聞かせ願います。

御相談の一つに、隣接するお墓がコケや草で覆われ、荒れているため、我が家のお墓まで悲しげに感じてしまう、隣のお墓の使用者に連絡できないものか、そのようなお話もございました。

将来にわたって市民の皆様が気持ちよくお墓参りできるよう、墓地の無縁化を防ぐためにも、使用者等の管理や実態把握を定期的に行うことが重要と考えま。小樽市ではどのように行っているのか、お尋ねいたします。

また、使用者や承継者等が不明になっている件数について、把握されていればお示し願います。

次に、小樽市墓地敷地内の整備について何点か御質問いたします。

小樽は山坂が多く、市が経営する墓地に関しても、敷地内には急な坂道が多くございま。車道や通路は舗装されている場所が多くはないため、雪解け水や大雨によって土や砂利が流れ、区画場所によっては、お墓の中まで水や土砂が流れ込んでいる状態のところもございました。

そこで伺います。1点目に、市営墓地の管理はだれがどのようにされているのか、お聞かせ

願います。

2点目に、墓地内の整備に関して、毎年どのくらいの予算が計上されているのでしょうか。過去3年の決算額から、その財源内訳と整備事業の内容もあわせてお示し願います。

3点目に、小樽市墓地の1区画は6平方メートルで、使用料は1区画につき3万円、銭函第2墓地にあっては6万円を前納することで使用ができ、公共性から低廉な使用料設定となっておりますが、この使用料の設定金額の考え方についてお示し願います。

4点目に、自治体によっては、墓地の利用者から受益者負担として管理料を徴収し、墓地内の環境整備に努めているところもあるようですが、このような取組について、お考えをお聞かせ願います。

墓地によっては、通路や階段の補修、駐車場の整備、高齢者の方からは、通路が急斜面のため、手すりを設置してほしいとの要望箇所もあります。今後、長きにわたり市営墓地を管理、経営していくのであれば、再整備に向け、墓地整備計画を推進すべきと考えますが、市長の御見解をお聞かせ願います。

この項の最後に、合葬埋蔵施設について伺います。

お墓についての考え方は、近年、随分変わってきたように感じており、個人個人の宗教観の違いや経済的理由、子々孫々に負担をかけたくないなど、お墓を必ずしも必要としない考え方も出てきております。高齢の方からは、お墓もつくれず、納骨堂に納める永代供養料もないので、夫のお骨を自宅に保管したままにしているとお話もございました。

合葬埋蔵施設の中には、骨つぼ単位で収納し、一定の期間経過後に、骨つぼから出して骨を共同埋蔵したり、初めから共同埋蔵を選択できるなど、個人の意思が反映される利点があります。

昨年には、小樽市でも、札幌市が行っている合同納骨塚について検討するとのお話がございましたが、その後、他都市などへの視察などは行われたのでしょうか。今後の検討課題や問題点がありましたら、お聞かせ願います。

無縁墓地と思われるお墓が見受けられる本市でも、共同利用のお墓について、市民ニーズの把握に努め、スピード感を持って取り組むべき課題と思いますが、市長の御所見を伺います。

次に、介護予防について伺います。

小樽市は、人口全体の31.5パーセントが高齢者となり、市長が公約で述べられているように、高齢者の方が元気で生きがいを持って暮らせるまちが求められております。高齢者の方からも、寝たきりにはなりたくない、子供に面倒をかけたくない、また住みなれた地域で生活したいなど、自立を望む声が多くありますが、高齢化とともに国の要介護者の増加は顕著で、平成22年4月現在496万人を超え、介護費用を見ても、2010年度当初予算ベースで7.9兆円となっており、制度が始まった2000年度の約2倍以上に膨らんでおります。

今後は、予防又は要介護状態の軽減、若しくは悪化防止のために必要な介護予防の取組がますます重要であることを踏まえ、平成21年第1回定例会の厚生常任委員会で、予防事業の効果の検証について伺いました。そこで、第5期介護保険事業計画に向けての予防事業の考え方と、事業効果の検証の取組についてお示してください。

また、介護予防の重要性をまず広げていく取組を進めていきたいとの御答弁でしたが、今日までどのように取り組まれてきたのかについても伺います。

次に、介護支援ボランティアのポイント制度について伺います。

元気な高齢者の特徴は、地域活動に積極的であったり、知識や経験を生かし仕事をしていたり、趣味を生かして人の輪を広げたり、社会参加されている方に多いとも言われております。家族や地域社会の中で必要とされている、ほかのだれかに頼りにされていることに、高齢者のみならず、私たち人間一人

一人も大きな生きがいを感じます。

市内の介護関連施設を訪問すると、高齢者の皆さんが歌や踊り、ゲーム等、リハビリを取り入れたイベントの時間には、本当に生き生きと笑顔になっている場面に出会うこともございます。これらのイベントは、高齢者のボランティアの皆さんが施設を訪問し行っている場合も多く、その方々にお話を伺うと、自分も高齢者ですが、施設の皆さんの楽しそうな笑顔を見て逆に元気をもらっていると、生き生きと答えられました。会場づくりも地域に住む高齢者の方々がお手伝いをしており、てきぱきと動いている姿を拝見していると、介護という言葉からは遠い年代に見え、地域に貢献する、頼りにされていることが元気の源のようであります。

平成21年第2回定例会の代表質問で、介護支援ボランティア制度導入について伺っておりますが、本制度は、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通して介護予防を推進するために実施する事業であります。高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、その実績に応じて付与されるポイントを、本人の申出により換金できる仕組みです。

平成19年度、東京都稲城市で始まった本制度は、平成22年度からは介護分野を超えた市民活動へのポイント制度まで成長し、介護保険料の引下げ効果においては、平成20年度ベースで、一月当たり11.1円と示されております。実施する自治体も増加し、登録数も、2010年には1万人は超えたとの報道もございました。

元気な高齢者を増やし、介護予防の効果も期待できる取組として、小樽市でも検討すべきと再度訴えたいと思いますが、市長の御見解を伺います。

この項の最後に、高齢者向け健康遊具について伺います。

高齢者が寝たきりになる要因として、脳血管疾患や認知症、転倒、骨折などが挙げられております。中でも、御本人が注意することで防ぐことができる転倒や骨折は、日ごろの運動で予防効果を高めることができると言われております。

小樽市の介護予防サービスでは、筋力アップなどの取組はどのようにされているのか、平成21年、22年度の利用状況をお示し願います。

市のサービスを利用する場合、決められた時間に決められた場所へ出向くことが多く、その利用も問い合わせが必要です。高齢者の方々が好きな時間に簡単に利用できる環境をつくることも大切ではないでしょうか。市内の公園の様子を見ると、親子連れのほか、高齢者が散歩やお孫さんを連れ、よく利用されております。このような身近な場所に、介護予防として高齢者向けの健康遊具を設置することは、自由な時間に無理なく利用することができ、1人でも利用可能なため、閉じこもり防止にも期待ができると考えます。

筋肉の柔軟性の向上や身体調整と筋力強化、姿勢とバランスの向上などが期待できる健康遊具の設置を検討したいと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

また、地域介護・福祉空間整備推進交付金の活用もできるとされておりますので、お考えについてもお伺いいたします。

次に、精神障害者等の支援について伺います。

障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の円滑な実施を確保することを目的として、障害福祉計画が作成されております。

第2期小樽市障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に、障害福祉サービス相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画と規定され、平成18年度に策定した小樽市障害者計画と

調和を図りながら、障害者等が自立した生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の必要量とその確保に関する3年間の実施計画と位置づけるものとされております。

今まで委員会等で質問させていただいておりますが、第2期計画終了期間の平成23年度末まで残り9か月となりましたので、日本では特に遅れていると言われている精神障害者等の支援について何点か伺いいたします。

初めに、行動援護と重度障害者等包括支援サービスについてです。小樽市の第2期福祉計画の中では、実施事業所が、平成21年度ゼロとなっており、本サービスの充実に望む声が知的障害児や精神障害者のいらっしゃる御家族から寄せられております。現在の実施状況についてお聞かせ願います。

また、本サービスについて、整備が進まない理由についてもお聞かせ願います。

行動援護支援は、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護など、行動する際に必要な援護を行うとされ、障害者にかかわる支援者の役割は非常に重要であります。一人一人の行動障害の特性を踏まえ支援しなければならず、突発的に起こるリスクに対しても的確に判断し、対応しなければなりません。より専門性が求められる支援者は、精神障害者等の地域生活の移行が進められる中、市が積極的に人材育成に取り組む必要があると考えますが、御見解を伺います。

次に、地域生活移行支援について伺います。

本計画の中でも、北海道と連携し、退院可能な精神障害者が地域で生活できるよう、支援体制の整備に努めるとされております。国が示した第2期障害福祉計画では、平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち、受入れ条件が整えば、退院可能な精神障害者の解消を目指すとなります。

計画目標の基本数値となっている平成17年、小樽市では、退院可能精神障害者が38名おり、第1期計画期間の平成18年度から20年度までに、知的障害者も含め19名が地域生活に移行されました。

第2期計画で、今現在、地域生活に移行された精神障害者等は何名なのかについてお示してください。

また、地域生活に移行された方々の予後調査はされているのでしょうか。調査状況も含め、伺います。

第3期障害福祉計画に向け、退院可能な精神障害者の減少にかかわる数値目標については、さらに検討が加えられるとお聞きしております。精神障害者等が地域生活に移行するに当たり、小樽市の課題や問題点、今後の取組について、市長の御所見を伺います。

前任りに委員会等で、新市立病院の精神科病床数削減について質問をさせていただきました。医療センターの病床利用率が、平成22年5月は87.7パーセントと高い率になっており、医療センターを除く精神科は市内4か所で、ベッド数が853床、市内全体の精神科の病床利用率は、平成20年実績で84.2パーセントとお聞きいたしました。このことから、新市立病院の精神科ベッド数が100床から80床に減少することに懸念を抱いておりますが、現在把握されている数値はそれぞれどのようになっているのか、お示してください。

退院が可能な精神障害者の方々の転院や地域生活の移行が計画的に進まなければ、患者やその家族に影響を与える心配があります。第二病院時代には、200床を150床に減らす段階でデイケアを立ち上げ、移行してきた経緯もあるようですが、新市立病院開業まで具体的にどのように進められるのか、伺います。

国では、平成23年度予算で、精神障害者アウトリーチ推進事業の特別枠7億円が計上されました。本事業は、障害者の地域移行、地域生活支援の一環として、未治療者、治療を中断している重症患者などへ、アウトリーチにより、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を行うため、多職種チームによる訪問活動やこれらに従事する者への研修等を実施する事業であります。モデル事業としての要素が多いことから、民間の精神科病院において実施する要件のようですが、公立病院の病床削減

にかかわる考え方も述べられており、定額補助があることから、本市が活用できないのか、伺います。

最後に、ペットの飼い主のモラル向上について伺います。

少子化や核家族化が進むと同時に、ペットをお持ちの方が増加し、早朝や夕方に、犬の散歩をされる方がビニール袋などを持って歩く姿をよく見かけます。しかし、一部の飼い主の方がマナーを守らないため、私どものところにも苦情が寄せられ、毎年苦情件数が増えているのが現状です。ふんが放置されたままになっている、必要以上にリードを長くしているため庭を荒らされた、公園内で犬を放し飼いに行っているのが子供が怖がっているなどです。ペットに関する苦情はいろいろあると思いますが、過去3年間の苦情件数と主な苦情内容についてお示してください。

ペットが家族同様と言われる時代になった今、家族の一員であるペットを身勝手に捨てることや、マナーを守らないでふんなどを放置する行為に対して、行政としても飼い主のモラルに強く訴えなければいけないときなのではないでしょうか。

小樽市では、犬の係留や飼育、捨て犬の禁止等が小樽市畜犬取締り及び野犬掃とう条例で定められており、罰則についても規定されております。現実には罰金を適用したことはないと伺っておりますが、適用に至らない理由についてお聞かせ願います。

苦情の中でも、ふんの苦情は直接聞くことが多く、マナーを守っている飼い主の方からも、対策を講じてほしいとの要望が多くございます。今まで市のホームページ上で、犬・猫の飼い方について周知を図っておりますが、観光地小樽の環境美化を図るためにも一歩踏み込んだ取組の検討が必要と考えますが、市長の見解をお聞かせ願います。

他の自治体では、道路や公園に放置されている犬のふん対策として、放置場所に警告用カードを置いて、飼い主に処理を促す「イエローカード作戦」を始めており、これは「地域ぐるみの取組である」、また「他人の目がある」、「ふんの放置は許さない」という地域の態度を示すことで飼い主の心に訴えかけ、モラルの向上を図る取組です。作戦の効果について、兵庫県高砂市では、平成21年にアンケートを行ったところ、効果があったという回答は8割、犬のふんが以前に比べ半分以下になったという回答は5割であったようです。この効果の検証からも、町会や自治会等協力団体の下、モデル地域での実施を検討したいと思いますが、御見解を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 千葉議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市営墓地について何点かお尋ねがありました。

まず、市営墓地の設置目的についてであります。昭和23年5月に制定された墓地、埋葬等に関する法律によって、墓地の経営主体は公衆衛生及び公共の福祉の観点から、原則として市町村等の地方自治体としたため、それまで市内の各地域単位で維持・管理していた墓地を、小樽市墓地及び火葬場条例を定めて、市営墓地として位置づけたものであります。

次に、墓地の区画増設の考え方についてであります。本市の墓地の場合、位置的にも、地形的にも、厳しい状況の中ではありますが、市民要望も勘案しながら、可能な限り敷地を確保し、増設をしてきたところであります。

次に、過去5年間の市営墓地の空き区画数及び待機者数についてであります。平成18年度は空き区

画数154で待機者数は92名、19年度は178区画で108名、20年度は187区画で97名、21年度は219区画で72名、22年度は225区画で58名となっており、空き区画数は年々増加する一方、待機者数は減少しております。

適正な区画数については、今後、人口動態やお墓に対する個人の考え方の変化などを勘案しなければなりません。市としては、空き区画を十分有していることから、現在の区画数は適正なものと考えております。

次に、墓地使用に伴う遵守事項についてであります。小樽市墓地及び火葬場条例施行規則第9条の規定において、使用を許可された墓地は年1回以上清掃すること、墓碑、墓標及び工作物の高さは地盤から3メートル以下とすること、樹木は高さ3メートル以下とし、通路、隣接地等に障害を及ぼさないようにすることなどが明記されております。

また、使用权の消滅については、小樽市墓地及び火葬場条例第14条に、墓地の承継者がなくなった日から3年を経過したときや、墓地の使用者及びその家族が住所不明等になった日から放置のまま20年を経過したときに消滅するものと規定しておりますが、本市においては、この規定に基づいて実施した事例はありません。

次に、使用者等の実態の把握についてであります。本市では埋葬届やお墓の相談に来られた際に、現在の使用者の氏名や居住確認を行っているところであり、使用者や承継者等の不明件数については、現時点で把握しておりません。

次に、市営墓地の管理についてであります。墓地として使用許可を受けてお墓を設置した者が区画一帯を管理し、その他の空き区画や通路などは市が管理しております。

次に、過去3年間の墓地の整備費についてであります。平成20年度は特に大規模な整備は行っておりませんが、平成21年度は地域活性化・経済危機対策臨時交付金を、また平成22年度は地域活性化・きめ細かな臨時交付金及び地域経済活性化等推進資金基金を活用して、これまで懸案であった各墓地の舗装及びのり面保護工事、階段の手すりを設置するなど、大規模な整備を行いました。整備費用につきましては、平成21年度は690万9,000円、平成22年度は1,154万8,000円となっております。

次に、使用料の設定金額の考え方についてであります。当時の近隣市町村の使用料を参考として、昭和57年4月より、一区画3万円と設定したところであります。

なお、市民から増設の要望が多く寄せられていた銭函地区にあつては、土地確保のめどが立ったことから、平成10年度に銭函第2墓地を設置しており、使用料については、整備に要した全体事業費や他市町村の使用料を勘案しながら、6万円と設定したものであります。

次に、墓地の管理料の徴収についてであります。道内では札幌市や帯広市などにおいて、墓地公園として整備された大規模な墓地のみを対象にして、使用料のほかに管理料を徴収しております。この管理料は、墓地公園内の休憩所などの公益施設の管理に充てるためのものであり、小樽市ではそのような管理形態の墓地がありませんので、現時点では管理料を徴収することは考えておりません。

次に、今後の墓地の整備についてであります。平成21年度、22年度に実施した大規模な整備によって一定程度の整備は終えたものと考えておりますが、今後においても、施設の状況や市民要望を踏まえながら、墓地の整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、共同利用のお墓についてであります。昨年、北海道内の自治体で唯一共同のお墓を設置している札幌市を担当課が視察してまいりました。視察の結果、施設の設置場所の確保やお墓の仕様、使用料設定の考え方、利用申込者の範囲、運営維持管理体制など、整理すべき多くの課題がありましたが、市長への手紙や議会の質問など、これまで寄せられた御要望を踏まえて、今後、小樽市において、共同

利用のお墓の設置が早期に実現できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、介護予防について何点かお尋ねがありました。

まず、第5期介護保険事業計画に向けての予防事業の考え方についてであります。今月11日に予定している全国介護保険担当課長会議において、第5期計画の基本的な指針が示されることになっておりますので、この指針に基づき、今後、開催される第5期計画の策定委員会において協議を進めてまいります。

また、介護予防の事業効果の検証の取組については、現在、介護予防事業の拡大と事業の確立に努めているところでありますので、一定程度事業が落ちついてから、先進市の検証事例などを参考に研究してみたいと考えておりますが、検証はなかなか難しいものと認識しております。

次に、介護予防の重要性を広げる取組などについてであります。毎年7月に、介護予防の普及、啓発を目的に、介護予防フェアを開催するとともに、平成21年度からは地域包括支援センターが中心となり、地域版介護予防フェアを三つの圏域で展開しております。平成22年度の参加人数は、介護予防フェアが176名、地域版介護予防フェアは3圏域合計で309名の参加があり、フェアでは骨密度測定や脳年齢測定などに加え、アミューズメントカジノなど、ふだん体験できないプログラムを取り入れ、介護予防の必要性を認識する機会として大変好評を得ております。これらの事業とともに、平成23年3月には、広報誌に「元気なうちから介護予防」として各種事業内容や基本チェックリストの特集を組んでおり、徐々にではありますが、市民への普及、啓発が進んでいるものと考えております。

また、平成22年度に、保健所の保健師2名を介護保険課に配置し、介護予防事業の一元化と体制強化を図り、事業の拡大に努めております。

次に、介護支援ボランティアのポイント制度についてであります。以前の御質問の際には、第5期介護保険事業計画におけるアンケート調査で、ボランティア活動に対する市民ニーズを把握したいと答弁させていただいております。アンケート調査については、65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者を無作為に1,000名抽出し、本年5月25日から6月15日までを期間に実施したところであり、現在、集計作業中であります。

まずは、ボランティアの受け手である施設等とボランティア活動に関する市民ニーズがバランスよく存在しているのか、さらにボランティアを管理する組織の体制づくりなどの課題を整理し、あわせて先進市における費用対効果などを改めて検証した上で、策定委員会において、今後の方向性の検討を進めていきたいと考えております。

次に、本市の介護予防サービスのうち、筋力アップなどの利用状況についてであります。筋力アップの取組は、健康総合大学の身体的プログラムとスポーツクラブで行う通所型介護予防事業で取り組んでおります。それぞれの事業の利用状況については、健康総合大学の延べ参加人数は、平成21年度2,852人、22年度4,177人と、前年度と比較し1,325人増加しております。また、通所型介護予防事業の延べ参加人数は、平成21年度16人、22年度607人と、前年度と比較し591人の増加となっております。

次に、市内の公園に、介護予防として高齢者向けの健康遊具を設置してはどうかとの御意見であります。市内には1か所、朝里川公園のゲートボール場付近に健康遊具を設置しております。道内においては、冬期間に使用できないハンデなどにより、現状では設置している公園は少ないと聞いておりますが、高齢化率の高い本市の特性でもありますので、検討してみたいと考えております。

なお、設置の際には、地域介護・福祉空間整備推進交付金の活用は可能であると思われれます。

次に、精神障害者等の支援について何点か御質問がございました。

私がお答えをさせていただいたもの以外は、後ほど並木病院局長から答弁いたします。

最初に、行動援護と重度障害者等包括支援サービスの現在の実施状況についてであります。行動援護を行う事業所は、4月に1事業所が開設されましたが、重度障害者等包括支援サービスを行う事業所は、まだ開設されておりません。

現在の実施状況は、行動援護の給付認定を受けておられる方は14名で、実際に支援を受けている方は5名となっております。一方、重度障害者等包括支援サービスは、給付認定を受けられている方は2名となっており、日常生活の介助や家事の援助などの支援を行っております。

また、整備が進まない理由についてであります。ただいま申し上げましたように、支援対象となる方が少なく、ニーズが少ないためと思われております。

次に、精神障害者等の地域生活の移行が進められる中、専門性が求められる支援者の人材育成についてであります。同じ障害でありましても、それぞれの特性に違いがあるとお聞きしております。特性に対応した支援を行うためには、障害に対する一定の知識や理解、経験といったものが求められるものと思われまます。

本市といたしましては、本年度、保健所において、精神保健福祉相談員1名に加え、新たに保健師1名を配置して支援体制の強化を図っておりますし、福祉部においても、今後、相談窓口を設置し、担当者を配置しまして障害者の方々の悩みや困り事などに対応し、自立に向けた支援を行っていくほか、北海道や関係機関、事業所との連携を深めてまいりたいと考えております。

次に、第2期計画で地域生活に移行された精神障害者等の方々についてであります。まず、精神障害者の方々につきましては、北海道が北海道障害者福祉計画に基づき、2年に1回、直接、医療機関を調査して把握することとなっており、平成21年度、22年度の人数につきましては、本年度中に調査するものと聞いております。

なお、小樽市介護給付等の支給に関する審査会の判定に基づき、支援を行っていた施設の判断により、地域生活に移行された知的障害の方は、11名となっております。

また、本市では、精神障害者の退院後の予後の調査につきましては、医療機関から依頼がある場合、地域生活が安定的に維持できるよう、保健所が訪問するなどして、退院後の状況把握と支援に努めております。

なお、第2期計画が開始された平成21年度からこれまでに、69人の方々に延べ930件の訪問等により状況把握を行うとともに、必要な支援を行っております。

次に、精神障害者等が地域生活に移行するに当たっての課題や問題点、今後の取組についてであります。地域生活の移行は、障害者が社会復帰する上で望ましいことではありますが、まず受入れ態勢の整備が重要な条件ですので、地域住民の理解やそれに基づいた支援体制の構築が必要となります。国際的には、障害者の権利に関する条約により、障害による差別をなくする取組が進められており、日本においても、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害者基本法の改正が行われているところであります。本市においては、今年度中に、平成24年度から平成26年度を計画期間とする第3期小樽市障害福祉計画を策定する予定となっております。策定に当たっては、今後示されます国の指針を踏まえ、数値目標の設定などを決定いたしますが、策定作業の中で先進的な取組事例を調査・研究し、共生社会の実現に向けた支援のあり方などの検討も行うところですが、特に精神障害は疾病であるという認識が必要であり、地域生活に移行する場合、医療を核とした支援体制が不可欠であることから、北海道と連携を図るとともに、医療機関の協力を得ながら、受入れ態勢の整備や支援の方法についても検討してまいりたいと考えております。

次に、医療センターの精神科における病床利用率についてですが、平成23年5月の病床利用率は75.6



パーセントとなっております。

また、市内で精神科を有する医療機関数及び市内全体の精神科の病床利用率ですが、医療センターを除いて4か所設置されておりますが、その病床数の合計は853床となり、医療センターを含む市内全体の精神科の病床利用率は、平成21年実績で91.7パーセントとなっております。

次に、精神障害者アウトリーチ推進事業の本市での活用についてであります。本事業は精神障害者が在宅生活の継続を図ることができるよう、実施機関となる精神科病院等が精神科医や看護師などによる多職種チームを結成し、24時間の支援体制を設けることに加え、実施医療機関又は同一地域の公立病院において、一定の精神科病床を削減することが基本となっております。本事業は、都道府県が民間の精神科病院等に委託して実施するもので、本市がみずから活用するものではありませんが、今後も情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、ペットの飼い主のモラル向上について何点かお尋ねがありました。

初めに、過去3年間のペットに関する苦情件数についてであります。犬に関しては、平成20年度は111件、21年度は144件、22年度は137件で、内容としては、散歩の際や係留場所から一時的に離れる放し飼いが最も多く、次いでふんの放置や鳴き声となっております。また、猫に関しては、飼い猫と野良猫の合計数となりますが、平成20年度は133件、21年度は122件、22年度は123件で、主な内容は、ふんによる付近の汚染となっております。犬・猫以外のペットに関する苦情はございません。

次に、これまで罰金が適用されていない理由についてであります。小樽市畜犬取締り及び野犬掃とう条例では、ふんの放置などの不適切な飼育については、飼い主が行政指導などに従わない場合に罰金を適用することになっておりますが、現在のところ、そのような事例はないため、罰金の適用はありません。また、犬の係留違反や捨て犬については、保健所職員が違反現場を確認することで罰金を適用できるものですが、実態としては指導に従わない悪質なケース等が対象となるため、これにつきましても同様、該当する事例がないものであります。

次に、ふんの苦情への一歩踏み込んだ取組についてであります。本市では、これまで狂犬病予防注射の御案内や年2回の犬・猫の飼い主捜しの際に、ふんの始末に対する啓発を行っているほか、町会の回覧板でマナーの周知も行っております。これらの啓発活動の結果、犬の登録件数は年々増加傾向にある中で、ふんに関する苦情は平成16年度の39件をピークに減少しており、平成22年度は17件となっております。市といたしましては、今後も引き続きマナーの啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、他の自治体で取り組んでいるイエローカード作戦についてであります。本市では苦情を受けて飼い主が特定できない場合は、イエローカードと同じような考え方にに基づき、ふんの放置場所に、飼い主が必ず持ち帰るよう注意する啓発看板を設置しております。この取組につきましては、相応の効果があるものと認識しており、今後も継続してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 病院局長。

**○病院局長(並木昭義)** 千葉議員の御質問にお答えいたします。

新市立病院の精神科病床数削減の進め方等についてのお尋ねがありました。

現状の医療センターにおける精神科の入院患者数は、100病床数のうち80人前後で推移しておりますので、今後の入院患者数の動向を見ながら、開院の1年ほど前から、患者の病態に合わせ、御本人や御家族とも十分に相談し、他の医療機関等との連携や地域生活への移行を進めてまいりたいと考えております。

なお、新市立病院におきましては、閉鎖病棟40床、開放病棟40床の計80床のうち、両病棟に8室ず

つ、計16室と、現在の4室より多くの個室を設ける予定であり、患者の病態に合ったきめ細かな対応や病床の有効利用が可能になるものと考えております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 2番、千葉議員。

**○2番(千葉美幸議員)** 丁寧な御答弁をありがとうございました

1点だけ再質問させていただきます。

市営墓地についてであります。今まで基金を活用しながら大幅な改修等を行ってきたというお話でありました。ただ、今年、何か所か見せていただいたのですが、結構どこを直したのかというふうに見受けられる墓地も多数あったというふうに認識しております。

市長も御存じかと思いますが、偶然にも3日に、中央墓地の道路から車が転落するというので、この原因については運転が原因なのか等々、詳細を伺っておりませんが、その14か所ある墓地のそれぞれに関する安全面であるとか整備の状況は、きちりと問題を洗い出しながら、計画的にやはり進めることが大事ではないかというふうに思っておりますので、いま一度御答弁をよろしく願います。

**○議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(中松義治)** 今、千葉議員の御質問でありますけれども、私も実際、墓地へ行ってみたことがございませんので、早急に行って、実際に私の目で確認してみたいというふうに思っております。その上で、必要であればそういうことも検討してまいりたいと思っておりますので、そのようにさせていただきますと思います。

**○議長(横田久俊)** 千葉議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 7番、小貫元議員。

(7番 小貫 元議員登壇) (拍手)

**○7番(小貫 元議員)** 一般質問を行います。

最初に、南小樽駅に関連してお伺いいたします。

平成11年3月のマイカル開業に向けて、築港の駅舎やマリロードなどは、小樽市が建設したと記憶していますが、これらの金額が幾らだったのか、教えてください。

そこで、平成26年に新しく病院が開設されますが、南小樽駅を利用して新市立病院に通院する患者やお見舞いの方などが、スムーズに病院に行ける環境整備が必要だと思います。具体的に言いますと、現在、病院に通うには、病院に背を向けて駅を出てから病院に向かうようになります。ですから、病院側に出口をつくるような駅舎の改築や、病院との接続するための連絡通路などをつくることができないかということです。通院患者の利便性向上に向けて、改築や連絡通路などの建設を検討するよう求めます。市長の見解をお伺いいたします。

次に、JR南小樽駅へのエスカレーター、エレベーターの設置についてお伺いいたします。

JR南小樽駅は、御存じのとおり、急な階段で利用者が不便を感じています。

日本共産党は、この間、JRとの交渉で、南小樽駅へ車いすでも利用可能になるよう、エスカレーターやエレベーターの設置を求めてきました。しかしながら、平成17年の交渉で、JRは、乗降客が5,000人に満たないことを理由に、この要求を拒んできています。私たちは平成18年の交渉で、その乗降者数

の基準を下げてと要望しました。JRは、市立病院が現地で建替えになれば利用も増えるので、再度検討いたします、そういう答弁でした。

新市立病院が量徳小の敷地に建設されることになりました。先日、私も市立病院に入院してきましたけれども、入院、通院の患者や家族の方々からは、病院が新しくなるということを待ち望んでいる声をたくさん聞きました。また、余市方面からの入院患者もたくさんいまして、市立病院が北後志全体の中核病院である、そのように感じた次第です。

そういう局面にあって、新しい病院が建つのに、最寄りの駅にエスカレーターもエレベーターもないということでは、小樽市やJRの患者への配慮が欠けているのではないかということにもなります。

また、南小樽駅は堺町通りに近く、観光客も利用しています。観光都市宣言をしている小樽にとって、南小樽地域の整備は、この面からも重要だと考えています。

小樽―新千歳空港間の快速エアポートが停車する駅で、エスカレーターもエレベーターも設置されていないのは、この南小樽駅だけです。なぜここだけ取り残されているのか。私は、南小樽駅へのエレベーター、エスカレーターの設置に向けて、小樽市として真剣にJRと交渉すべきだと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、耐震改修促進計画についてお伺いいたします。

あの東日本大震災から4か月になろうとしています。被災したまちでは、役所の機能が失われる、名簿がない、戸籍台帳もないということになっています。残念ながら、避難先でせつかく助かった命を失う人もたくさん出たようです。自然災害を防ぐことはできませんが、被害を最小限に食い止める責任が国や地方自治体にはあります。

平成21年3月に、小樽市が作成した小樽市耐震改修促進計画では、次のように述べられています。大規模地震発生に備えて、市民が安全で安心した生活を送るために、住宅・建築物の計画的かつ効果的な耐震化を促進することにより、地震による人的被害及び経済的被害の軽減を図ることを目的とします。さらに、計画期間は国の基本方針及び北海道耐震改修促進計画との整合を図り、21年度から27年度までの7年間とします。なお、社会情勢が大きく変化するなど、本計画の見直しの必要性が高まった場合、適宜見直すこととしています。

今回の大震災は、小樽市民に不安を広げました。そこで、この改修計画にかかわって幾つかお尋ねします。

一つ目に、改修計画では、平成27年までに、民間の住宅について、耐震化率90パーセントを目指していますが、小樽市の施設については、計画的に耐震化が図られるよう努めるとしています。今後の見通しについてどうお考えか、お伺いいたします。

二つ目に、現時点での市の施設の一般公共建築物で、耐震性を有している建物はどこなのか、お答えください。

次に、防災体制についてお伺いいたします。

防災計画を進めていく上で、現在の防災担当が役割を果たしていくと思うのですが、先日、資料を取り寄せたところ、学校関係は教育委員会、一般公共施設は建築課というぐあいに、防災担当に統一した資料がそろっていませんでした。防災対策を円滑に進めるためにも、防災担当に現在の耐震状況をそろえる必要があるのではないのでしょうか、見解を伺います。

東日本大震災が起り、これからは災害に強いまちづくりを進めていくことが重要です。

そこで、市長にお伺いしますが、現在の小樽市のシステムとして、防災部門を総務部防災担当2人とこの位置づけでいいのでしょうか。職員配置を見直し、防災課として立ち上げることは考えていません

か、お伺いいたします。

次に、公の施設へのインターネット回線の利用についてお尋ねします。

市の施設で市民に貸し出している集会室や会議室には、この情報化の時代に、利用者がインターネットを利用することができません。調べ物をするときにかかわらず、会議の中での情報収集、またファイルの保存や動画の再生など、ネット環境の整備は急がれています。会議室、集会室での利便性向上に、整備することを求めます。

再質問を留保して、終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 小貫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、南小樽駅へのエレベーター、エスカレーターの設定について何点か御質問がありました。

まず、築港駅舎やマリロードの事業費についてであります。これらの施設は平成7年度から13年度にかけて、小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業で建設されたものであります。駅舎については事業費約7億100万円、またマリロードについては事業費約19億1,200万円となっております。

次に、南小樽駅の改築等についてであります。南小樽駅はプラットホームと改札口に大きな高低差があることから、長い階段により上りおりしていることは承知しております。JRの駅舎はJR北海道が管理・運営を行っているものであり、現在のところ、JR北海道から改築等の計画についての情報はいただいておりませんが、今後、南小樽駅についてどのような計画を持たれているか、情報収集を行っていきたいと考えております。

次に、南小樽駅へのエスカレーター、エレベーターの設定についてであります。新市立病院の建設により、南小樽駅の利用者も増加することが予想されることから、今後、エスカレーター等の設定についてどのような計画をお持ちなのか、JR北海道の考えを伺いたいと考えております。

次に、市の施設の耐震工事状況について御質問がありました。

初めに、耐震改修促進計画の見直しについてであります。計画では対象となる特定公共建築物を学校、市営住宅、それ以外の一般公共建築物の三つに分類しており、これらの建物については、用途や規模、利用状況を勘案しながら、計画的に耐震改修など、耐震化に努めていくこととしております。当面、小・中学校の再編や市営住宅の用途廃止も視野に入れながら、優先的に耐震化を進めているところであります。

また、一般公共建築物で耐震性を有している建物は、小樽市消防本部庁舎、小樽市消防署及び小樽市民センターの3棟であります。

次に、市の防災体制について御質問がありました。

初めに、市の施設の耐震化の情報につきましては、現在、各施設を管理する部局ごとに作成、保管しております。防災担当としても、市の施設の耐震状況を把握する必要があると考えますので、今後、防災担当には市の施設を管理する部局と協議を行わせ、統一的な資料として作成させるとともに、各部局間で情報の共有を図らせたいと考えております。

次に、市の防災部門の位置づけについてですが、東日本大震災の発生により、災害に強いまちづくりの重要性はますます高まっております。防災担当には、6月の人事異動で新たに防災対策担当副参事を配置し、人員も副参事以下5名として体制の強化を図ったところでありますので、当面はこの体制で対

応してまいりたい、このように考えております。

次に、公の施設におけるインターネット回線など、ネット環境の整備についてであります。貸出し可能な会議室等を有する市の施設は、市民会館、市民センター、いなきたコミュニティセンターなどがありますが、これらの施設の会議室等にはネット環境は備わっておりません。

集会室や会議室でのインターネット等の使用は、新たな設備の設置や工事により、技術的には可能ですが、ウイルスの感染や情報の漏えいなどのセキュリティ上の課題があるため、現状では非常に難しいものと考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 7番、小貫議員。

**○7番(小貫 元議員)** 再質問いたします。

今、聞いたところ、築港駅舎は7億円と。今、小樽駅の改築を行っていますが、JR北海道に聞いたところ、これが7億4,000万円ということですから、駅舎の改築ということになると、およその目安ではないかというふうに思います。

JR北海道は、平成21年、星置駅にエレベーターを設置しました。市長はJR北海道に対して伺いたいという答弁でしたけれども、やはり新しい病院ができれば乗降客が増えるということが見込まれると思います。したがって、これはJR北海道のためにもなると思います。

そして、平成18年に国が新バリアフリー法、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を定めました。これによって、5,000人以上の利用客がある駅については、2010年度末までに整備を進めるとしてきたと。そこで、私は、国土交通省に聞いてみましたところ、今、制度が少し変わって、地域公共交通確保維持改善事業という事業ができたということで、2010年度までは5,000人以上で進めていたけれども、それにめどがついたので、今年度は3,000人以上を進めていくという答えが国土交通省から返ってきました。そして、公共施設のあるところなどは、個別に見て優先順位を決めていくということです。

私は、再びJR北海道に南小樽駅の利用客数はどのぐらいなのかということで聞いてみましたら、乗車数、乗る人が1,760人ということで、単純に2倍だと3,500人の利用者があると推測されます。この地域公共交通確保維持改善事業で、国の補助は3分の1ということで、以前の鉄道駅バリアフリー化整備費補助金は、国、事業者、地方公共団体が3分の1ずつでしたけれども、今年度からはそういう条件がなくて、国の補助は3分の1で、事業者が3分の2ということもあり得るということで、小樽市には財政的な負担が一切ない可能性のものなのです。私は8月1日に、今年もJR北海道に要請しにいくのですが、その前に、小樽市長として、考えを伺うというのではなくて、積極的にエレベーターをつけてほしいと、そういうことを市民の立場に立ってやってほしいと思います。

次に、耐震計画についてなのですが、耐震化を進めていくということなのですが、少し具体性に欠けるというふうに私は思います。昨日も代表質問で秋元議員が取り上げていましたけれども、やはり具体的な見通しというものを市長の気持ちとして示していただきたいと思います。

小・中学校に関して言えば、文部科学省としては、5年以内に耐震化を進めるという方針を打ち出しているわけです。従来から国庫補助の枠も広げて今やっているということで、私は積極的に活用して耐震化を急ぐべきだと思います。ただ、昨日の代表質問の答弁や今の答弁を合わせますと、今は予算の平準化、バランスを見ながらということだと思えるのですが、文部科学省の方針に強制力はないにしても、5年をめどにという文部科学省の方針に照らして、その耐震計画というものがどうなのかと。5年たったらかさ上げの措置がなくなるということなので、総合的に見れば、5年後に建てる財政負担

が増えるのではないかと私は考えるわけです。ですから、学校規模・学校配置適正化基本計画を待つということではなくて、今から順次どの学校を改築していくかを検討していくべきではないかと思えます。見解をお伺いいたします。

先ほどの、インターネットについての答弁で、ウイルスの感染ということなのですから、もちろん市の回線とは別々の回線をつながなければいけない。市内の回線にそれぞれアクセスされたら困るわけですから、回線を別につくるということです。

これは確かにどのぐらい利用客があって、利用料と、業者との月々の契約料でペイできるのかという話もあると思うので、そこは比較的新しいコミセンとか、レピオとか、そういうところにまず限って試験的に行うことも検討できないのかということ、再度検討を重ねてお答え願いたいと思います。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 小貫議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず一つは、JR南小樽駅の件でございますけれども、駅の管理・運営というのは、JR北海道がやっておりますので、今、小貫議員からお話があったようなことを踏まえて、JR北海道といろいろ話し合ってみたいというふうに思っております。

それから、耐震計画につきましては、先ほど来答弁しておりますように、小・中学校の適正配置、再編の問題等がございますので、そういった中で、代表質問のときも答弁させていただいているように、やはり優先的に取り組んでいきたいという、その気持ち、考えには変わりございませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、インターネットの件については、部長から答弁させます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 生活環境部長。

**○生活環境部長（明井隆生）** 小貫議員の再質問にお答えします。

インターネット回線を市の関連施設につけられないかという御質問ですが、まず技術的な問題と、それからコスト的な問題があります。

技術的な問題につきましては、無線LANで回すということになると、どうしても情報漏えいなどの心配がありますので、それは別だと。別回線を使うということであれば、情報漏えいの心配はありませんけれども、その分、費用は高くなりますし、それからウイルス対策というのは、また別回線であっても当然市が管理者になりますので、それらは注意していかなければならないものです。

それからもう一つ、コスト的な問題なのですが、果たして市の公共施設、会議室等にインターネット回線を、今、つけなければならないかという部分も無視できないところがあります。公益性にかなっているかどうか、どうしても今、必要不可欠なものかどうか。インターネット回線を用いて会議室を使うということは、例にとって考えるとどういった場合が考えられるかということ、ネット会議ですとか、それから各種のプレゼンテーションですとか、企業の研修ですとか、そういった部分かと思えます。どうしてもインターネットで情報を得て、それを参加した方々にお知らせするというのであれば、一度それを取り込んでプロジェクターで映せばいいわけであって、瞬時に取り込まなければならないという必要がある会議などに用いるのが、市の施設として有効かどうかということも考えなければなりません。

そういったことから、今すぐ整備するという形にはなりません、将来、大規模改修が必要になった際には、そのときの社会情勢ですとか市民ニーズといったものを配慮して、検討する素材の一つとして

考えてまいりたいと思っております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 7番、小貫議員。

**○7番(小貫 元議員)** 再々質問をいたします。

まず、南小樽駅の問題についてですけれども、8月1日に、私が交渉しに行くということを伝えましたけれども、その後に市長から要請があっても、実は共産党にこうやりますというのを答えてしまったと。それだとあまりにも格好悪いと思ひまして、やはり市長のセールスマンとしての実力を発揮していただきたいと。やはり一つの党がやるよりも、小樽市長として市民の声を代弁していただければ、かなり実現に近いものだと、私は国土交通省やJR北海道とのやりとりをして思いましたので、これはぜひ積極的に進めていただきたいと思ひます。

次に、インターネットの公的施設への使用についてなのですが、今、本当にインターネットというのは、ただ通信して情報を見るだけのものではなくてきているというところで、例えばネットブックみたいな小さなやつだと、サーバーにもう保存機能を持たせているとか、要はハードディスクの一部の場合もあるわけです。また、録画してからという答弁もありましたけれども、例えばリアルタイムで動画の放映を仲間みんなで見たいという場合に、利用できるということなのです。ですから、料金設定は考えなければいけませんけれども、これで赤字を出せと言っているわけではなくて、高すぎるのも困りますけれども、やはり適切な値段でしっかり利用料も取って、まず試験的に開始していくということから踏み出せないかということ再度検討してお答え願ひたいと思ひます。

**○議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(中松義治)** 小貫議員の再々質問にお答えします。

まず、南小樽駅の件につきましては、今、例えば日程であるとか、状況はお約束できませんけれども、こういったことについては、できるだけ早くいろいろとJR北海道にお邪魔して聞いてみたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 生活環境部長。

**○生活環境部長(明井隆生)** 集会室でのインターネット回線の利用ですけれども、これにつきましては、当然、情報化社会ですから、市がいろいろな情報も発信していかなければならない、ネットも必要であれば使っていかなければならないということは十分理解しております。また、市民もそういった意味で集会室を今後利用してくるというニーズも増えてくるものだと思っておりますので、そういったニーズも踏まえて、今後、検討する時期が来るのかというふうに思っております。

**○議長(横田久俊)** 小貫議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時17分**

**再開 午後 2時40分**

**○議長(横田久俊)** 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 8番、川畑正美議員。

(8番 川畑正美議員登壇) (拍手)

**〇8番（川畑正美議員）** 一般質問を行います。

最初に、市営住宅環境の改善について質問します。

北海道勤労者医療協会小樽診療所、同小樽在宅総合センター、同小樽友の会が、安心して住み続けられるまちづくりの第一歩として、地域住民の生活と健康状態、要求を把握することを目的に、昨年10月から11月にかけて、塩谷地域の市営・道営住宅を訪問し、アンケート調査を実施しております。

その調査の結果、塩谷地域の市営住宅は、小樽市の中でも最も高齢化が進み、入居世帯の多くは生活保護受給世帯、低年金生活者などの低所得者が居住し、高齢化とともに核家族化が進んでいる状況であると報告しております。

塩谷地域には1,819世帯がありますが、うち市営住宅の管理戸数が520戸と伺っております。

まず、そのうち、現在の入居世帯数を教えてください。

次に、高齢化の実態として、小樽市全体の高齢化率と塩谷全域の高齢化率及び市営塩谷住宅居住者の高齢化率を教えてください。

調査では、入居世帯の多くは経済的弱者であるとのこと。市としても、各世帯の収入状況を把握されていることと思います。そこで、市営塩谷住宅居住者における年金収入世帯の割合と生活保護受給世帯の割合を教えてください。

次に、市営塩谷住宅の居住年数も20年、30年以上という人が多く、長く住み続けているとのこと。市が把握している主な理由を教えてください。

次に、調査報告によると、市営塩谷住宅居住者の切実な願いとしては、医療に関することや買物難民など幅広くありましたが、中でも住宅に対する苦情、改善要望は数多くあったとのこと。担当部署にも寄せられ、把握されていることと思いますが、主なものをお知らせください。

当面の要望として、浴槽の高さが75センチメートル以上もあり高くて使えないでいる、浴室が寒いなどでバスでまちの銭湯に行っているなどと、切実な訴えを聞いております。高齢者や障害を持っている入居者には早急な対応が必要であり、浴槽に合う高さのすのこを設置することを求めます。現在の高齢者はかつての小樽を支えてこられ、今日の小樽を築き上げられた人たちであります。感謝を込めて改善を進められることをお願いいたします。

また、外壁はリフォームされたが、室内の壁を塗りかえてほしい、ふすまや畳をかえてほしい、足腰が弱くなり灯油を運び込めない、エレベーターが欲しい、当番制をとっているけれども、除雪が苦痛になっているなどの要望も強くあります。市営塩谷住宅が古くなっていることから、建替を積極的に進めてもらいたい。御見解をお伺いいたします。

次に、ふれあいパスについて質問します。

ふれあいパス制度は、小樽市の高齢者が人口の5分の1を占めた1997年でありますが、小樽市ふれあいパス交付規則が制定され、現在に至っています。

この規則が制定された経過は、20年前から、新日本婦人の会を中心とした市民運動が起こり、生活と健康を守る会の粘り強い運動の中で、署名簿をつけて請願してきた経過があります。1994年には、ふれあいパスを実現する会が署名活動を進め、当時の新谷市長も2万4,000人の署名を重く受け止めたいと発言し、みずから、翌年、市長選挙での公約にも掲げたと伝えられております。まさに、20年来の市民の悲願が実現したものであります。

制度実施から14年経過しております。パスの交付については、当初、対象者2万3,392人に対して1万9,227人に交付され、交付率は82.2パーセントでした。直近では、2010年現在でありますが、対象者3万2,910人に対して2万1,602人に交付され、交付率は65.6パーセントに下がっております。



この原因については、幾つか考えられますが、これまでの特別委員会などの記録から、高齢者のライフスタイルの多様化で70歳以上の方も自家用車を利用するようになった、あるいは介護施設で充足した生活ができる、ヘルパーの利用でみずから買物をしなくて済むなどと記録されております。

しかし、私は、最も大きな要因は利用者負担にあると思います。当初は利用者にとって無料でありましたが、2004年には100円ワンコインとなり、翌年、2005年には回数券制度が導入され、2009年には金額も110円に引き上げられました。また、回数券制度について、市は利用者が5割、市が3割、バス事業者が2割という、バス事業者と市の負担を明確にすることで、より正確な精算ができるため、回数券方式を続けているとしています。しかし、これは市の財政のみを考えた立場の発想だと思います。ふれあいパスの利用者は、低所得者が多い現状にあります。年金支給日直前は、1,100円のふれあい回数券代を一度に払えない、ふれあいパスを持っていても、回数券がないために利用できない、回数券を車内で購入するには年寄りのため手間取って周りの人に迷惑をかけてしまうので、バスターミナルまで行って購入している、あるいは以前のようにパスと100円硬貨だけで使えるようにしてもらえないのか、こういう切実な声が寄せられております。

回数券制度を導入して7年間経過しています。ふれあいパス回数券の利用実績や事業者に対する市の負担額も年々下がり続け、直近では、平成18年度の約1億5,000万円から22年度の1億4,000万円と、約1,000万円下がっている状況です。これまでの経過から、市やバス会社においても、ふれあいパス利用実績を把握されていることと判断されます。その前提で、切実な市民の願いを優先させたいと考えています。利用者負担を110円から100円にすることで、市が負担する額は幾らになるか、教えてください。

利用者負担を110円から100円に引き下げ、ふれあいパスと100円ワンコインで利用できるように変更するよう申し入れます。市長の見解をお聞かせください。

最後に、伊藤整文学碑についてお伺いします。

私の自宅は伊藤整文学碑の近くにあります。朝の散歩時や天気に恵まれた夕どきなどに訪れることがありますが、朝の登校時には塩谷中学校の生徒が登校前に一休みをしているところを見かけることがあります。小林多喜二や伊藤整の知名度は全国的にも知られているところであって、小樽市民にとって誇り高いことであります。

東日本大震災による市内経済への影響に関する調査特別委員会が、堺町にぎわいづくり協議会や小樽観光協会と行った懇談会においても、小樽市は観光都市宣言をしているが、観光を基幹産業ととらえていないとの話もありましたが、知名度の高い文学者を活用した事業も大切にすべきではないでしょうか。

函館市や釧路市は、石川啄木を競って観光に活用しております。インターネット上の伊藤整のロコミの欄には、場所は見晴らしのよい高台にあります、国道からわきに少しそれるだけですが、訪れる人は少ないというメッセージがあります。国道からの入り口の表示は目立たなく、狭い道路で文学碑の敷地は狭く、駐車場は1台がやっとのスペースです。その狭い敷地内は、市の担当部の管理によって清掃されておりますが、周りの雑木林に埋もれている状態であります。周りを整備することによって、左には積丹半島、右には塩谷漁港を有し、オタモイに匹敵する絶景を見下ろすことができるわけであります。

毎年、伊藤整文学賞の受賞で話題を呼んでおります。今年は授与式で、御長男の伊藤滋氏が講演いたしました。このような催しに対比しても貧弱な記念碑ではないかと心を痛めている次第であります。近くの住民からも、文学碑の周辺を公園として整備してほしい、文学碑に通じる道路を広げてほしいとの声が届けられております。記念碑の周辺は私有地ととらえておりますけれども、現状は雑木林となっております。市が借上げ、若しくは所有者の御理解、御協力を得ることで整備が可能だと思います。御見

解をお願いいたします。

再質問を留保して、終わらせていただきます。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 川畑議員の御質問にお答えいたします。

最初に、市営住宅環境の改善について何点かお尋ねがありました。

初めに、塩谷地域における市営住宅入居世帯数についてですが、5月末現在で、管理戸数520戸に対し、436世帯の方が入居されております。

また、小樽市の高齢化率につきましては、5月末現在で31.6パーセントであり、塩谷地域につきましては、35.8パーセントとなっております。塩谷住宅入居者の高齢化率は、37.5パーセントであります。

また、塩谷住宅の入居者に占める年金収入世帯の割合についてですが、遺族年金等は非課税であるため、受給世帯の把握は困難ですが、おおむね3割強の世帯が年金収入世帯と考えております。

また、生活保護受給世帯の割合は、25パーセントでございます。

次に、塩谷住宅に長く住み続けている人が多い理由についてであります。塩谷住宅はまちなかからやや離れた位置に立地しているため、家賃が他の住宅と比較し低廉であること、またなれ親しんだ地域に住み続けたいという愛着心などから転居も少なく、長期にわたって居住しているものと考えております。

次に、塩谷住宅に対する苦情及び改善要望についてであります。主なものは、結露がひどくカビが発生する、エレベーターがなくて階段の上りおりがづらい、畳替えをしてほしい、階段室内部やバルコニーの天井の塗り替えをしてほしいなどの苦情や改善要望が寄せられております。

次に、浴槽に合う高さのすこの設置についてであります。入浴時や使用時の補助となる浴室やトイレの手すりについては、それぞれの使い勝手に合わせて種類や取付け位置を決定し、入居者の負担により設置しているところであります。浴室のすこのについても、これらの手すりと同様に、それぞれの使い勝手に合わせて入居者の負担で設置していただきたいと考えております。

次に、塩谷住宅の建替えについてであります。本市では、平成22年3月に、既存住宅の長寿命化を図るため、市営住宅の計画的な建替え、改善、用途廃止などを進め、更新に係る事業費及び事業量の平準化を図ることを目的とした小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画を策定しており、この計画に基づき、建替えや改善などを進めております。塩谷住宅につきましては、2階建て以下の住宅は用途を廃止し、4階及び5階建ての住宅は長寿命化を図るため、屋根、外壁、断熱などの改善を行う計画となっており、建替えの予定はありません。

次に、ふれあいパスについて、市が10円を負担し、利用者負担を110円から100円にした場合の影響額についてであります。23年度予算において、約24万冊のふれあい回数券の販売を見込んでおりますので、これをベースにいたしますと、約2,400万円の負担増となります。

次に、利用者負担を10円引き下げ、現行の110円から、ワンコインとなる100円に変更するようにとのことですが、利用者負担を引き下げるためには、それ見合いの負担をどのように対処するのか、御質問にもございますが、確かにここ数年の市の負担額は減少傾向にありますが、本市の財政状況やバス事業者の経営状況、また利用者の御意見等を総合的に勘案し、慎重に判断しなければならないものと考えております。

また、ワンコインについてであります。このふれあいパスは、利用者、市、バス事業者の三者が利用実績に対し、おおむね5対3対2の割合で負担、実施している事業であります。ワンコインにすると、一般の利用者との区別がなくなり、ふれあいパスの利用実績の把握が困難となりますので、ワンコインへの変更は難しいものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 川畑議員の御質問にお答えいたします。

伊藤整文学碑についてでございますが、文学碑は昭和45年に建立され、平成5年、国道の拡幅工事に伴い、20メートルほど山側に移転をした経緯がございます。約500平方メートルの土地を市が購入し、その敷地にあずまや、ベンチ、解説板などを設置するとともに、周辺に植栽などが施されております。これまで市立小樽文学館が維持・管理をしております。定期的に清掃などを行っておりましたが、敷地周辺の個人所有地にイタドリが茂りまして、一部眺望を損ねていることもありますので、所有者の理解を得て、今後、除草などを行い、環境整備に努めてまいりたいと考えています。

なお、文学館では、市内の文学碑の紹介コーナーを設けまして、来館者に文学碑ガイドを配布するなど、小樽の文学碑についての周知啓発に努めてもおります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 8番、川畑議員。

**○8番(川畑正美議員)** 再質問をさせていただきます。

まず、順序が逆になりますが、文学碑の件で、前向きな回答だととらえています。

ただ、残念なことに、イタドリの除草だけでは足りないと思います。やはり車1台置く場所ではなくて、四、五台置けるようなスペース、そして雑木林が邪魔になって景観が見えないという状況もあります。その辺でぜひ検討を続けていただきたい。今年是小樽商科大学の100周年ということもありますので、できれば早急に取りかかっていたいただければ幸いに思います。

もう一つ、この文学碑の件ですけれども、先ほど言ったように、東日本大震災における市内経済への影響に関する調査特別委員会が、堺町にぎわいづくり協議会と懇談を行っているわけですけれども、その中で、小樽の観光産業を盛んにするには小樽市民みずから小樽のよさを発信できることが大切だという意見もありました。そんなことで市民の観光への関心も高まることになるのではないかと思いますので、この後も市民対象の文学散歩の一環として進めてきた文学碑めぐり、あるいはバスツアーの催しなども相乗効果が生まれると確信しておりますので、どうぞ続けていただきたいというふうに思います。

それから、市営住宅の関係であります。御答弁いただいた件数と、私どもが把握した状況と件数的には、大きな乖離はないと思います。ただ、道営住宅もあわせて調査していますので、その中では年金収入世帯率が、私どもの調べでは6割近くあったというふうに報告されています。そして、生活保護受給世帯についても、これはむしろ市営住宅のほうが25パーセントということで、私どもの把握から見れば10パーセントほど高くなっているという状況であります。

先ほど、市長のほうから御答弁をいただきましたけれども、まず、先ほどの御答弁の中にもあったように、市営住宅に入っている方々は家賃が低いことで長く住んでいると、そういうことが主な理由であります。ですから、逆に言えば家賃が高ければ入ってられないという状況もあるわけでありまして。

それで、今、小樽の公共賃貸住宅長寿命化計画では、市営住宅の活用法として、用途廃止あるいは改善、維持・管理に区分されておりますけれども、塩谷にある市営住宅は、用途廃止と改善の区分された住宅だけであるわけでありまして。私も直接訪問して、実態を拝見させていただいたわけですけれども、

居住者が入れ替わっているところは畳やふすまを張り替えなどしてくれているようですが、長く居住している場合、入居して20年経過していても畳の表替えやふすまの張り替えもされていないというのが実情です。まさに、古い家であればあるほど、こういうところに配慮して改善することが必要ではないかと私は思います。

また、先ほど市長の御答弁の中で2階建て以下の建物については、用途廃止という区分になっておりますけれども、現在住んでいる方々が、建物がいびつになっていて風が入り寒いとか、ふろの窓にビニールを張らなければとても寒くて入れないという実情もある。そしてまた、これからの季節には南京虫が出て、アレルギーのために苦勞しているという声も聞いています。やはりそこに居住している方々の生活を改善する、居住改善を何としてもやっていただきたいというふうに思っていますが、市長の考えを聞かせていただきたいと思います。

本定例会で、市長提案説明では、七つの重点公約の一つとして、高齢者や障害者の方が安心して暮らせる支援体制をつくることを挙げていました。そしてまた、長寿命化計画で挙げている住宅を長寿命化させることが大切でありますけれども、そこに住んでいる人の居住環境改善をぜひ進めていただきたい。とりわけ、先ほど言ったようなふろの改善、内装、畳、ふすまなどの張り替えを小まめにやっていただきたいと。市長がこの間も信条としているスピード感を持って対処したいというお言葉がありましたけれども、そのことを期待しておりますので、何としてもそういう対応をお願いしたいと思います。

それから、ふれあいパスについてであります。バスの利用者は感謝して利用させていただいているという声が多くあります。回数券の発行を本年24万冊予定しているということですから、利用者負担を110円から100円にすることで、2,400万円市の負担が増えるとのこと。金額的には高齢者支援の立場からいっても、決して大きな負担とは考えられないと思います。一般会計も黒字になっていることですから、市民サービス復元に取り組む第一歩にしていただきたい。利用者の利便性からも、100円ワンコインで利用できるような取り計らいをぜひお願いしたいと思います。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 私の公約であります高齢者、障害者の皆さん、それから全市民の皆さんが安心して安全に暮らせる、そういうまちづくりということについては、今後とも一生懸命に取り組んでまいりたいというふうに思います。

ただいまの市営塩谷住宅の問題、それからふれあいパスの問題については、それぞれ建設部長と福祉部長から答弁をさせたいと思いますので、よろしくをお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 建設部長。

**○建設部長（竹田文隆）** 川畑議員の御質問にお答えしたいと思います。

市営塩谷住宅の関係ですが、市営住宅全般の改善については、今、議員の御質問にありましたように、現在、長寿命化計画の中でそれぞれの住宅を位置づけて進めているところであります。これは市全体の市営住宅ですが、畳の表替え等もその中で計画的に進めていくということでもありますので、その時期が来たときにはきちんと対応させていただこうと思っております。

ただ、話にありましたふすまの張り替えについては市営住宅に入居するとき、入居者の皆さんに説明をしておりますけれども、要するに経年変化や入居する中で汚れたり破れたりするということがありますので、それは入居者負担ということをお願いをしているところであります。

それから、おふろが非常に寒いといった問題がありますけれども、そういった場合にはどういったことができるのかということをご個別に御相談いただければ、その部分については助言なりしていけるかと思っております。

南京虫の問題についても、なかなか平屋では発生するというのは聞いたことがないのですが、中層の市営住宅ではたまにあります。その原因を調べていくと、やはり住み方の問題というのが結構あります。そういった中では、住み方の指導だとかそういったこともしておりますし、それから場合によっては消毒を行ったこともございますので、これについても個別にどういうところで発生してどうなるかということをご相談いただければと思っております。

そういった中で、今、市長が答弁しましたように、市民の大切な財産ですので大事に使っていただくということと、入居者の方にも大事に使っていただきたい。そのために、言うなれば協働していろいろな形で市営住宅の改善を進めていきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 福祉部長。

**○福祉部長(中村 浩)** ふれあいパスについての再質問にお答えいたします。

利用者の立場についてまずお話がございましたけれども、この7月1日付けで事業者である中央バスの担当部長もかわられまして、このことについての意見交換をする機会がございました。バス事業者の立場も考えてくださいというお話がありまして、あと、当然、市の財政のことも考えなければならないわけですから、そういう意味で、ふれあいパスが高齢者の方々が外に出るためのツールになっていることは間違いございませんので、介護予防の観点ですとか、あるいは引きこもり防止ということからも、福祉セクションの政策としては継続をしてみたいのですけれども、今のような財政的な利用者の負担、事業者の負担、それから市の財政の負担、この事業は単独費でございますので、先ほど2,400万円ぐらいだからというお話がありましたけれども、補助金が入っているほかの事業とは大きくその負担の度合いが違います。単独費で1億数千万円というのはほかにはほとんどない事業でございますので、そのあたりも含めて、先ほど市長の答弁にもありましたように、慎重に対応してみたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育部長。

**○教育部長(大野博幸)** 文学碑の関係で何点が再質問がございました。

議員の御指摘のとおり、小樽には、小林多喜二あるいはこの伊藤整を含めまして30ほどの文学碑が市内あちらこちらにございます。これまでも文学館を中心にして、こうした文学的な財産といったものを活用した取組を進めております。

たしか一昨年になると思いますが、全国的に多喜二ブームがございまして、中央バスのほうでもそのツアーを組むという事業がありました。市の学芸員も文学館を訪れたそのツアーの参加者に、一定程度時間を割いて説明をする機会も設けさせていただきました。

そのほかにも文学館では、毎年、文学碑だけということではないのですけれども、小樽の文学にまつわるいろいろな切り口で、公募による文学散歩という事業もやっております。そういった意味では、さまざまな形での取組をしていかなければならないと思っております。

また、御指摘のありました伊藤整文学碑の駐車スペースの件ですけれども、確かにちょうど高台といえますか、上りきったところにそのスペースがあるものですから、十分な駐車スペースが用意されているということではございません。ただ、私も何度か訪れておりますけれども、路肩に車をとめるのがい

いかどうかは別にしまして、道路沿いというか、入り口の右側のほうに三、四台の駐車スペースはあるというふうには思っております。ただ、利用状況がどの程度なのか、たくさん車が来て道路を通れないですとか、御近所の方に御迷惑をかけるですとか、そういった実態があるのかどうかも含めて調査をさせていただきたいと思っております。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 8番、川畑議員。

**○8番（川畑正美議員）** 市営住宅の関係で、先ほど答弁の中に、市のほうに申し入れてくれればという話がありました。確かに居住者で担当している住宅管理公社のほうに直接言える人、あるいは市のほうに直接言える人はいます。しかし、私の回った中では、そういうことが言えないという人もいます。ですから、アンケートなどをもって市が実態を直接把握することが必要ではないかと思うのです。そこで具体的な対処を個別にしていくなきゃいけないかと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（横田久俊）** 建設部長。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 建設部長。

**○建設部長（竹田文隆）** 住宅管理公社では、日常的にそういった苦情相談を受け付けております。そういった中で、今、議員の御質問にありましたように、なかなか言えないという方もいらっしゃるのかもしれないけれども、そういった場合についても、我々も少しアンテナを張って入居者の御意見を伺ってまいりたいと思っております。

**○議長（横田久俊）** 川畑議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 18番、山口保議員。

（18番 山口 保議員登壇）（拍手）

**○18番（山口 保議員）** 一般質問を行います。

新市長着任早々、市幹部職員の政治資金規正法違反という重い十字架を背負われ、マイナスからの船出となりました。

しかし、一方で、3月11日に東北を襲った未曾有の大震災と福島第一原発事故の被害は、東北や北関東のみならず、本市の主要産業である観光にも大きな打撃を与え、一刻も早い対策の必要に迫られているとき、先般の臨時会に、10,000人ウエルカム事業や観光振興券交付事業など、即効性の期待できる事業をいち早く打ち出された市長の決断に対し、敬意を表するものであります。

また一方で、市民の空気を読み取りますと、このまちの衰退が長い間とめられない現状に、行政も議会も機能していないのではないかという不信感や失望感がうっせきしている、このことが今回の市幹部職員や市長後援会幹部の政治資金規正法違反事件での強い叱責となって現れたものと理解するわけであります。

本市の衰退は、1990年の日米構造協議以降、大規模小売店舗法など数々の規制が緩和され、大手資本が次々と地方経済に流入し、大型商業施設の立地やコンビニの新店、フランチャイズ企業の進出など、地域の商業は壊滅的な打撃を受け、建築業や不動産業なども大手ハウスメーカーや大手不動産管理あせん業の進出で、経営が大変厳しい状況にあるのは御承知のとおりであります。地域経済のありようが大きくさま変わりをしてしまったわけであります。地域に所得が残らない、その結果、地方税収も減少し続け、財政難に陥るわけであります。また、多くの地場企業や商店の後継者は家業の継承をあきらめ、市外、道外に仕事の手を求めて転出、その他の若者も同様にやむなく市外、道外に仕事の手を求めざるを得

ず、結果、高齢化が進み、財政需要が増え続けるという悪循環であります。さらに加えて、平成16年以降、国の三位一体改革で地方交付税が減額され、地方に一方的に負担が迫られ、地方自治体の多くは一気に財政危機を迎えることとなったわけであります。

御承知のとおり、本市も例外ではありませんでした。前山田市政の12年間はこの対応に迫られ、事業の縮小、市民サービスのカット、市職員数の削減と部局の整理縮小、市長をはじめ市職員の給料や賞与のカットなど、財政再建の取組に追われ続けた12年間だったと申し上げても過言ではないと思います。

一方で、多くの成果や将来に向けての布石を打たれたことも事実であります。寄附条例の制定は、その基金でまちづくり協働事業やその他の事業に生かされておりますし、景観行政では運河地区の高層マンション建設を機に、これは少し遅きに失した感も否めませんが、市景観条例の特別景観地区の範囲拡大を実施、また国の景観法制定を機に、他都市に先駆けて景観行政団体となり、景観法に基づく景観条例として強化されております。また、歴史資源を生かしたまちづくりの観点から、旧国鉄手宮線懇話会を発足され、旧国鉄手宮線活用計画をまとめられ、厳しい財政事情にもかかわらず、旧国鉄手宮線既得の中心部6,300平方メートルを除く中央通から手宮機関車庫までの1万5,200平方メートルを取得されております。観光行政では、本市を明確に観光都市として位置づけた市観光基本計画の策定、そして観光都市宣言を行い、観光推進プロジェクト会議を官民で立ち上げられ、小樽観光大学校やおたる祝津にしん祭り、おたる産しゃこ祭り、小樽がらす市など、ガラスや食などの新たな発信が生み出されております。また、港湾行政では、初めて港湾関係者以外の市民を交えた小樽港将来ビジョン懇談会を設置され、小樽港将来ビジョンをまとめられております。そして、平成23年度からの港湾計画の改訂に道筋をつけられたわけであります。山田前市政は、新市立病院の新築計画や港町埠頭の造成、ガントリークレーンの設置など、他にも多くの事業を手がけられましたが、私が挙げさせていただきました事例は、本市の都市としての魅力を再構築する上で欠くことのできない施策や布石であったと申し上げたいわけであります。

苦境に立たされている多くの地方都市の中でも、本市にはいまだ磨かれていない多くの歴史資源や自然資源が残されており、それらを磨き、生かし続けていくことができる潜在力を有していることは幸運であります。本市の衰退し続ける経済の唯一の牽引役だった観光も、1999年の入込客数972万人をピークに年々減少し、2009年には700万人を割り込み、昨年度は667万人と失速し続けている今こそ、この都市の魅力の再構築を「水と緑と歴史のまちづくり」の精神に立ち返り、推し進めなければならないのではないのでしょうか。

市長は、本定例会冒頭の提案説明で所信を表明され、その中で三つの基本姿勢を掲げられております。3番目の基本姿勢として、魅力ある生活都市の創造を挙げられております。本市の有する貴重な歴史的文化遺産や豊かな自然環境、情緒あふれるまち並みなど、本市特有の財産を守りはぐくみ、市民が誇りを持って暮らせるまちづくりを進めると決意を述べられております。

市長が述べられたまちづくりについて、私はここで具体的にお伺いしたいと思います。

まず、歴史資源の活用として、旧国鉄手宮線とその沿線の整備について、今後、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

旧国鉄手宮線は、小樽運河と並ぶ本市を代表する歴史遺産であり、平成19年には国の近代化産業遺産に認定され、我が国を代表する近代化遺産の一つであります。本市も、平成22年3月に、旧国鉄手宮線活用計画として、その活用構想をまとめられております。また、平成20年5月にまとめられた本市中心市街地活性化基本計画でも、運河周辺や堺町に集中する観光客を中心商店街に回遊させる重要な結節点として位置づけ、その保存活用の実効性を高め、景観保全を考慮した沿線の新たな建設誘導が求められ

ると書かれております。これらを受けて、昨年11月には、市文学館・美術館の改修に合わせて旧国鉄手宮線との一体化整備が行われ、旧色内駅の復元も並行して実施されております。

私は、この間、この地区の整備の方向性について、繰り返しさまざまなアイデアを提供させていただいております。特に、日銀通りから中央通りまでの山側沿線のまち並み整備が課題であるということは、共通の認識になっているものと理解しておりますが、小樽雪あかりの路のメイン会場として市民や観光客にも周知されたこの沿線は、中央通拡幅事業で実施された景観誘導事業などのインセンティブが必要と申し上げてまいりました。新たなまち並みの創出は、新たな観光資源として、失速し続ける本市の観光に活力を与えるからであります。

また、この地区の旧国鉄手宮線は、新谷市政の時代、平成13年に暫定整備され、現在の散策路となっております。私は、山側の沿線整備を促すためには、路面より1メートルほど高い位置にある山側沿線への取付けを改善し、線路側を玄関として利用できるような整備が必要だと申し上げてまいりました。そのためには、まくら木でのウッドデッキを構築、いわば日銀通りから中央通りまでのウッドデッキ用の長大なホームを築くべきだと申し上げたわけであります。海側については、線路のまくら木の高さに合わせてまくら木を敷き詰め、木道とし、人や人力車などが通行できるにぎわいを創出する。私は、この事業を、路盤の整備は市が発注する事業として、まくら木の敷設については市民や小樽ファンや鉄道ファンなどに呼びかけ、夏休みを利用した1か月間の長期イベントとして整備し、まくら木には参加ボランティアの名を一人一人刻印するなど市民参加型事業として行うべきと申し上げました。妙見川沿いの柳並木の遊歩道の敷設も、市民ボランティアの手で実施がされております。ぜひ検討していただけますか。市長の御所見をお伺いいたします。

次に、天狗山の夜景眺望としての魅力をどのように再構築することができるのか、私は函館や長崎の夜景にもまさるとも劣らないこの資源が十分に生かされていない現状に、いら立ちを感じておりました。

ようやく昨年、本市と観光協会、北海道中央バス株式会社との間で天狗山観光推進検討委員会が立ち上げられ、コンサルの協力を得ながら、さまざまな構想や議論がなされていることは承知をいたしております。このほど、天狗山観光推進に向けた提言としてまとめられたと伺っております。天狗山の夜景や眺望や自然との触合いは、本市観光基本計画の目指す時間消費型観光、「ゆっくりと時間が流れるまち・おたる」の実現には欠かすことのできない要素であります。この天狗山推進に向けた提言については、本定例会の経済常任委員会で報告されると伺っております。本市の、この委員会への参加の意義をどのようにとらえられているのか、また課題をどのように整理されているのか、お伺いいたします。

また、今後この構想の具体化に向けてどのような手順で進められるのかも伺いたいと思います。

次に、港湾計画の改訂についてお尋ねいたします。

平成9年以来の改訂の目的は何か、まずお伺いいたします。

さきにまとめられた小樽港将来ビジョンとの整合性、関係はどのようになっておりますか。特に、第3号埠頭の位置づけについてお聞かせいただきたいと思っております。

かつて小樽港は日本海貿易の中心でありました。私は、中国やロシア、韓国が、経済的にも力をつけ、貿易の相手国としての重要性を増している今こそ、本港の位置づけを見直す機会であると考えております。多くの課題はあると思いますが、北海道の豊かな農水産物など、我が国でも最もブランド力のある商品であり、対岸の中国でも求められる商材であると確信いたしております。

私は、一度、課題の整理が必要ではないかと考えてまいりました。国としての制度の違いや貿易慣習の違いや情報の不足など、そうした障壁を乗り越え、商談をまとめることができるのは、商社機能であります。現地に事務所を開設し、情報を集めることは一自治体の力では難しく、私は、北海道が上海や



北京に事務所を開き、商社機能をあわせ持つ必要があるのではないかと感じておりました。北海道ともこのことについて協議されるおつもりはないのでしょうか、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、市街地の緑の景観についてお尋ねいたします。

札幌市は、本年度から緑のボリュームアップ事業を計画され、実施に移されると伺っております。市街地の緑は、都市の魅力の大きな要素の一つであり、重要であります。

本市も、街路樹については、平成16年秋から、日銀通りをモデルケースとして、それまでの強剪定から弱剪定に変更し、5月のゴールドデンウィークには若葉の芽吹くすがすがしい景観となっております。

札幌市は、平成21年から、市内幹線街路樹については弱剪定に変えてきていると伺っております。

市長は所信の中で、市民力の活用によるまちづくりを提唱されております。また、町会など地域自治組織の活性化と連携も提唱されております。町会の理解と協力があれば、これまでの剪定のあり方も変えられるものと期待するものであります。緑の景観の重要性を認識され、市が方向性を示され、町会などに出向き、粘り強く説明し、理解を求めることが必要と考えます。市長の御所見をお伺いいたします。

次に、移住交流促進事業に関連をしてお伺いいたします。

昨年度の本市への移住者は、8世帯15人とお聞きいたしております。ホームページでは、本市でのさまざまな生活情報が載せられております。基本的な情報は各項目で網羅されておりますが、これをベースにして情報を加えていけばいいと思います。例えば、海での楽しみ、釣りなどは、釣具店がホームページに詳しく情報を載せておりますから、これとリンクすれば船釣りや岸壁での釣りまで詳しく知ることができます。シーカヤックやウインドサーフィンなども紹介できると思います。山での楽しみも、トレッキングのコースの紹介や、例えば赤岩の岩登りなど近年人気の高い、そういう情報もぜひ載せていただきたいと思います。春の山菜の楽しみや、カタクリやニリンソウ、エゾエンゴサクなどの山野草、これは都会に住む人にとっては大変魅力でございますので、こうした季節の情報などもぜひ載せていただきたいと思います。一度には難しいでしょうから、徐々に情報を増やして行ってほしいと思います。考え方をあわせてお伺いしておきます。

最後の質問です。

私は、今回、福島第一原発事故の小樽観光への風評被害による影響の大きさを、3月、4月に何度もなく堺町や運河周辺に足を運んで感じてまいりました。本市の観光が近年いかに東アジアを中心とした観光客に頼った観光になっていたのかと実感する出来事でありました。また、札幌を中心とした道央圏の来客リピーターが旭川に流れたり、近年の札幌市の都市整備が都市としての魅力を高め、並行して本市の魅力が低下し、札幌圏の客を取り込めなくなっていることに改めて気づかされた出来事でもありました。また、市民自身が本市の観光といかに縁遠いかと思い知らされた出来事でもあります。市内を訪れる観光客も徐々に回復はしているとはいえ、これまでる述べさせていただきましたように、都市の魅力の再構築を早急に具体的に進めなければ、本市の観光に未来はないと危機感を感じた出来事でもありました。

10,000人ウエルカム事業や夏季の観光振興券交付事業は、観光事業者や市内中心部の飲食を主とする商業者には大変期待されていると感じております。

私は、この秋を心配しております。3月、4月の落ち込みの大きさは、夏を持ちこたえても、秋に落ち込めば、持ちこたえられない事業者が出るのではないかと心配するわけであります。例えば、市民が観光に親しむ秋の3か月というようなキャンペーンを企画して、各店舗には商品の割引など、さまざまなサービスを提供していただき、誘客を図り、それに合わせて例えば中央埠頭基部の本市が開設をしている大型観光バスの無料駐車場を9月から11月の3か月間、キャンペーンに合わせて無料開放すること

などが考えられると思います。これは私の思いつきですから、お答えはいただかなくても結構でございますが、いずれにしても、秋に向けての何らかの対策は考えていらっしゃるでしょうか。このことを市長にお伺いし、私の質問を終わります。

なお、再質問は留保いたします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 山口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市再生への展望について何点か御提言がありました。

まず、旧国鉄手宮線とその沿線の整備についてですが、平成21年度に旧国鉄手宮線活用計画を作成し、順次整備を進めることとしております。今後の取組につきましては、事業実施に向け、国の交付金を導入するため、今年度、国への要望を行い、平成24年度から用地買収や施設整備を実施し、平成27年度までに事業を終えたいと考えております。

また、沿線の廃屋などについては、景観を阻害していることもあり、これまでも民間による開発を誘導するなどの方策について調査してまいりましたが、廃屋等の建替えなど、良好な景観の創出に対してどのような支援ができるか、引き続き研究していきたいと考えております。

次に、市民参加型事業として行うべきとの御提言ですが、整備に当たっては、市民などのボランティアに具体的にどのような協力をお願いできるかなど、まちづくりに携わる関係団体から御意見もいただきながら、研究してまいりたいと考えております。

次に、天狗山観光のリニューアルについてのお尋ねがありました。

初めに、本市の天狗山観光推進検討委員会への参加意義についてであります。天狗山地域は観光基本計画における小樽観光重点地域の一つであり、この地域の活性化は今後の小樽観光の振興に大きな役割を果たすものと考えております。したがって、観光事業者だけで取り組むべき課題ではなく、市と関係者が連携して事業を進めていかなければならないものと考え、検討委員会に参加したものであります。

次に、小樽観光の課題につきましては、主なものとして、時間消費型観光の推進、国際観光への対応、観光資源の発掘や体験型観光の提案などが挙げられますが、天狗山の観光振興はこれらの課題解決にもつながるものであります。そのため、検討委員会ではこれらの課題に対し、具体的なプランを想定しながら整理されてきたところであります。

また、同検討委員会から提言された構想を生かして、事業化に向けて具体的な検討を進めていくためには、マーケティング調査など、さまざまな検証等も必要であることから、議会での御意見も踏まえながら、天狗山の観光事業者である北海道中央バスと、その手法や体制について協議を進めてまいります。

次に、港湾利用の将来展望についてのお尋ねですが、まず港湾計画の改訂の目的についてであります。現行の港湾計画が既に目標年次を過ぎ、港の利用状況や社会経済情勢も大きく変化しておりますので、将来の物流動向やまちづくりの視点からのニーズを踏まえ、物流機能と交流機能が調和した港湾空間の創造を目指して、港湾計画を改訂することとしたものであります。

また、小樽港将来ビジョンとの関係についてであります。将来ビジョンは目標年次を過ぎた港湾計画にかわり、将来のあるべき姿として取りまとめたもので、法定計画とは異なる任意の計画であります。今回の港湾計画の改訂を進める上で、議論の出発点として活用していきたいと考えております。

そうした中であって、将来ビジョンにおける交流・生活ゾーンとしての第3号埠頭の位置づけにつきましては、当然ながら、新たな港湾計画に踏襲され、魅力的な国際交流空間としての活用を目指したものにしたいと考えております。

次に、中国との貿易にかかわる北海道との協議についてであります。本市といたしましても、これまで中国及びロシアにおける市場調査事業を進めてきた中で、現地企業との折衝、貨物の集約機能や輸出入手続などを代行できる商社機能の重要性について実感したところであります。

また、中国における北海道の知名度やブランド力の高さ、さらに輸出商材数の集積を考えると、オール北海道での事業展開が望ましいものと判断しております。北海道は、海外との経済交流の方針として、中国を重点地域の一つとして位置づけていることから、商社機能をあわせ持つ事務所の開設などについて、北海道に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、緑の再生についてであります。緑の再生の重要な要素であります街路樹は、現在、市内に42路線、約4,000本が植えられており、成長状況や道路沿線の状況などに応じて剪定方法を決めているところであります。

お話のありました日銀通りの街路樹については、おたる日銀通りまちづくり景観協議会やおたる花と緑の会などから、秋の落ち葉の回収などの協力を得て、弱剪定を行っているところであります。他の路線の弱剪定についても、町会などの協力が必要なことから、今後も関係町会の御意見を伺うとともに、札幌市など、他都市の状況等も調査して、市街地の緑の再生を図ってまいりたいと考えております。

次に、移住交流促進事業のホームページの考え方についてですが、このページは、本市への移住を促進するため、「小樽を知る」や「小樽に住む」、「安心して暮らす」、「元気に暮らす」など、九つのテーマで構成しており、それぞれのテーマの基本情報や関係機関のリンク先を掲載しているものであります。

移住促進のための情報提供では、生活関連情報に加え、生活を豊かにするような趣味や四季折々の情報などを提供することも大切で、有効であると考えておりますので、今後、本市の特性である自然豊かな海や山の楽しみについての情報などの掲載により、ホームページの充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、秋以降の観光経済対策についてであります。本市観光のトップシーズンを迎え、観光客の入込みに回復の兆しが見られるものの、下半期も引き続き宣伝活動等の観光客誘致事業の継続が必要と認識しているところであります。

市といたしましても、本定例会に、8月から民間事業者の方々と連携して、国内外に向けたキャンペーンに取り組む観光プロモーション推進事業や、9月からFMラジオを活用して、小樽観光の魅力を発信する観光情報発信事業などを提案しており、隣接する札幌市はもとより、国内外に向けた観光客誘致活動を図ることとしております。今後とも観光における経済波及効果を最大限享受できるよう、官民挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 18番、山口議員。

**○18番(山口 保議員)** おおむね期待したとおりの御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

1点だけですけれども、いわゆる沿線ではなくて、旧国鉄手宮線の整備について、関係の団体と協議してやっていきたいというようにおっしゃっていましたが、こういう事業は、言ってみるなら担当部署は観光振興室になると思いますけれども、その部署では無理だと思いますね。だから、基本的に

これは戦略の問題ですから、企画政策室は要するに事務局となって、市の部局の中でも若手の方が結構いらっしゃいますから、そういう方を有志として募る。それから、議員も元気のいいのがいっぱいいますから、そういう方にも参加をしていただく。私の前にも若い議員がいらっしゃいますけれども、そういう方も入っていただいて、プロジェクトチームをつくって、どういうスキームでやれるのか、鉄道に詳しい人もたぶん市民の中にはいらっしゃると思いますよ。そういう方も入れて、これが事業として本当にできるのか。もしできれば、これは確実にニュースになります。きっと全国ニュースになるでしょう。そういういわゆる宣伝の方法、いくら我々が頑張っても小樽雪あかりの路をやったとしても、旧国鉄手宮線の認知度はまだ低いですから、そういうふうにやりながらまちづくりをやっていくと。これが市長のおっしゃった市民力の活用だと私は思っているわけです。そういう検討の仕方を一度始められませんかということです。

冒頭に申し上げましたけれども、市民の怒りは、先ほど私も弁解しましたけれども、この都市の衰退がとどまらないことにいら立っているのだと思います。今申し上げたようなことが実現できれば、私は、市長のマイナスからの出発がプラス20点ぐらいになっていくと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 山口議員の再質問にお答えいたします。

冒頭、旧国鉄手宮線の活用計画を平成21年につくり上げたということを報告しましたけれども、実はこの座長を仰せつかっていたのが私でございまして、それには小樽商科大学の学生などにもメンバーに入らせていただいて、若い力で行動計画をつくり上げたところでございます。それに基づいて、今これから実際の実施へ向けた事業ということでございますので、今後、実施に当たってのいろいろなお知恵をそれぞれの皆さんから、専門的な御意見もあろうと思いますので、それについては前向きに検討していきたいと思っております。

**○議長（横田久俊）** 山口議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 3時50分**

**再開 午後 4時15分**

**○議長（横田久俊）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 6番、安斎哲也議員。

（6番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

**○6番（安斎哲也議員）** 一般質問をいたします。

中松市長は、公約で「市民力を生かした『活力あるおたる』の創造」と掲げ、持続可能な地域社会と活力ある地域経済の確立が必要であり、そのためには小樽の歴史と伝統の上に立った「市民力」を今こそ結集し、市民・行政と協働で創意工夫をしながら、「活力あるおたる」を創造していくことを約束し、4月の市長選挙で当選されました。

本議会は、市長にとっても私にとっても初の定例会となりますが、市長は初日の本会議で所信表明され、クルーズ客船の寄港増に向けて積極的な誘致活動を展開します、稲一再開発ビルの再生に向けて積極的な取組を進めます、雪対策や自然災害に向けた体制を強化するなど、改めて自身の公約について述

べられました。しかし、その中身は総論で、どのように積極的な誘致活動を展開するのか、積極的な取組をどのように進めるのか、どのように体制を強化するのか、具体的な施策が見えてこない所信表明となりました。ここで、市長が選挙前に配布された「中松よしはるの公約」に沿ってお尋ねいたします。

まず、公約1の「様々な連携による地域経済の活性化をはかります」についてですが、第3項で「経済団体などと連携を図り、商業環境の変化に対応した商店街づくりを支援するとともに、稲一再開発ビルの再生に向けて積極的に取り組みます」としてありますが、経済団体などどのように連携を図るのか、お示してください。

山田勝麿前市長は、2007年の選挙で、旧丸井今井小樽店の再活用に積極的に取り組みますとの公約を掲げましたが、再活用どころか、小樽グランドホテルは閉館、小樽開発株式会社は破産し、ビルは競売にかけられ、現在も幽霊ビルのままとっております。この原因の一つに、地権者との交渉不調が挙げられておりますが、3期12年務めた山田前市長が全く解決できずに公約未達成となった問題を、新人の中松市長はいつまでどのように解決されるのか、抽象的ではなく、具体的にお聞かせください。

第4項では、「商業港としての機能の充実と港湾振興を図りつつ、クルーズ客船の小樽港寄港に向けて積極的な誘致活動を展開するとともに定期コンテナ航路や国内フェリー航路の維持と利用促進を図ります」としてありますが、これらの施策について取組をお聞かせください。

6月17日に小樽商大で開かれた、伊藤整の御子息で都市計画専門の早稲田大学特任教授伊藤滋氏による講演を聴講してまいりましたが、伊藤氏から小樽について、日本全国で人口が減るが、小樽はもっと総体的に厳しくなる、魅力度調査は現場とイメージが違う、そのずれの最たるは小樽、神戸より上とは思えない、イメージがあるならそのイメージに合わせてまちを変えなければならないなどと厳しい御意見をいただきました。また、10年ぐらいいっかりまちを整備すると、小樽は魅力あるまちになる、クルーズ客船の港を整備すること、中途半端に貨物船を入れているのではなく、倉庫を改装してマンションにして、家からすぐヨットに乗れるようにしてはどうかなどのアイデアもいただきました。

今後、港湾計画を改訂するとしておりますが、市長や市職員だけではなく、専門家や市民の声を反映させた新しい発想の下で、抜本的に第3号埠頭のイメージを変えるビジョンが必要と思っておりますが、市長のお考えをお聞かせください。

現在は、倉庫の屋根に「ようこそ小樽へ」と細い字で塗装したり、埠頭一部を舗装し、10人から20人程度のボランティア団体が旗を持って手を振るだけの歓迎式典を開催するなど、小手先ばかりの整備に終始しております。

また、埠頭には商業用倉庫が並び、客船が入ってきたとしても、粉じんが飛び、異臭が出るなどの苦情も多くあります。将来的に交流・生活ゾーンと位置づけられているにもかかわらず、埠頭には市民や観光客が憩えるようなベンチ一つありません。規模は違えど、東京の隣の横浜のように、札幌の隣の小樽として、山下公園にとまでは言いませんが、汚い倉庫が目の前に並び、汚れた貨物船が停泊する商業埠頭ではなく、白い豪華客船と青い海を目前に、若いカップルが恋を語り、子供連れの家族がゆったりと時間を過ごせるような美しい魅力的な空間に整備してほしいと思っております。

今後の整備は迅速に進めていく必要があると考えますが、中松市長の御見解をお聞かせください。

昨年の国の重点港湾選定から小樽港は外れましたが、山田勝麿前市長は国土交通省に出向いてどのように説明してきたのでしょうか。たった一度だけ出向いて、よろしくと頭を下げただけと聞いておりますが、選定された釧路の海老名市長は毎月のように出向いてお願いしていたとのこと。結局、前市長の行動が重点港湾選定から外れるという事態を招いた一つの要因と言わざるを得ません。

国は、日本海側にある港湾施設の国際競争力を高めるため、秋に日本海側拠点港の選定を行うとして

おります。小樽市は外航クルーズ拠点港としての選定を目指し、今月下旬にも国に提案することになっているとのことですが、どのような方針で臨まれるのでしょうか。民間出身を強調して当選された中松市長の手腕に期待されますが、重点港湾選定の際の役人出身の前市長の二の舞にならぬよう、積極的な取組を進めていただきたいと思います。

公約2の「安心・安全で住みやすい環境整備を進めます」についてですが、第4項では、雪対策や自然災害に向けた体制の強化により、安心・安全なまちづくりを進めるとしてありますが、どのように強化を図り、安心・安全なまちづくりを進めるのでしょうか。

特に、雪対策では、毎年多くの市民から御意見、御要望が市に届けられていると思います。昨年度は何件で、どのような内容が多かったのか、お知らせください。

本年度は新たな試みとして、市民の方々に対して雪対策に関するアンケート調査を実施し、今後の計画策定の参考とするとしております。このため小樽市では、6月22日付けで、各町会に雪対策に関するお知らせとアンケート調査票を配付しました。しかし、この雪対策に関するお知らせについては、各町会とは別途に、町会の方々への回覧を依頼しております。ある町会では、町内回覧には70部必要だと連合町会に希望しているのに、市からはたったの10部しか渡されなかったと伺いました。お金がなく経費節減のため、70部ではなく10部刷って配付したとのことですが、その後、町会が依頼すると、新たに60部を郵送したとのこと。なぜ最初から依頼のある部数を配付しないで、無駄に郵送するという二重の手間をかけたのでしょうか。本当に町会の方々に雪対策に関するお知らせを回覧し、安心・安全なまちづくりを進める気があったのか、お聞かせください。

道内では、ニセコをはじめ余市や札幌などの近隣都市で、道路の路肩に溝を掘って雪を河川まで運ぶ流雪溝を設置している事例があります。札幌市では、流雪溝が整備された路線は運搬排雪が行われなくなり、地域でつくる運営協議会が責任を持って施設を有効活用しているとのこと。

高島地区にもそれと似たような施設があります。毎年、同程度の予算規模で同様の対策をしているだけでは、今後も市民からの苦情は減ることにはなりません。体制の強化の一つの施策として、流雪溝の設置を市内で推進するお考えはないのか、御見解をお聞かせください。

これまでに調査・検討されているのでしたら、小樽市におけるメリット・デメリットをお示しく下さい。

公約3の「教育環境の充実と、文化芸術・スポーツの振興を進めます」についてですが、第3項では「市民の誰もが文化芸術活動やスポーツに親しみ、参加できる環境づくりを進めます」としてありますが、4年間でどのような環境づくりを行うのか、お示しく下さい。

第6次総合計画の前期実施計画では、新・市民プール整備事業として、平成23年度から25年度までで先進事例の調査、関係団体との協議、基本設計、実施設計が盛り込まれております。

教育長は、本定例会の教育行政執行方針でも、新・市民プールの建設につきましては、引き続き建設予定地の調査を行うとともに、利用者の利便性を考え、民間施設の活用について検討してまいりますと表明されました。

しかし、利便性が高く、5,000平方メートルというような要件を満たす場所はなかなか見つからないのが現状だと思います。現在の高島プールでは、選手育成するにも手狭で、公認大会も開かれなことから、素質を持っていても伸び悩んでしまう現状があります。また、住民福祉の向上の観点からも十分な施設とは言えず、市民からは新・市民プールの早期建設が強く求められております。現在の進捗状況と課題をお知らせください。

次に公約4の「市民共調の街づくりを進めます」についてですが、第1項では「市民の意見を行政機

関に反映させる仕組みづくりを進めます」としていますが、どのような仕組みづくりなのか、お聞かせください。

今回の政治資金規正法事件を機に、市民の方々から厳しい視線が市役所に向けられており、市民の声を市政に反映することが強く求められております。

この事件を受けて市民センターで開かれた講演会、「健康な小樽市を作ろう」で紹介されたサクランボで有名な東根市では、地元のNPO法人に総合窓口業務を委託し、市民目線で市政を意識改革する好機となっていると聞いております。また、東根市では徹底した情報公開がなされており、市民の個人情報以外は原則公開し、市民の市政への積極的な参加による開かれた市政を実現させております。

小樽市が徹底した情報公開を行い、市民の積極的な参加による開かれた市政を実現させていれば、今回の事件のように、部長決裁の際にこそこそと一部候補者の政治資金パーティーの券を売買することにはならなかったのかもしれませんが。これまで小樽市の政策立案過程が全くわからず、ただ市が決定した政策だけが公表されておりますが、これでは市長の言う市民の方々が持つ多くの知識やアイデアから成る市民力を生かすことはできないと思います。政策立案過程も市民にオープンにし、庁内会議も公開しなければ、市民力を生かせないのではないのでしょうか。中松市長の市民力とは一体何なのでしょう。

次に、パーティー券事件での庁内掲示板書き込み削除についてお尋ねします。

6月17日の北海道新聞に、市職員が庁内専用ホームページのよもやま掲示板に投稿した「がっかり政治資金規正」との題名の書き込みがシステム管理者によって削除され、閲覧できなくなったと報道されました。

まず、この掲示板の設置に至る経緯、役割をお示しください。

これまで削除された投稿があるのか、削除された投稿があるならば、どのような事例なのか、お聞かせください。

また、書き込み削除にはどういう基準が設けられているのか、お示しください。

報道によれば、今回の書き込み削除は、建設的な内容ではなかったことを理由に挙げております。投稿を削除したといっても、データ通信や利用状況を残すログは残っていると思いますので、どのように建設的ではなかったのか、内容をお示しください。

そもそも、この掲示板は発言自由な掲示板とうたっているのに、この発言を削除する行為は、職員の間で事件に関する自由な発言機会を奪う行為との不満の声も出ているようです。市長の御見解をお聞かせください。

最後に、北運河周辺の観光計画についてお尋ねしますが、小樽市では、平成18年に、小樽観光の新たなステージとなる今後10年を見据えた小樽市観光基本計画を策定しました。この中で、中央・手宮地域は小樽港に面し、小樽運河をはじめ旧日本郵船小樽支店や日銀金融資料館などの歴史的建造物、手宮線跡地などの観光資源が数多く点在し、小樽ならではの景観を形成しているとしております。この地域の展開方策として、観光客の地域内回遊性の向上を挙げておりますが、市としてどのような取組をしているのか、お聞かせください。

また、その効果もあわせてお知らせください。

手宮は、鉄道のゼロマイル起点として重要な役割を担いました。現在の車社会の中、今度は車観光のゼロマイル起点として、手宮のまちから市内を回遊させる新しい観光誘致策を図ってはいかがでしょうか。この新たな観光誘致策として、手宮の総合博物館を道の駅に登録してはいかがでしょうか。

2010年の北海道道の駅スタンプラリーの応募者数は8,957名おり、このうち完走賞は2,471件となっております。道の駅に登録することによって、新しい観光客誘致にもつながると思います。

北海道内にある道の駅のうち、国道ではなく、博物館のように道道に面した場所に道の駅が設置される例もあります。博物館を利用すると、新たに休憩所を備えた施設を整備する必要はありませんし、20台分の駐車場、10器以上の便器数など、道の駅の登録要件が整っております。歴史ある施設のほか、手宮公園、緑化植物園など、小樽らしい自然豊かな観光資源が点在するこの手宮地区の博物館施設を道の駅に登録してはいかがでしょうか、前向きに御検討いただきたいと思います。

以上、再質問を留保し、質問を終了します。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 安齋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私の4年間の重点公約について何点かお尋ねがありました。

まず、経済団体などとの連携についてであります。商店街支援につきましては、今後とも小樽市商店街振興組合連合会などの関係団体と情報や意見の交換などを通じ、十分な連携を図りながら、空き店舗の有効活用、イベントの開催、販売促進事業に対する支援など、各種の施策を総合的に実施してまいります。

また、稲一再開発ビルにつきましては、昨年、小樽商工会議所内にプロジェクトチームが発足したことから、情報の収集、共有など、密接に連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、同ビルの再生についてであります。これまで建物が共有名義であることや地権者の関係など、課題が多くあったことから売買契約成立には至りませんでした。今年に入り競売に移行し、売却可能価格が明らかになったことにより、売買の動きが加速するものととらえております。現在、裁判所による競売手続の一方で、小樽開発株式会社の破産管財人が施設の任意売却及び再生に向け、関係者と協議を行っているところであります。今後の見通しにつきましては、現時点では競売手続の終了が一つのめどとなるものと考えておりますので、市といたしましては、既に第1種大規模小売店舗立地法特例区域の指定を受けており、引き続き施設の再生に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽港について何点か質問がありました。

まず、港湾振興についてのお尋ねであります。基本的には官民一体となったポートセールスが重要と考えており、貿易セミナーや荷主懇談会などを通して情報収集や情報発信に努めてまいりたいと考えております。

なお、クルーズ客船の誘致につきましては、船社や旅行代理店を訪問する折、北しりべし定住自立圏内の町村と連携しながら、魅力ある観光プランを提案するとともに、小樽港貿易振興協議会をはじめとする関係団体と協働して受入れ態勢の充実強化を図り、寄港増に向けた積極的な誘致活動に取り組んでまいります。

また、定期コンテナ航路や国内フェリー航路につきましては、船社や代理店との連携を密に、道内外の荷主訪問を行うなど、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、第3号埠頭の計画策定についてであります。港湾計画や長期構想を策定する際には、これまでも関係団体のほか、有識者、市民の方々などから広く意見を伺い、取りまとめてきたところであります。第3号埠頭の具体的な整備方針につきましては、今後進めていく港湾計画の改訂作業の中で検討していくこととなりますが、この地区はまちづくりの視点からも重要な位置を占めておりますことから、広く市民の声を聞きながら進めてまいりたいと考えております。



次に、第3号埠頭の整備内容についてであります。第3号埠頭は小樽駅から港に至る重要な都市軸上にあることから、観光振興の面でも大変魅力的な空間であると認識しており、将来的には小樽港ならではの魅力ある国際交流空間としての活用を目指したいと考えております。

なお、具体的な整備に当たりましては、現状の物流活動との調整が必要でありますことから、条件が整い次第、段階的に進めていくことになると考えております。

次に、重点港湾選定の際の対応についてであります。選定基準があいまいで、納得できる説明もなく、甚だ遺憾であったと思われませんが、前市長としても直接国土交通省に行き、当時の担当政務官や港湾局長に面談の上、定期航路を有する小樽港の拠点性や大型クルーズ客船に対応する機能強化の必要性について説明し、重点港湾への選定を強く訴えたものと承知しております。

次に、このたびの日本海側拠点港への対応方針についてであります。国の募集要領では、日本海側港湾に求められる機能ごとに大変厳しい選定基準が示されておりますが、小樽港といたしましては、背後観光地のクルーズ拠点としての選定に向けて応募したいと考えております。

なお、応募に当たりましては、クルーズ客船寄港地としての優位性や北海道観光への貢献度などを訴え、拠点港の選定に向け、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

次に、雪対策や自然災害に向けた体制の強化についてであります。雪対策につきましては、除排雪、凍結路面管理などを一括して委託する地域総合除雪や除雪弱者を対象とする置き雪対策、老朽化したロードヒーティングの更新を行うとともに、国道や道道の管理者と連携を図りながら、市民ニーズに即応した円滑で効率のよい除排雪に努めていきたいと考えております。

自然災害につきましては、自然災害発生のおそれがある場合、危険性のある場所から安全な場所へ迅速かつ確実に避難することが非常に大切です。このたびの東日本大震災では、津波が各地に壊滅的な被害をもたらし、多くの方が犠牲になりました。

本市におきましても、津波に対する体制強化が急務であることから、今年度、津波ハザードマップを作成するための基礎調査を実施し、他市町村の作成例も参考にしながら、津波ハザードマップの作成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

また、本年8月に北海道から示される津波避難計画策定の指針に基づき、沿岸部の地形や地域の特性も考慮した津波避難計画の策定作業に取りかかるなど、津波からの避難体制の整備、強化を図って、安心・安全なまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

次に、昨年度の除排雪に関する御意見、御要望の件数についてであります。北地域を担当する第1ステーションが391件、松ヶ枝地域の第2ステーションが427件、桜・朝里地域の第3ステーションが848件、銭函地域の第4ステーションが150件、手宮地域の第5ステーションが411件、勝納地域の第6ステーションが355件であり、合計2,582件となっております。

また、御意見等の内容につきましては、除雪依頼が一番多く、次に排雪依頼、除雪後の苦情、砂箱への砂補充の順となっております。

次に、雪対策に関するお知らせについてであります。今後の除排雪計画策定の参考とさせていただくため、初めての試みとして、各町会役員の皆様に除排雪に関するアンケートをお願いしましたが、あわせて市民の皆様にも、昨年度の取組について周知を図るため、除雪費や降雪量を記載した雪対策に関するお知らせを配付したところであります。その際、回覧に必要な部数を配付しなかったことから、現在、不足分について各町会に持参しているところであります。今後につきましては、市民の皆様からいただいた御意見、御要望を踏まえ、より充実した除排雪により、安心・安全なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、流雪溝の設置についてであります。過去に検討を行った経緯があり、一般的には排雪費用の軽減につながるなどのメリットはある一方で、本市においては、急坂により流速が速くなるため、十分な水深が確保できないこと、また必要な水量が確保できる河川が少ないこと、さらには上下水道等の地下埋設物の移設が必要なことから、建設費が多くなるなどのデメリットがあるため、整備を断念したものであります。

次に、文化芸術・スポーツ振興について、4年間でどのような環境づくりを行うのかとお尋ねですが、本市の特徴として、豊かな自然や歴史的遺産、長い歴史にはぐくまれた伝統文化があり、こうした財産を活用した文化・芸術、スポーツ活動が行われています。

先日開催された運河ロードレースには、道内外から多くの選手が訪れ、過去最高の参加者数となりました。また、最近では能楽堂や総合博物館を利用し、市民レベルでさまざまな取組が行われております。こうした取組は、市民だけでなく、小樽を訪れる観光客にもアピールできるものであります。

私といたしましては、教育委員会の意見も聞き、活動団体との連携を図りながら、観光振興とリンクした施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市民の意見を行政機関に反映させる仕組みづくりについてですが、これまでも市長への手紙やまち育てふれあいトーク、町会長と市との定例連絡会議やパブリックコメントの実施などを通じて御意見を伺い、まちづくりに反映されてきたものと認識しております。

私といたしましても、まちづくりの主役は市民であるという認識の下、市民の皆さんの御意見を市政に反映していくことは必要であると考えておりますので、これまでの施策を着実に進めるとともに、他都市の事例を参考にするなど、さらなる取組について検討してまいりたいと考えております。

次に、市民力についての御質問ですが、市民力とは、市民の皆さんが有するまちづくりの可能性やヒントとなる多くの知識やアイデアであり、多様化する市民ニーズや地域課題にこたえるためには、この市民力の活用が必要なものと考えております。

私が公約に掲げた「市民力を生かした『活力あるおたる』の創造」を進めるためには、市民の皆さんとの間に確かな信頼関係を築くことが重要であると考えております。そのためには、市民参加による懇談会や説明会の開催、パブリックコメントの実施など、市民の皆さんへの情報の公開を図ることで情報の共有に努め、信頼関係に基づく市民力を生かしたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、庁内専用ホームページ、よもやま掲示板設置の経緯と役割でございますが、この掲示板は庁内LANの一つの機能として、平成14年3月から運用を開始し、その役割としては、事務の改善を図ることを基本とし、有益な情報が掲載されているホームページを他の職員へも知らせることや、自分の担当業務について他課の職員の意見を広く求めるなど、職場の中だけではできないコミュニケーションを図るために設置したものであります。

次に、過去に削除された書き込みについてですが、特定の職員への誹謗中傷や選挙時の特定候補に関する書き込みなど、数件の事例があります。

次に、書き込み削除の基準についてですが、特に削除についての基準は設けておりません。事務の改善を図るなどの設置目的にそぐわないものについては、システム管理者の判断の下で削除しております。

次に、今回削除された書き込みがどのように建設的でなかったのかということについてですが、今回の書き込みは特定の職員を誹謗中傷するような内容であり、今回の政治資金規正法違反事件の再発防止などについて、職員間での議論につながるような内容ではなかったため、システム管理者が削除したと聞いております。

次に、今回の書き込みの削除が職員の自由な発言の機会を奪う行為であると不満の声が出ているとのことについてであります。この掲示板はインターネット上の掲示板とは異なり、あくまでも庁内LAN上の掲示板ですので、業務の改善や庁内のコミュニケーションに役立つものであることが前提となります。発言自由な掲示板とはいえ、その内容が設置目的にそぐわないものについては、削除せざるを得ない場合もあると考えております。しかしながら、掲示板は職員間のコミュニケーションを図る上で重要なものであると考え、業務についての意見交換の場として有効に活用してもらいたいと考えております。

次に、北運河周辺の観光計画についてお尋ねがありました。

初めに、中央・手宮地域における観光客の地域内回遊性の向上についてであります。これまでもこの地域の回遊性向上のため、おたる案内人マイスターの皆さんに提案をしていただいた北運河をテーマにした新しい周遊型観光コースのマップを作成し、観光客に提供しているほか、この地で開催されるイベントの周知宣伝などにより、地域内の誘客にも積極的に取り組んでいるところであります。

さらに、この北運河コースは、今春からJR東日本による道央圏の街歩きツアーに採用されており、個人旅行向けの新しい着地型商品としてますます周知が図られるものと期待を寄せております。

また、取組の効果についてであります。昨年は機関車庫三号の修復工事が完了したこともあり、総合博物館本館や手宮洞窟保存館などでは、前年を上回る入館者数があったところです。今後とも、この地域の持つ歴史的景観が生み出す小樽ならではの魅力を発信することで、市内における観光客の回遊性向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、総合博物館を道の駅に登録できないかとの御質問ですが、道の駅は道路利用者のための休憩機能、情報発信機能、まちとまちが手を結び、活力ある地域づくりをともに行うための地域連携機能という三つの基本的機能を有した休憩施設であると認識しております。

総合博物館は、御存じのとおり、社会教育施設であり、道の駅として求められる機能を有していないほか、総合博物館の利用者以外の駐車場を新たに確保し、24時間対応のトイレやサービス施設などの道の駅としての機能を整備することは、総合博物館の利用に支障を来すこととなりますので、総合博物館を道の駅として登録することは困難であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 安齋議員の御質問にお答えいたします。

新・市民プールについてでございますが、教育委員会としましては、これまで道内の他の市の公営プールの調査を行うとともに、利用者へのアンケート調査や利用団体などとの話し合いを行ってまいりましたが、現状では、公認の25メートル8コース、幼児用プール、採暖設備などが必要との要望が寄せられております。

また、市営プールの利用者には子供や高齢者が多く、公共交通機関の利便性の高い場所で5,000平方メートル程度の面積が必要とされますので、現在、建設場所については市長部局とも連携をし、候補地の検討を進めているところでございます。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 6番、安齋哲也議員。

**○6番(安齋哲也議員)** 再質問させていただきます。

まず、稲一再開発ビルの再生についてですが、競売終了後がめどということで御答弁いただきましたけれども、それはいつで、その後どういうふうに進んでいくのか、お聞かせください。

次に、港湾計画の改訂についてですけれども、まちづくりの観点からも重要で、広く市民の声を聞くという答弁をいただきましたけれども、どのように市民の意見を聞いていくのか、お聞かせください。

次に、流雪溝についてですけれども、先日、隣の札幌市で話を伺ってきたのですけれども、流雪溝の設置にはお金がかかるということで、今後の取組はなかなか難しいというお答えをいただきました。

ただし、市民へのきめ細かな除排雪をしていくために、個人宅で融雪溝を設置する際の融資制度などを設けているというふうに聞きましたので、もし市長が安心・安全なまちづくりを目指すのであれば、そういった新しい融資制度などを御検討いただけないかと思っております。御意見をお願いします。

次に、よもやま掲示板についてですけれども、特定の職員を誹謗中傷されたということで削除したということなのですけれども、誹謗中傷というのはどのようなものだったのか、言語なのか、それとも職員がした行為について批判をしているのか、その点について、職員が特定されない程度にお知らせください。

次に、道の駅についてなのですけれども、総合博物館の登録は困難だということで御答弁いただきましたけれども、観光業者や観光関係者などに伺うと、やはり今後の観光施策の一つとして、道の駅が欲しいという意見が結構ありました。ですので、総合博物館に限らず、小樽市内に道の駅を設置することができないかなど、検討するような場をつくっていただきたいと思えます。まず、それについてお答えください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** まず、稲一再開発ビルにつきましては、現在、裁判所による競売手続の一方で、小樽開発株式会社の破産管財人が任意売却等に向けて、手続をしているところでございます。時期については、まだはっきりいつということは申し上げられませんが、できるだけ早くそういったことが実現するとよろしいかと、こんなふう思っております。

港湾計画と流雪溝については、後ほど部長のほうから答弁させていただきます。

次に、総合博物館を道の駅に登録できないかという件でございますけれども、今、小樽市内には残念ながら、道の駅が一つもございませんので、何とかどこかで道の駅ができないかということについて、以前からそのような計画というか、話し合いもしておられますので、何とかそういった面については私としても検討していきたいというふうには思っておりますけれども、総合博物館を道の駅にというのは少し厳しいのかというふう思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 産業港湾部参事。

**○産業港湾部参事（鈴木勇三）** 第3号埠頭の計画に関して再質問にお答えいたします。

まず、第3号埠頭のまちづくりの上でのポテンシャルということは以前から申し上げておりますけれども、一つは、小樽駅から真っすぐの都市軸上にあつて、いわゆる港町としての小樽の雰囲気といったものを象徴するような空間であるという部分がございますので、これについては市民の関心も相当高いのだろうというふう思っております。もう一方、港湾の視点から見ますと、小樽港に入ってきた入港船が真正面に見えるところが第3号埠頭ということになるわけでございますので、その意味でも港にとってのステータスシンボルといった地区になり得るポテンシャルを有しており、こういった部分については当然ながら広く市民の意見を伺って、どういうふうな整備の方向を目指すべきかという部分を伺っていくのが重要なことと考えております。

具体的な市民の声の聞き方でございますけれども、従来から行っているパブリックコメントの方法ももちろんあるわけでございますけれども、今後、港湾計画の改訂を進める中でさまざまな懇談会なりが設けられることになると思います。その中で、従来でありますと、ほとんどは団体を代表する方々から成るメンバーで構成されておりましたけれども、先ほど山口議員の御質問の中でもございましたけれども、将来ビジョンを考えたときに、いわゆる一般市民の方にもできるだけ入っていただこうという、そういう試みを実はやりました。まだ決めていませんけれども、今後もそういった視点で、例えば一般市民から公募することも含めて、どんな形で一般市民の意見を組み入れていくか、これについては検討していかなければならない、そういうふう考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 建設部長。

**○建設部長（竹田文隆）** 融雪装置に対する助成制度についてでありますけれども、平成18年度までは市の直貸し制度という制度がございました。19年度からは、北洋銀行との協調融資で同じ融雪装置に対する融資制度を持っていますので、もし希望者がいればそれを御利用いただくという形になります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 総務部長。

**○総務部長（迫 俊哉）** 私からは、よもやま掲示板の削除の件について答弁させていただきたいと思っております。

削除された内容ですので、詳細については答弁できませんけれども、市長の答弁と重複する部分もございまして、今回の政治資金規正法にかかわる違反事件にかかわった職員に対する誹謗中傷であったということでございます。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 6番、安齋哲也議員。

**○6番（安齋哲也議員）** 稲一再開発ビルの再生についてですけれども、時期が早急にわかればということで御答弁いただきましたけれども、その後どういうふうに進んでいくのかをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、港湾計画の改訂の件で、一般市民の公募して酌み取っていくように検討したいということでしたけれども、以前、総合計画を策定する際に、私の知人が委員として参加していたのですけれども、その委員が何か市からたたき台が出た案に対して意見を出すと、そんなこと言っているのではないと、それを聞いて、了承すればいいのだというような話を言われたというふうに聞いていますので、そういうことがないように、ぜひ取組を酌み取っていただきたいと思っています。

次に、よもやま掲示板の誹謗中傷についてですけれども、そのかかわった職員をどういうふうに誹謗中傷したのかというのを、可能な範囲でお聞かせいただきたいので、よろしく申し上げます。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 安齋議員の再々質問についてお答えいたします。

まず、稲一再開発ビルでございますけれども、先ほども答弁したように、競売で、今、法的な形で進んでおります。それから、管財人としては任意売却を含めて、いずれにしても今あのままにしておかず、何とか早く購入していただける、そういったところを見つけていきたいというふうに思っております。

それで、どういう方がそれを取られるのかということが一つの問題でございますので、どういう方

が取得されるのか、取得された方がどういうふうにするのか、そういったことについては、その取得された方と協議をして、できるだけあの辺のにぎわいづくりになるような、そういう活用をしていただきたい、このように思っているところでございます。

あとの二つについては、部長から答弁させます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 産業港湾部参事。

**○産業港湾部参事(鈴木勇三)** 市民公募で選考した委員の意見についてもよく聞くようにといったお話でございましたけれども、総合計画のときに、実は私も担当しております、ある程度の状況というのは承知しておりますけれども、決して市民の方の意見をすべて拒否したといったことではございません。委員間の議論の中ではいろいろな激しいやりとりがあったのは記憶してございますけれども、私どもとしては、全体の意見を皆さんたき合わせて、委員同士での議論がある中での全体を聞いた上で、最終的な取りまとめを、委員長なり座長なりの御判断もいただきながらまとめていったという経緯はございます。

港湾計画につきましても、同じような答弁ということになるわけでございますけれども、一人一人の意見がすべて採用されるかどうかというのは、それはまた別問題だと思いますので、やはり懇談会なり委員会なり全体の意見として、総意の下にまとめていただきたいと思っていますし、行政としてもそういった部分を尊重しながら、組み入れて計画をつくっていくことになるのだろうというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 総務部長。

**○総務部長(迫 俊哉)** 掲示板から削除された書き込みの内容についてということですが、庁内の掲示板に掲示しておくことがふさわしくない内容ということで削除をさせていただいたものですから、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

**○議長(横田久俊)** 安齋議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 23番、佐々木茂議員。

(23番 佐々木 茂議員登壇) (拍手)

**○23番(佐々木 茂議員)** 会派代表質問も終わり、一般質問も私は最終の6人目となりますと、質問も重複してくると思われそうですが、私は4年間の空白もあり、観点も違いますので、通告どおり質問をさせていただきます。

初めに、行財政の状況についてであります。

本市においては、行財政改革を進めてこられたと思いますが、平成21年度普通会計ベースでの財政運営状況について、歳入総額、歳出総額、実質収支、財力指数などの財政指標と地方債残高について、10年前の平成12年と比較して、その状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。

本市の財政構造は、義務的経費の占める割合が高い特徴があり、人件費総額の抑制のため、職員数を削減されてこられたと思いますが、同じく10年前との比較では、職員数の状況についてどのようになっているのか、お伺いします。

公共施設の整備状況については、建設・拡張から適正な維持・管理の時代に移行しておりますが、道路改良率、舗装率、水道普及率、水洗化率について、同じく10年前との比較でお伺いいたします。

また、道路改良率、舗装率については、直近の状況を全道平均と比較するとどのようになっているの

か、お伺いいたします。

次に、まちづくりテーマと施策の体系についてであります。

小樽市の将来都市像「歴史と文化が息づく 健康、にぎわい、協働のまち」とし、まちづくりのテーマを過疎地域自立促進対策の基本方向として定める中、「小樽ならではの価値＝地域特性・強み」を踏まえ、本市の持つ潜在力を引き出し、各分野における施策を総合的かつ計画的に展開することにより、過疎化を食い止め、地域の自立を促進するため、第6次小樽市総合計画、小樽市過疎地域自立促進市町村計画に掲げられておりますが、その概要についてお伺いいたします。

次に、公会計制度の改革と対応についてであります。

地方財政健全化法が成立し、地方自治体は情報開示のため、財務書類を整備しなければならなくなりました。私は以前にも公会計制度について質問をさせていただきましたが、4年経過して、本市の対応についてどのような進行状況か、お答えください。

また、公会計改革もたらす効果、財務書類の作成、公表にとどまらず、それを住民への財務状況の適切な開示や庁内における行政経営に活用できる仕組みをあわせて検討する必要があると思われまます。全国の市区町村のうち、財務書類を公表している団体、活用目的について、あわせてお伺いいたします。

次に、災害に強い地域づくりについてであります。

大雨や地震、津波などに備え、本市における災害対応マニュアルの策定状況、国民保護措置の実施に当たり、本市における物資及び資材の備蓄、整備する必要な物資及び資材について、どのように定めているのか、また地域連携については大災害発生時における官民のデータ共有など、本市として災害に強い地域づくりを目指すことについてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次に、中心市街地活性化対策についてであります。

中松市長の4年間、七つの重点公約の2項目に「街づくりの核となる稲一再開発を商工団体と連携し、道筋をつけて行きます」とあります。私も選挙スローガンに魅力ある観光地、まちづくり、民間活力での経済活性化策を掲げておりました。市民の声を背に受け、一日も早く旧小樽グランドホテル周辺問題に取り組んでいかなければならないと思います。中松市長には就任間もないことではありますが、現時点における状況、今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、教育関係であります。

教育基本法の改正、生涯学習関係についてであります。「21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」を目指した教育改革を着実に進めるため、教育基本法の改正が進められ、平成18年12月15日、国会において新しい教育基本法が可決・成立し、同22日に公布、施行されました。その中で、生涯学習の理念についてはどのような改正が行われたのか、お伺いいたします。

次に、教育振興基本計画についてであります。平成18年12月に改正された教育基本法に基づき、平成20年7月、教育振興基本計画が閣議決定されました。そこで、総合的計画では、教育立国の実現に向けて取り組む必要性、目指す教育の姿、四つの基本的方向に整理している各項目についてお伺いいたします。

最後の質問になりますが、学校図書館の充実についてであります。これからの学校教育においては、児童・生徒の主体的な学習活動やよりよく問題を解決する能力、豊かな感性や思いやりの心などをはぐくんでいくことが重要であり、学校図書館は読書活動等を通じて、これらを推進していく上で極めて大きな役割を果たすことが求められています。

公立義務教育諸学校の学校図書館図書整備については、平成19年度から23年度まで、新たな学校図書館図書整備5か年計画を策定し、総額約1,000億円、単年度約200億円の地方財政措置がされてお

ります。

そこで、本市においては、この計画に基づき、増加冊数分、廃棄される図書を更新するための更新冊数分を整備するための金額、図書数など、どのように活用されているのか、お伺いいたします。

以上、再質問はいたしませんので、わかりやすい御答弁を期待して、私の一般質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 佐々木茂議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市の財政状況に関連して、平成21年度と12年度の比較についてであります。普通会計ベースでの21年度決算歳入総額は約575億8,190万円で、12年度決算に対し約141億1,564万円、19.7パーセントの減、歳出総額は21年度決算が約575億7,719万円で、12年度決算に対して約137億1,056万円、19.2パーセントの減となっております。

また、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、21年度では約91万円の黒字、12年度は約3億3,370万円の黒字でありました。

一方、主な財政指標のうち、財政力指数は21年度では0.477となり、12年度の0.465と比べますと0.012ポイント好転しておりますが、依然として標準的な行政サービスを提供するために必要な経費の半分以上を国からの交付税に依存している状況にあり、公債費負担比率は21年度は19.5パーセントで、12年度の18.2パーセントに対し1.3ポイント上昇し、経常収支比率は98.1パーセントで、12年度の94.9パーセントから3.2ポイント、こちらも上昇しており、財政構造としては臨時的経費に使える財源が少ない硬直した状況が続いております。

なお、地方債残高につきましては、21年度末では約561億4,866万円となっており、12年度末の約764億4,523万円に比較して約202億9,657万円、26.6パーセントの大幅な減となっております。

次に、職員数の状況についてであります。財政再建を進める中であって、職員数の削減にも努めてきた結果、病院局なども含めた全会計の職員数は、平成22年4月現在で1,681人となり、12年4月現在の2,255人と比較いたしますと、この10年間で574人、25.4パーセントの人員を削減してきております。

次に、公共施設の整備状況についてであります。道路改良率は、平成21年度末では80.2パーセントとなり、平成12年度末の78.4パーセントに対して1.8ポイント上昇し、舗装率は同じく76.5パーセントで2.3パーセント上昇しており、平成21年度末での道路改良率及び舗装率の全道平均はそれぞれ66.1パーセント、57.0パーセントでありますので、本市はいずれも全道平均を上回っております。

また、水道普及率は、21年度末は99.9パーセントで、12年度末の99.8パーセントに対し0.1ポイント上昇し、水洗化率は同じく95.2パーセントで、3.9ポイント上昇しております。

次に、まちづくりのテーマと施策の体系についてであります。本市が豊かで活力に満ち、自立したまちとして発展していくためには、札幌市と隣接する地理的環境や恵まれた自然環境、産業文化遺産といった歴史的資源など、他の地域と比較し優位にある地域の特性を市民の皆さんと共有しながら、地域振興方策を展開していく必要があります。

このため、第6次小樽市総合計画と本計画を前提として策定した過疎地域自立促進市町村計画では、将来都市像の実現に向け、これらの地域特性を踏まえる中、産業振興、生活基盤、環境保全、市民福祉、



生涯学習という五つの分野について、それぞれのテーマを定めるとともに、施策の体系化を図ることにより、その目指すべき姿と具体的な展開方法を明らかにしたところであります。

次に、地方公会計制度改革への対応に関して、初めに本市における財務書類の整備状況についてであります。本市におきましては、平成20年度決算を基に、国が示した作成基準に沿って、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書及び純資産変動計算書の四つの財務書類について、普通会計だけのものと市の全会計を合わせたもののそれぞれ2種類を作成し、平成21年度に初めて公表いたしました。さらに、平成22年度は平成21年度決算に基づき、それらに加えて市が負担金や出資金などを支出している一部事務組合や公社、第三セクターなどの関係団体を含めた連結ベースでの四つの財務書類も作成、公表したところであり、そのうち市の全会計を合わせた財務書類については前年度との比較も取り入れるなど、解説の充実にも努めているところであります。

なお、公表に当たりましては、例えば広報おたるでは、イラストや図解を多用するなど、より親しみやすい形での掲載に努めております。

次に、全国市町村における財務書類の公表状況と活用目的についてであります。本年6月に総務省が公表した地方公共団体の平成21年度版財務書類の作成状況等によりますと、平成23年3月31日現在、全国の1,716市区町村のうち1,077団体、62.8パーセントが財務書類を作成済みであり、その1,077団体のうち980団体、91.0パーセントがホームページへの登載や広報誌、財務報告書等の作成などといった方法により、財務書類を公表済み、あるいは公表を予定しているところであります。

また、財務書類の活用状況につきましては、財務状況の分析や住民及び議会に対する財政状況の説明に活用している団体が最も多く、そのほかでは研修等を通じた職員の意識改革や資産管理に活用している団体の例もございます。

次に、防災対策についての御質問でございますが、大雨や地震、津波などの災害対応マニュアルにつきましては、地域防災計画の災害応急対策計画の中に、水防計画、地震災害対策計画、土砂災害対策計画などとして策定しております。

また、物資の備蓄、整備につきましては、食糧供給計画、衣料、生活必需品等物資供給計画に定めるほか、イオン北海道株式会社と災害時における応急生活物資の供給等に関する相互協定を締結し、災害時における市民生活の早期安定を図ることとしており、災害対応に必要な資材は実施担当部である建設部、港湾室、消防本部等で整備をしております。

次に、災害に強い地域づくりについてですが、災害が発生した場合には、消防をはじめとする防災関係機関の活動はもちろんですが、災害の規模が大きくなるほど、初期の段階から地域の方が力を合わせて活動することが大変重要です。今年度、災害時要援護者避難支援体制にさらに整備してまいります。災害時における避難体制の整備や、町会・自治会などを中心とした地域の防災組織の充実などが地域防災には必要不可欠と考えております。

なお、災害時要援護者のデータの共有につきましては、個人情報が多く含まれているため、取扱いを慎重に対応して、官民の協力体制の下、災害に強い地域づくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、稲一再開発の現時点における状況と今後の見通しについてお尋ねがありました。

これまでは建物が共有名義であることや地権者の関係など、課題が多くあったことから、売買契約成立には至りませんでした。今年に入り競売に移行し、売却可能価格が明らかになったことにより、売買の動きが加速するものととらえております。現在、裁判所における競売手続の一方で、小樽開発株式会社の破産管財人が施設の任意売却及び再生に向け、関係者と協議を行っているところであります。

今後の見通しにつきましては、現時点では競売手続の終了が一つのめどになるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 佐々木茂議員の御質問にお答えいたします。

初めに、教育基本法の改正のうち、生涯学習関係、第3条についてでございますが、この条項は生涯学習の理念を規定したものでございまして、法の改正に伴い、新たに設けられたものでございます。その内容は、国民一人一人が一生にわたり学習機会に接し、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指したものでございます。

次に、国の教育振興基本計画についてでございますが、この計画を策定した目的は、教育の目標や理念の実現に向け、教育立国を宣言することで教育を重視し、社会全体で取り組むことが必要としたものであります。

また、目指すべき教育の姿として、今後10年間を通して、一つ目は義務教育修了までにすべての子供に自立して社会で生きていく基礎を育てること、二つ目は社会を支え発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てること、以上の2点を挙げております。

また、四つの基本方向の内容といたしましては、一つ目は社会全体で教育の向上に取り組むこと、二つ目は個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てること、三つ目は教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支えること、四つ目は子供たちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備すること、以上4項目を掲げ、5年間で取り組むべき施策の基本方向としております。

次に、新学校図書館図書整備計画についてでございますが、この計画は学校図書の充実を図るため、平成19年度から5か年間、交付税措置されているものであります。

本市におきましては、平成19年度から小・中学校合わせて毎年700万円の予算を措置し、年間約5,000冊の図書を購入しております。

なお、平成22年度には、地域活性化交付金を活用して1,100万円の予算措置をし、約7,800冊を購入したところであります。現在、各学校では読み聞かせや朝の読書タイムなどの取組を進め、子供たちの読書習慣の定着に努めており、今後、教育委員会といたしましては、学校図書の充実のための予算確保に向け努力してまいりたいと考えております。

**○議長(横田久俊)** 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第4号、第7号及び第9号並びに報告第1号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。秋元智憲議員、成田祐樹議員、高橋克幸議員、上野智真議員、斎藤博行議員、中島麗子議員、北野義紀議員、佐々木茂議員、山田雅敏議員。以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第11号は総務常任委員会に、議案第8号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託い

たします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明7月7日から7月14日まで8日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 5時32分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 中 村 岩 雄

議 員 酒 井 隆 行

平成23年  
第2回定例会会議録 第5日目  
小樽市議会

平成23年7月15日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（1名）

26番 成 田 晃 司

出席説明員

市 長	中 松 義 治	教 育 長	上 林 猛
病 院 局 長	並 木 昭 義	水 道 局 長	原 田 憲 男
総 務 部 長	迫 俊 哉	財 政 部 長	貞 原 正 夫
産 業 港 湾 部 長	工 藤 裕 司	産 業 港 湾 部 参 事	鈴 木 勇 三
生 活 環 境 部 長	明 井 隆 生	医 療 保 険 部 長	志 久 旭
福 祉 部 長	中 村 浩	保 健 所 長	秋 野 恵 美 子
建 設 部 長	竹 田 文 隆	会 計 管 理 者	白 岩 宏
消 防 長	会 田 泰 規	病 院 局 長	小 山 秀 昭
教 育 部 長	大 野 博 幸	経 営 管 理 部 長	
総 務 部 総 務 課 長	中 田 克 浩	総 務 部 企 画 政 策 室 長	渡 辺 章
		財 政 部 財 政 課 長	黒 澤 政 之

議事参与事務局職員

事務局長 佐藤 誠 一  
庶務係長 伝 里 純 也  
調査係長 沼 田 晃 司  
書 記 木 戸 智 恵 子  
書 記 柳 谷 昌 和

事務局次長 佐藤 正 樹  
議事係長 中 村 弘 二  
書 記 相 澤 幸  
書 記 佐 藤 誠  
書 記 高 野 香 織

**開議 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、小貫元議員、上野智真議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第4号、第7号ないし第9号及び第11号並びに報告第1号並びに陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

**○10番（高橋克幸議員）** 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

中学校学習指導要領において、来年度から必修となる武道として、小樽市は柔道を取り入れることを決定し、専用マット等の費用1,713万円の予算が計上されている。しかし、学校の授業や部活動における柔道での死亡事故は、1983年から2009年までの27年間で110件、後遺症が残る障害事例は275件もあると聞かすが、このような危険性の高い競技であることを認識した上で決定したのか。

また、現状では、柔道の指導経験のある教員は極めて少なく、事故を心配する保護者の声も多い。競技団体から外部講師を招いて授業を行うなど、初心者である生徒の安全確保を第一に考えた指導方法を十分検討してほしいと思うがどうか。

学校給食衛生管理基準によれば、「調理後2時間以内に給食できるよう努める」との規定があるが、現行、新光共同調理場から銭函小学校への配送においては、その基準を超えている。これは努力規定というものの、食中毒の予防規定であり、これを承知しながら遵守してこなかった市教委は問題と思うがどうか。

新共同調理場の建設予定地は、銭函小学校からさらに遠距離となるため、より時間を要するのは明白である。現状では、建設すること自体容認できないと思うがどうか。

また、食中毒のリスクは、単独調理校方式よりも、摂食までに配送時間がかかるセンター方式のほうが明らかに高く、児童・生徒の食の安全を確保するという観点から考えた場合には、新共同調理場の建設ではなく、単独調理校の拡大を推進すべきと思うがどうか。

東日本大震災に伴う福島第一原発事故を受け、市は、同種の事故が発生した際に対応する消防職員への放射線防護の重要性を認識し、本定例会では、国の基準を満たすNBC災害対策資機材整備のため、補正予算を計上している。購入予定の化学防護服は、実際の原発事故現場で使用しているものと同等であるとのことだが、わずか5着では、被曝防止のため短時間で作業の交代を余儀なくされる状況で対応できないのではないか。

想定される劣悪な環境を考えると、安全性向上のため、市独自の判断として、さらに装備を充実すべきと思うが、あわせて原子力政策を推進してきた国に対し、責任を持って財政支援を行うよう要望していく必要があると思うがどうか。

本市を代表するイベントである潮まつりや雪あかりの路は、協賛金を主体に運営されているが、昨今の景気低迷や東日本大震災の自粛ムードなどにより、今後の開催が危惧される。いずれも市外からの集

客が期待できる祭典であり、仮に開催を断念した場合、本市経済に及ぼす影響が懸念されるが、こうした事態を回避するために、市としてどのようにかかわっていくのか。

継続的に開催していくためには運営資金の確保が不可欠であるため、現在、旧国鉄手宮線や能楽堂の保全などに限定される「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金」の活用事業として、新たに観光イベントへの支援に関する項目を追加するなどして、安定した運営を目指していくべきと思うがどうか。

既に、本定例会の補正予算には、「市長が必要と認める事業」という項目を根拠として、あんかけ焼きそばのPR事業に対する補助金を計上しているとのことだが、具体的なイベント名を明記し、積極的に寄附を募ることが必要と思うがどうか。

本定例会では、ファミリーサポートセンター事業の運営をNPO法人に委託するなどの補正予算が計上されているが、この事業は既に道内18市において数年前から実施されていると聞く。本市では、平成17年3月策定の小樽市次世代育成支援行動計画に挙げられた事業にもかかわらず、実施までに6年の歳月を要するなど、これほどまでに事業化が遅れた理由は何か。

子育て世代の親にとっては非常に有効な制度であるが、育児援助を受けたい人と援助を行い人との相互扶助の事業であり、双方がこの事業の存在を知らなければ成り立たない。市としても、事業の効果的な達成に向けて積極的な周知を図り、多くの市民に参加を呼びかけてほしいと思うがどうか。

この事業は、子育て支援の拡大という点では評価に値するものの、先行して事業を開始している他都市にあっては事故の報告が相次いでいる。しかし、補償をはじめとした事故の処理に当たっては、事業の性格上、あくまで依頼者と提供者とが解決すべき問題であり、市が責任を負う立場にないとの姿勢から泥沼化している事例があると聞く。これは、政府が進めようとしている子ども・子育て新システムによる保育制度と同様に、育児に対する公的責任の放棄であるため、市は公費を投入して事業を立ち上げた経緯からも、問題が起きた際には、責任を持って事故の解決に当たるべきと思うがどうか。

国民病である「がん」については、当然のことながら、早期発見が一番の予防策であり、そのために最も有効な対策は検診であると言える。市が現在、実施している5種類のがん検診に加え、本定例会では、働く世代への大腸がん検診促進事業費として、検査キットを自宅に送るための補正予算を計上するなど、市として体制の整備を進めているようだが、実際、市民の関心はどうか。

全道平均に比べ、受診率は若干高いものの、部位によっては1割に満たないものもあるとのことであり、より多くの市民に検査の重要性を理解してもらうためにも、周知方法の改善に取り組むべきと思うがどうか。

防災対策重点地域（EPZ）については、自治体などが原発事故の発生時に備えて、あらかじめ住民の避難対策等を決定しておく地域であり、今のところ、半径10キロメートル圏に設定されているが、国の原子力安全委員会は、この適用範囲拡大を検討する方針を示す中で、道はこれに備え、原子力防災計画の見直しに着手していると聞く。福島第一原発事故においては、40キロメートル圏内であっても放射能被害は深刻であり、泊原発から同じ距離に位置する本市も例外ではなく、市長は、市民の安全・安心の暮らしを守るために、市民の先頭に立ち、国に対してEPZの見直しを訴えていくべきと思うがどうか。

仮に、EPZが半径30キロメートル圏に拡大され、隣接する余市町や赤井川村が適用範囲となれば、本市が圏外となっても、独自に原子力防災計画を策定するなり、又は小樽市地域防災計画に新たに原発事故対策の項目を設けて対応すべきと思うがどうか。

市は、地震による人的被害及び経済的被害の軽減を図ることを目的として、平成21年に「小樽市耐震

改修促進計画」を策定している。平成27年までに耐震化率90パーセントの目標が設定されているにもかかわらず、2年が経過した現在も、いまだ具体的な取組は見られないが、耐震化率を向上させるためには、市独自の方策を講じる必要があると思うがどうか。

また、公共建築物は同計画の対象とされておらず、学校の耐震化率は45パーセントで、その他の公共施設に至っては11パーセントと、進んでいない現状である。災害時の活動拠点となる市庁舎などの建築物が被害を受けた場合には、深刻な事態に至ることが想定されるため、早急に整備を進める必要があると思うがどうか。

市が、耐震改修促進計画に基づき、地震防災対策のための情報として作成した「小樽市揺れやすさマップ」については、道が作成した資料を基に、全市を広域図として示しているが、これだけで自宅周辺の揺れやすさを詳細に把握することは困難と言わざるを得ず、全く耐震改修の目安にはなっていない。どのような対策を図っても万全とは言えないにせよ、耐震改修促進計画を推進することは、市民の安心・安全の暮らしにつながるものであり、現在のマップをより詳細なものに改良の上、居住地域ごとの揺れやすさを市民に周知していく必要があると思うがどうか。

さきの東日本大震災の実態を踏まえるとき、現在、市教委が進めている小・中学校の適正配置計画により、避難所に指定されている学校が廃校となった場合には、避難所への距離が遠くなるとともに、災害時の避難経路確保が困難となる場合が想定される。この計画は、被災前の、いわゆる平時に策定されたものであるため、避難所に指定されている学校のあり方等を再検討すべきであり、改めて計画そのものを見直す考えはないか。

学校は、教育の機能を担うだけではなく、災害発生時も含め、地域コミュニティーを形成する核となるものである。文部科学省では、余剰教室を利用して、公民館や福祉施設などを併設した複合施設とすることへの補助制度も設けているとのことなので、校舎のあり方についても、再度検討してほしいと思うがどうか。

市長は、市民の持つ豊かな知恵や経験を市政に生かしてもらい、市民参加の市政運営を進め、「市民力」によるまちづくりを目指しているとのことである。市民と行政との協働を推進するためには、まちづくりの基本的な考え方や市政運営のルールを定めた「自治体の憲法」とも言うべき自治基本条例が重要な役割を果たすと考えるが、条例制定に向けての取組状況と今後のスケジュールについては、どのようになっているのか。

条例の施行までには一定の時間を要することから、市民に対し、議論の中身や経過などを中間報告し、その必要性を周知していくべきと思うがどうか。

国会では、カジノの合法化に向けて、超党派の議員連盟が法案提出を目指し精力的に研究しており、本市においても、小樽にカジノを誘致する会が設立されるなど、カジノ誘致の機運が高まっている。カジノは射幸心をあおり、ギャンブル依存症により生活の破綻を招くケースもあることや子供への悪影響を懸念する向きもあるが、既に世界120か国で合法化されるなど、誘致がかなえば、地域の経済が活性化し、雇用の拡大につながるといったプラス面も期待できるとの前向きな意見も多い。カジノ誘致は、観光小樽にとって外国人観光客の獲得を図る上で魅力的な起爆剤となり得る事業であり、今後は国の法制化の動きを注視しながら、本市の進むべき方向性を十分検討していくべきと思うがどうか。

近年、多くの自治体では、公共施設における情報の一元管理を図り、最小限の費用で最大限の施設活用を図るファシリティマネジメントという手法を取り入れているという。本市では、部局ごとに管理が行われており、それぞれが独自のデータベースを構築しているなど、非効率な面が見受けられるため、この方法に倣い、効率的な施設の運用や利用の促進を目指し、維持・管理の一括契約を行うなど、部局



にとらわれず、横断的に連携して取り組んでいく必要があると思うがどうか。

本市の学校図書については、児童・生徒数などに応じて各学校に予算配分しているものの、学校関係者からは、財政的な制約により十分に整備されていないとの声を聞く。

新しい学習指導要領の「言語力の育成」の中では、国語のみならず、各教科において発達段階を踏まえた読書活動の推進を掲げており、学校図書館の担うべき役割が重要となっている。このことから、各学校の蔵書についてはより一層の充実が求められており、市教委は図書購入に必要な予算の確保に努めてほしいと思うがどうか。

また、本市では、学校図書館法に基づき、12学級以上ある小・中学校10校に司書教諭を配置しているとのことだが、子供と本をつなぐ司書教諭の存在は読書への関心を高め、教育全般に与える影響も大きいと、さらなる配置に努めてほしいと思うがどうか。

小樽公園運動場の利用者数は、平成18年からの5年間で5,000人ほど増えているが、夜間における利用件数は減少傾向にあるという。これは、夜間の照明使用料が30分ごとに2,000円と、道内他都市と比べて非常に高いことが要因ではないのか。

現在、運動場の利用率は6割程度であり、施設として活用の余地が相当にあることから、他都市並みに使用料を引き下げ、利用促進を図ってほしいと思うがどうか。

平成18年の改正消防法の施行により、新築住宅には火災警報器の設置が義務づけられ、既存住宅についても、本市では5年間の経過措置を経て、この6月から義務化されたところである。しかし、本年4月末現在での設置状況は60.2パーセントにとどまっており、これまでどのような方法で市民に周知を図ってきたのか。

市内でも、設置したことにより火災を未然に防げた事例が既に5件を数えるなど、その効果は明らかである。市民の安全確保に向けて100パーセントの設置を目指し、これまでとは違った手法の周知も検討するなど、継続的な取組を行っていく必要があると思うがどうか。

東日本大震災による市内経済への影響が多岐にわたる分野で見られ、特に本市の基幹産業である観光業については、トップシーズンにもかかわらず入り込み客数の落ち込みが著しく、早急な対策が求められているところである。

先ごろ、札幌市の観光部局担当者がシンポジウムの中で、企業の研修旅行や国際会議などを指すMICE（マイス）の誘致活動について、本市と連携を図りながら進める旨の発言があったやに聞く。この取組は、不況や季節的な影響を受けにくいことから、観光閑散期の集客に寄与することが期待されるため、本市の持つ歴史的まちなみや海など、水辺空間の魅力を前面に押し出し、受入れ態勢が整っている札幌市と十分な連携を図りながら鋭意進めてほしいと思うがどうか。

本市の都市形態は、以前から「商工港湾都市」や「観光都市」と言われているが、市長は、本定例会の提案説明において、新たに「国際観光都市」と「水産都市」を前面に打ち出した政策を推進する考えを示している。港湾については触れられていないことから、関連事業が手薄になることを懸念する声も聞かれるが、このことはこれまで物流を中心に商業港として発展してきた小樽港を、とりわけ観光港にシフトしていくという方針の表れと理解してよいのか。

本市の基幹産業である観光や水産をさらに発展させるために強調したものであり、現在まで進めてきた港湾行政を転換するものではないというが、そうであれば、日本海側拠点港選定の申請を控え、誤解が生ずることのないよう足元を固めていく姿勢を示していくべきと思うがどうか。

中国、ロシアといった対岸諸国の経済発展を我が国の経済成長に取り込み、日本海側港湾の経済発展に貢献することを目的に選定される「日本海側拠点港」の応募締切りが、今月29日に迫っている。

本市では、選定基準の一つである外航クルーズにおける背後観光地のクルーズ拠点港として応募する予定とのことであるが、これは将来の小樽港の目指すべき姿を、これまでの物流中心から、人の流れをも呼び込む観光港化への意思表示と考えてよいのか。

今後のスケジュールとしては、選定に向けたプレゼンテーションを秋ごろに行うとのことだが、重点港湾選定のように対応の遅れをとることのないよう、事前に市長みずからが国や関係機関に対して、本港の優位性を積極的にアピールしていくべきと思うがどうか。

視覚障害者に対する情報提供の手段として、市は平成15年に音声コード作成ソフトを導入しているが、その認識精度の低さから、現在も十分に活用されているとは言いがたい状況である。市内には、視力に障害を持ちながら暮らす単身者が約35人もいると推計されるが、これらの方々は、市からの納税通知書など、個人情報を含む公文書を他人に代読してもらうのは気が引けるといった深刻な悩みを持っていると耳にすることからも、早急に対策を講ずる必要があると思うがどうか。

また、置き雪対策として行われる間口除雪についても、全盲であるがゆえに市からの連絡に気づかず、実施が遅れた事例もある。このような事態を回避するためにも、単身世帯のリストを作成の上、担当部署が直接訪問するといった体制をとるべきと思うがどうか。

近年、増加傾向にある生活保護の受給者に対して自立を促すことは不可欠であり、就労指導員の果たすべき役割は重要である。しかし、嘱託員である指導員の対応については、メンタル面での配慮が足りないとの声も聞くが、上司やケースワーカーはどのような指導がなされているか、実態を把握しているのか。

指導員対応に関するクレームの窓口は福祉部相談室であるというが、同一部局の職員に対して苦情は言いにくいと思われることから、受給者の立場に配慮した方法を検討する必要があるのではないかと。

また、自立に向けた指導は、行政の技量が試される非常に大切なポイントであり、受給者が就労意欲を奮い起こし、勇気づけられるように粘り強く親身な対応に努めてほしいと思うがどうか。

病院事業の電話交換業務委託については、交換手が院内の専門的事情に精通していることを理由に、従来から一貫して随意契約を続けているが、その専門性とは、診療時間や院内の配置を把握する程度であり、根拠としては非常に希薄である。民間病院では、交換手の数を削減し、事務職員がその補助を行うことで委託料を削減していると聞いており、同様の手法を採用してはどうか。

一般会計から病院事業会計への繰出しが続いている現状をかんがみ、委託業務の内容や人員配置の見直しを行うとともに、さらなる経費の削減に努め、経営改善を図る必要があると思うがどうか。

本市は、小樽運河の埋立て論争以来、市民が力を合わせまち並みを守ってきたという歴史があるものの、法規制による限界もあり、近年、運河沿いには周囲と調和のとれない高層マンションや商業施設などが建てられている。これらの建設に当たっては、景観保全の観点から、これまで行政として相手方とどのように交渉していったのか。

現在、市の指定歴史的建造物である旧板谷邸の一部を取り壊し、2棟目のマンション建設計画が浮上しているが、この敷地は、1棟目建設の段階で既に塀や庭園が大きく壊されており、今回の建設が進むとなれば、往時の面影はほぼ消滅してしまう。市は、これまでと同様に、法的に認めざるを得ないとの考えを示しているが、小樽を代表する貴重な歴史的建造物や景観を守るためにも、市として建設差止め訴訟も辞さないといった断固たる姿勢で臨むべきではないのか。

本市の高い高齢化率を背景に、高齢単身者専用住宅として建設された市営入船住宅も、築10年以上が経過した今、入居者の平均年齢は78歳となり、自治会の運営にも支障を来している。今後の建設計画策定に当たっては、市営若竹住宅のようなファミリー層を対象とした間取りと高齢者向けを混在させるな

ど、世代間の交流が図られることを考慮すべきと思うがどうか。

また、市営住宅敷地内の駐車場利用件数については、入船住宅にあっては利用がなく、他の住宅でも空きスペースがかなり見られるため、近隣住宅から利用させてほしいとの要望があるやに聞く。道内では、入居者以外に利用を認めている事例はないものの、全国的には目的外使用許可をしている自治体もあることから、本市においても、活用に向けてさらなる調査・研究を行ってほしいと思うがどうか。

市営住宅における畳の表替えなど、住環境の改善については、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画に基づいて実施しているというが、塩谷地区の市営住宅には、将来的に用途廃止が決定しているものや、約半数が20年以上居住していることもあり、このような住宅では改修が遅々として進んでいないのが実情である。当然のこととして、入居者からは改修を切望する声が寄せられており、市としては早急にきめ細やかな対応をすべきと思うがどうか。

市は要望があれば、随時対処しているというが、すべての居住者が声高に改修を要望できるわけではなく、遠慮して何も言えずに我慢している方もいる。こうした声なき声の実態把握に向けたアンケートを実施するなど、市側から積極的に個別対応を行っていくべきと思うがどうか。

本市には手宮公園や小樽公園など古くから市民に愛され親しまれている公園も多いが、その維持・管理についてはおぎなりの感がある。中心市街地に位置する公園は、多くの市民が訪れる憩いの空間となるべく、市として常に最低限の管理を行うべきではないのか。

特に、公園内の樹木は配置がばらばらであることから、今後は計画的に植樹を行うなど、一体感を持った整備に努める必要があると思うがどうか。

また、札幌市では、「緑のフォローアップ事業」として街路樹の弱剪定を行ったことで、市街地が緑に包まれ、大変好感の持てる環境を創出している。一方で、道路に落葉するといった維持・管理面での苦労も多いと思われるが、緑の量は都市の快適性のバロメーターであり、本市においても清掃ボランティアなど、市民力を借りて同様の取組を行ってほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第7号につきましては、継続審査を主張する会派がありましたが、賛成少数により継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き、採決を行った結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

**○20番（中島麗子議員）** ただいまの委員長報告に反対し、日本共産党を代表して、議案第1号及び第7号は否決の態度をとり討論します。

議案第1号は、平成23年度小樽市一般会計補正予算ですが、教育費の学校教育費に、学校給食共同調理場建設事業費4,450万円が計上されています。また、議案第7号は、学校給食共同調理場の土地を1億9,200万円で、株式会社北のたまゆらから取得するものです。

もともと我が党は、学校給食の目的や目標に照らしても、食育の観点からも、単独調理校方式のほう

が優れた面が多いことを指摘し、共同調理場の建設には反対してきました。例えば、残食調査では、共同調理場方式より単独調理校方式のほうが少ない。これは、食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることを身近に学ぶことが、大きな教育的効果になっているということを教育委員会も認めているところです。

今回の新共同調理場は、オタモイ、新光、2か所の共同調理場を1か所にして建設するものですが、委員会審議の中では、学校給食衛生管理基準で決められている「調理後2時間以内の給食」が実施されていないことが明らかになりました。基準では、複数ある献立のうち、最初に調理ができたものを2時間以内に食べることになっていますが、例えば銭函小学校では、給食開始時間は12時20分ですが、30分前に検食しなければなりません。現在、新光共同調理場から張碓小学校、桂岡小学校に寄って、銭函小学校まで40分を要するといえます。時間を逆算すると、2時間以内の食事となれば、10時20分以降に調理されたものでなければなりません。しかし、実際の調理場では、10時にはもう調理が終わり、その後、個数確認をしてコンテナに積み込まれます。子供たちが配食するのに15分ほどかかるそうですから、さらに調理後の時間が長くなりますし、同一コンテナで搬送される銭函中学校でも同様です。1か所に集約することで、学校給食衛生管理基準で決められている「調理後2時間以内の給食」の実施は、さらに困難になることは明らかです。

また、本年2月に岩見沢市で発生した学校給食による食中毒の実態を見ても、1か所集中方式ではリスクが高いのは明確です。この食中毒事件を受け、北海道教育委員会は、全道の小・中学校の給食施設を調査しています。

小樽市では、オタモイ、新光の両共同調理場と六つの単独調理校のすべてで指摘を受けています。その中では7項目の指摘がありましたが、調理後の食品を提供するまでの適切な温度管理や、調理後2時間以内の喫食など、搬送過程のチェックが4項目でした。今回の指摘を受けて、気温が高くなるこれからの時期、適切な温度管理が心配だと献立を変更し、子供たちが楽しみにしている麺類をやめており、残念です。本来なら、このように学校給食衛生管理基準が問題になったのですから、いったん立ちどまって、搬送時間がさらに長くなる新共同調理場建設は考え直すべきではありませんか。

調理人数や搬送車を増やし、短時間に大量調理をして、何か所も寄らずに直接搬送するなどの改善策がないわけではありませんが、経費的にも、食中毒のリスクを高める点からも、実施できるのか疑問です。

1954年に学校給食校法が制定されてから57年になります。2005年には、食育基本法が制定され、給食は、食事の提供から食の教育に重心を移したと言われていています。学校給食を生きた教材、教科書として、食教育を充実させることが学校教育の今日的な課題であり、給食調理施設を一極集中の大型化しては、調理場は工場ようになり、子供たちの食教育の場とは大きく乖離していきます。

地形的な特徴を見ても、東西に細長い本市の全域に適正な時間内に給食を実施するためにも、1か所に集約することはさらに大きな矛盾になります。また、1か所で7,000食以上の食数を扱っている学校給食共同調理場は、全国で90か所、3.3パーセントしかありません。全国的にも給食調理場の大規模集約化は進められない実態ではないでしょうか。

学校給食の安全を損なう新共同調理場の建設にかかわる議案には、反対します。

以上、各会派議員の賛同を訴えて、討論を終わります。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 6番、安斎哲也議員。

（6番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

**○6番（安齋哲也議員）** 議案第7号不動産の取得について継続審査を求める討論を行います。

小樽市は、本定例会に、学校給食共同調理場の敷地として、株式会社北のたまゆら所有の旧雪の花酒造跡地約1万平方メートルを1億9,200万円で取得する議案を提出されました。

一新小樽の質問に対して、市は、事前に不動産鑑定士に鑑定してもらい、市有財産等評価委員会で検討した評価を基に協議を行い、1億9,200万円で5月31日に仮契約をし、議案を提出したとの答弁でした。しかし、北のたまゆらが雪の花酒造から購入した金額が1億2,500万円であること、非常に短期間の不動産転売であること、同社は雪の花酒造の土地と合わせて隣接の土地を購入していること、建物の解体費の市の概算が1億円であることなど、不動産購入に至る経緯・経過に疑問が残り、解体費についても、小樽市と一新小樽の見解が異なるため、本定例会で自信を持って議案に賛成できるものではありません。

新共同調理場の建設そのものや場所については賛同できますが、土地取得の手法については、まだ審議を深める必要があるため、一新小樽としては継続審査を求めます。

各会派の御賛同をよろしくお願いいたします。

なお、継続審査が否決された場合には、自席にて棄権いたします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第7号について採決いたします。

委員長報告は可決であります。継続審査と意見が分かれていますので、まず継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、ただいま継続審査が否決されました議案第7号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第1号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、27番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 27番、前田清貴議員。

（27番 前田清貴議員登壇）（拍手）

**〇27番（前田清貴議員）** 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

平成19年6月に、小樽駅前の市営室内水泳プールが廃止となり、4年が経過しているが、本定例会には新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について、これまで144件の陳情が寄せられており、新プールの早期建設を求める運動の広がりや関心の高さがうかがえる。市は、第6次総合計画の前期実施計画に、先進事例の調査、関係団体との協議及び基本設計、実施設計を位置づけ、建設候補地の選定を進めているものの、中心市街地で5,000平方メートルものまとまった敷地を探すのに苦慮しているという。しかし、駐車場を除くプール施設本体のみであれば、2,000平方メートル程度で建設が可能とのことであり、本当に5,000平方メートルの敷地が必要なのか。

東日本大震災においては、道路の寸断はもとより、電話が通じないなど、改めて災害時における通信手段確保の重要性が明らかとなった。現在、道内では、16市町村を除き、災害時に有効とされる防災行政無線が導入をされている一方、本市では、財政負担が大きいことを理由に整備が遅れている。災害時にあっては、当面、優先電話回線や携帯電話を活用することだが、今回の震災でも明らかとなり、これらの通信手段が断たれる事態も想定されるのではないかと。

防災行政無線のメリットは、業務用無線のような混信などは発生せず、大変有効な通信手段として普及しており、またリース契約が一般的であることから、経費面の負担も少なく済むと考えられるため、本市でも早急に導入を検討すべきと思うがどうか。

自家用車などの移動手段を持たない高齢者にとって、バスをはじめとした公共交通機関は、日常生活において欠かすことのできないものであり、路線の廃止により、その地域で生活していくことが困難となってしまう。現在のところ、市内の交通網は充実しているが、今後の人口減少や少子高齢化の進展により路線の維持が難しくなれば、一部廃止などによる地域間格差が生じることも十分に予想される。そうした場合には、市が直営でコミュニティバスを運行するといった事態も想定されるため、今のうちから将来的な市民の生活交通のあるべき姿について研究しておく必要があるのではないかと。

公共交通機関のあり方については、これまで市民の利便性の確保という側面から議論されてきたが、今後は地域住民の生活を守るといった観点からも検討すべきと思うがどうか。

また、現在、市の公共交通の担当部署は複数にまたがっているが、今後、迅速に対応していくためにも、交通政策部門を一元化し、新たな担当部局を設置すべきと思うがどうか。

本年4月から、新学習指導要領に基づき、小学校で英語が必修化されたが、英語でのコミュニケーション能力の養成を重視する点は評価できるものの、本市では授業を日本語で行うとのことであり、これまでの英語教育のあり方と大きな差はないと思われる。より実践的な会話能力を習得させるには、大学で行われる外国語講座のように、教員はもちろん、生徒も英語以外使用しないでコミュニケーションを図るなど、授業のあり方そのものを工夫してはどうか。

また、近年、本市には海外から多くの観光客が訪れており、今後もさらに増加が期待される中であって、外国語、とりわけ英語を話せる人材の育成が求められている。そのためにも、小・中学校の段階で英語教育の充実を図るとともに、その習熟度の判定には、国際的な英語コミュニケーション能力の指標であるTOEICなどを採用してはどうか。

道教育長は、さきの定例道議会の教育行政執行方針の中で、今後は、全国的に下位に位置する学力・学習状況調査の結果を、全国平均以上まで引き上げるとの方針を打ち出した。市教委は、教員の指導力向上と家庭における学習習慣の改善を図りたいとしているが、保護者の中には、学校に学習指導を任せきりにし、家庭学習に無関心なケースも見られると聞く。教育委員会としては、これまでどのような取

組を行ってきたのか。

家庭学習を定着させるためには、児童・生徒が達成感や満足感を得られるような課題を与えるのが一番と思うが、教員が個別に課題を作成する場合には、指導のばらつきや日々の負担も重いと考えられることから、市教委みずから「宿題や課題のための共通マニュアル」を作成するなどし、教員の研修の場で周知徹底を図ってはどうか。

東京都教育委員会では、昨年から、地域の教育力が十分でないなどの理由から、土曜日授業を希望する学校では実施できることとしており、これに追随する他府県もある。本市でも、以前から学力低下や学習のあり方が問題となっており、土曜日の有効活用が問題解決の一助となり得ることからも、本市における土曜日授業のあり方や実現の可能性について、前向きに検討してほしいと思うがどうか。

また、土曜日の活用方法については、教室における授業だけではなく、自然観察や体験学習に充てるといったこともあわせて研究してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第146号につきましては、継続審査を主張する会派がありましたが、賛成少数により継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き採決を行った結果、賛成少数により不採択と決定いたしました。

次に、議案第11号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、陳情第2号ないし第145号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第2号及び第146号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

**○1番（秋元智憲議員）** 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に賛成し、陳情第146号北海道電力泊原子力発電所の廃止に向けた段階的運転停止及び3号機プルサーマル発電計画の撤回要請方について、不採択の討論を行います。

我が国においては、1970年代のオイルショック後、石油への依存を減らし、電源の多様化を進める中で、石油にかわるエネルギーとして原子力エネルギーへの政策転換が進められてきました。1970年当時、石油による発電が約6割を占めておりましたが、現在では、その役割も約1割にまで減少しております。1966年に日本原子力発電の東海発電所が、日本で初の原子力による営業運転を開始して以来、今日に至るまで54基が建設されてまいりました。現在、このうち35基は、定期点検等の理由で運転を停止し、総発電能力は11パーセント減ったとのことであります。政府の試算では、原子炉を再稼働できない分を火力に置きかえると年間3兆円の燃料費がかかるとし、また日本経済研究センターによると、二酸化炭素の排出量は年間7,500万トン増えるという報告もされております。

東日本大震災後、福島第一原子力発電所の事故を受けて、日本のエネルギー政策の見直しは不可避となりました。しかし、今、急がなければならないのは、福島第一原子力発電所の事故の収束はもちろん、安全対策の徹底、事故の分析・検証はもちろん、国や電力会社においては安全基準の見直しを行い、こ

れまで以上に情報開示や事故の再発防止策を早急に検討することであると考えます。

現在、今回の事故を経て節電が余儀なくされている関東地方では、企業にあっても節電による影響は甚大との報道もされておりますし、総務省の6月1日から7月10日のデータで言えば、救急車で病院に搬送された人は昨年の約3倍の1万2,973人で、そのうち48パーセントは65歳以上です。113年ぶりという記録的猛暑に見舞われた昨年は、熱中症による死者数が過去最高の1,718人を記録し、今後の状況次第では、昨年に比べ死者数が増加するのではないかとの懸念も広がっております。

このような状況から、今後は自然エネルギーの開発と普及などにより、将来的には原子力への依存からは回避しなくてはなりません。道民生活や健康問題、経済活動に及ぼす影響、原子力にかわる代替エネルギーの確立とエネルギーの安定供給の確立もできていない現在では、拙速に結果を判断すべきではなく、慎重に判断をしなければならないと考えます。

したがって、陳情第146号は不採択を主張し、討論といたします。（拍手）

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

**○7番（小貫 元議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第11号小樽市非核港湾条例案は可決、付託された陳情についての願意は妥当、採択を主張して討論を行います。

議案第11号小樽市非核港湾条例案についてです。

小樽港には、毎年、核兵器搭載可能なアメリカの軍艦が寄港しています。66年前、8月6日に広島、8月9日に長崎に原子力爆弾が落とされ、日本は唯一の被爆国となりました。

これまで国際政治では、核兵器の問題と言えば、核保有国間の交渉の問題で、核軍備のルールづくりの意味合いが強いものでした。そういう中で結ばれていたのが、1963年の部分的核実験停止条約、1968年の核不拡散防止条約でした。2010年のNPT再検討会議では、議長がフィリピンの国連大使、核軍縮を扱う委員会の委員長はジンバブエの国連大使、軍縮担当はブラジルというように、国際舞台で核廃絶の流れをつくり出しているのは、核も軍事同盟も持たないアジア、アフリカ、南アメリカの人たちです。核不拡散条約に明記されている核兵器廃絶を目指す国際交渉を義務づけた条項を生かそうと、1996年にこれらの国々が核廃絶の決議を提案し、その後も毎年提案され、2010年には、賛成133か国、反対28か国、棄権23か国となり、核兵器をなくすための交渉に抵抗するのは一握りの核保有国だけとなりました。

日本原水協が2月に提起した核兵器禁止条約の交渉開始を求める国際署名は、潘基文（パン・ギムン）国連事務総長も支持を表明するなど、内外の幅広い賛同を得て、広がりつつあります。

また、小樽市も加盟する核兵器禁止条約に向けた実質的交渉の即時開始を求める平和市長会議は、151か国、地域4,800を超える自治体に広がっています。

小樽市は、昭和57年6月に、核兵器廃絶平和都市宣言を行っております。来年で30年になります。この小樽で、すべての外国船に対して核兵器を搭載していない証明書を求める本条例は宣言の趣旨とも一致できるものであり、実現を呼びかけるものです。

次に、陳情についてですが、新・市民プールの建設は、総合計画には建設について明記されており、水泳愛好者から建設が待ち望まれています。小学校、中学校を合わせて6校にしかプールが設置されていない小樽市にとって、生徒が大会に出るには民間の施設を利用せざるを得なく、公営のプールの重要性は子供の教育の点でも重要です。近年、注目を集めるリハビリとしての水泳、市民の健康増進など、水泳、プールの果たす役割は大きくなっています。市営室内プールの建設を求める陳情は、累計で5万



筆もの署名が積み上げられてきました。こうした市民要望にしっかりとこたえていくべきです。

次に、泊原子力発電所の廃止に向けた段階的運転停止及び3号機プルサーマル発電計画の撤回要請方についての陳情についてです。

3月11日の福島第一原子力発電所による事故は、世界じゅうの人々の原子力発電に対する認識を一変させました。一昨年亡くなった歌手の忌野清志郎は、「ラブ・ミー・テンダー」「サマータイム・ブルース」をカバーし、反核・反原発の歌をつくり、1988年8月6日の広島原爆の日に東芝から発売する予定でしたが、アルバムは発売中止になりました。このように、反原発の言論を押さえ、原子力発電所は安全でクリーンと宣伝され、日本の原発は多重防衛システムで安全ですと、安全神話が振りまかれてきました。

そもそも原子力発電所が安全ということがあるのでしょうか。車でも飛行機でも事故が起きないと断言できるものはありません。最近では列車の事故もありました。コンピュータは、何回も使っていればフリーズすることが増えていきます。こうしたことからみても原発だけは事故が起きない、安全だとは言いきれません。

想定外の地震、災害といいますが、原発の安全性は想定することしかできないのです。建物にしても車にしても、実際に衝撃を与えてテストをして安全性を実証していきます。しかし、原発で実証しようとするものなら、今回の事故を見ても明らかのように、とんでもない事態になります。原子力発電所の税制法上の減価償却は16年、この16年過ぎたところからが企業のもうけどころということで、各電力会社は運転を続けてきています。

泊原子力発電所1号機は、1989年の運転開始から22年がたちます。最近では、泊沖に活断層の存在も指摘され、老朽化している泊原発1号機への市民の不安は大きいものがあります。プルサーマル計画に使うプルトニウムの半減期は2万4,000年という途方もなく大きいものです。歴代政権は、冷却材に水ではなくナトリウムを使う高速増殖炉でプルトニウムの利用を計画しましたが、ナトリウムは空気に触れると燃えやすく、取扱いが難しい物質であり、1995年、高速増殖炉もんじゅが事故を起こして、この計画もストップしたままです。濃縮ウランからプルトニウムを取り出す再処理施設の建設が進まない中で、イギリスやフランスに再処理を委託し、プルトニウムとなって国内に返還されています。しかし、このプルトニウムは、核兵器の原料ともなることから、国際的に警戒の目が注がれています。高速増殖炉が使える見込みがない中で出てきた計画が、軽水炉でプルトニウムを使用するプルサーマル発電であります。プルサーマル発電はもともと軽水炉での運用は想定していないものです。

また、再処理でプルトニウムを取り出した後に残る高レベル放射能廃棄物は地下に埋設する計画ですが、受け入れる自治体がなく、見通しが立っていません。ヨーロッパでは、現在の言語で危険性を書いても、果たして何万年後の人類が理解できるのかという議論にまでなっています。

プルトニウムは、ウランとの混合酸化物、MOX燃料に加工されますが、使用した後のMOX燃料の再処理技術も確立されていません。安全性が確立されていない原発に危険なプルトニウムを使用することは、原発の危険性をさらに増大するだけであり、泊原発3号機におけるプルサーマル発電計画の撤回は急務と考えます。

これらの願意は妥当であり、採択を主張し、討論といたします。（拍手）

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、成田祐樹議員。

（5番 成田祐樹議員登壇）（拍手）

○5番（成田祐樹議員） 一新小樽を代表しまして、陳情第146号に対する継続審査を主張する討論を

させていただきます。

本件に関する泊発電所の件なのですが、この原子力発電の問題は、全世界的にも原発からエネルギーをかえようという動きが起こっている中で、この北海道にある泊原発においても同様に段階的な原発からの撤退ということが示された陳情です。

そのような中で、泊原発2号機が、8月に定期点検に入って停止した場合、冬には電力の供給が非常に足りなくなり、節電をしなければならないというような答弁が道議会において、高橋はるみ知事から出てまいりました。このエネルギー政策に関して、原子力発電所が必ずなければならないというものだとは思っておりません。可能であれば、自然エネルギーに移行するといったことを段階的に行き、必要のないものはこれから見直していくという考えを私も持っております。ただ、かわりのエネルギーがないという中で、今、全部とめてしまう、段階的にとめてしまう、果たしてそれをすぐに決定してもよいのでしょうか。

この冬に節電を強いられ、暖房器具が使えなくなるなどといった生活面も考えなければなりません。代替エネルギーが確保されるということを前提に、今後、しっかりと討論してまいりたい、そのように考えております。

よって、一新小樽としましては、継続審査を主張いたします。

なお、継続審査が否決された場合には、自席にて棄権いたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

**○17番（佐々木 秩議員）** 民主党・市民連合を代表し、委員長報告に反対、議案第11号小樽市非核港湾条例案と陳情第146号北海道電力泊原子力発電所の廃止に向けた段階的運転停止及び3号機プルサーマル発電計画の撤回要請方に賛成の立場で討論します。

内部告発サイト、ウイキリークスの手法の是非はともかく、この中でこれまでも過去の日米外交の表に表れなかった密約の数々が明らかにされています。本年5月に公開された、2009年11月のアメリカ政府公電で、アメリカ大使館ズムワルト首席公使は、日本外務省北米局長に次のように伝えました。米艦艇の核兵器の搭載の有無についてあいまいさを保つことは、アメリカの核抑止戦略の重要な要素である。わかりやすく言うと、「核兵器が乗っているかどうかははっきり言わないから、これまでどおりアメリカ艦船や航空機を自由に日本に出入りできるようにしてよ」ということです。このことから、アメリカからの事前協議がないから核持込みはないなどの回答は信用できないことが明らかになりました。

そもそも核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませずという非核三原則は、我が国の基本政策です。小樽市非核港湾条例案で、核兵器不搭載の証明書を提出させることは、国是であるこの非核三原則を、地方がその履行を徹底し具体化して、市としての市民の皆さんに対する説明責任を果たすために必要な手続です。今回の大震災、続く原発事故でさまざまな価値観がゆらぎ、さらに不安が広がる中、まずは市民の生命と安全を守るのが自治体の最大の責務です。また、核兵器廃絶平和都市宣言を行った平和な商業港としてのイメージは、観光都市小樽にとっては重要なポイントです。核や放射能に敏感になっているこの時期に、核搭載の疑いを残す軍艦入港を認めることは、せっかくの好イメージをダウンさせてしまいます。そういう意味で、今こそ、小樽市非核港湾条例が必要と訴える次第です。

さて、世界でも脱原発、反原発の動きは加速度的に拡大しています。そのスローガンの中に、広島、長崎、福島と掲げられているのを見ることができます。核爆弾も原子力発電も、核反応が早いのか遅いのかの差だけで、原理は同じです。核の安全神話、平和利用という聞こえのいい言葉に乗せられて日本

はここまで来ましたが、世界で唯一3度の核の脅威にさらされた私たち日本国民が、今後、どんな選択をするのか、世界じゅうから注目をされています。

菅直人首相は、先日、原発に依存しない社会を目指すことを表明しました。首相は、エネルギー政策の抜本的転換を目指す理由について、原子力事故のリスクの大きさを考えたとき、これまでの安全確保の考えだけでは律することができない技術だと痛感したと説明しています。そして、まさにその律することのできない技術のその典型が、北海道電力泊原子力発電所3号機で計画されているプルサーマル発電です。使用するMOX燃料に混ぜられるプルトニウムは、猛毒の重金属の上、燃料としての制御が難しく、もともとウラン燃料用に開発された3号機にこれを使うことは、灯油ストーブでガソリンを燃やすようなものだと言及する学者もいるほどです。このように危険なプルサーマル発電を認めるわけにはいきません。

また、現存する原発については、廃止への道筋を明確に示し、当面、津波・地震対策、活断層の再点検をすること、防災範囲の広域化をはじめとする原子力防災計画を見直す必要があります。それができないうちの運転再開は、多くの市民の不安を増すだけです。

そして、原発にかわるエネルギーとして、自然エネルギー、再生エネルギーの普及推進に力を注ぐこと。そのために、1、北海道の風土・環境に合った発電技術、開発を支援していくこと、2、原発から自然エネルギーへのスムーズな移行のために、企業内自家発電電力やCO<sub>2</sub>排出量の少ないLNG火発を有効に利用すること、3、自然エネルギー保護のために、発電した自然エネルギーを全部、一定の価格で電力会社に買い取らせる制度を整えること、4、発送電を分離し、送電線を公共のインフラとして開放するなどの自然エネルギー普及に有利な仕組みに変えていくことなどの条件整備を進めていくことが大切です。

以上、議案第11号及び陳情第146号は、両案とも小樽市民の安全・安心を守るために上がった切実な声を代弁したものです。

改めて議員各位の御理解と御賛同をお願い申し上げまして、討論を終えます。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第146号について採決いたします。

委員長報告は不採択であります。継続審査と意見が分かれていますので、まず継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、ただいま継続審査が否決されました陳情第146号について採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立少数。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、議案第11号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第2号ないし第145号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、中村岩雄議員。

(3番 中村岩雄議員登壇) (拍手)

○3番(中村岩雄議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、次のとおりであります。

本市では、大型スーパーの出店や人口の減少により、地域商店街の衰退が顕著であり、とりわけ北小樽地区においては日中も人通りが少なく、夕方でも市場のにぎわいが見られないなど、極めて厳しい状況となっている。祝津や高島においては、地元が一体となってイベントを行うなど、地域活性化の動きが見られるが、現在、赤岩ではこのような動きは一切なく、地域の努力だけでは限界があることから、市として町会活動の活性化に向けたアドバイスなど、何らかの支援策を打ち出してほしいと思うがどうか。

小樽市観光基本計画「新・いいふりこき宣言」は、平成18年度に策定され、27年度までの向こう10年間を計画期間としている。本年はまさに折り返しの年に当たるが、これまでの達成状況についての評価は行っているのか。

また、計画の基本的な理念についても、震災の影響により、本市の観光を取り巻く環境は大きく変化しており、見直しを行うべき時期ではないのか。

基本計画においては、小樽観光の重点地域の一つとして朝里川温泉地域を挙げているが、朝里川上流から国道5号に至る自然遊歩道は途中で寸断されている。これを散策路として完全に整備するとともに、サイクリングロードを併設することで、市民や観光客が行き来する新たな観光施設となり得ることからも、関係機関とも協議し、前向きに検討してほしいと思うがどうか。

本年9月、札幌市において開催される「国際微生物学連合2011会議」は、微生物学分野で最も歴史があり、82か国2地域から6,000人の参加が予定されていると聞く。これは本市にとって、さきに札幌市と覚書を取り交わしたMICE(マイス)誘致実現の具体例となるものと思われるが、現在、市としては、札幌市への情報提供を行っているものの、主催者側からの反応はなく、オファーを待っている状態であるという。視察団体の誘致活動に当たっては、札幌市にはない海という小樽の魅力を最大限アピールするとともに、待ちの姿勢でなく、誘致に向けて積極的に取り組んでほしいと思うがどうか。

東日本大震災後、防災体制の見直しが求められている中、小樽港に耐震強化岸壁がないのは論外であ

り、整備を行う必要があると思うが、今後、改訂が予定される港湾計画に盛り込まれなければ、改修することはできないのか。

既に耐震強化岸壁の整備を進めている石狩湾新港と本港との港湾機能の格差はますます広がるばかりであり、小樽港の貨物取扱量への影響が避けられないと思うがどうか。

また、道央圏港湾における広域連携の取組の中には、防災機能強化のための連携について位置づけているものの、小樽港が被災した場合には、現実的に耐震強化岸壁を有する他の港湾に貨物の取扱いを依存せざるを得ない事態となるのではないのか。

本市では、国が募集している日本海側拠点港について、複数ある基準の中から、背後観光地のクルーズ拠点港の選定を目指して応募するとのことである。評価項目の中では、他の対象港湾との連携もうたわれているが、例えば小樽港との間でフェリー航路が開設されている舞鶴港については、背後に非常に魅力的な観光地である京都市が控えており、両港が連携することで双方の持つ魅力を倍増することができると思うがどうか。

小樽港にとって日本海側拠点港への指定は、将来的な港湾の方向性を見極める上で重要であり、今後予定されるプレゼンテーションにおいて、計画の中身と小樽港の持つ魅力を遺憾なくアピールしてほしいと思うがどうか。

今後の小樽港の目指すべき姿については、小樽港将来ビジョンや第6次総合計画において示されているところだが、このたび本市が日本海側拠点港に応募したきっかけは、拠点港に選定されることにより、現行の市の計画や構想の実現に大きく寄与するとの判断に立ったからではないのか。

小樽港は、複数ある選定基準の中から、背後観光地のクルーズ拠点港を目指すとのことであるが、対象26港湾のうちで、同じカテゴリーで競合することとなる港湾については十分把握しているのか。

国は選定されることのメリットを明らかにしていないようだが、市として応募するからには必ず選定されるよう、しっかりと取組を行ってほしいと思うがどうか。などであります。

なお、当委員会は、所管事務の調査を閉会中も継続して審査することを全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時27分**

**再開 午後 2時50分**

**○議長（横田久俊）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

**○20番（中島麗子議員）** 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第1号について、これは中央バスの最上団地停留所の位置が急坂であるがゆえに、下りにしか設置されておらず、一度終点で乗換え扱いとなるため、さらに210円の負担が生じる料金設定の改善を求めるものである。同じ路線を走る「おたる散策バス」は、どこで降りても210円であるため、これと同様の取扱いを望む住民署名が591名もあり、切実な地域事情がうかがえる。願意は極めて妥当であり、市として積極的に中央バスに対して改善を要請すべきではないのか。

バスの運行に当たる事業者は、乗務員の労務管理等でクリアしなければならない課題があることや、収益性を無視できないという民間企業の立場について一定程度理解する必要があると思うが、市は、本件に関してバス事業者と何らかの話合いを行っているのか。

医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免等については、このたび国から具体的な基準と減免額に対する補てん措置が示されたことから、本市においても取扱要領を定めたところである。しかし、財源となる交付金の関係から、本市では国の基準どおり、入院しか対象にしておらず、一方、市内でも比較的大きな医療機関で既に実施している無料低額診療については、外来も対象としていることから、この制度の利用者は少ないのではないのか。

利用されない制度をいくらつくっても絵に描いたもちであり、無料低額診療を補完できるよう、踏み込んだ市独自の制度を検討すべきと思うがどうか。

本定例会で、ファミリーサポートセンターの運営委託に関する補正予算が計上されるなど、本市においてもようやくその実施に向けて動き出したところである。しかし、委託先となる事業所のランチも市内に開設されておらず、依頼会員や提供会員の募集要項も示されないまま、予算だけが先行している感は否めないが、今回、このような手順で進めている理由は何か。

今後の契約に当たっては、随意契約となる見通しとのことだが、実施要項や契約理由など、具体的な内容が決まり次第、閉会中であっても、速やかに議会側へ説明してほしいと思うがどうか。

本年2月、医師会と委託契約を締結し、無料接種が開始された子宮頸がんワクチン等の代金については、各医療機関が購入費用を立替え、市から委託料が支払われるのは2か月後になると聞く。接種希望者に対応するには、事前にワクチンを購入しておく必要があり、一時的とはいえ、医療機関は資金面での負担を強いられている。従前から実施している3種混合ワクチン等の代金については、保健所が製薬業者との単価契約を行い直接購入しているとのことなので、医師会と協議の上、同様の方法に変更してほしいと思うがどうか。

病気など身体的悩みや経済的理由により、自殺者は後を絶たない状況にあり、本市でも、平成21年度には、その数が32人に上っている。警察からは自殺原因に関する情報の提供がなく、分析が困難であるため、防止対策が進んでいないとのことだが、市民の命と健康を守る立場の保健所として、情報の開示を強く求めるべきと思うがどうか。

また、健康を理由に自殺した人の4割は「うつ」であると言われており、総合的な「うつ対策」を行うことは非常に有効な手だてと考えられる。他都市では、内科など一般診療科の医師に対し、精神科の医師と連携を図るための研修を行っており、効果を上げていると聞くので、本市においても具体的な取組を進めてほしいと思うがどうか。

福島県南相馬市の農家が出荷した肉用牛から、暫定基準値を超える放射性セシウムが検出された事件を受け、市民から牛肉に対する不安の声を耳にする。しかし、販売される牛肉には、BSEの発生を契機に、生産地や流通経路が特定できる個体識別番号の表示が義務づけられているため、保健所において、汚染のおそれがあると発表された識別番号の周知を図り、早急に市民の不安を取り除く取組を行ってはどうか。

この問題は、性質からして農林水産省が管轄する分野であるというが、市民の健康を守る立場の保健所として、所管にとらわれない柔軟な対応を行うべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

**○8番（川畑正美議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの厚生常任委員長報告に反対し、陳情第1号の採択を求めて討論いたします。

陳情第1号は、天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方についてであります。

天狗山ロープウェイ線の最上団地バス停利用者及び周辺の住民を中心に、署名591筆を添えての陳情でありました。そもそもこの路線のバス停は、急な坂道のため、洗心橋から終点の間に工業高校前の1か所しかありませんでした。住民の要求により、近年になって、4月1日から11月30日の期間に限り、最上団地バス停が下りのみ設置され、近隣の住民のバス利用者から喜ばれておりました。

しかしながら、上りのバス停がないため、最上団地バス停でおられる住民は一度終点まで行った上で、さらに210円を支払い乗り継がなければならない状況にあります。中央バスでは、急斜面であるため、乗客の安全確保及び交通安全上からも、千秋通りにおける上りバス停を設置することは困難であると言っております。

一方、同じ路線を運行している「おたる散策バス」は、観光バスのため、どこでおいても210円という取扱いになっております。このように、天狗山ロープウェイ線は、特殊な事情にあり、終点から乗り継いでも同一料金で利用できるようにしてもらいたいという最上団地バス停の利用者の願いを込めた陳情であります。

小樽市は、坂のまちと言われるように、山坂が多い地形にあります。そのような中でも、中央バスは公共交通機関の立場から、小樽市内のあらゆるところに路線をめぐらせ、市民の足を確保していただいております。

我が党は、5月11日、中央バスへ、市民の願いとして、ほかの課題とともに要請してまいりました。その席上で中央バス側から、小樽市の人口が年々減少する中で路線維持が困難になっている、公共性の高い事業でありながら、私企業としてという矛盾もあると話されておりました。しかしながら、要望項目については、既に調査を終えているものや現状を把握して検討中のものもあると答えられ、天狗山ロープウェイ線については、現場から状況をよく聞いている、そのために検討させてもらいたいと言っております。

この問題については、中央バスが最終的に判断されることではありますが、厚生常任委員会での質問に対する答弁でも明らかなように、本市と中央バスとの話合いの際に話題となっていたという経過がありますので、中央バスへ要請することに新たな障害はないものと思っております。

市民からの陳情に対しては、議会としてどうしても受入れ困難と判断されるもの以外は、申入れの趣旨を理解し、申入れに沿う対応が必要と考えています。

このたびの陳情については、各会派において申入れの趣旨を御理解されているものと判断しておりますので、継続審査として引き延ばすことなく、スピード感を持って対応することが、市民から議会の信頼を高めることとなります。委員会で継続審査を主張した他会派におきましては、利用者の心情を理解していただき、ぜひとも前向きに検討され、賛同していただけるよう訴えます。

陳情第1号についての願意は妥当であり、採択を求め、討論を終わらせていただきます。（拍手）

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

**○2番（千葉美幸議員）** 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に賛成し、陳情第1号天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方については継続審査を主張して、討論を行います。

本陳情は、工業高校横が急坂路線のため、上り停留所の設置が困難で、夏場、下り線のみ最上団地停留所が設置されていることから、最上団地で降車するためには、ロープウェイ線の終点で210円を支払って降車した後に、さらに210円を支払って1停留所分を乗り継がなくてはならないところを、終点から最上団地停留所の間を乗り継ぎ料金なしの同一料金で乗り越しできるように求めるものであります。

願意については、おおむね妥当と考えているところではございますが、本陳情を実施するに当たっては、バス事業者がその主体であり、各種法令上の規制等をクリアしなければならない点や、バス事業者の経営判断にかかわる問題もありますので議会意思として、バス事業者に要請する場合には、バス事業者における実施の可能性について、より慎重な審査を要するものと考えます。

したがって、バス事業者における実施の可能性を一定期間精査するために、継続審査の態度を表明し、各会派議員の賛同を呼びかけて、討論といたします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

**○10番（高橋克幸議員）** 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

公営住宅への入居を希望する市民は多いが、一般公募される住宅が少なく、待機者の解消ができない状態が続いている。公営住宅の既存入居者は、仮に住宅が建替えとなっても優先的に住み替えが可能となる既得権がある上、契約者の名義承継については、国の通知では原則として同居の配偶者間に限定さ



れるのに対し、小樽市では親子間の承継も認めているため、収入などの入居者資格に合致さえしていれば、住み続けられるというシステムが原因とは考えられないか。

また、市民から、入居者の中には明らかに収入が超過している世帯があるとの苦情もある。総収入の把握については、書面だけではなく実態を十分に調査し、指導に当たるなど、できる限り市民の納得が得られるよう努めてほしいと思うがどうか。

オタモイ地区の市営住宅は、老朽化による建替えが進み、新住宅に住み替えをした単身の高齢入居者からは喜びの声がある一方で、悩みを聞くことが多い。従来の平屋建て住宅は、古いものの、外に出れば人や花とのふれあいがあったのに対して、高層住宅では、特有の機密性が外部との遮断を生じ、入居者同士の交流の減少による精神的苦痛につながっているという。今後、建設が予定されている4号棟には、入居者が孤独にならないよう、コミュニケーションが図れるような共有スペースをつくるなど、入居者に配慮した設計に心がけてほしいと思うがどうか。

昨年の第2回定例会において、地籍調査の実施方についての陳情が全会一致で採択されているが、残念ながら、本市では、これまで調査の着手に至っていない。これまでの地籍調査の目的は、主に境界の決定によるトラブルの回避にあると認識しているが、東日本大震災の発生を教訓として、災害時には迅速な復旧の必要があることから、市も早急に地籍調査を実施すべきと思うがどうか。

平成21年策定の小樽市耐震改修促進計画によると、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられ、耐震化が不十分な木造住宅は、市内に2万戸以上あり、木造住宅全体の耐震化率は54.6パーセントとなっている。市は、計画の推進のため、旧耐震基準で建てられた戸建て木造住宅の耐震診断に係る費用の助成や、市職員による無料の耐震診断を行っているものの、それらの利用は数えるほどしかなく、このままでは、平成27年までに耐震化率を90パーセントとする目標の達成は到底できるとは思えない。

東日本大震災以降、全国各地で比較的大きな地震が頻発し、いつどこで大地震が発生してもおかしくない状況となっており、市民の意識も変わっていると思われることから、耐震化に係る制度内容を詳しく啓発するとともに、助成額の引上げなどを含めて、耐震化促進に向けたさらなる取組を進めてほしいと思うがどうか。

勾配や幅員の問題で除雪車が入れないため、除雪できない市道があるが、一昨年度までは除雪されていたにもかかわらず、昨年度は一度も除雪されなかった路線がある。市は、滑り落ちた除雪車が交差点を越える事例があったため、作業を控えているとのことだが、どうしたら危険が回避でき、除雪可能となるかを検討することはできないのか。

また、昨年度の置き雪対策は、福祉除雪に登録し、第1種及び第2種除雪路線に面している世帯を対象に行われていたが、対象世帯の近隣住民から不公平に感じるとの声もある。対象の拡大も視野に入れ、実態に即した対応をしてほしいと思うがどうか。

近年、市内の高台には眺めのいい戸建ての空き家が増加しているが、何の手だても講じなければ、このまま朽ちていくのみである。小樽のブランド力を生かして募ったファンドにより、デザイン性のある別荘に改築し、オークションなどで道外に向けて売り出してはどうか。

こういった事業を、民間事業者ではなく、二地域居住の一環として行政が主体となって取り組むことで事業の信用度が圧倒的に高まり、話題性もニーズも大いに期待できると思われる。本市の活性化を図るためには、地元だけで解決しようとするのではなく、市外に向けてインパクトのある情報を積極的に発信することで、ローカルな仕事をナショナルレベルに引き上げていくことが重要ではないのか。

下水道事業会計から一般会計への繰出しは、資本費平準化債を活用したものというが、市民からは、実態が見えにくいとか、下水道使用料で賄われているように感じるといった指摘が多い。下水道事業会

計の透明化を図ることで、市民が納得できるよう努力すべきではないか。

下水道使用料は、管路に張りつく人口が多いほど安くなる傾向にあるが、本市では隣接する札幌市よりも割高になっている上、これからさらなる人口減による値上げも懸念される。現状では、下水道使用料の減額は難しいというのであれば、現行の基本料金の設定を20立方メートルではなく、年々増加する高齢者の単身世帯を念頭に置き、より小さい単位で設定するなど、できることから改善すべきと思うがどうか。

災害時には、飲み水や食料の確保ばかりでなく、トイレ問題の解決が重要となる。災害用マンホールトイレは、既存の下水用マンホールを活用して設置するもので、排せつ物を直接下水本管に流す仕組みであるが、東日本大震災発生時において、既に設備されていた被災地では、住民から大変に好評を得たとのことである。しかし、そもそも下水道が災害の影響を受けていないことが必須条件であり、本市のように坂の多い地形では設置に課題があるとしても、被災者の利便性の向上が十分に期待できることから、導入の可能性を研究してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案第8号は可決と、所管事務の調査は継続審査と、いずれも全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第12号及び第13号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）（拍手）

**○市長（中松義治）** 議案について説明をさせていただく前に、副市長の選任につきまして、一言申し上げます。

副市長の選任につきましては、本定例会に提案させていただく予定でありました。しかし、人選にはなお時間を要することから、本定例会への提案については見送りさせていただくことになりました。

副市長不在の期間がさらに延長されることとなり、大変申しわけなく思っておりますが、選任されるまでの間、行政運営に大きな支障を及ぼすことのないよう、私を含め職員一丸となって現下の諸課題に立ち向かってまいりますので、なにとぞ御理解をいただきたいと存じます。

それでは、ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第12号職員懲戒審査委員会委員の任命につきましては、菊池洋一氏から辞職の届出がありましたので、後任として大矢繁夫氏を任命するものであります。

議案第13号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、永谷光明氏、一柳富佐子氏の任期が平成23年9月30日をもって満了となりますので、引き続き委員の候補者として推薦するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案は、いずれも同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第17号」を一括議題といたします。

意見書案第5号ないし第17号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第4号について順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

**○20番（中島麗子議員）** 日本共産党を代表して、意見書案第1号介護保険の軽度者への給付削減をやめ、公費負担の大幅拡大を求める意見書案について提案趣旨説明を行います。

6月15日、参議院本会議で介護保険法改定案が可決しました。衆議院で10時間弱、参議院で8時間弱とわずかな審議時間で、民主党・自由民主党・公明党・みんなの党の各党は、改定介護保険法を成立させました。審議時間が短く、この改定法の問題点は、介護を必要とする多くの当事者にほとんど知られていません。

一つ目は、要支援と認定された高齢者の介護のあり方です。新しくできる介護予防・日常生活支援総合事業を導入した市町村は、要支援者のサービスを従来どおり介護保険給付にするのか、市町村の総合事業にするのか、決めることができます。総合事業は、保険給付のサービスと違い、サービスの質を担保する法令上の基準がありません。経費を減らすために生活援助やデイサービスをボランティアに任せる事態が起きかねません。市町村単位の取組になりますから、小樽のように財政困難な自治体では、提供するサービスも縮小される心配があります。

二つ目は、医療専門職が担うべき医療行為を介護職員に拡大することです。医療が必要な患者でも、介護施設に入所するため、介護職員がたんの吸引などを肩がわりせざるを得ないのが現状です。改定法は、たんの吸引を法律で追認することを突破口に、介護職員が担う医療行為を厚生労働省令で拡大していく仕組みです。安全性が確保できるのか、事故の責任はどうなるのか、賃金上の評価もなく、研修と業務の負担が重くなれば、さらに離職者が増えるのではないかと、現場は多くの不安を抱えています。

三つ目は、介護療養病床廃止の方針の継続です。附帯決議として、介護療養病床の廃止について実態調査を行い、必要な見直しを検討するなどが盛り込まれましたが、受皿の見通しが無いままの廃止案は問題です。

改定法の施行は、2012年4月です。3年ごとの見直しをしてきましたが、小樽市でも介護保険サービス利用者は年々増加しており、介護保険特別会計事業費規模は、本年128億円です。政府は、費用削減のために、利用者負担を1割から2割に引き上げる、介護保険料の徴収を20歳からにする、ケアプランの有料化などなどを検討してきましたが、今回は予防介護の軽度者を介護保険対象外にしていくための第一歩です。高い保険料を年金から天引きして、軽度者のサービスの抑制は許されません。お年寄りが安心して地域で暮らせる介護保険の充実のために、公的負担を拡大して財源確保をしていくべきです。

（拍手）

**○議長（横田久俊）** 次に、意見書案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

**○16番（林下孤芳議員）** 意見書案第2号北海道地域防災計画の早期見直しと北海道電力泊原子力発

電所の段階的運転停止・計画的廃炉・3号機プルサーマル発電計画の撤回を求める要望意見書案の提出者を代表いたしまして、提案趣旨の説明を行います。

3月11日に発生した東日本大震災は、我が国の観測史上最大の地震と津波によって極めて広範囲にわたって壊滅的な被害をもたらし、東京電力福島第一原子力発電所においても、メルトダウンや水素爆発、原子炉格納容器や格納圧力容器の破損によるメルトスルーの懸念が指摘され、事故から4か月余りが経過した今なお、放射性物質が漏れ続ける最悪の事態が続いております。また、原発から20キロメートルから30キロメートルの広範囲にわたる多くの住民が避難生活を余儀なくされ、収束の見通しも立たず、これらの地域の避難の解除は絶望的とさえ言われています。

北海道の原子力防災計画は、半径10キロメートル圏内の4町村のみが対象となっており、耐震安全評価による津波の高さは最大9.8メートルと想定し、いずれもこのたびの地震や津波には到底対応できるものではなく、原子力防災は根底から見直しが必要となっています。そうした中で、北海道電力は、2012年春にもプルサーマル発電を開始する準備を進めております。

MOX燃料は、従来のウラン燃料と比較して毒性が極めて強く、飛散距離も広く、より危険性が高いと指摘されています。

プルサーマル発電を行っていた福島第一原発3号機は、いまだに損傷の程度を正確に把握することすら困難な状況にあると言われております。既に農業、畜産、水産業などに深刻な影響と、国内経済全体に大きな被害となって拡大をしております。

また、風評被害を含めた懸念は世界じゅうに広がり、ドイツをはじめとする各国で脱原発の動きが加速しています。しかし、事故を起こした我が国の中で、電力不足や経済の負担などを理由に脱原発に反対の声もあります。

原発事故による国家的な損失や被災者に対する補償額は、脱原発による経済負担をはるかに超えることは確実だと言われております。何より今後の健康被害などは想定されておらず、損失ははかり知れないものであります。

現在、道内の電力需要は、最大で約578万キロワットとされて、約4割が原子力による発電であります。仮に泊原発を全て停止した場合、約43万キロワットの電力が不足すると試算されています。今後、企業による売電の活用や、風力や太陽光などエネルギーの転換や省エネルギーによって不足を補いながら、段階的な脱原発は十分に可能であると確信するものであります。

議員各位の御賛同を心からお願いし、提案趣旨説明とさせていただきます。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 次に、意見書案第3号及び第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）（拍手）

**○13番（酒井隆行議員）** 提出者を代表して、意見書案第3号地方における公共事業の執行に必要な財源の確保を求める意見書案及び意見書案第4号道路の整備に関する意見書案について、提案の趣旨を説明いたします。

意見書案第3号については、2011年4月1日、野田財務大臣は閣議で、東日本大震災の復興財源を確保するため、2011年度予算に計上した公共事業費と施設整備費約6兆円の5パーセント分、約3,000億円を留保し、復興財源として予算を重点的に配分すると発表し、被災地向けの事業に振り向けることなどを各官僚に要請しました。

しかしながら、5月2日に成立した2011年度第1次補正予算では、道路や港湾の復旧など公共事業費の1兆2,019億円を含む総額4兆153億円を計上したものの、その財源は、基礎年金の国庫負担分の転用2兆4,897億円や経済危機対応・地域活性化予備費の減額分8,100億円、子ども手当の減額分2,083億円などから捻出されており、わざわざ復興財源として確保した公共事業費と施設整備費の執行留保分は、その財源に含まれていませんでした。

その上、7月中にも国会に提出するとされている第2次補正予算についても、野田財務大臣は、財政法で定められている国債整理基金への繰入れを停止するための特例法を措置した上で、平成22年度の決算剰余金などを財源に充てるとの見解を示しています。これらのことは、明らかに当初語られていた意向からそごを感じます。

発生から4か月を経た今でも、報道されている改善されない東日本大震災の被災者の方々の窮状には心が痛みます。そして、その震災からの復旧・復興に向けては巨額の財源が必要とされ、日本国民全体として負担を分かち合うことは当然と考えます。しかし一方では、北海道においても津波により、各地で漁船、養殖施設、加工工場、漁港施設などに甚大な被害を受けました。福島第一原子力発電所における事故の影響などから、観光、道産品の輸出などの経済・産業活動への深刻な影響が生じており、その長期化が懸念されています。

そのような中、被災した道内各地の復旧・復興に全力で取り組むことはもとより、農業、畜産、漁業などで高い食料供給力や、風力など多様な自然エネルギー資源などを有する広大な北海道の優位性や特性を生かし、大震災からの復興という我が国の重要課題にしっかりと貢献していくためにも、必要な社会資本の整備を着実に進めることが重要と考えます。

加えて、景気低迷の中、政府による昨今の公共事業費の大幅削減は、道内及び本市の経済活動に大きな打撃を与えており、このたびの大震災の影響が地域にさらなるダメージを生むことは避けられず、よって政府においては明確な復興財源確保の道筋をつけるとともに、疲弊する地方の現状を十分かんがみ、被災した道内被災者の復興に資するためにも、公共事業費、施設整備費において留保している予算を早期に解除することを強く要望いたします。

次に、意見書案第4号道路の整備に関する意見書案についてですが、北海道は、面積で約8万平方キロメートルと全国の22パーセントを占め、人口密度は1平方キロメートル当たり66.15人と全国の平均の5分の1という現状です。鉄道網は、総延長で2,000キロメートル以上あるものの、全道を網羅しているとは言いがたく、この広大な北海道では、道民の移動や物資の輸送の大半は自動車交通に依存を余儀なくされています。

道路は、道民生活と経済・社会活動を支える重要な社会基盤ではありますが、冬期の厳しい気象条件に加え、多発する交通事故、自然災害時の交通傷害や更新時期を迎え老朽化する道路施設など、道路を取り巻く問題は数多く存在します。また、幹線道路として、高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村に至る道路網の整備は、道民であるとともに小樽市民も強く要望しており、特に道路網から取り残された地域も存在し、全国区に比べて大きく立ち遅れている高規格幹線道路ネットワークの形成は、都市間・圏域間の交流、連携の強化、地域経済の活性化、地域医療の充実に加え、大規模災害時には復旧作業や被災者支援の物資輸送に大きな役割を果たすこととなります。道民の安心・安全な生活を担保するためにも、道路の整備は重要な課題であります。

加えて、政府による昨今の道路整備事業費の大幅削減は、北海道の道路整備に支障を与えています。地方財政は、全国的な景気の後退とともに税収が落ち込むなど、さらに厳しさを増しており、今後は国と地方の適切な役割分の下、道路整備に必要な予算を確保するとともに、国が制度を見直す際には、地

方の自立性・裁量性を重視した地方によって自由度の高い制度になることを踏まえ、お手元の意見書案第4号道路の整備に関する意見書案で示している7項目について強く要望いたします。

以上、全議員の御賛同をお願いして、提案趣旨説明を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 18番、山口保議員。

（18番 山口 保議員登壇）（拍手）

**○18番（山口 保議員）** 民主党・市民連合を代表して、今述べられました意見書案第3号及び意見書案第4号については否決、意見書案第2号については可決を求めて討論をいたします。

まず、意見書案第3号地方における公共事業の執行に必要な財源の確保を求める意見書案についてであります。

ここに述べられております、さきの東日本大震災に伴う道内の津波被害などからの復旧・復興の財源確保については異存がありません。しかし、文面の趣旨は、これまでと同様、一般公共事業費の財源の確保にあります。私は、平成21年第3回定例会でも同様の趣旨で提出された意見書案に対して詳しく反対の討論をいたしておりますので、ここでは簡略に申し述べさせていただきます。

日本の公共事業費は、これまで欧米など他の先進国に比べ突出して多額の財源が使われてきたことは、先般の討論でも申し上げたところであります。このことにつきましては、国や報道機関でも全く取り上げておりませんので、ほとんどの方は耳を疑われると思います。古い資料でございますけれども、全国保険医団体連合会の資料によれば、1995年の統計で日本の公共事業費は、用地買収や補償費用を除いて3,279億ドルであります。ちなみに、日本の国土の25倍以上のアメリカは1,209億ドルとなっておりますから、そのアメリカの2.7倍の公共事業費を使っていたことになるわけです。イギリスは199億ドルですから、日本はイギリスの16.5倍となるわけです。ドイツ418億ドル、7.8倍、フランス482億ドル、6.8倍となり、日本以外のG7諸国の合計に対しても、約1.2倍という途方もない社会資本整備に対する財源投下が行われてきたわけであります。

そして、これまでつくり続けてきた過大な社会インフラの維持には、今後、膨大なコストが必要なことは自明でありますけれども、政府も含めてだれも言及しておりませんし、また無責任にも試算もされていないわけであります。40兆円に満たない税収しかない我が国の税収以上の国債という借金で賄い続けるという異常な国家運営は、税収増と歳出の構造の転換で変えていくしかないわけであります。

今、歳出の構造にメスを入れ、他の先進国並みに教育や社会保障関係費の財源確保にシフトしていかなければ、技術立国としての我が国の蓄積は崩れ、また少子高齢化に対応しきれず、国の安心・安全は担保できず、早晩、衰退と混乱に陥ることは自明であります。

また、地方の疲弊は、従来型の土木公共事業をいくら積み上げても、とめられなかったことは皆さんもつぶさに見てこられたのではなかったでしょうか。私たちの地域を考えれば、豊かな森林資源に手を入れ、間伐や雑木の伐採、植林など、今後の世界的な木材需要の増加に備えて、多くの建設業者に参入・転換を促し、地域の木材活用による住宅建設への政策誘導や、間伐材を利用したペレットストーブの普及とか、地域の特性に合わせたバイオマス関連事業の育成や小規模発電など、地域の資源を生かした政策の誘導転換こそが、地域の再生につながるものと考えられるわけであります。

次に、意見書案第4号道路整備に関する意見書案であります。

私は、この文面の中の、これまで整備されたきた道路の維持・補修や、冬期の道路の交通確保については、おおむね異存はありません。しかし、特に高規格幹線道路ネットワークの早期完成を相変わらず

求めることについては、承服ができません。

高規格道路の建設費用は、1キロメートル当たり45億円から50億円と言われております。例えば、小樽―余市間23.4キロメートル、事業費は当初1,076億円と言われておりましたが、最近になって1,200億円と試算されていると聞いております。費用対効果から考えれば論外であります。

また、高速道路網の整備は、地域に大きな経済効果をもたらすと喧伝されてきました。私は、均衡ある国土の発展どころか、大都市への集中と地方の疲弊だけが生まれたと言っても過言ではないと考えております。建設業者にとっても、ゼネコンだけが潤い、地域の事業者にはほとんど恩恵はなかったのではないのでしょうか。

もし仮に、小樽―余市間1,200億円もの予算の執行権が、私たち自身にあれば、この高規格道路の建設にこの予算を振り向けるのでしょうか。1,200億円と言えば、本市と余市町の一般会計の2年分であります。また、道内全線1,825キロメートルを完成させるとすれば、8兆円を優に上回る規模になると言われております。もし北海道にこの8兆円の予算執行権があれば、同様の選択をするとはとても考えられないわけであります。結論は自明であります。

さらに、もし北海道にさらなる道路整備が必要だというのであれば、私は既存の国道幹線を4車線化、さらに脇に自転車道も整備をして、増やした左右1車線については、制限速度を40キロメートル以下として、シーニックバイウェイで想定をされておりましたような景勝道路として活用するなど、ヨーロッパの主要幹線、フランスからスカンジナビア半島まで延びる国道と同様の整備を取り入れるべきと考えております。費用対効果や経済効果を考えれば、明らかに高規格道路などより合理的選択だと考えますが、いかがでしょうか。

今、国道沿線には多くの道の駅が立地し、沿線の1次産業や2次加工業の発展に寄与いたしております。高規格道路の建設は、地域の発展に寄与するどころか、そうした地域の努力をも阻害する結果となるのは自明であります。

最後に、意見書案第2号原発に依存しないエネルギー政策への転換を求める意見書案について可決を求め、討論をいたします。

本年3月11日に発生いたしました東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発の重大事故は、これまで喧伝されてきた原発に対する安全神話を根底から突き崩す事態となったわけであります。何重にも安全設計がなされていて、事故など起こり得ないと多くの国民が信じていたこの日本の原発が、地震・津波という我が国では、いつでも起こり得る自然の力によって、もろくも完全に破壊されてしまったわけであります。事故から4か月以上経過した今日でも、周辺の多くの住民の方々は避難を余儀なくされ、いつ戻れるとも知れない不安の渦中にとどめ置かれているわけであります。

学者の中には、半径20キロメートル圏内については、人の住める状態には戻せないのではないかと主張されている方もいらっしゃいます。また、この事故はいまだ収束しておらず、いつ収束するのか、だれも予測ができていないありさまであります。

そもそも原発に技術は、確立された技術であったのでしょうか。絶対に事故を起こしてはならない危険を、ある意味、実験的に実用化して運転をしていたにすぎないのではないのでしょうか。そのリスクを、今、私たちは思い知らされているわけであります。

昨日7月14日、テレビ朝日のインターネット版の報道ステーションに、東京電力の西澤社長が出演されておりました。東電は、実は電力が余っていて、関西電力に余剰電力を売ることができると発言をいたしておりました。驚くべき発言であります。火力発電所の稼働や、埋蔵電力と言われている管内の各企業の自家発電の電力の1割程度を買い入れただけで、震災前の5,680万キロワットを確保できたとの

ことであります。企業の自家発電の電力の供給能力は、東京電力管内だけで1,600万キロワット、国内で5,000万キロワット、原発50基分もあると、同時に報道されておりました。もしそれが事実なら、電力の供給システムさえ変れば、原発など要らないということになるわけであります。一体これまでの節電騒ぎは何だったのでしょうか。私は大変驚きました。いずれにしましても、私たちは、原発のリスクの途方もない大きさを今回の事故で思い知らされたわけであります。

以上、意見書案第2号の主張はしごく当然であります。可決を求め、私の討論を終えます。（拍手）

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**○21番（新谷とし議員）** 日本共産党を代表して、意見書案第1号及び第2号について、いずれも可決を求める討論をします。

意見書案第1号についてです。

介護保険法改定案は、問題点が多々あります。先ほどの提案趣旨説明にもありましたように、まず市町村の判断による介護予防・日常生活支援総合事業の導入です。要支援者へのサービスは、市町村の判断で従来の介護サービスをやめ、法令上の基準のない日常生活支援のうちの一定部分を総合事業に移すことができます。ヘルパーの資格がないボランティアに任せるなどして、サービスの低下が起きかねません。市町村がサービスを維持しようとするれば、それだけ新たな負担となり、これまで行ってきて市町村独自のサービスも取り上げられる可能性もあります。

小樽市の在宅サービス利用の要支援者数は年々増加しており、この方々がこれまでどおりのサービスを受けられないとしたら、介護度が悪化するおそれが出てきます。

2種類以上の在宅サービスを組み合わせる複合型サービス創設では、複合型サービス事業所の報酬は市町村の判断で、国の基準より低くでき、市町村の判断で報酬が変わり、市町村格差拡大の心配があります。24時間対応の巡回型訪問介護・看護サービスの創設では、介護労働者不足の現状で実施できるのか、事業所への報酬は一定の包括払いとされ、低額に抑えられるなどの問題があります。

さらに、介護職員によるたんの吸引など、医療行為の解禁は大変問題です。国が看護師不足を放置し、医療が必要な患者を無理に退院させてきたため、施設の介護職員がたんの吸引などを肩がわりせざるを得ない状況です。これを逆手にとり、たんの吸引を突破口にして、介護職員が担う医療行為の範囲を拡大しますが、衆議院の参考人質疑では、実際に研修に行った訪問介護事業者は、研修が大変負担だった、介護労働者も職員の負担になり、離職につながりかねないと指摘しています。医療の知識や技術が不十分の中で事故が起きたときの責任はどうなるのか、現場の不安は尽きません。

介護療養病床の廃止方針継続の問題です。介護療養病床の廃止期限を2011年度末から2017年度末に6年延長しつつ、新設は認めず、廃止に固執するものとなっています。急性期を脱した患者の受入先が確保できないままでの廃止は新たな介護難民を生み出すこととなります。なお、改定法には、総合事業の実施に当たっては、利用者本人の意思を最大限に尊重する、医療行為の実施に向けて知識・技術の十分な習得、安全管理体制の整備、定期的な検証を行う、介護療養病床の廃止について実態調査を行い、必要な見直しを検討するなどの附帯決議がつけました。

日本共産党国会議員団や介護関係団体が批判した問題点を、一定認めざるを得なかったものでありますが、今述べたさまざまな問題があるにもかかわらず、衆・参議院合わせてわずかな審議時間で強行されたのも問題です。しかも、東日本大震災での復興のめどが立たない中、被災した高齢者への高額な利用料の請求、必要な介護関連サービスが確保できないなどの問題があるのに、このような軽度者への給



付削減はやめるべきです。

他党の皆さんは、国に財源がないのだから仕方ないという意見ですが、憲法第25条では、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とうたわれております。わずかな年金から保険料を天引く一方、証券優遇税制は、本年12月末の期限をさらに2年延長し、金持ち優遇を続けます。日本の税率は10パーセント、アメリカは26.4パーセント、フランス31.3パーセントなど、主要国の2から3分の1で、国際的にも異常です。こうした優遇税制を改めたり、軍事費を減らせば、財源は出ます。憲法第19条に反する、年間300億円を超える政党助成金の受取をやめて、社会保障費に充てるべきではないですか。

意見書案第2号についてです。

福島第一原発事故は、半径30キロメートルを超えて広範囲にわたり放射能汚染が広がり、多くの住民が避難生活を強いられ、また東京、神奈川など遠く離れたところでも、住民に多大な不安を与えています。泊原発から40キロの小樽は、決して人ごとではないと多くの市民は心配しています。

北海道地域防災計画の原子力防災計画では、半径10キロメートル圏内の4町村を対象にしていますが、北海道新聞が泊原発周辺13町村に行った世論調査では、「原子力防災計画の対象範囲を札幌や小樽など、半径30キロメートル以上も含めるべきだ」が約半数を占めていることから見直しは必要です。

日本列島は、地球の全地震の10パーセントが集中しており、しかも非常に活発な地震活動地帯の中にあり、世界一、二の津波国でもあります。地震学専門の石橋克彦神戸大学名誉教授は、2007年の新潟県中越沖地震によって、東京電力の柏崎刈羽原発が大きな被害を受けた後、日本列島全域が今世紀大地震活動期であるという認識を踏まえ、日本の海岸線を縁取る50基以上の原発の地震被害が日常的風景になると言ってもよく、原発災害がいつ起きても不思議ではないと語ってきた。それがこんなにも早く、福島第一原発事故が発生してしまった、痛恨のきわみであると雑誌「世界」に投稿しています。

東洋大学渡辺満久教授は、積丹半島の沖合15キロメートルの西方海域で、水深200メートルほどのところに70キロメートルほどの活断層があることを調査し、地震学会に発表しており、泊原発も地震・津波発生の危険からは避けられません。

福島第一原発3・5号機、女川原発1号機、浜岡原発1・2・3号機の基本設計を担当した元東芝環境技術部長は、「しんぶん赤旗」のインタビューに答え、アメリカのスリーマイル島原発の事故、チェルノブイリ原発事故を経て、日本ではなお原発の新增設を進めてきた背景に、安全神話があり、自然災害の場合の考察が必要だった。しかし、技術者がそこに目をつぶってしまったことが、今回の不幸の中に横たわっている最大の問題だと語っています。

我が党は、7月11日、北電を視察しました。北海道電力は、泊原発で全電源が喪失したときに備え、移動発電装置を用意していると言い、トラックに発電機を2台乗せ、高台に置いてありました。しかし、東日本大震災並みの地震が起きたとき、これで対応できるのか極めて疑問で、抜本的な安全対策が講じられているとは思えません。福島第一原発事故の収束の見通しが見えない上、事故の検証が行われていない中で、北電は泊原発3号機の営業運転に移行する方針を決め、3号機ではプルサーマル発電が行われます。

福島第一原発では、プルサーマル運転が行われていた3号機でメルトダウンが起きており、原発事故に及ぼしたMOX燃料の影響が検証されていないのに、使用されることに市民は大変心配しています。プルサーマル発電については、札幌市の上田市長が凍結を打ち出しているのをはじめ、道民合意が得られていません。道民の不安をよそに、プルサーマル発電を進めることは認められないものです。

泊原発1号機から3号機の段階的運転停止については、定期点検中の1号機についても、北海道新聞

が泊原発から30キロメートル圏内の住民に行った世論調査でも、安全対策が十分にとられない限り反対との声が82パーセントに上っているように、福島第一原発検証結果が出されるまでは再稼働は認められません。

泊原発をすべて停止した場合、最大需要時、約43万キロワットの電力が不足するとの試算がありますが、太陽光、風力、地熱など、自然エネルギーへの転換で補うことや、節電、大量生産、大量消費、大量廃棄、24時間型社会などのエネルギー浪費社会の根本的な見直しを進めることで可能です。

原発は、一たび重大な事故が発生し、放射性物質が外部に放出されると、それを抑える手段がないという、他の事故とは違う異質の危険があります。とりわけ小さな子供は放射能被害を受けやすく、今、大人の我々が子供たちに「負の遺産」を残すわけにはいきません。

7月8日現在、原発からの撤退、再稼働反対、自然エネルギー促進などを求める決議や意見書を可決した議会は、全国で218、北海道は29議会となっています。小樽市議会も、これに続き可決し、市民の願いにこたえたいものです。

議員各位の賛同をお願いして、討論いたします。（拍手）

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

**○12番（鈴木喜明議員）** 自民党を代表して、意見書案第2号北海道地域防災計画（原子力防災編）の早期見直しと北海道電力泊原子力発電所の段階的な運転停止・計画的廃炉・3号機プルサーマル発電計画の撤回を求める要望意見書案には反対、意見書案第3号地方における公共事業の執行に必要な財源の確保を求める意見書案及び第4号道路の整備に関する意見書案には賛成の立場で討論を行います。

去る3月11日に発生した国内観測史上最大のマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震と、これに伴う巨大津波は、東北地方を中心に数多くの尊い人命を奪い、沿岸地方に壊滅的な被害を与えました。報道では、今も被災者を取り巻く環境は改善されておらず、被災地の復旧・復興にはほど遠い状態だと伝えられております。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所における甚大な事故では、大量の放射性物質が放出され、我が国で初めて原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言が発令されました。さらに原発事故の深刻度は、国際原子力事象評価尺度（INES）による暫定評価で、チェルノブイリ原発事故と同等の最悪のレベル7に引き上げられ、事故から4か月たった今も、直接汚染を警戒した周辺地域では、広範囲な避難指示の下、数多くの住民が避難生活を余儀なくされています。また、周辺地域の農水産物の汚染や、遠く離れた本市でも、外国人観光客の激減など、風評被害が深刻化している折、昨日も新たに福島県南相馬市での牛肉被曝問題が持ち上がり、国民、道民、市民は今なお収束が見えないこの原発事故に、不安と怒りを感じています。このことは、提出者の皆さんとたぶん共通の思いであるというふうに思っております。

一たび原発事故が起きると、これだけ日本全体を巻き込む甚大な事故につながることは、国のエネルギー政策の再考をも促し、今後、原発だけに依存しない、太陽光、風力、水力、潮力、地熱などの代替自然エネルギー源の活用が望まれます。

しかしながら、現実的には、自然エネルギー源での発電量は、日本の総電力量の1パーセント程度しか占めておらず、化石燃料の需要増はCO<sub>2</sub>の増加につながり、地球温暖化対策を世界に牽引する日本の国策に逆行することにもなりかねません。

近来、天然ガスの埋蔵量は、各種調査により世界各地で確認されておりますが、その掘削、実用化に

は高コストが見込まれ、今後の課題となっております。

そんな中、5月23日、コンサルティング会社の大手である、A. T. カーニーは、電力コストなどに触れた国内エネルギー政策に関する緊急分析の中で、原発全廃を選択した場合の2020年の電気料金の試算として、70パーセントの値上げを報告しています。

原発を廃炉にし、市民の不安を取り除くことは理想ではありますが、北海道においても、泊原発による発電量は、総電力量の40パーセント弱を占めており、高橋はるみ知事からも、泊原発の完全停止は不安であるというコメントがありました。原発への依存度を下げるエネルギー政策の転換は必要ですが、政府からの代替エネルギー案、コストの負担案等のロードマップが示されていない現時点では、泊原発の運転停止案は時期尚早と考えます。

また、今回の福島第一原発における原発事故に関しては、早急にプルサーマル発電の影響をも含めた徹底した検証を行い、その結果に基づく原子力発電所の安全確保に万全の対策を講じ、その結果を泊原発にいち早く生かすべきであるとは考えます。もちろん、防災基本計画やE P Zを含む原子力防災指針をはじめとする国の原子力防災対策及び北海道の地域防災計画（原子力防災編）については、早期の見直しを認めることは一部同意をいたします。

以上、現時点で泊原子力発電所の運転停止、計画的廃炉の点では時期尚早だと考え、意見書案第2号は否決いたします。

次に、意見書案第3号でございます。

提案趣旨にもありましたが、被災地の復興財源として、2011年度予算の公共事業費と施設整備費の5パーセント、3,000億円を留保しました。このことについては十分理解ができます。ただ、その執行に手間取り、活用しきれていない、そしてそのことに不満を感じているわけです。道内にも、このたびの大震災による大津波、そして甚大な被害を受けた場所がございます。留保している予算の執行をまず強く望むものであります。

そして、先ほどの山口議員の討論でございますけれども、今の執行のことについて何とか述べているわけでありまして。国全体の公共事業のことについて言及しているわけではございませんので、その部分のすり替えというか、その大きさを変えないでいただきたいというところがあります。なおかつ、山口議員のように意見のわかる方が政府にいらっしゃって、そして対応していただけるのでしたらいいのですけれども、なかなかそうならない中で、我々は意見書として国に上げていくわけでございますから、そういう趣旨をお酌み取りの上、御理解をしていただきたいと思っております。

それでは最後に、意見書案第4号についてでございますけれども、北海道は大変広大で、自動車交通が主な移動手段であることは、皆さんと共通の認識だと考えております。また、先ほどお話が出ましたけれども、この後志地域においても、高規格道路の計画がありまして、その完成が望まれているというのが我々のスタンスでございます。

このたびの大震災においても、道路網の寸断がいろいろなところございまして、生活道路が1本しかないところでは、かなりの時期、陸の孤島として取り残された感がございます。そういうことからしますと、高規格道路に付随した一般道路の道路網もしっかり整備していただきいたとの今回の趣旨でもございますので、どうかそのことを御理解していただきたい。それから、北海道はこの広さですから、全国水準に満たない、当然そういうことも同じ認識であるというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

そして、本道こそ、高規格幹線道路のネットワーク形成が不可避であり、安全・安心のため、地域経済活性化、地域医療連携のためにも、今回の願意は妥当であります。

どうか、議場にいらっしゃる皆さんの御賛同を得て、終わりたいと思います。よろしくお願いします。

(拍手)

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 9番、松田優子議員。

(9番 松田優子議員登壇) (拍手)

**○9番(松田優子議員)** 公明党を代表し、意見書案第2号北海道地域防災計画(原子力防災編)の早期見直しと北海道電力泊原子力発電所の段階的運転停止・計画的廃炉・3号機プルサーマル発電計画の撤回を求める要望意見案については否決、意見書案第4号道路の整備に関する意見書案については可決を求めて討論を行います。

まず、意見書案第2号北海道地域防災計画(原子力防災編)の早期見直しと北海道電力泊原子力発電所の段階的運転停止・計画的廃炉・3号機プルサーマル発電計画の撤回を求める要望意見書案であります。内容の検討は今後の課題として、防災計画の見直しは当然としても、北海道の現状は、既に総発電量の4割を原子力発電に依存しており、今後、時間をかけたエネルギー政策の見直しは不可避としても、急な運転停止や廃炉などを行うことは、電力不足など経済社会活動に大きな混乱を来す可能性があり、適切とは言えないと考えます。

また、3号機のプルサーマル計画撤回については、さらなる安全性の確認作業は必要と考えますが、直ちに計画撤回を求めることは、その影響の大きさから見て慎重にならざるを得ないものと考えます。

次に、意見書案第4号道路の整備に関する意見書案であります。道路は、市民生活や経済社会活動を支える最も基本的なインフラであり、高規格幹線道路から生活に密着した市町村道に至るまで、道路網の整備は中・長期的な視野に立って、体系的かつ計画的に推進されるべきものであります。特に、北海道は、広域分散型社会を形成し、自動車交通への依存度が高いにもかかわらず、高規格幹線道路網の整備は全国に比べて大きく立ち遅れ、多くのミッシングリンクを抱えており、高規格幹線道路ネットワークの形成は、圏域間の交流、連携の強化、地域経済の活性化、地域医療の充実、さらに災害時の避難はもとより、支援物資の輸送や復旧・復興のための作業経路として、地域住民の安全で安心な生活を確保する上で欠くことのできない喫緊の課題であります。

今後は、国と地方の適切な役割分担の下、道路整備に必要な予算を確保するとともに、国が制度を見直す際は、地方の自主性や裁量を重視し、地方にとって自由度の高い制度にすることが重要と考えます。

特に、平成23年度から導入された地域自主戦略交付金については、道路整備に関する地域のさまざまな課題に対応できるよう、さらなる制度の充実を図り、必要な予算を確保することなどを求めるものであります。

以上の理由により、意見書案第2号は否決、意見書案第4号は可決の態度を表明し、各会派の議員に賛同を呼びかけて討論いたします。(拍手)

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 5番、成田祐樹議員。

(5番 成田祐樹議員登壇) (拍手)

**○5番(成田祐樹議員)** 意見書案第2号に関する討論を行います。

先ほどの陳情第146号とほぼ同じような討論になってしまうのですが、意見書に関しましては継続審査というのができませんので、改めて態度を表明させていただきたいと思います。

北海道電力泊原子力発電所の問題ですが、泊の発電所が全部停止になった場合に、果たして今と同様の生活ができるのか、同様の発電量を担保できるのか、そこがまだはっきりしない以上、現段階でこの

意見書に関する賛成はできない状態であるというふうと考えております。

ぜひ、今後の状況を見きわめて、そういった状態ができることがきちんと担保されるのであれば、それについて賛成をするかどうか、同様の意見書が次定例会以降に上がってきた場合には考えさせていただきたいと思います。

また、化石燃料に依存するエネルギー政策は、外交上、中東との関係に非常に大きな影響を受けやすいため、それについても一言問題があるというふうに申し上げなければならないと思っております。(拍手)

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（横田久俊）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（横田久俊）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号及び第4号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

**閉会 午後 4時25分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 小 貫 元

議 員 上 野 智 真

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案・決議案

○平成23年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

（１）木野下智哉監査委員から、平成２３年４月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上



介護保険の軽度者への給付削減をやめ、公費負担の大幅拡大を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小 貫 元  
同 川 畑 正 美  
同 中 島 麗 子

6月15日、「介護保険法改定案」が可決され、「要支援」者向けに行われている介護保険の訪問・通所サービスを、市町村の判断で「介護予防・日常生活支援総合事業」に移し、配食や見守りなどと組み合わせて保険給付の対象外にできるとした内容が盛り込まれました。

介護保険での訪問・通所サービスなどの事業には全国一律の基準がありますが、市町村が実施する「総合事業」にはそうした基準がありません。市町村が事業費の上限を超えないよう安上がりな方法を選べば、劣悪なサービスしか受けられなくなります。逆に利用料は、介護保険が定める「1割負担」より高くなることもあり得ます。介護保険制度が「介護の社会化」をうたい文句として創設されて以来、国や自治体が支出する公費と国民が負担する保険料や利用料を財源に、公的な介護制度確立が目的とされました。

しかし、介護施設やサービスの体制が不足していた上、政府が社会保障費の削減路線を続け、国庫負担を減らしてきたため、介護サービスの削減や保険料・利用料の負担拡大が続いてきたのが実態です。

症状が軽いからというだけで保険給付の対象から外すことは、介護を予防する上からも認められない対策です。

よって政府は、軽度者への給付削減をやめ公費負担を大幅に増やすよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年7月15日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年7月15日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

北海道地域防災計画（原子力防災編）の早期見直しと北海道電力泊原子力発電所の段階的運転停止・計画的廃炉・3号機プルサーマル発電計画の撤回を求める要望意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

同

同

小 貫 元

川 畑 正 美

林 下 孤 芳

3月11日に発生した国内観測史上最大の地震「東日本大震災」は、東日本地域を中心とする広い範囲に壊滅的な打撃を与えました。それに伴い核燃料の冷却不能というあってはならない事故を起こした東京電力福島第一原子力発電所では、依然として冷却機能を取り戻せないまま、核燃料メルトダウンや水素爆発、原子炉圧力容器や格納容器の破損、放射性物質の大量漏えいなど最悪の事態を招いており、収束の見通しも不透明のまま、多くの住民が長期の避難生活を強いられています。

北海道電力泊原子力発電所について、道の原子力防災計画では、半径10キロメートル圏内の4町村を対象としています。また、北海道電力の耐震安全評価は地震による最大津波高を9.8メートルと想定しており、共に東日本大震災規模の地震には到底対応できるものとはなっておりません。更に、北海道電力は、2012年春にも3号機においてプルサーマル発電を開始しようとしていますが、これに使用されるMOX燃料は従来のウラン燃料と比較して数段危険性が高いことが多くの学者からも指摘されており、もともとウラン燃料用に設計された原子炉においてこのような燃料を使用することに、多くの住民が強い不安を感じています。福島第一原発3号機もプルサーマル発電をしており、事故の検証がないまま北海道電力が5月20日に行ったMOX燃料製造申請は、地域住民の意思を無視したものであり容認できるものではありません。

現在、道内の電力需要は最大で約578万キロワットとされ、泊原子力発電所がフル稼働した際には、この4割弱が原子力によるものとなります。仮に泊原発を全て停止した場合には、最大需要時には約43万キロワットの電力が不足するとの北海道電力による試算もありますが、この不足分を風力や太陽光などの再生可能なエネルギーの推進や節電などの省エネによって補えば、原子力発電は必要なく少なくとも1～3号機の段階的な運転停止は可能であると考えます。

核と人類は共存できません。私たちは、子供たちの未来に「負の遺産」を残さないためにも、持続可能で平和な社会「脱原発社会」を実現しなければならないと考えます。

つきましては、北海道においては、「脱原発社会」の実現に向けて下記の事項に取り組まれるよう強く要請します。

#### 記

- 1 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受け、北海道地域防災計画（原子力防災編）を早期に見直し、泊原子力発電所10キロメートル圏内の4町村に限られている安全協定を後志管内すべての市町村を含めたものにする。また、原子力災害に関する地域防災計画について10キロメートル圏内を対象としている「原子力施設等の防災対策」を見直すよう国に要請すること。
- 2 泊原子力発電所3号機で使用する予定のMOX燃料製造申請を撤回又は若しくは凍結するよう北海道電力に求めること。
- 3 泊原子力発電所第1～3号機の将来的な廃炉に向け段階的に運転停止し、また、当面は高度な安全対策が構築されない限り、定期検査中の1号機について運転を再開することがないよう国や北海道電力に要請すること。
- 4 全道的な放射能調査を継続実施するとともに、情報公開を進めること。
- 5 国に対し原発推進のエネルギー政策の転換を要請するとともに、北海道においても再生可能な自然エネルギーの推進を強力に展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年7月15日

小樽市議会

議決年月日	平成23年7月15日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

地方における公共事業の執行に必要な財源の確保を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	松 田 優 子
	同	酒 井 隆 行
	同	北 野 義 紀

政府は、本年 4 月、平成 23 年度予算に計上した公共事業費と施設整備費約 5 兆 9,000 億円の 5 パーセント分に当たる約 3,000 億円の執行を留保し、東日本大震災の被災地に重点配分する方針を決め、必要に応じてその一部を補正予算の財源に充てるとしています。

しかしながら、5 月 2 日に成立した平成 23 年度第 1 次補正予算では、道路や港湾の復旧など公共事業関係費の 1 兆 2,019 億円を含む総額 4 兆 153 億円を計上したものの、その財源は、基礎年金の国庫負担分の転用 2 兆 4,897 億円や経済危機対応・地域活性化予備費の減額 8,100 億円、子ども手当の減額 2,083 億円などから捻出しており、公共事業費と施設整備費の執行留保額はその財源に充てられてはいません。

また、7 月中にも国会に提出するとされている第 2 次補正予算について、財務大臣は財政法で定めている国債整理基金への繰入れを停止するための特例法を措置した上で、平成 22 年度の決算剰余金などを財源とする見解を示しています。

この度の我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復旧・復興に向けては巨額の財源が必要であり、国民全体で負担を分かち合うことは当然のことです。

一方、北海道においても、大津波により各地で漁船・養殖施設などに甚大な被害を受けるとともに、福島第一原子力発電所における事故の影響などから、観光、道産品の輸出など経済・産業活動への深刻な影響が生じており、その長期化が懸念されています。

被災した道内各地域の復旧・復興に全力で取り組むことはもとより、北海道の有する高い食料供給力や広大な土地、多様なエネルギー資源などの優位性や特性を生かし、大震災からの復興という我が国の重要課題にしっかりと貢献するためにも、必要な社会資本の整備を着実に進めることが重要です。

加えて、長引く世界経済の低迷や政府による昨今の公共事業費の大幅削減は、本道の地域経済に大きな打撃を与えている中、この度の大震災の影響が地域の疲弊に更なる拍車をかけることは明白です。

よって、国においては、明確な復興財源確保の道筋をつけるとともに、疲弊する地方の状況も十分に踏まえ、被災した道内各地域の復旧・復興のために公共事業費・施設整備費において留保している予算を早期に解除するよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 7 月 15 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 23 年 7 月 15 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------------	------	-----	---------

道路の整備に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	小 貫 元
	同	高 橋 克 幸
	同	酒 井 隆 行

北海道は、全国の22パーセントを占める広大な面積に179の市町村からなる広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存しており、道路は道民生活と経済・社会活動を支える重要な社会基盤ですが、冬期の厳しい気象条件に加え多発する交通事故、自然災害時の交通障害や更新時期を迎え老朽化する道路施設など、道路を取り巻く課題は多くあります。

また、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の整備は、道民が強く要望しているところであり、特にミッシングリンクを抱え、全国に比べて大きく立ち後れている高規格幹線道路ネットワークの形成は、圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、地域医療の充実に加え、大規模災害時には復旧作業や被災者支援の物資輸送に大きな役割を果たすことなどから、道民の安全で安心な生活を確保する上での重要な課題です。

こうした中、地方財政は全国的な景気の後退とともに、税収が落ち込むなど、更に厳しさを増しており、今後は、国と地方の適切な役割分担の下、道路整備に必要な予算を確保するとともに、国が制度を見直す際には、地方の自主性・裁量性を重視した地方にとって自由度の高い制度とすることが重要です。

よって、国においては、このような状況を踏まえ、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 高規格幹線道路については、整備中区間の早期供用を図るとともに、抜本的見直し区間の未着手区間や基本計画区間などは地域住民の合意に基づき早期の事業化を図ること。
- 2 自然災害時等における交通機能の確保を確実なものとするため、安全で信頼性の高い道路整備を進めるとともに、広域交通の寸断や交通障害による孤立集落の発生を防ぐ代替路の整備など、災害に強い道路ネットワークの構築を図ること。
- 3 高度成長期に整備された道路施設の老朽化に対応するため、計画的な維持補修による施設の長寿命化を図る事業の推進により安全性、耐久性を高めること。
- 4 冬期交通における安全性の確保、交通事故対策を始め、魅力あふれる北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備及び維持に必要な予算額を確保すること。
- 5 平成23年度から導入された地域自主戦略交付金（一括交付金）については、道路整備に関する地域の様々な課題に対応できるよう、更なる制度の充実を図るとともに必要な予算額を確保すること。
- 6 事業評価に当たっては、従来の費用便益分析による効率性の面だけではなく、地域のニーズを反映させ、救急医療、災害時の機能確保、更には観光への貢献といった交通量によらない多様な効果を考慮するなど、多面的な事業評価手法となるよう検討すること。
- 7 地方の財政負担の軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の維持・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年7月15日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年7月15日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------	------	-----	---------

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	成	田	祐	樹
	同	小	貫	元	
	同	上	野	智	真
	同	林	下	孤	芳

東日本大震災によって、東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受けました。今後は、自治体を中心となった復興が求められます。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。2011年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2012年度予算においても、震災対策費を確保しつつ、2011年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

このため、2012年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に次のとおり対策を求めます。

記

- 1 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。
- 2 医療、福祉分野の人材確保を始めとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。
- 3 地方財源の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分5対5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年7月15日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年7月15日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	中村岩雄
	同	濱本進
	同	佐々木秩
	同	北野義紀

非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層の増加に対して、賃金の最低限を保障するセーフティネットを強化する最低賃金制度の役割は、ますます大きくなってきています。

2007年度の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の合意に基づき、ここ4年間で賃金の大きな上げが行われ、北海道の最低賃金は691円となり、各県においても生活保護費とのかい離解消が進められています。

しかし、生活保護費とのかい離（現行26円）を残すこととなる北海道としては、かい離解消は働くことのインセンティブとして当然のことであり、その早期解消に加え、安心して生活できる賃金を約束しなければなりません。法定労働時間フルに働いても、税込み月額12万円程度、年額でも140万円程度にしかならないが、昨年度13円引上げ改定に伴う影響率は8.69パーセント、パートに至っては21.63パーセントとなっており、北海道の非正規率の高さ、最低賃金に張り付く低賃金体系となっていること、生活困窮の度合いが深まっていることが明らかとなりました。連合調査による「最低限の生活を保障水準（リビング・ウェイジ）」として示された「時間給870円、月額144,000円」とは程遠いものとなっています。

特に北海道のような非正社員比率が4割と高く、低賃金・最賃に張り付く賃金体系が多い地域においては、地域経済の維持と所得税収の確保、社会保障制度の維持・充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と、全体の底上げは重要な課題です。

よって、今年度の地域最低賃金の改定に当たっても、中小企業等の生産性向上などを考慮しつつ、経済的に自立可能な水準への改定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年7月15日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年7月15日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

義務教育費国庫負担制度の堅持等を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	成 田 祐 樹
	同	小 貫 元
	同	林 下 孤 芳
	同	佐々木 茂

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について国の責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。政府は「地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金化の対象外」とすることを閣議決定し、また、全国知事会等地方六団体も同様の意向を示したことから義務教育費国庫負担金については一括交付金化しない方向で検討が進められています。しかし、政府内には一括交付金化への言及があるなど、その意図が払拭されていないことから、今後も義務教育費国庫負担制度堅持の取組を進めていくことが重要です。義務教育費国庫負担制度は地域主権を脅かすものではなく、むしろ地域主権を保障する制度であり、義務教育には必要不可欠なことから、この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を2分の1へ復元するなどの拡充が必要です。

文部科学省は昨年、30年ぶりに40人学級を見直し、35人・30人学級の実現を目指した「新・教職員定数改善計画（案）」を策定し、初年度分として8,300人の教職員定数改善を要望しましたが、2,300人（純増300人）の定数改善による小学校1年生の35人学級の実現にとどまりました。学校現場においては子供たちに行き届いた教育を保障するため、教職員の拡充は喫緊の課題となっており、「新・教職員定数改善計画（案）」の確実な実施及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。今年度の政府予算においても「高校授業料無償化」「子ども手当」が引き続き計上されましたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費などの保護者負担が存在しています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ており、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するためには、国による教育予算の拡充が必要です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元など、下記の項目について、教育予算の確保・充実をするよう要請します。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を2分の1に復元すること。
- 2 文部科学省「新・教職員定数改善計画（案）」の確実な実施及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現と教職員定数の改善を早期に実行すること。  
当面、小学校2年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。
- 3 学校教育法第37条第3項を削除し、行き届いた教職員配置を実現すること。
- 4 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年7月15日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年7月15日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

母子家庭自立対策の充実を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員  
同  
同  
同  
同

吹 田 友三郎  
川 畑 正 美  
松 田 優 子  
酒 井 隆 行  
斎 藤 博 行

母子家庭における就労率は84パーセントと高いものの、その半数近くが非正規雇用で、平均就労年収は171万円（平成18年全国母子世帯等調査）と低く、低所得者層の割合が増加傾向にあるなど、母子家庭を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

そのような状況の中、子育てと仕事の両立、就職により収入の高い修業を可能にするための支援などが求められており、国家資格を取得するための訓練期間における生活費の負担を軽減する支援金を受給できる制度は経済的自立へは有効な支援です。国においても、平成21年度に、高等技能訓練促進費の支給対象期間拡大と支援金の増額、支給人員の拡大が平成23年度までの3年間の期間限定で行われました。

こうした支援策が恒久的に実施されることや子育て支援策を充実することが母子家庭の子供の健やかな育成につながるものです。

よって、国においては、母子家庭の方々が、安心して暮らすことができる社会を構築するため、下記の事項について措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 高等技能訓練促進費における期間限定措置の恒久制度への移行を図ること。
- 2 病気の子供に対する一時的な保育を行う病児・病後児保育の拡充を図ること。
- 3 ファミリー・サポートセンターへの支援の拡充を図ること。
- 4 就学年齢の子供に対するきめ細やかな放課後支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年7月15日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年7月15日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------



森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉 美 幸
	同	中 村 岩 雄
	同	濱 本 進
	同	山 口 保
	同	新 谷 と し

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、森林は二酸化炭素の吸収源として、大きな関心と期待が寄せられています。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、引き続き経済の低迷は、経営基盤の弱い林業・木材産業に深刻な影響をもたらしています。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、「森林・林業再生プラン」に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進により、森林・林業の再生を図ることが重要です。

また、先般の東日本大震災により、東北地方を中心に未曾有の大被害をもたらしましたが、その復旧・復興が必要であるため、下記の項目を実現するよう要望します。

記

- 1 東日本大震災の速やかな復興に向けて、被災した森林や木材加工施設等の早期復旧に加え、復興木材の供給に向けた被災地域及び全国における森林・林業再生を加速化すること。
- 2 今般導入される地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策や木材利用促進を位置付けるなど森林整備推進等のための安定的な財源措置の確保による森林経営対策を推進すること。
- 3 間伐等森林整備の推進、持続可能な森林経営の確立に向け、森林管理・環境保全直接支払制度による搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、担い手育成確保対策の強化を図るとともに、森林施業の集約化や機械化の推進、森林整備経費への定額助成の導入など効率的施業の推進と所有者の負担軽減を推進すること。
- 4 低炭素社会の実現に着目した公共建築物や民間住宅・事務所等での地域材の利用を推進するとともに、新たなエネルギー政策の転換の検討に当たって、木質バイオマスエネルギーを最大限活用するなど国産材の利用拡大を推進すること。
- 5 森林整備加速化・林業再生事業の拡充・延長により、川上・川下が一体となった森林・林業の再生に向けた取組を推進すること。
- 6 国民共有の財産である国有林については、一般会計により、公益的機能の一層の発揮を図るとともに、森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的な管理運営体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年7月15日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年7月15日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

地方消費者行政の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹 田 友三郎
	同	川 畑 正 美
	同	松 田 優 子
	同	上 野 智 真
	同	齋 藤 博 行

現在、国においては、平成21年9月に施行された「消費者庁及び消費者委員会設置法」の附則及び関連3法成立の際に衆参両院の特別委員会が採択した附帯決議に沿って、地方消費者行政強化のための「集中育成・強化期間」後の国による地方消費者行政の支援策が検討されています。

これまでの地方消費者行政活性化交付金等の財政措置は、いずれも期間限定の支援であるため、必ずしも、継続的な経費の支出を伴う専任相談員の採用や増員などの人的体制強化につながっていないとの意見も多いことなどから、具体的な在り方の検討に当たっては、その効果や問題点を十分検証する必要があります。

また、自治体が消費者安全法に定められた消費生活相談等の事務を適切に執行するためには、すべての自治体において主体的に体制を整備する必要がありますが、人口規模や財政状況、これまでの消費者行政に対する意識や体制などに格差があり、自治体個々の対応では整備困難な場合が多くあります。

加えて、現場で相談を担う消費生活相談員については、その専門性に見合った地位の安定や待遇が確保されていないことによる後継者不足、新たな資格取得者等の減少などから、専任相談員を配置し住民が安心して相談できる窓口の整備に支障が生じています。

よって、国においては、地方消費者行政の充実・強化を図るよう、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 地方自治体の消費者行政の充実に確実につながるよう、継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。
- 2 相談体制の整備については、広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体の実態を踏まえた利用しやすい制度に見直すこと。
- 3 消費生活相談員が、専門性に見合った待遇の下で安定して勤務できる制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年7月15日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年7月15日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

軽油引取税等に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	中村岩雄
	同	酒井隆行
	同	佐々木 秩
	同	北野 義紀

軽油引取税については、平成21年度の地方税法等の改正により一般財源化され、道路目的税から普通税になったことに伴い、従来、道路使用に直接関係を有していない等の理由により設けられていた免税制度が大きく変更され、農林漁業における燃油に係る軽油引取税については、法改正後も平成24年3月31日までの間は課税免除の措置が継続されていますが、その廃止は今後の農林漁業経営に甚大な影響を与えるものと懸念されます。

また、農林漁業用A重油に対する石油石炭税の免除・還付措置については、これまでも数次の延長措置が講じられてきましたが、この免税等措置が平成23年度をもって終了した場合や、新たに負担増となる地球温暖化対策税についても、燃油への依存が強い本道の農林漁業経営に更なる負担を強いることとなり、地域経済全体に対して大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

また、制度の継続等は、農林漁業の振興だけでなく、食料自給率を向上させる観点からも有効であり、強く望まれるものです。

よって、国においては、農林水産業の経営の自立化・安定化を図る観点から、燃油税制に係る特例措置について存続などされるよう、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 農林漁業に使用する軽油に係る軽油引取税の免税措置を存続などすること。
- 2 農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免除・還付措置について恒久化すること。
- 3 農林漁業者の新たな燃油に係る税負担が増えることのないよう万全の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年7月15日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年7月15日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

ＴＰＰ交渉への参加を行わないよう求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉 美 幸
	同	中 村 岩 雄
	同	濱 本 進
	同	佐々木 秩
	同	北 野 義 紀

世界的に食料需要が増大し食料輸出国における輸出規制などにより、食料供給に不安定要素が増す中で、国は昨年 3 月に策定した新しい「食料・農業・農村基本計画」において、国民に対する国家の最も基本的な責務として、食料の安定供給を将来にわたって確保していくため、我が国の食料自給率を最大限向上させることとし、平成 32 年度の食料自給率目標を 50 パーセントに引き上げたところです。

北海道農業は我が国最大の食料供給地域として、米、小麦、バレイショ、てん菜、酪農等を中心に、専門的な経営を主体に良質な農産物を安定供給してきており、今後とも、国民への食料安定供給の役割を高め、国の食料自給率の向上に最大限寄与していくことが期待されています。

更に、食品加工や流通、観光等の多くの産業と密接に結びつき、本道経済・社会を支える地域の基幹産業として大きな役割を果たしていることから、次代を担う子供たちに、北海道農水産業・農漁村を貴重な財産として引き継いでいくことが求められています。

しかしながら、昨年 11 月に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」においては、日豪 E P A 交渉の妥結に向けた取組の加速化などに加え、関税撤廃を原則とする環太平洋パートナーシップ（T P P）協定について、「関係国との協議を開始する」ことが決定され、本年 1 月の総理の施政方針演説では、「6 月を目途に交渉参加を判断する」とされたところです。

東日本大震災後の本年 5 月に閣議決定された「政策推進指針」において、T P P 協定交渉参加の判断時期については、「総合的に検討する」とされたものの、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて高いレベルの経済連携を目指す基本姿勢は、昨年 11 月から維持されたままです。

土地や社会条件等が大きく異なる米国や豪州などの農産物輸出国との競争力格差は極めて大きく、仮に T P P 交渉で重要品目の関税撤廃が行われた場合には、農業や関連産業の継続が困難となり、地域社会の崩壊が懸念されます。その経済的影響額は、本道において 2 兆 1000 億円を超えるとも試算されており、このほかに漁業生産額にも 500 億円を超える影響が予想されているところです。

よって、国においては、食料自給率の向上や食料安全保障の観点からも、「多様な農業の共存」を基本理念として堅持し、本道地域社会や経済・雇用に甚大な影響を与えかねず、時期尚早とも言われている T P P 交渉への参加を行わないよう、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 関税撤廃を原則とする T P P 交渉への参加は行わないこと。
- 2 E P A ・ F T A 等あらゆる国際交渉においては、米や小麦、でん粉、砂糖、牛肉、乳製品等の重要品目及び主要水産物を関税撤廃の対象から除外すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 7 月 15 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 23 年 7 月 15 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

米の先物取引試験上場の認可の撤回を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	中村岩雄
	同	佐々木 秩
	同	新谷とし
	同	山田雅敏

本年7月、農林水産省は、2年間の試験上場を通じて現物取引への影響などを点検し、本上場に向けた判断材料とするとして、東京・大阪それぞれの穀物商品取引所が行った米の先物取引の試験上場を認可しました。

このことは、東日本大震災という未曾有の被害と福島第一原子力発電所の事故による風評被害や諸外国の輸入規制など、不安の中にある農業者の心情を全く踏まえておらず、大震災が米の需給にも大きな影響を与えかねない中で、米の生産現場の困惑と流通の混乱が懸念されます。

また、世界の商品市場に巨大な投機マネーが流入し高騰と混乱を生じさせている現状にあることや先物取引が持つ投機的性格について、農業者を始めとする米の生産、流通、販売等の関係者の間で理解と検証が進んでいるとは到底考えられません。

加えて、米の先物取引は、国民食料の基軸である米農政に大きな影響を与える重大な問題であるにもかかわらず、これまでの国会においても生産調整や戸別所得補償制度との整合性など、十分な議論・検証がなされていないことや我が国独自の多種多様な米の生産と流通になじまないことから生産者団体なども強く反対しています。

このような状況の中で、農林水産省が試験上場を認可したことは、米の価格形成を投機の市場に委ね、我が国の主食となる米の安定生産・流通に関わる国の責任を放棄するものであり、極めて拙速な判断であり遺憾と言わざるを得ません。

よって、国においては、米の先物取引試験上場の認可を撤回するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年7月15日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年7月15日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	成 田 祐 樹
	同	林 下 孤 芳
	同	中 島 麗 子
	同	前 田 清 貴

去る 3 月 11 日に発生した国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 の東北地方太平洋沖地震とこれに伴う巨大津波は、東北地方を中心に数多くの尊い命を奪い、沿岸地方に壊滅的な被害をもたらしました。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所における重大事故では、大量の放射性物質が放出され、我が国で初めて「原子力災害対策特別措置法」に基づく「原子力緊急事態宣言」が発令されました。

さらに、原発事故の深刻度が「国際原子力事象評価尺度（INES）」による暫定評価で最悪の「レベル 7」に引き上げられ、原発事故から 4 か月を経た今も、周辺地域では広範囲な避難指示の下、多くの住民が避難生活を余儀なくされているほか、農水産物等の汚染や風評被害も深刻化しています。

本道においては、泊原発があり、更に、道南地域に近接した大間原発も建設中であることから、今回の震災を受けて原発に対する道民の不安が高まっています。

原子力発電所は、何よりも安全性が最優先されるべきものであり、国の規制責任が十分果たされることが重要です。このため、国においては、徹底した安全対策を早急に講じ、不安の払拭に努めることは、国の重大な責務です。

よって、国においては、福島第一原子力発電所の一刻も早い事態の収束はもとより、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 今回の福島第一原子力発電所における原発事故に関し、早急にプルサーマル発電の影響も含めた徹底した検証を行い、その結果に基づく原子力発電所の安全確保に万全の対策を講ずるとともに、国民に対し丁寧かつわかりやすい説明を行うなど不安の払拭に努めること。
- 2 国民の安全・安心を確保するため「防災基本計画」や E P Z を含む「原子力防災指針」を始めとする国の原子力防災対策の見直しを行うこと。
- 3 太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギー源を利用することの重要性が増大していることから、再生可能エネルギーの開発・導入に対する支援措置を積極的に講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 7 月 15 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 23 年 7 月 15 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	安斎哲也
	同	林下孤芳
	同	中島麗子
	同	佐々木茂

本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、日本の観測史上最大のマグニチュード 9.0 を記録しました。巨大津波は東北地方や関東、北海道に至る広い地域に甚大な被害をもたらし、尊い人命が数多く失われ、いまだ 1 万人以上の方々が行方不明となっています。被災された方々は今なお不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い生活再建と被災地の復旧・復興が強く求められています。

あわせて、港湾や農地が破壊された農林水産業や、交通インフラ分断の影響により生産活動の縮小した経済状況からは、激甚災害指定や被災者生活支援制度の拡充はもとより、新たな法制度による措置等、従来の災害復旧支援を超えた対策が求められます。

更に、高濃度の放射能汚染が生じた東京電力福島第一原子力発電所の事故対応では、国の責任の下、最終的な収束まで予断を許さず、徹底した対策を講ずるべきです。

よって、政府においては、以上のような被災地への復興支援策の実施とともに、震災によるこの国家的危機に当たり、国民の生命と財産を守る防災対策を始めとする新たな安全確保事業を国家プロジェクトとして実施することを要望します。

また、今回の大震災は、歴史上類例を見ないほど、広域かつ複合的な災害です。このため復興に当たっては、一元的かつ総合的な機関を設置し、既存制度の枠組みを超える対策を実施することを求めます。

更に、震災に対する海外の反応は、日本の経済・安全に懸念を示しており、海外からの投資・輸出入に影響を与えています。こうしたことから日本全体に影響を及ぼす経済的打撃の克服、既存原発の安全性確保、新たな地震・津波対策等、政府が具体的に総合的な復興ビジョンを策定することは、国民への重要なメッセージとなり、更には、国際的信頼を取り戻す必須の第一歩と考えます。

よって、政府においては、震災復興に向けた総合的な復興ビジョンを速やかに策定することを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 7 月 15 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 23 年 7 月 15 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋元智憲
	同	吹田友三郎
	同	川畑正美
	同	林下孤芳
	同	佐々木茂

これまで、公立学校施設は大規模地震や豪雨等の非常災害時には、地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきました。

このたびの東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集し、また、発信する拠点になるなど様々な役割を果たし、その重要性が改めて認識されています。しかし、一方で、多くの公立学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障を来し、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになりました。こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき公立学校施設の防災機能の在り方について、様々な見直しが求められています。

政府は、公立学校施設の学校耐震化や老朽化対策等については、地方自治体の要望に応え、毎年予算措置等を講ずるなど、積極的な推進を図っていますが、本来これらの施策と並行して全国的に取り組まなければならない防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情です。

よって、政府においては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において、地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するために、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能の一層の強化が不可欠であるとの認識に立ち、下記の項目について、速やかに実施するよう強く要望します。

記

- 1 公立学校施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。
- 2 公立学校施設を対象として、避難場所として備えるべき必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に対し、その周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと。
- 3 公立学校施設を対象として、防災機能の整備状況を適宜把握し、公表すること。
- 4 公立学校施設の防災機能を向上させる先進的な取組事例を収集し、様々な機会を活用して地方公共団体に情報提供すること。
- 5 公立学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう、制度を集約し、窓口を一元化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年7月15日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年7月15日	議決結果	可決	全会	一致
-------	------------	------	----	----	----



原発に依存しないエネルギー政策への転換を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	松 田 優 子
	同	鈴 木 喜 明
	同	斎 藤 博 行
	同	中 島 麗 子

3月11日の「東日本大震災」は、東日本を中心とする広い範囲に壊滅的な被害をもたらしました。これに伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故では、炉心溶融、海への汚染水の放出、広範囲にわたる放射性物質の拡散などが起こり、現時点で収束の目途が立っておりません。

自然エネルギーは大きな可能性を持っています。太陽光、中小水力、地熱、風力などに恵まれ、技術的にも世界でも先進的なものがあり、日本の技術を使って日本よりはるかに進んだ自然エネルギーの取組を行っている国も少なくありません。

今後は、原子力発電所中心のエネルギー政策からの移行を考え、自然エネルギーへの積極的な転換を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年7月15日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年7月15日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

石狩湾新港地域における LNG 火力発電所の建設実現についての要望決議（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	高 橋 克 幸
	同	斎 藤 博 行
	同	北 野 義 紀
	同	前 田 清 貴

本年 3 月に発生した東日本大震災の東京電力福島第一原子力発電所等の事故によって、供給電力の不足が生じ、国民生活をはじめ、経済活動へ大きな影響を与えていることから、電力供給の重要性を改めて認識するに至った。

一方、北海道電力株式会社は、「2011年度供給計画」において、今後も堅調に増加が想定される電力需要に対応するとともに燃料種の多様化を図り、将来的な電力の安定供給を確実にするため、平成30年代前半を目途に LNG（液化天然ガス）火力発電所を導入することを発表したところである。

本市と石狩市にまたがる石狩湾新港地域は、道内で最大の電力需要地である札幌圏に位置するとともに、大型 LNG 船が入港可能な港を有し、発電所を含む施設建設には十分な用地を確保することが可能な地域である。

この地域に LNG 火力発電所の建設を実現することは、電力の安定供給が図られ、本市をはじめ道央圏、さらには北海道全体の発展につながる。また、北海道の豊かな自然を生かした再生可能エネルギーの活用を推進し、化石燃料の中でも二酸化炭素排出量が最も少ない LNG を発電燃料にすることにより、地球環境面の課題である温暖化抑止に貢献すると考えられる。

よって、LNG 火力発電所は、石狩湾新港地域において実現されることを強く要望するものである。

平成 23 年 6 月 28 日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年6月28日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

# 平成23年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○会期 平成23年6月28日～平成23年7月15日(18日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成23年度小樽市一般会計補正予算	H23.6.28	市長	H23.7.6	予算	H23.7.12	可決	H23.7.15	可決
2	平成23年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H23.6.28	市長	H23.7.6	予算	H23.7.12	可決	H23.7.15	可決
3	平成23年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H23.6.28	市長	H23.7.6	予算	H23.7.12	可決	H23.7.15	可決
4	平成23年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算	H23.6.28	市長	H23.7.6	予算	H23.7.12	可決	H23.7.15	可決
5	工事請負契約について	H23.6.28	市長	—	—	—	—	H23.7.5	可決
6	工事請負契約について	H23.6.28	市長	—	—	—	—	H23.7.5	可決
7	不動産の取得について	H23.6.28	市長	H23.7.6	予算	H23.7.12	可決	H23.7.15	可決
8	訴えの提起について	H23.6.28	市長	H23.7.6	建設	H23.7.13	可決	H23.7.15	可決
9	小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について	H23.6.28	市長	H23.7.6	予算	H23.7.12	可決	H23.7.15	可決
10	小樽市監査委員の選任について	H23.6.28	市長	—	—	—	—	H23.6.28	同意
11	小樽市非核港湾条例案	H23.6.28	議員	H23.7.6	総務	H23.7.13	否決	H23.7.15	否決
12	小樽市職員懲戒審査委員会委員の任命について	H23.7.15	市長	—	—	—	—	H23.7.15	同意
13	人権擁護委員候補者の推薦について	H23.7.15	市長	—	—	—	—	H23.7.15	同意
報告1	専決処分報告[平成23年度小樽市一般会計補正予算]	H23.6.28	市長	H23.7.6	予算	H23.7.12	承認	H23.7.15	承認
意見書案第1号	介護保険の軽度者への給付削減をやめ、公費負担の大幅拡大を求める意見書(案)	H23.7.15	議員	—	—	—	—	H23.7.15	否決
意見書案第2号	北海道地域防災計画(原子力防災編)の早期見直しと北海道電力泊原子力発電所の段階的運転停止・計画的廃炉・3号機プルサーマル発電計画の撤回を求める要望意見書(案)	H23.7.15	議員	—	—	—	—	H23.7.15	否決
意見書案第3号	地方における公共事業の執行に必要な財源の確保を求める意見書(案)	H23.7.15	議員	—	—	—	—	H23.7.15	可決
意見書案第4号	道路の整備に関する意見書(案)	H23.7.15	議員	—	—	—	—	H23.7.15	可決
意見書案第5号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)	H23.7.15	議員	—	—	—	—	H23.7.15	可決
意見書案第6号	北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書(案)	H23.7.15	議員	—	—	—	—	H23.7.15	可決
意見書案第7号	義務教育費国庫負担制度の堅持等を求める意見書(案)	H23.7.15	議員	—	—	—	—	H23.7.15	可決
意見書案第8号	母子家庭自立対策の充実を求める意見書(案)	H23.7.15	議員	—	—	—	—	H23.7.15	可決
意見書案第9号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書(案)	H23.7.15	議員	—	—	—	—	H23.7.15	可決
意見書案第10号	地方消費者行政の充実・強化を求める意見書(案)	H23.7.15	議員	—	—	—	—	H23.7.15	可決
意見書案第11号	軽油引取税等に関する意見書(案)	H23.7.15	議員	—	—	—	—	H23.7.15	可決
意見書案第12号	TPP交渉への参加を行わないよう求める意見書(案)	H23.7.15	議員	—	—	—	—	H23.7.15	可決
意見書案第13号	米の先物取引試験上場の認可の撤回を求める意見書(案)	H23.7.15	議員	—	—	—	—	H23.7.15	可決
意見書案第14号	原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書(案)	H23.7.15	議員	—	—	—	—	H23.7.15	可決
意見書案第15号	東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書(案)	H23.7.15	議員	—	—	—	—	H23.7.15	可決
意見書案第16号	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書(案)	H23.7.15	議員	—	—	—	—	H23.7.15	可決
意見書案第17号	原発に依存しないエネルギー政策への転換を求める意見書(案)	H23.7.15	議員	—	—	—	—	H23.7.15	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委員会	議 決 年 月 日	議 決 結果	議 決 年 月 日	議 決 結果
決議案 第1号	石狩湾新港地域におけるLNG火力 発電所の建設実現についての要望決 議（案）	H23.6.28	議員	—	—	—	—	H23.6.28	可決
その他会議に 付した事件	行財政運営及び教育に関する調査に ついて（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	総 務	H23.7.13	継 続 審 査	H23.7.15	継 続 審 査
	市内経済の活性化に関する調査につ いて（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	経 済	H23.7.13	継 続 審 査	H23.7.15	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について（厚 生常任委員会所管事務）	—	—	—	厚 生	H23.7.13	継 続 審 査	H23.7.15	継 続 審 査
	まちづくり基盤整備に関する調査に ついて（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	建 設	H23.7.13	継 続 審 査	H23.7.15	継 続 審 査

# 陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
2 ～ 145	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23.7.4	H23.7.13	継続審査	H23.7.15	継続審査
146	北海道電力泊原子力発電所の廃止に向けた段階的運転停止及び3号機プルサーマル発電計画の撤回要請方について	H23.7.5	H23.7.13	不採択	H23.7.15	不採択

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について	H23.7.4	H23.7.13	継続審査	H23.7.15	継続審査